HOLY BIBLE.

舊新約全書

大日本神戶市前町拾四番

大英國
北英國 聖書會社

BRITISH & FOREIGN BIBLE SOCIETY
AND
NATIONAL BIBLE SOCIETY
OF SCOTLAND

No. 6 Type. KOBE JAPAN. 1907.

193. K(1907)

舊約全書目錄

書名	章數	頁
創世記	五十章	一
出埃及記	四十章	七五
利未記	二十七章	一三七
民數紀略	三十六章	一八三
申命記	三十四章	二四九
約書亞記	二十四章	三〇五
士師記	二十一章	三二四
路得記	四章	三八三
撒母耳前書	三十一章	三八九
撒母耳後書	二十四章	四三九
列王紀略上	二十二章	四八一
列王紀略下	二十五章	五二七
歷代志略上	二十九章	五七五
歷代志略下	三十六章	六二一
以斯拉書	十章	六七三
尼希米亞記書	十三章	六八九
以斯帖書	十章	七一一
約百記	四十二章	七二三
詩篇	百五十篇	七六三
箴言	三十一章	八七三
傳道之書	十二章	九〇五
雅歌	八章	九一七
以賽亞書	六十六章	九二五
耶利米亞哀歌	五章	一〇〇五
耶利米亞記	五十二章	一〇〇八
以西結書	四十八章	一〇九三
但以理書	十二章	一一六三
何西阿書	十四章	一一八七
約耳書	三章	一二九九
亞摩士書	九章	一二〇三
阿巴底亞書	一章	一二一三
約拿書	四章	一二一五
米迦書	七章	一二一九
拿翁書	三章	一二二七
哈巴谷書	三章	一二三一
西番雅書	三章	一二三五
哈該書	二章	一二三九
撒加利亞書	十四章	一二四三
馬拉基書	四章	一二五五

大日本聖書協會藏書
大日本聖書協會藏書
国立国会
29.7.22
336849

新約全十二書目錄

書名	章數	頁	書名	章數	頁
馬太傳福音書	二十八章	一二五九	達提摩太前書	六章	一五四七
馬可傳福音書	十六章	一三〇一	達提摩太後書	四章	一五五三
路加傳福音書	二十四章	一三二九	達提多書	三章	一五五七
約翰傳福音書	二十一章	一三七三	達腓利門書	一章	一五六一
使徒行傳	二十八章	一四〇九	達希伯來人書	十三章	一五六三
達羅馬人書	十六章	一四五五	雅各書	五章	一五七七
達哥林多人前書	十六章	一四七五	彼得前書	五章	一五八三
達哥林多人後書	十三章	一四九五	彼得後書	三章	一五八九
達加拉太人書	六章	一五〇九	約翰第一書	五章	一五九三
達以弗所人書	六章	一五一七	約翰第二書	一章	一五九九
達腓立比人書	四章	一五二五	約翰第三書	一章	一六〇一
達哥羅西人書	四章	一五三一	猶大書	一章	一六〇三
達帖撒羅尼迦人前書	五章	一五三七	約翰默示錄	二十二章	一六〇五
達帖撒羅尼迦人後書	三章	一五四三			

西亞細亞諸國之圖

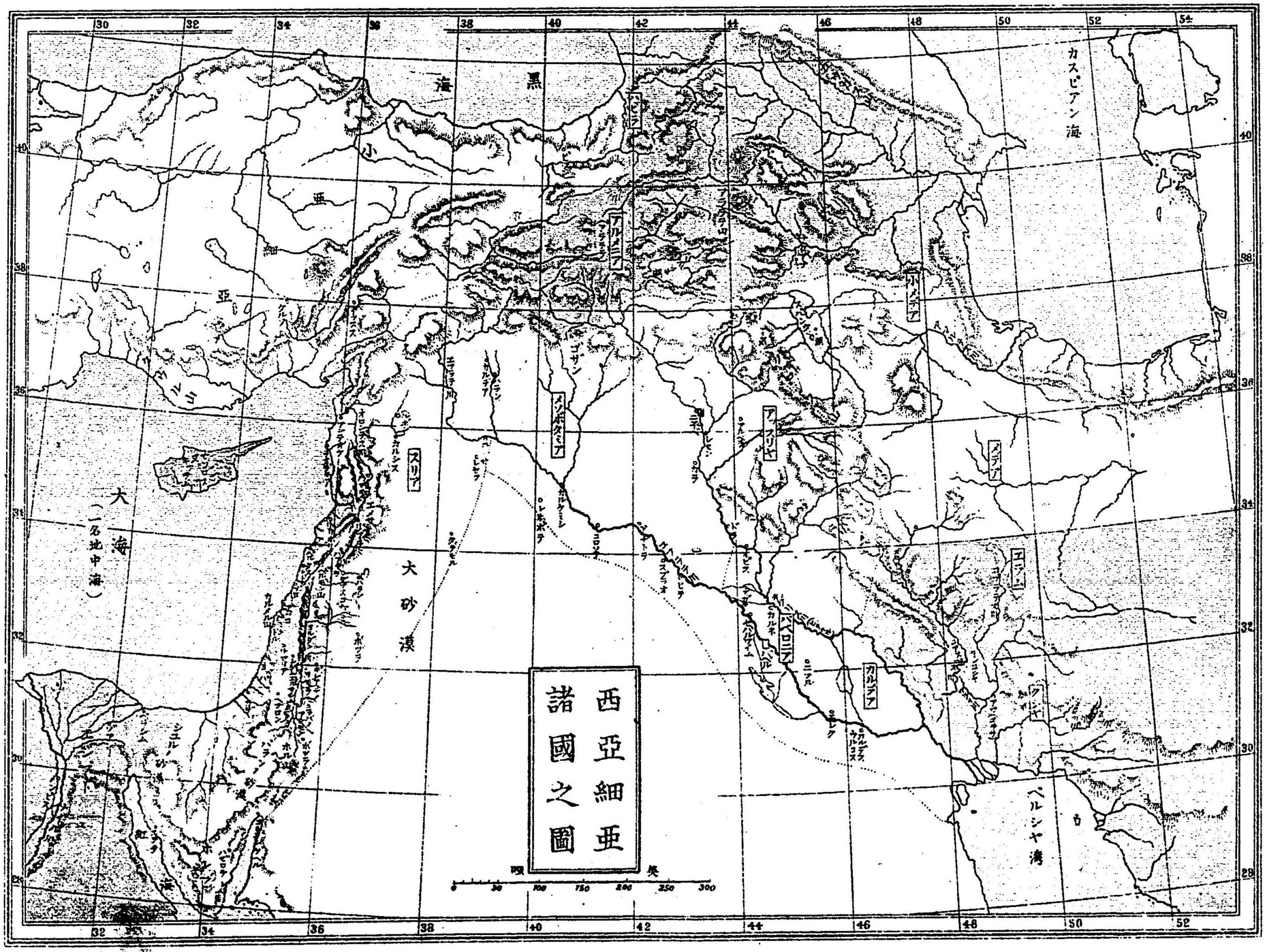
黒海
小亜細亜
カスピアン海
大海（一名地中海）
大砂漠
ペルシヤ湾
紅海
ヨルダン川
ガリラヤ湖
死海
ユーフラテス川
ティグリス川
ペルシヤ湾
哩
0 50 100 150 200 250 300

創世記第一章 自一至廿六節

一 元始に神天地を創造たまへり 二 地は定形おく曠空くして黒暗淵の面にあり神の靈水の面を覆たり
三 神光あれと言たまひければ光ありき 四 神光を善と観たまへり神光と暗を分ちたまへり 五 神光を晝と名け暗を夜と名けたまへり夕あり朝ありき是首の日なり 六 神言たまひけるは水の中に穹蒼ありて水と水とを分つべし 七 神穹蒼を作りて穹蒼の下の水と穹蒼の上の水とを判ちたまへり即ち斯なりぬ 八 神穹蒼を天と名けたまへり夕あり朝ありき是二日なり 九 神言たまひけるは天の下の水は一處に集りて乾ける土を顯べし即ち斯なりぬ 十 神乾ける土を地と名け水の集合るを海と名けたまへり神これを善と観たまへり
十一 神言たまひけるは地は青草と實蔵を生ずる草蔬と其類に從ひ實蔵を生ずる菓樹を地に發出すべし即ち斯なりぬ 十二 地青草と其類に從ひ實蔵を生ずる草蔬と其類に從ひ實蔵をむすびてみづから核をもつ所の樹を發出せり神これを善と観たまへり 十三 夕あり朝ありき是三日なり 十四 神言たまひけるは天の穹蒼に光明ありて晝と夜とをわかち又天象のため時節のため日のため年のために成べし 十五 又天の穹蒼にありて地を照す光となるべしと即ち斯なりぬ 十六 神二の巨なる光をつくり大なる光に晝を司どらしめ小き光に夜を司どらしめたまふまた星を造りたまへり 十七 神これを天の穹蒼に置て地を照さしめ 十八 晝と夜を司どらし光と暗を分たしめたまふ神これを善と観たまへり 十九 夕あり朝ありき是四日なり 二十 神いひたまひけるは水には生物饒に生じ鳥は天の穹蒼の面に地の上に飛べしと 二一 神巨なる魚と水に饒に生じてうごく諸の生物を其類に從ひて創造りたまへり神之を善と観たまへり 二二 神之を祝して曰く生よ殖息よ海の水に充物よ又禽鳥は地に殖息よと 二三 夕あり朝ありき是五日なり 二四 神言たまひけるは地は生物を其類に從ひて出すべしと即ち斯なりぬ 二五 神地の獣を其類に從ひて造り家畜を其類に從ひて造り地の諸の昆蟲を其類に從ひて造りたまへり神之を善と観たまへり 二六 神言たまひけるは我儕に象りて我等の像のごとくに我等人を造り之に海の魚と天空の鳥と家畜と

全地と地に匍ふ所の諸の昆蟲を治しめんと　二七 神其像の如くに人を創造たまへり即ち神の像の如くに之を
創造之れを男と女に創造たまへり　二八 神彼等を祝し神彼等に言たまひけるは生よ繁殖よ地に滿盈よ之を服從せ
よ又海の魚と天空の鳥と地に動く所の諸の生物を治めよ　二九 神言たまひけるは視よ我全地の面にある實蓏
のなる諸の草蔬と核ある木菓の結る諸の樹とを汝等に與ふこれは汝らの糧となるべし　三十 又地の諸の獸と天
空の諸の鳥および地に匍ふ諸の物等凡そ生命ある者には我食物として諸の青き草を與ふと即ち斯なりぬ
三一 神其造りたる諸の物を視たまひけるに甚だ善りき夕あり朝ありき是六日なり

第二章

一 斯天地および其衆群悉く成ぬ　二 第七日に神其造りたる工を竣たまへり其は神其創造爲たまへる工を息て是日
に安息たまひたればなり　三 エホバ神地と天を造りたまへる日に天地の創造られたる其由來は是なり　四 野の
諸の灌木は未だ地にあらず野の諸の草蔬は未だ生ぜざりき其はエホバ神雨を地に降せたまはず亦土地を耕
す人なかりければなり　五 霧地より上りて土地の面を遍く潤したり　六 エホバ神土の塵を以て人を造り生
氣を其鼻に噓入たまへり人即ち生靈となりぬ　七 エホバ神エデンの東の方に園を設て其造りし人を其處に
置たまへりエホバ神凡て美麗く食ふに善き各種の樹を土地より生ぜしめ又園の中に生命の樹および善惡
を知の樹を生ぜしめ給へり　八 河エデンより出て園を潤し彼處より分れて四の源となれり　九 其第一の名
はピソンといふ是は金あるハビラの全地を繞る者なり　十二 其地の金は善し又ブドラクと瑪瑙彼處にあり　十三
第二の河の名はギホンといふ是はクシの全地を繞る者なり　十四 第三の河の名はヒデケルといふ是はアッスリ
ヤの東に流るゝものなり第四の河はユフラテなり　十五 エホバ神其人を挈て彼をエデンの園に置き之を理め
之を守らしめ給へり　十六 エホバ神其人に命じて言たまひけるは園の各種の樹の果は汝意のまゝに食ふ
ことを得　十七 然ど善惡を知の樹は汝その果を食ふべからず汝之を食ふ日には必ず死べければなり　十八 エ
ホバ神言たまひけるは人獨なるは善らず我彼に適ふ助者を彼のために造らんと　十九 エホバ神土を以て野の
諸の獸と天空の鳥を造りたまひて之を彼の所に率ゐいたりたまへり
アダムが生物に名けたる所は皆其名となりぬ　二十 アダム諸の家畜と天空の鳥と野の諸の獸に名を與へた
り然ど アダムには之に適ふ助者みいざりき　二一 是に於てエホバ神アダムを熟く睡らしめ睡りし時其肋骨
の一を取り肉をもて其處を塡塞たまへり　二二 エホバ神アダムより取たる肋骨を以て女を成り之をアダ
ムの所に携きたりたまへり　二三 アダム言けるは此こそわが骨の骨わが肉の肉なれ此は男より取たる者なれば
之を女と名くべしと　二四 是故に人は其父母を離れて其妻に好合ひ二人一体となるべしアダムと其妻は二人
俱に裸体にして愧ざりき

第三章

一 エホバ神の造りたまひし野の生物の中に蛇最も狡猾し蛇婦に言ひけるは神眞に汝等園の
諸の樹の果は食ふべからずと言たまひしや　二 婦蛇に言けるは我等園の樹の果を食ふことを得　三 然ど園の中
央に在樹の果實をば神汝等之を食べからず又之に捫るべからず恐は汝等死んと言給へり　四 蛇婦に言
けるは汝等必らず死る事あらじ　五 神汝等が之を食ふ日には汝等の目開け汝等神の如くなりて善惡を知
に至るを知りたまふなりと　六 婦樹を見れば食に善く目に美麗しく且智慧からんが爲に慕はしき樹なるによりて
遂に其果實を取て食ひ亦之を己と偕なる夫に與へければ彼食へり　七 是において彼等の目俱に開て彼等其裸
體なるを知り乃ち無花果樹の葉を綴て裳を作れり　八 彼等園の中に日の清涼き時分歩みたまふエホバ神の聲
を聞しかばアダムと其妻即ちエホバ神の面を避て園の樹の間に身を匿せり　九 エホバ神アダムを召て之に
言たまひけるは汝は何處にをるや　十 彼いひけるは我園の中に汝の聲を聞き裸体なるにより慄れて身を匿せり
十一 エホバ言たまひけるは誰が汝の裸なるを汝に告しや汝は我が汝に食ふなかれと命じたる樹の果を食ひ
たりしや　十二 アダム言けるは汝が與て我と偕ならしめたる婦彼其樹の果實を我にあたへたれば我食
へりと　十三 エホバ神婦に言たまひけるは汝がなしたる此事は何ぞや婦言けるは蛇我を誘惑して我食へり
と　十四 エホバ神蛇に言たまひけるは汝は諸の家畜と野の諸の獸よりも勝りて詛はる

なんぢはらみ苦しみいつしやう あひたちり くらひ
汝は腹行て一生の間塵を食ふべし 十五又我汝と婦の間および汝の苗裔と婦の苗裔の間に怨恨を置ん彼
かしら くだ なんぢかれ きびす くだ
は汝の頭を砕き汝は彼の踵を砕かん 十六又婦に言たまひけるは我大に汝の懐妊の勞苦を增すべし汝は
こ うま また しもと なんぢ
苦みて子を産ん又汝は夫を慕ひ彼は汝を治めん 十七又アダムに言たまひけるは汝その妻の言を聽て我が
めい しよく え つち なんぢ
汝に命じて食ふべからずと言たる樹の果を食ひしに縁て土は汝のために詛はる汝は一生のあひだ勞苦て其
より食を得ん 十八土は刺蕀と薊とを汝のために生ずべしまた汝は野の草蔬を食ふべし 十九汝は面に汗して食
もの くら つひ つち かへ そ なかば
物を食ひ終に土に歸らん其は其中より汝は取れたればなり汝は塵なれば塵に歸るべきなりと 二十アダム其妻
なづ
の名をエバと名けたり其は彼は 生 の母あればなり 二一エホバ神アダムと其妻のために皮衣を作り
かれら ころも
て彼等に衣せたまへり 二二エホバ神曰たまひけるは視よ夫人我等の一の如くなりて善惡を知る然ば恐くは
かれそのて いのち き
彼其手を舒べ生命の樹の果實をも取りて食ひ無限生んと 二三エホバ神彼をエデンの園よりいだし其取て
つく
造られたるところの土を耕さしめたまへり 二四斯神其人を逐出しエデンの園の東にケルビムと自から旋轉
はのほ つるぎ おい いのち き みちまも
る焔の劍を置て生命の樹の途を保守りたまふ

第四章 二アダム其妻エバを知る彼孕みてカインを生みて言けるは我エホバによりて一個の人を得たりと
そのおもて
二彼また其弟アベルを生りアベルは羊を牧ふ者カインは土を耕す者となりき 三日を經て後カイン土より出
みち そのひつじ うしと
る果を携來りてエホバに供物となせり 四アベルもまた其羊の初生と其肥たる者を携來れりエホバアベ
そのそなへもの かへり
ルと其供物を眷顧みたまひしかど 五カインと其供物を眷顧みたまはざりしかばカインに大に怒り且
そのかほ
其面をふせたり 六エホバカインに言たまひけるは汝何ぞ怒るや何ぞ面をふするや 七汝若善を行はゞ舉
ものがた
るることあらんや若善を行はずば罪門戸に伏す彼は汝を慕ふ者なれども汝は彼を治めん 八カイン其弟アベル
語りぬ彼等野になりける時カイン其弟アベルに起かゝりて之を殺せり 九エホバカインに言たまひけるは
なんぢおとうと
汝の弟アベルは何處にをるや彼言ふ我しらず我あに我弟の守者ならんやと 十エホバ言たまひけるは
なんぢなは
汝何をなしたるや汝の弟の血の聲地より我に叫べり 十一されば汝は詛れて此地を離るべし此地其口を

ひら なんぢおとうと ち なんぢて
啓きて汝の弟の血を汝の手より受たればなり 十二汝地を耕すとも地へ再其力を汝に致さじ汝は地に
さまよ さすらひびと
呻行ふ流離子となるべしと 十三カインエホバに言けるは我が罰へ大にして負ふこと能はず 十四視よ汝今日
ものおもて われおひいだ
斯地の面より我を逐出したまふ我汝の面を覩ることなきにいたらん我地に呻行ふ流離子とならん凡そ我
あ ころ
に遇ふ者我を殺さん 十五エホバ彼に言たまひけるは然らず凡そカインを殺す者へ七倍の罰を受んとエホバカ
しるし
インに遇ふ者の彼を擊ざるため印詩を彼に與へたまへり 十六カインエホバの前を離て出でエデンの東なるノ
ド の地に住り 十七カイン其妻を知る彼孕みエノクを生りカイン邑を建て其邑の名を其子の名にゝてエノク
と名けたり 十八エノクにイラデ生れたりイラデメホヤエルを生みメホヤエルメトサエルを生みメトサエルレ
メクを生り 十九レメク二人の妻を娶れり一の名はアダと曰ひ一の名はチラと曰り 二十アダヤバルを生めり彼
ゆ天幕に住て家畜を牧ふ所の者の先祖なり 二一其弟の名はユバルと云ふ彼は琴と簫とをさする凡ての者の
先祖なり 二二亦チラトバルカインを生り彼は銅と鐵の諸の刃物を鍛ふ者なりトバルカインの妹はナア
マといふ 二三レメク其妻等に言けるはアダとチラよ我聲を聽けレメクの妻等よわが言を容よ我わが創傷の
ために人を殺すわが塲のために少年を殺す 二四カインのために七倍の罰あればレメクのために七十七倍の罰
あらん 二五アダム復其妻を知て彼男子を生みその名をセツと名けたり其は神我にカインの殺したるア
ベルのかわりに他の子を與へたまへりといひたればなり 二六セツにもまた男子生れたりかれ其名をエノス
と名けたり此時人々エホバの名を呼ことをはじめたり

第五章 二アダムの傳の書は是なり神人を創造りたまひし日に神に象て之を造りたまひ二彼等を男女に造
りたまへり彼等の創造られし日に神彼等を祝してかれらの名をアダムと名けたまへり 三アダム百三十歳に及
びて其像に循ひ己に象て子を生み其名をセツと名けたり 四アダムのセツを生し後の齢八百歳にして
男子女子を生り 五アダムの生存へたる齢は都合九百三十歳なりき而して死りセツ百五歳に及びてエノス
を生りセツエノスを生し後八百七年生存へて男子女子を生り 六エノス九百十二歳なりき

而して死りル　エノス九十歳におよびてカイナンを生りヌ　一二
子女子を生り　エノスの齢ハ都合九百五歳なりき而して死り　一三
生り　十三　カイナンマハラレルを生し後八百四十年生存へて男子女子を生り　一四
歳なりきしかして死り　十五　マハラレル六十五歳に及びてヤレドを生り　一五
十年生存へて男子女子を生り　十六　マハラレルの齢ハ都合八百九十五歳ありき而して死り　一七
二歳に及びてエノクを生り　十八　ヤレドエノクを生し後八百年生存へて男子女子を生り　一九
合九百六十二歳なりき而して死り　二十　エノク六十五歳に及びてメトセラを生り　二一
三百年神さゝもに歩み男子女子を生り　二二　エノクの齢ハ都合三百六十五歳なりき　二三
が神かれを取りたまひければをらずありき　二四　メトセラ百八十七歳に及びてレメクを生り　二五
クを生しのち七百八十二年生存へて男子女子を生り　二六　メトセラの齢ハ都合九百六十九歳なりき而して　二七
死り　二八　レメク百八十二歳に及びて男子を生み　二九　其名をノアと名けて言けるハ此子はエホバの詛ひたまひし地に由れる我操作と我勞苦さに就て我らを慰めん　三十　レメクノアを生し後五百九十五年生存へて男子女子を生り　三一　レメクの齢ハ都合七百七十七歳なりき而して死り　三二　ノア五百歳ありきノアセムハムヤペテを生り

第六章

一　人地の面に繁衍はじまりて女子之に生るゝに及べる時二　神の子等人の女子の美しきを見て其好む所の者を取て妻となせり　三　エホバいひたまひけるハ我靈永く人と爭はし其ハ彼も肉なればなり然ど彼の日ハ百二十年なるべし　四　當時地に子ヒリムありき亦其後神の子等人の女の所に入りて子女を生しめたりしが其等も勇士にして古昔の名聲ある人なりき　五　エホバ人の惡の地に大なること其心の思念の都て圖維る所の恒に惟惡きのみなるを見たまへり　六　是に於てエホバ地の上に人を造りしことを悔ひて心に愛へたまへり　七　エホバ言たまひけるハ我が創造りし人を我地の面より拭去ん人より獸昆蟲天空の鳥にいたるまでほろぼさん其ハ我之を造りしことを悔ればなり　八　されどノアはエホバの目のまへに恩を得たり　九　ノアの傳ハ是なりノアハ義人にして其世の完全き者なりきノア神さ偕に歩めり　十　ノアはセムハムヤペテの三人の子を生り　十一　時に世神のまへに亂れて暴虐世に滿盈ちたりき　十二　神世を視たまひけるに視よ亂れたり其ハ世の人皆其道をみだしたればなり　十三　神ノアに言たまひけるハ諸の人の末期わが前に近づけり其ハ彼等のために暴虐世にみつればなり視よ我彼等を世さゝもに剪滅さん　十四　汝松木をもて汝のために方舟を造り方舟の中に房を作り瀝青をもて其内外を塗るべし　十五　汝かく之を作るべし即ち其方舟の長ハ三百キユビト其濶ハ五十キユビト其高ハ三十キユビト　十六　又方舟に導光窗を作り上一キユビトに之を作り終べし又方舟の戸ハ其傍に設くべし下牀と二階と三階とに之を作るべし　十七　祇よ我洪水を地に起して凡て生命の息氣ある肉なる者を天下より剪滅し絶ん地にある者ハ皆死ぬべし　十八　然ど汝とハ我わが契約をたてん汝ハ汝の子等と汝の妻および汝の子等の妻さゝもに其方舟に入るべし　十九　又諸の生物諸て肉なる者をハ汝各其二ツ方舟に率へいりて汝さゝもに其生命を保たしむべし其等ハ牝牡なるべし　二十　鳥其類に從ひ獸其類に從ひ地の諸の昆蟲其類に從ひて各二ツ汝の所に至りて其生命を保つべし　二一　汝食ハるゝ諸の食品を汝の許に取て之を汝の所に集むべし是即ち汝と是等の物の食品さなるべし　二二　ノア是爲し都て神の己に命じたまへるが如しかくて七日さん其ハ我之を造りしことを悔ればなり　七　ノアハ義人にして其世の完全き者なりきノア神さ偕に歩めり　八　ノアはセムハムヤペテの三人の子を生り　九　時に世神のまへに亂れて暴虐世に滿盈ちたりき　十　神世を視たまひけるに視よ亂れたり其ハ世の人皆其道をみだしたればなり　十一　神ノアに言たまひけるハ諸の人の末期わが前に近づけり其ハ彼等のために暴虐世にみつればなり視よ我彼等を世さゝもに剪滅さん　十二　汝松木をもて汝のために方舟を造り方舟の中に房を作り瀝青をもて其内外を塗るべし　十三　汝かく之を作るべし即ち其方舟の長ハ三百キユビト其濶ハ五十キユビト其高ハ三十キユビト　十四　又方舟に導光窗を作り上一キユビトに之を作り終べし又方舟の戸ハ其傍に設くべし下牀と二階と三階とに之を作るべし　十五　祇よ我洪水を地に起して凡て生命の息氣ある肉なる者を天下より剪滅し絶ん地にある者ハ皆死ぬべし　十六　然ど汝とハ我わが契約をたてん汝ハ汝の子等と汝の妻および汝の子等の妻さゝもに其方舟に入るべし　十七　又諸の生物諸て肉なる者をハ汝各其二ツ方舟に率へいりて汝さゝもに其生命を保たしむべし其等ハ牝牡なるべし　十八　鳥其類に從ひ獸其類に從ひ地の諸の昆蟲其類に從ひて各二ツ汝の所に至りて其生命を保つべし　十九　汝食ハるゝ諸の食品を汝の許に取て之を汝の所に集むべし是即ち汝と是等の物の食品さなるべし　二十　ノア是爲し都て神の己に命じたまへるが如しかくて七日

第七章

一　エホバノアに言たまひけるハ汝と汝の家皆方舟に入べし我汝がこの世の人の中にてわが前に義を視たればなり　二　諸の潔き獸を牝牡七宛汝の許に取り潔らぬ獸を牝牡二宛取て陸を全地の面に生のこらしむべし　四　今七日ありて我四十日四十夜地に雨ふらしめ我造りたる萬有を地の面より拭去ん　五　ノアエホバの凡て己に命じたまひし如くなせり　六　地に洪水ありける時にノア六百歳なりき　七　ノアその子等と其妻および其子等の妻さ倶に洪水を避て方舟にいりぬ　八　潔き獸と潔らざる獸と鳥および地に匍ふ諸の物　九　牝牡二宛ノアに來りて方舟にいりぬ神のノアに命じたまへるが如し　十　かくて七日

七 の後洪水地に臨めり 十一ノアの齢の六百歳の二月即ち其月の十七日に當り此日に大淵の源皆潰れ
八 天の戸開けて 十二雨四十日四十夜地に注げり 十三是日にノア
九 其子等の三人の妻諸倶に方舟にいりぬ 十四彼等および諸の
十 に創ふ昆蟲其類に從ひ諸の禽即ち各様の類の鳥皆其類
十一 肉なる者二宛ノアに來りて方舟にいりぬ 十六入たる者は
十二 命じたまへるが如しエホバ乃ち彼を閉置たまへり 十七洪水
十三 めて方舟地の上に高くあがれり 十八而して水漲漫りて大に地
十四 に地に漲漫りければ天下の高山皆おほはれたり 二十水はびこり
十五 たり二十一凡そ地に動く肉なる者鳥家畜獣地に創ふ諸の昆蟲および人皆死り 二二即ち凡そ其鼻に生命の
十六 氣息のよふ者都て乾土にある者は死り 二三斯地の表面にある萬有を人より家畜昆蟲天空の鳥にいた
十七 るまで盡く拭去たまへり是等は地より拭去れたり唯ノアおよび彼とともに方舟にありし者のみ存れり
十八 二四水百五十日のあひだ地にはびこりぬ

第八章

一 一神ノアおよび彼とともに方舟にある諸の生物と諸の家畜を眷念ひたまひて神乃ち風を地の上に
二 吹しめたまひければ水減りたり 二亦淵の源と天の戸閉塞りて天よりの雨止ぬ 三是に於て水次第に地より
三 退き百五十日を經てのち水減り 四方舟は七月に至り其月の十七日にアラテの山に止りぬ 五水次第に減て
四 十月に至りしが十月の朔に山々の巓現れたり 六四十日を經てのちノア其方舟に作りし窓を啓て
五 七鴉を放出ちけるが水の地に涸るまで往來しをれり 八彼地の面より水の減少しかを見んとて亦鴿を放出いだ
六 しけるが 九鴿其足の跖を止べき處を得ずして彼に還りて方舟に至れり其は水全地の面にありたればなり彼
七 乃ち其手を舒て之を執へ方舟の中におのれの所に接入たり 十尚又七日待て再び鴿を方舟より放出ちけるが
八 十一鴿暮におよびて彼に還れり觀よ其口に橄欖の新葉ありき是に於てノア地より水の減少しをしれり 十二尚
九 又七日まちて鴿を放出ちけるが再び彼の所に歸らざりき 十三六百一年の一月の月朔に水地に涸たりノア乃
十 ち方舟の蓋を撤きて視しに觀よ土の面ゐ燥てありぬ 十四二月の二十七日に至りて地乾きたり 十五爰に神ノア
十一 に語りて言給ふく 十六汝および汝の妻と汝の子等と汝の子等の妻ともに方舟を出べし 十七汝とともにある
十二 諸の肉なる諸の生物諸の禽肉なる者即ち鳥家畜および地に匍ふ諸の昆蟲を率いでよ此等は地に饒く生
十三 育地の上に生且殖增すべし 十八ノアと其子等と其妻および其子等の妻ともに出たり 十九諸の獸諸の昆
十四 蟲および諸の鳥等凡そ地に動く者種類に從ひて方舟より出たり 二十ノアエホバのために壇を築き諸の
十五 潔き獸と諸の潔き鳥を取て燔祭を壇の上に献げたり 二一エホバ其馨き香を聞きたまひてエホバ其意
十六 に謂たまひけるは我再び人の故に因て地を詛ふことをせじ其ゐ人の心の圖維るところ其幼少時よりして
十七 惡かればなり又我曾て爲たる如く再び諸の生る物を擊ち滅さじ 二二地のあらん限りゐ播種時收獲時、

第九章

一 一神ノアと其子等を祝して之に曰たまひけるは生よ增殖よ地に滿よ 二地の諸の獸畜天空の諸の鳥地
二 に匍ふ諸の物海の諸の魚汝等を畏れ汝等に懼かん是等ゐ汝等の食となるべし菜蔬のごとく我之を皆汝等に與ふ 四然ど肉を其生命なる
三 其血のまゝに食ふべからず五汝等の生命の血を流すをば我必ず討さん獸之をなすも人これを爲すも我討さん凡そ人の兄弟人の生命を取ば我討
四 すべし六凡そ人の血を流す者ゐ人其血を流さん其ゐ神の像のごとくに人を造りたまひたればなり 七汝等生
五 よ增殖よ地に饒くなりて其中に增殖よ 八神ノアおよび彼と偕にある其子等に告て曰たまひけるゐ 九見よ我
六 汝等と汝等の後の子孫 十および汝等と偕なる鳥家畜および地の諸の獸即ち汝等とともなる諸の生物
七 と契約を立んと都て方舟より出たる者より地の諸の獸にまで至らん 十一我汝等と契約を立ん諸て肉なる者
八 ゐ再び洪水に絕ることあらじ又地を滅す洪水再びあらざるべし 十二神言たまひけるゐ我が我と汝等および一
九 汝等と偕なる諸の生物の間に世々限りなく爲す所の契約の徴ゐ是なり 十三我わが虹を雲の中に起さん是我さ

世の間の契約の徴なるべし 十四 即ち我雲を地の上に起す時虹雲の中に現るべし 十五 我乃ち我と汝等および總て肉なる諸の生物の間のわが契約を記念はん水再び諸の肉なる者を滅す洪水とならじ 十六 虹雲の中にあらん我之を觀て神と地にある諸の肉なる諸の生物との間なる永遠の契約を記念えん 十七 神ノアに言たまひけるは是わが我と地にある諸の肉ある者との間に立たる契約の徴なり 十八 ノアの子等の方舟より出たるはセムハムヤペテなりきハムはカナンの父なり 十九 是等はノアの三人の子なり全地の民は是等より出て蔓延れり 二十 爰にノア農夫となりて葡萄園を植ることを始しが 二一 葡萄酒を飲て醉天幕の中にありて裸になれり 二二 カナンの父ハム其父のかく(くし所を見て外にありし二人の兄弟に告たり 二三 セムとヤペテ乃ち衣を取て俱に其肩に負け後向に歩みゆきて其父の裸體を蔽へり彼等面を背にして其父の裸體を見ざりき 二四 ノア酒さめて其若き子の己に爲たる事を知れり 二五 是に於て彼言けるはカナン詛はれよ彼は其兄弟に事へん 二六 又いひけるはセムの神エホバは讃べきかなカナン彼の僕となるべし 二七 神ヤペテを大ならしめたまはん彼はセムの天幕に居住はんカナン其僕となるべし 二八 ノア洪水の後三百五十年生存へたり 二九 ノアの齢は都て九百五十年ありき而して死り

第十章

一 ノアの子セム ハム ヤペテの傳は是なり洪水の後彼等に子等生れたり 二 ヤペテの子はゴメル マゴ マデア ヤワン トバル メセク テラス なり 三 ゴメルの子はアシケナズ リパテ トガルマなり 四 ヤワンの子はエリシヤ タルシシ キツテム および ドダニム なり 五 是等より諸國の洲島の民は派分れ出て各其方言と其宗族と其邦國ごに循ひて其地に住り 六 ハムの子はクシ ミツライム プテ および カナンなり 七 クシの子はセバ ハビラ サブタ ラアマ サブテカなり ラアムの子はシバ および デダンなり 八 クシはニムロデを生り彼始めて世の權力ある者となれり 九 彼はエホバの前にありて權力ある獵夫なり 十 是故にエホバの前にある夫權力ある獵夫ニムロデの如しといふ諺あり 十一 彼の國の起初はシナルの地のバベル エレク アツカデ および カルネなりき 十一 其地より彼アツスリヤに出でニネベ レホボテイリ カラ 十二 および ニネベとカラの間なるレセンを建たり是は大なる城邑なり 十三 ミツライムはルデ族 アナミ族 レハビ族 ナフト族 十四 パテロス族カスル族 および カフトリ族を生りカスル族よりペリシテ族出たり 十五 カナン其家子シドンおよびヘテ 十六 エブス族アモリ族ギルガシ族 十七 ヒビ族アルキ族セニ族 十八 アルワデ族セマリ族ハマテ族を生り後に至りてカナン人の宗族蔓延りぬ 十九 カナン人の境はシドンよりゲラルを經てガザに至りソドム ゴモラ アデマ セボイムに沿てレシヤにまで及べり 二十 是等はハムの子孫にして其宗族と其方言と其土地と其邦國に隨ひて居りぬ 二一 セムもエベルの全の子孫の先祖にしてヤペテの兄なり彼にも子女生れたり 二二 セムの子はエラム アシユル アルパクサデ ルデ アラムなり 二三 アラムの子はウヅ ホル ゲテル マシなり 二四 アルパクサデはシラを生みシラはエベルを生り 二五 エベルに二人の子生れたり一人の名をペレグ(分れ)といふ其は彼の代に邦國分れたればなり其弟の名をヨクタンと曰ふ 二六 ヨクタンはアルモダデ シヤレフ ハザルマウテ エラ 二七 ハドラム ウザル デクラ 二八 オバル アビマエル シバ 二九 オフル ハビラおよびヨバブを生り是等は皆ヨクタンの子なり 三十 彼等の居住所はメシヤよりして東方の山セバルにまで至れり 三一 是等はセムの子孫にして其宗族その方言と其土地と其國邦ごに隨ひて居りぬ 三二 是等はノアの子の宗族にして其血統と其邦國に隨ひて居りぬ洪水の後是等より地の邦國の民は派分れ出たり

第十一章

一 全地は一の言語一の音のみなりき 二 茲に人衆東に移りてシナルの地に平野を得て其處に居住り 三 彼等互に言けるは去來甎石を作り之を善く燔んと遂に石の代に甎石を獲灰沙の代に石漆を獲たり 四 又曰けるは去來邑と塔とを建て其塔の頂を天にいたらしめん斯して我等名を揭て全地の表面に散ることを免れんと 五 エホバ降臨りて彼人衆の建る邑と塔とを觀たまへり 六 エホバ言たまひけるは視よ民は一にして皆一の言語を用ふ今既に此を爲し始めたり然ば凡て其爲んと圖維る事は禁止め得られざるべし 七 去來我等降り彼處にて彼等の言語を淆し互に言語を通ずることを得ざらしめんと 八 エホバ遂に彼等を彼處より全地の表面に散したまひければ彼等邑を建ることを罷たり 九 是故に其名はバベル(淆亂)と呼ばる是はエホバ彼處に

全地の言語を淆したまひしに由てなり彼處よりエホバ彼等を全地の表に散したまへり十セムの傳へ是なりセム百歳にして洪水の後の二年にアルパクサデを生り十一セムアルパクサデを生し後五百年生存へて男子女子を生り十二アルパクサデ三十五歳に及びてシラを生り十三アルパクサデシラを生し後四百三年生存へて男子女子を生り十四シラ三十歳におよびてエベルを生て男子女子を生り十五シラエベルを生し後四百三年生存へて男子女子を生り十六エベル三十四歳におよびてペレグを生し後四百三十年生存へて男子女子を生り十七エベルペレグを生し後二百九年存生へて男子女子を生り十八ペレグ三十歳におよびてリウを生り十九ペレグリウを生し後二百七年生存へて男子女子を生り二十リウ三十二歳におよびてセルグを生り二十一リウセルグを生し後二百七年生存へて男子女子を生り二十二セルグ三十年におよびてナホルを生り二十三セルグナホルを生し後百十九年生存へて男子女子を生り二十四ナホル二十九歳に及びてテラを生り二十五ナホルテラを生し後百十九年生存へて男子女子を生り二十六テラ七十歳に及びてアブラムナホルおよびハランを生り二十七テラの傳へ是なりテラアブラムナホルおよびハランを生りハランロトを生り二十八ハランハランの父テラに先ちて其生處なるカルデアのウルにて死たり二十九アブラムとナホルと娶を娶れりアブラムの妻の名をサライと云ナホルの妻の名をミルカと云てハランの女なりハランはミルカの父にしてまたイスカの父なりき三十テラカナンの地に往て其子アブラムとハランの子なる其孫ロトおよび其子アブラムの娶なる其媳サライをひき率て倶にカルデアのウルを出たりしがハランに至て其處に住り三十一テラの齢は二百五歳なりきテラはハランにて死り三十二アブラム其地に至れ二我汝を大なる國民と成し汝を祝し汝の名を大ならしめん汝は祝福の基となるべし三我は祝する者を祝し汝を詛ふ者を詛はん天下の諸の宗族汝により福祉を獲べし四アブラム乃ちエホバの自己に言たまひしごとくに徃て出たりロト彼と共に行りアブラム哈蘭を出たる時七十五歳なりき五アブラム其妻サライと其弟の子ロトおよび其集めたる總の所有とハランにて獲たる人衆を携へてカナンの地に往んとて出で遂にカナンの地に至れり六アブラム其地を經過てシケムの處に及びモレの橡樹に至れり其時にカナン人其地に住り七茲にエホバアブラムに顯現れて我汝の苗裔に此地に與へんといひたまへり彼處にて彼己に顯現れたまひしエホバに壇を築けり八彼其處より伯特利の東の山に移りて其天幕を張けり伯特利は西にベテル東にアイありき彼處にて彼エホバに壇を築きエホバの名を呼り九アブラム尚進て南に遷り十茲に饑饉其地にありければアブラムエジプトに寄寓らんとて彼處に下れり其饑饉其地に甚しかりければなり十一彼近く來りてエジプトに入んとする時其妻サライに言けるは視よ我汝を覩て美麗き婦人なるを知る十二是故にエジプト人汝を見る時是は彼の妻なりと言て我を殺さん然ど汝をば生存ん十三請ふ汝わが妹なりと言へ然ば我汝の故によりて安に至りし時エジプト人此婦を見て甚だ美麗となせしに至りし時エジプト人此婦を見て甚だ美麗となせしけれども婦遂にパロの家に召入られたり十六是に於てパロ彼のために厚くアブラムを待ひてアブラム遂に羊牛僕婢牝牡の驢馬および駱駝を多く獲るに至れり十七時にエホバアブラムの妻サライの故によりて大なる災を以てパロと其家を惱したまへり十八パロアブラムを召して言けるは汝が我になしたる此事は何ぞや汝何故に彼が汝の妻なるを我に告ざりしや十九汝何故に彼は我妹なりと言ひしや我幾彼をわが妻にめとらんとせり然ば汝の妻へ此にあり率去るべしと二十パロ即ち彼の事を人々に命じければ彼と其妻およびび其有る諸の物を送りさらしめたり

第十三章

一アブラム其妻および其有る諸の物と倶にエジプトを出て南の地に上れりロト彼と共にありき二アブラム甚家畜と金銀に富り三彼南の地より其旅路に進てベテルに至りベテルとアイの間なる其以前に天幕を張たる處に至れり四即ち彼が初に其處に築きたる壇のある處なり彼處にアブラムエホバの名を顯り五アブラムと偕に行しロトも羊牛および天幕を有り六其地へ彼等を載て倶に居しむること能へざりき彼等へ其所有多かりしに緣て倶に居ることを得ざりしなり七斯有かばアブラムの家畜の牧者とロトの家畜の

牧者の間に競争ありきカナン人とペリヂ人此時其地に居住り
人なれば請ふ我と汝の間に競争あらしむる勿れ又爾若左にゆかば我右にゆかん又爾右にゆかば我左にゆかん
にあらずや請ふ我を離れよ
ロト目を擧てヨルダンの凡ての低地を贈望みけるにエホバソドムとゴモラを滅し給はざりし前なりければ
ゾアルに至るまであまねく善く潤澤ひてエホバの園の如くエジプトの地の如くなりき
ンの低地を盡く撰ぎりて東に徙れり斯彼等彼此に別れたり
の諸邑に住み其天幕を遷してソドムに至れり
ロトのアブラムに別れし後エホバアブラムに言たまひけるは
贈望め凡そ汝が觀る所の地は我之を永く爾と爾の裔に
若人地の塵沙を數ふることを得ば爾の後裔も數へらるべし
に與へんと
り

第十四章

一當時シナルの王アムラペル　エラサルの王アリオク、エラムの王ケダラオメル　およびゴイムの
二王ヂダル等ニソドムの王ベラ、ゴモラの王ビルシャ、アデマの王シナブ、ゼボイムの王セメベル　およびベラ（即
三ち今のゾアル）の王と戰ひをなせり　是等の五人の王皆結合てシデムの谷に至れり　其處は今の鹽海
四なり　彼等は十二年ケダラオメルに事へ第十三年に叛けり
五來りてアシタロテカルナイムのレパイム人、ハムのズジ人、シャベキリアタイムのエミ人六　およびセイル山
のホリ人を擊て曠野の傍なるエルパランに至りし
七ク人の國を盡く擊又ハザゾンタマルに住るアモリ人を擊り
八イムの王およびベラ（即ち今のゾアル）の王出てシデムの谷にて彼等と戰ひを接たりし
九即ち　彼五人の王等エラムの王ケダラオメル、ゴイムの王ヂダル、シナルの王アムラペル、エラサルの王アリオク
十シデムの谷に地瀝青の坑多りしがソドムとゴモラの王等遁て其處に陷りぬ　其餘の者ハ山に遁逃たり
十一是に於て彼等ソドムとゴモラの諸の物と其諸の食料を取て去り　其ハ彼ソドムに住たればなり
十二ハアモリ人マムレの橡林に住りマムレはエシコルの兄
十三弟アネルと約を結べる者なりき　アブラム其兄弟の携にせられしを聞しかば其熟練したる家の子三百十八人を
十四率ねてダンまで追いたり
十五其家臣を分ちて夜に乘じて彼等を攻め彼等を擊破りてダマスコの左なるホバまで
十六彼等を追ゆけり
十七アブラム　ケダラオメルおよび彼と偕なる王等を擊破りて歸れる時ソドムの王シャベの谷（即ち今の王の谷）にて彼を迎へたり
十八時にサレムの王メルキゼデクパンと酒を擔出せり　彼ハ至高き神の祭司なりき
十九彼アブラムを祝して言けるハ願くは天地の主なる至高神アブラムを祝福みたまへ
二十の手に付したまひし至高神に稱讃あれとアブラム乃ち彼に其諸の物の什分の一を饋れり
二一ドムの王アブラムに言けるハ人を我に與へ物を汝に取れと
二二ニアブラムソドムの王に言けるハ我天地の主なる至高き神エホバを指て言ふ
二三一本の絆にても鞋帶にても凡て汝の所屬ハ我取ざるべし恐くハ汝我アブラムを富しめたりと言ん
二四但少者の既に食ひたる者および我と偕に行し人アネル、エシコルおよびマムレの分を除くべし彼等にハ彼等の分を取しめよ

第十五章

一是等の事の後エホバの言異象の中にアブラムに臨て曰くアブラムよ懼るなかれ我ハ汝の干楯
なり汝の賞ハ甚大なるべし
二アブラム言けるハ主エホバよ何を我に與へんとしたまふや我ハ子なくして
居り此ダマスコのエリエゼル我が家の相續人なり
三アブラム又言けるハ視よ爾子を我にたまハず我の家
の子わが嗣子とならんとすと
四エホバの言彼にのぞみて曰く此者ハ爾の嗣子となるべからず汝の身より出

五 る者爾の嗣子となるべしと五斯てエホバ彼を外に携へ出して言たまひけるハ天を望みて星を數へ得るかを
六 見よと又彼に言たまひけるハ汝の子孫ハ是のごとくなるべ
七 となしたまへりセ又彼に言たまひけるハ我ハ此地を汝に與へて之を有たしめんとて汝をカルデアのウルより
八 導き出せるエホバなり八彼言けるハ主エホバよ我いかにして我之を有つことを知るべきやカ エホバ彼に言た
九 まひけるハ三歳の牝牛と三歳の牝山羊と三歳の牡羊と山鳩および雛き鴿を我ために取れと十彼乃ち是等
十 を皆取て之を中より剖き其剖たる者を各相對へしめて
十一 る時ハアブラム之を驅はらへり十二斯て日の沒る頃アブラム酣く睡りしが其大に暗きを覺て慴れたり
十三 時にエホバアブラムに言たまひけるハ爾確に知るべし爾の子孫他人の國に旅人となりて其人々に
十四 服事へん彼等四百年のあひだ之を惱さん十四又其服事たる國民ハ我之を鞫かん其後彼等ハ大なる財貨を
十五 携へて出ん十五爾ハ安然に爾の父祖の所にゆかん爾ハ遐齡に達りて葬らるべし十六四代に及びて彼等此に
十六 返りきたらん其ハアモリ人の惡未だ貫盈されバなりと十七斯て日の沒て黑暗となりし時烟と火爐の出る壇
十七 其切剖たる物の中を通過り十八是日にエホバアブラムと契約をなして言たまひけるハ我此地をエジプトの
十八 河より彼大河即ちユフラテ河まで爾の子孫に與ふ十九即ちケニ人ケナズ人カデモニ人二十ヘテ人ペリ
十九 ジ人レパイム人二十アモリ人カナン人ギルカシ人エブス人の地是なり

第十七章 一アブラム九十九歳の時エホバアブラムに顯れて之に言たまひけるは我ハ全能の神なり汝我前
二 に行みて完全かれよ二我わが契約を我と汝の間に立て大に汝を增さんと三アブラム俯伏たり神又
三 彼に告て言たまひけるは四我汝とわが契約を立つ汝は衆多の國民の父となるべし五汝の名を此後アブラ
四 ムと呼ぶべからず汝の名をアブラハム（衆多の人の父）とよぶべし其は我汝を衆多の國民の父と爲ばなり
五 六我汝をして衆多の子孫を得せしめ國々の民を汝より起さん王等汝より出べしセ我らが契約を我と汝
六 および汝の後の世々の子孫との間に立て永久の契約となし汝および汝の後の子孫の神となるべし八我汝
七 と汝の後の子孫に此汝が寄寓る地即ちカナンの全地を與へて永久の產業となさん而して我彼等の神と
八 なるべし九神またアブラハムに言たまひけるは然ば汝と汝の後の世々の子孫わが契約を守るべし十汝等の

六 己の孕るを見て我を藐視ぐ願はエホバ我と汝の間の事を鞫きたまへ六アブラム、サライに言けるは視よ
七 汝の侍女は汝の手の中にあり汝の目に善と見ゆる所を彼に爲すべしサライ乃ち彼を苦めければ彼サライの
八 面を避て逃たりセエホバの使者曠野の泉の旁即ちシュルの路にある泉の旁にて彼に遭ひて言けるは
九 サライの侍女ハガルよ汝何處より來れるや又何處に往や彼言けるは我は女主サライの面をさけて逃る
十 なりル エホバの使者彼に言けるは汝の女主の許に返り身を其手に任すべしト エホバの使者又彼に言ひける
十一 は我大に汝の子孫を增し其數を衆多して數ふることあたはざらしめん十一エホバの使者又彼に言ひける
十二 は汝孕めり男子を生まん其名をイシマエル（神聽知）と名くべしエホバ汝の艱難を聽知したまへばなり
十三 彼は野驢馬の如き人ならん其手は諸の人に敵し諸の人の手は之に敵すべし彼は其諸の兄弟
十四 の東に住んと十三ハガル己に諭したまへるエホバの名をアメエルロイ（汝は見たまふ神なり）とよべり彼
十五 いふ我親たる後尙生るやと十四是をもて其井はベエルラハイロイ（我を見る活る者の井）と呼ばる是はカ
十六 アシとベレデの間にあり十五ハガル、アブラムの男子を生めり其子の名をイシマエルと名づけたり十六ハガル、イシマエルをアブラムに生
十七 めし時アブラムは八十六歳なりき

第十七章 一アブラム九十九歳の時エホバアブラムに顯れて之に言たまひけるは我ハ全能の神なり汝我前
二 に行みて完全かれよ二我わが契約を我と汝の間に立て大に汝を增さんと三アブラム俯伏たり神又
三 彼に告て言たまひけるは四我汝とわが契約を立つ汝は衆多の國民の父となるべし五汝の名を此後アブラ
四 ムと呼ぶべからず汝の名をアブラハム（衆多の人の父）とよぶべし其は我汝を衆多の國民の父と爲ばなり
五 六我汝をして衆多の子孫を得せしめ國々の民を汝より起さん王等汝より出べしセ我らが契約を我と汝
六 および汝の後の世々の子孫との間に立て永久の契約となし汝および汝の後の子孫の神となるべし八我汝
七 と汝の後の子孫に此汝が寄寓る地即ちカナンの全地を與へて永久の產業となさん而して我彼等の神と
八 なるべし九神またアブラハムに言たまひけるは然ば汝と汝の後の世々の子孫わが契約を守るべし十汝等の

中の男子は成割禮を受べし是は我と汝等および汝の後の子孫の間の我が契約にして汝等の守るべき者なり
十一 汝等其陽の皮を割べし是我と汝等の間の契約の徴なり 十二 汝等の代々の男子は家に生れたる者も
異邦人より金にて買たる汝の子孫ならざる者も皆生れて八日に至らず割禮を受べし 十三 汝の家に生れたる
者も汝の金にて買たる者も割禮を受ざるべからず斯我契約汝等の身にありて永久の契約となるべし
十四 割禮を受ざる男兒即ち其陽の皮を割ざる者は我契約を破るによりて其人其民の中より絶るべし
十五 神又アブラハムに言たまひけるは汝の妻サライは其名をサライと稱ぶべからず其名をサラと爲べし 十六
我彼を祝み彼よりして亦汝に一人の男子を授けん我彼を祝み彼をして諸邦の民の母とならしむべし諸
の民の王等彼より出べし 十七 アブラハム俯伏て哂ひ其心に謂けるは百歲の人に豈で子の生るることあ
らんや又サラは九十歲なれば豈で産ことをなさんや と 十八 アブラハム遂に神にむかいて願くはイシマエル
の汝のまへに生存へんことを曰ふ 十九 神言たまひけるは汝の妻サラ必ず子を生ん 汝其名をイサクと
名くべし我彼および其後の子孫と契約を立て永久の契約となさん 二十 又イシマエルの事に關ては我汝の
願を聽たり視よ我彼を祝みて多衆の子孫を得さしめ大に彼の子孫を増すべし彼十二の君王を生ん我彼を大な
る國民となすべし 二一 然ど我が契約は我翌年の今頃サラが汝に生ん所のイサクと之を立べし 二二 神アブ
ラハムと言ことを竟へ彼を離れて昇りたまへり 二三 是に於てアブラハム神の己に言たまへる如く此日其子
イシマエルと凡て其家に生れたる者および凡て其金にて買たる者即ちアブラハムの家の中なる諸の男
を將きたりて其陽の皮を割たり 二四 アブラハムは其陽の皮を割れたる時九十九歲 二五 其子イシマエルは其陽
の皮を割れたる時十三歲なりき 二六 是日アブラハムと其子イシマエル割禮を受たり 二七 又其家の人家に
生れたる者も金にて異邦人より買たる者も皆彼と偕に割禮を受たり

第十八章

一 エホバマムレの繚林にてアブラハムに顯現たまへり彼ハ日の熱き時刻天幕の入口に坐しゐ
たりしが 二 目を擧て見たるに視よ三人の人其前に立り彼見て天幕の入口より趨り行て之を迎へ身を地に

鞠めて言けるは我が主よ我若汝の目のまへに恩を得たるならば請ふ僕を通り過すなかれ 四 請ふ少許の水を
取きたらしめ汝等の足を濯ひて樹の下に休憩たまへ 五 我一口のパンを取來らん汝等心を慰めて然る後過
ゆくべし汝等僕の所に來ればなり彼等言ふ汝が言るごとく爲せ 六 是においてアブラハム天幕に急ぎいり
てサラの許に至りて言けるは速に細麪三セヤを取り捏てパンを作るべしと 七 而してアブラハム牛の群
に趨ゆき犢の柔にして善き者を取りきたりて少者に付しければ急ぎて之を調理ふ 八 かくてアブラハム牛酪
と牛乳および其調理へたる犢を取て彼等のまへに供へ樹の下にて其側に立り彼等乃ち食へり 九 彼等ア
ブラハムに言けるは爾の妻サラは何處にあるや彼言ふ天幕にあり 十 其一人言ふ明年の今頃我必ず爾
に返るべし汝の妻サラに男子あらんサラ其後なる天幕の入口にありて聞ゐたり 十一 抑アブラハムとサ
ラは年邁み老いたる者にしてサラには婦人の常の經已に息たり 十二 是故にサラ心に哂ひて言けるは我は老
衰へ吾が主も亦老たる後なれば我に樂あるべけんや 十三 エホバアブラハムに言たまひけるは何故にサラハ
哂ひて我老たれば果して子を生ことあらんやと言ふや 十四 エホバに豈爲し難き事あらんや時至らば我定めた
る期に爾に歸るべしサラに男子あらんと 十五 サラ慴れたれば承ずして我哂はずと言へりエホバ言たまひ
けるは否汝哂へるなり 十六 斯て其人々彼處より起てソドムの方を望みければアブラハム彼等を送らん
とて俱に行り 十七 エホバ言ひ給けるは我爲んとする事をアブラハムに隱すべけんや 十八 アブラハムハ必ず
大なる強き國民となりて天下の民皆彼に由て福を獲に至るべきに在ずや 十九 其は我彼をして其後の兒孫
と家族とに命じエホバの道を守りて公義と公道を行しめん爲に彼をしれり是エホバアブラハムに其言て彼
に就て言し事を行へん爲なり 二十 エホバ又言給ふソドムとゴモラの號呼大なるに因り又其罪甚だ重
に因て 二一 我今下りて其號呼の我に達れる如くかれら全く行ひたりしやを見んとす若しからずば我知る
に至らんと 二二 其人々其處より身を旋してソドムに赴むけりアブラハムハ尙ほエホバのまへに立り 二三 アブ
ラハム近よりて言けるハ爾ハ義者をも惡者と偕に滅ぼしたまふや 二四 若邑の中に五十人の義者あ

二五 なんぢ そのところ ほろ 汝尙ほ其處を滅ぼし其中の五十人の義 者 のために これ を怒したまへざるや 二五 なんぢ斯の如く爲
二六 て 義 者 を 惡 者 と 俱に 殺すが 如きも 是あるまじき 事なり 又義 者 と 惡 者 を 均等 するが 如きもあるま
二六 じき事なり 天下を 鞫く 者へ 公義を 行ふ 可にあらずや 二六 エホバ 言たまひけるへ 我若ソドムに於て 邑の中に
二七 五十人の 義 者 を 看ば 其人々 のために 其處を 盡く 恕すべし 二七 アブラハム 應へていひけるへ 我へ 塵と
二八 灰なれど も 敢て 我主に 言上す 二八 若五十人の 義 者 の 中五人缺たらんに 爾 五人の 缺たるために 邑を 盡
二九 く 滅ぼしたまふやエホバ 言たまひけるへ 我若彼處に四十五人を 看ば 滅さざるべし 二九 アブラハム 又 重て エ
三〇 ホバに言上して 曰けるへ 若彼處に四十人看 ゐば 如何 エホバ 言たまふ 我四十人のために之をなさじ 三〇 アブ
三一 ラハム 曰ひけるへ 請ふわが主よ 怒らずして 言しめたまへ 若處 彼に三十人看えあば 如何 エホバ いひたまふ 我三
三二 十人を 彼處に 看ば之を 爲じ 三一 アブラハム 言ふ 我あへてわが主に 言上す 若彼處に二十人看えあば 如何 エホバ
三三 言たまふ 我二十人のために ほろぼさじ 三二 アブラハム 言ふ 請ふわが主 怒らずして 今一度 言しめたまへ 若か
しこに十人看えなば 如何 エホバ 言たまふ 我十人のために ほろぼさじ 三三 エホバ アブラハムと 言ふことを 終て
ゆきたまへり アブラハム おのれの所に かへりぬ

第十九章

一 其二個の 天使 黃昏に ソドムに至る ロト時に ソドムの門に 坐し居たりしが これを 視起て 迎
へ 首を地に さげて 二 言けるは 我主よ 請ふ 僕の家に 臨み 足を 溯ひて 宿りつゝ 早に 起て 途に 過征たまへ 彼等 言ふ 否
我等へ 街衢に 宿らん と 三 然ど 固く 强ければ 遂に 彼の 所に 臨みて 其家に 入る ロト 乃ち 彼等の ために 筵を 設
け 酵いれぬパンを 炊て 食へしめたり 四 斯て 未だ 臥ざる 前に 邑の 人々 即ち ソドムの 人 老たるも 若きも 諸共に
四方八方より 來たれる 民 皆 其家を 環み 五 ロトを 呼て 之に 言けるは 今 夕 爾に 就たる 人へ 何處に 在るや 彼
等を 我等の 所に 携へ 出せ 我等之を 知らん 六 ロト 入口に 出て 其後の 戸を 閉ち 七 言けるへ
請ふ 兄弟よ 惡き 事を 爲すなかれ 八 我に 未だ 男 知ぬ 二人の 女あり 請ふ 我之を 携へ 出ん 爾等の 目に 善と 見
ゆる 如く之に なせよ 惟 此人等は 既に 我家の 陰に 入たれば 何をも 之に なすなかれ 九 彼等 曰ふ 爾 退け 又言

けるへ 此人へ 來り 寓れる 身なるに 恒に 士師 とならんとす 然ば 我等 彼等に 加ふるよりも 多くの 害を 爾に 加へ
んと 遂に 彼等 酷しく 其人ロトに 逼り 前よりて 其戸を 破んとせしに 十 彼二人 其手を 舒しロトを 家の 內に 援い
れて 其戸を 閉ち 十一 家の 入口に 在る 人衆を して 大なるも 小も 俱に 目を 眩しめければ 彼等 遂に 入口を 索ぬる
に 困憊たり 十二 斯て 二人ロトに 言けるへ 外に 爾に 屬する 者 此處の 外に 爾に 屬する 者ありや 汝の 婿 子 女 および 凡て 邑に 在りて 爾に
屬する 者を 此所より 携へ 出べし 十三 此處の 號呼 エホバ の 前に 大に なりたるに 因て 我等 之を 滅さん とす
エホバ 我等を 遣へして 之を 滅さしめたまふ 十四 ロト 出て 其 女を 娶る 婿等に 告て 言けるへ エホバ 邑を 滅したま
ふべければ 爾等 起て 此處を 出よ と 然ど 婿等へ 之を 戲 言 と 視爲り 十五 曉に 及て 天使 ロトを 促して 言けるへ 起て 此なる 爾の 妻と 二人の 女を 攜
へよ 恐くへ 爾 邑の 惡さ つゝもに 滅されん 十六 然ろに 彼 遲延ひしかば 二人 其手と 其妻の 手と 其二人の 女の 手を 執て 之を 導き 出し 邑の 外に 置り エホバ 斯 彼に 仁慈
を 加へたまふ 十七 既に 之を 導き 出して 其一人 曰けるへ 逃遁て 汝の 生命を 救へ 後を 回顧るなかれ 低地の 中に 止
るなかれ 山に 遁れよ 不ずば 爾 滅されん 十八 ロト 彼等に 言けるへ わが 主よ 請ふ 斯したまふなかれ 十九 視よ
僕 爾の 目のまへに 恩を 得たり 爾 大なる 仁慈を 吾に 施して わが 生命を 救たまふ 吾 山に 遁る 能ず 恐
くへ 災害 身に 及びて 死るに いたらん 二十 視よ 此邑は 遁ゆくに 近くして 且小し 我をして 彼處に 遁れしめよし
からば 吾 生命 全からん 是へ 小き 邑なるに あらずや 二一 天使 之に いひけるへ 視よ 我 此事に 關ても 亦
爾の 願を 容たれば 爾が 言ふ ところの 邑を 滅さじ 二二 急ぎて 彼處に 遁れよ 爾が 彼處に 至るまでへ 我 何事を
も 爲を 得ず と 是に 因て 其邑の 名へ ゾアル（小し）と 稱る 二三 ロト ゾアルに 至る 時 日地の 上に 昇れり 二四 エ
ホバ 硫黃と 火を エホバの 所より 即ち 天より ソドムと ゴモラに 雨しめ 二五 其邑と 低地と 其邑の 居民 および 地に
生る ところの 物を 盡く 滅したまへり 二六 ロトの 妻へ 後を 回顧たれば 鹽の 柱と なりぬ 二七 アブラハム 其朝
夙に 興て 其嘗て エホバの 前に 立たる 處に 至り 二八 ソドム、ゴモラ および 低地の 全面を 望み 見るに 其地の 烟 爐
窯の 烟の ごとく に 騰上れり 二九 神低地の 邑を 滅したまふ 時 即ち ロトの 住る 邑を 滅したまふ

ラハムを眷念て斯其滅亡の中よりロトを出したまへり 三十 斯てロトゾアルに居ることを懼れたれば其二人の女と偕にゞアルを出て上りて山に居り其二人の女子ともに巌穴に住り 三一 茲に長女季女にいひけるハ我等の父ハ老いたり又此地にハ我等に偶て世の道を成す人あらず 三二 然ば我等父に酒を飲せて興に寝れ父に由て子を得んと 三三 遂に其夜父に酒を飲せ長女入て其父と興に寝たり然ろにロトハ女の起臥を知ざりき 三四 翌日長女季女に言けるハ我昨夜わが父と寝たり我等此夜又父に酒をのません爾入て興に寝よわれらの父に由て子を得ることをにんと 三五 乃ち其夜も亦父に酒をのませ季女起て父と興に寝たりロトまた女の起臥を知ざりき 三六 斯ロトの二人の女其父により孕みたり 三七 長女子を生み其名をモアブと名く即ち今のモアブ人の先祖なり 三八 季女も亦子を生み其名をベニアミンと名く即ち今のアンモニ人の先祖なり

第廿一章

一 アブラハム彼處より徙りて南の地に至りカデシとシュルの間に居りゲラルに寄留り 二 アブラハム其妻サラを我妹なりと言しかばゲラルの王アビメレク人を遣してサラを召入たり 三 然るに神夜の夢にアビメレクに臨みて之に言たまひけるハ汝ハ其召入たる婦人のために死るなるべし彼ハ夫ある者なればなり 四 アビメレク未だ彼に近づかざりしかば言ふ主よ汝ハ義き民をも殺したまふや 五 彼ハ我に是ハわが妹なりと言しにあらずや又婦も自彼ハわが兄なりと言たり我全き心と潔き手をもて此をなせり 六 神又夢に之に言たまひけるハ然り我汝が全き心をもて之をなせるを知りたれば我も汝を阻めて罪を我に犯さしめざりき彼に觸るを容ざりしハ是がためなり 七 然ば彼の妻を歸せ彼ハ預言者なれば汝のために祈り汝をして生命を保しめん汝若歸ずば汝と汝に屬する者皆必死るべきを知るべし 八 是に於てアビメレク其朝夙に興て臣僕を悉く召し此事を皆語りしかば人々甚く懼れたり 九 斯てアビメレクアブラハムを召て之に言けるハ爾我等に何を爲すや我何の惡き事を爾になしたればか爾大なる罪を我とわが國に蒙らしめんとせしか爾爲べからざる所爲を我に爲したり 十 アビメレク又アブラハムに言けるハ爾

何を見て此事を爲たるや 十一 アブラハム言けるハ我此處ハかならず神を長れざるべければ吾妻のために人われを殺さんと思ひたるなり 十二 又彼ハ誠にわが妹なり彼ハわが父の子にしてわが母の子にあらざるが遂にわが妻となりたるなり 十三 神我をして吾父の家を離れて周遊しめたまへる時に當て我彼に爾我等が至る處にて我を爾の兄なりと言へと是ハ爾が我に施す恩なりさ言たり 十四 アビメレク乃ち羊 牛 僕 婢を將てアブラハムに與へ其妻サラを之に歸せり 十五 而してアビメレク言けるハ視よ我地ハ爾のまへにあり爾の好むところに住め 十六 又サラに言けるハ視よ我爾の兄に銀千枚を與へたり是ハ爾および諸の人にありし事等につきて爾の目を蔽ふ者なり斯爾償贖を得たり 十七 是に於てアブラハム神に祈りけれバ神アビメレクとその妻および婢を醫したまひて彼等子を產むにいたる 十八 エホバさきにハアブラハムの妻サラの故をもてアビメレクの家の者の胎をことごく閉たまへり

第廿一章

一 エホバ其言し如くサラを眷顧みたまふ即ちエホバ其語しごとくサラに行ひたまひしかバ 二 サラ遂に孕み神のアブラハムに語たまひし期日に及びて年老たるアブラハムに男子を生り 三 アブラハム其生れたる子即ちサラが己に生る子の名をイサクと名けたり 四 アブラハム神の命じたまひし如く八日に其子イサクに割禮を行へり 五 アブラハムハ其子イサクの生れたる時百歲なりき 六 サラ言けるハ神我を笑ハしめたまふ聞く者皆我ことに笑ハん 七 又曰けるハ誰かアブラハムにサラ子女に乳を飲しむるにいたらんと言しものあらん然に彼が年老るに及びて男子を生たりさ 八 偖其子長育ちて遂に乳を斷るイサクの乳を斷る日にアブラハム大なる饗宴を設けたり 九 時にサラエジプト人ハガルがアブラハムに生たる子の笑ふを見て 十 アブラハムに言けるハ此婢と其子を逐出せ此婢の子ハ吾子イサクと共に嗣子となるべからざるなりさ 十一 アブラハム其子のために甚く此事を憂たり 十二 神アブラハムに言たまひけるハ童兒のため又汝の婢のために之を憂るなかれサラが汝に言ところの言ハ悉く之を聽け其ハイサクより出る者汝の裔と稱らるべければなり 十三 又婢の子も汝の胤なれバ我之を一の國となさん 十四 アブラハム朝夙に興てパンと水の革

麭さを取りハガルに與へて之を其肩に負せ其子を携へて去しめけれバ彼往てベエルシバの曠野に蹣跚し、
十五 革囊の水遂に罄たれバ子を灌木の下に置き 十六 我子の死るを見るに忍ずさいひて遥かに行き箭達を隔
てゝ之に對ひ坐しぬ斯相郷ひて坐し聲をあげて泣く 十七 神其童兒の聲を聞たまふ神の使 即ち天よりハ
ガルを呼て之に言けるゝハハガルよ何事ぞや懼るゝなかれ神彼處にをる童兒の聲を聞たまへり 十八 起て童兒を
興し之を汝の手に抱くべし我之を大なる國となさんと 十九 神ハガルの目を開きたまひければ水の井あるを見
ゆきて革囊に水を充し童兒に飲しめたり 二十 神童兒と偕に在す彼遂に成長り曠野に居りて射 者となり
二一 パランの曠野に住り其母彼のために エジプトの國より妻を迎へたり 二二 當時アビメレクと其軍勢
の長ピコルアブラハムに語て言けるゝ神汝何事を爲にも神汝とゝもに在す 二三 然ば汝が我とわが子とわ
が孫に僞をなさゞらんことを今此に神をさして我に誓へ我が厚 情をもて汝をあつかふごとく汝我と
此汝が寄留る地とに爲べし 二四 アブラハム言ふ我誓ハん 二五 アブラハムアビメレクの臣僕等が水の井を奪
ひたる事につきてアビメレク言ふ我誰が此事を爲しを知ず 汝 我に告しこと无く
又我今日まで聞しことなし 二六 アブラハム 乃ち羊と牛を取て之をアビメレクに與ふ斯て二人契約を結べ
り 二七 アブラハム牝の羔 七を分ち置けれバ 二八 アビメレクアブラハムに言ふ汝此七の牝の羔を分
ちおくハ何のためなるや 二九 アブラハム言けるゝ汝わが手より此七の牝の羔を取りて我が此井を堀たる
証據とならしめよと 三十 其處をベエルシバ（盟約の井）と名けたり 三一 斯彼
等ベエルシバにて契約を結びアビメレクと其軍勢の長ピコルハ起てペリシテ人の國に歸りぬ 三二 アブラ
ハムベエルシバに柳を植え永遠に在す神エホバの名を彼處に籲り 三四 斯してアブラハム久くペリシテ人
の地に留寄りぬ

第廿二章

一 是等の事の後神アブラハムを試みんとて之をアブラハムよと呼たまふ彼言ふ我此にありニ
エホバ言たまひけるゝ爾の子爾の愛する獨子 即ちイサクを携てモリアの地に到りわが爾に示さんとする

彼所の山に於て彼を燔祭として献ぐべし 三 アブラハム 朝夙に興て其驢馬に鞍おき二人の少者と其子イサク
を携へ且燔祭の柴薪を劈りて起て神の己に示したまへる處におもむきけるが 四 三日におよびてアブラハム
目を擧て遙に其處を見たり 五 是に於てアブラハム其少者に言けるゝ爾等ハ驢馬とともに此に止れ我と童
子ハ彼處にゆきて崇拜を爲し復爾等に歸ん 六 アブラハム燔祭の柴薪を取て其子イサクに負せ手に火
と刀を執て二人ともに往りセ イサク父アブラハムに語て父よと曰ふ彼答て子よ我此にありといひければ
イサク 即ち言ふ火と柴薪ハ有り然ど燔祭の羔ハ何處にあるやハ アブラハム言けるゝ子よ神自ら燔祭の
羔を備へたまハんと二人偕に進みゆきて九 遂に神の彼に示したまへる處に到れり是においてアブラハム彼
處に壇を築き柴薪を臚列べ其子イサクを縛りて之を壇の柴薪の上に置せたり 十 斯してアブラハム手を舒べ刀
を執りて其子を宰んとす 十一 時にエホバの使者天より彼を呼てアブラハムよアブラハムよと言へり彼言ふ我
此にあり 十二 使者言けるゝ汝の手を童子に按るなかれ又何をも彼に爲べからず汝の子即ち汝の獨子をも我
ために惜まざれバ我今 汝が神を畏るを知ると 十三 茲にアブラハム目を擧て祝れバ後に牡綿羊ありて其角林
叢に縶りたりアブラハム即ち往て其牡綿羊を執へ之を其子の代に燔祭として獻げたり 十四 アブラハム其
處をエホバエレ（エホバ預備たまはん）と名く是に緣て今日もなほ人ゝ山にエホバ預備たまへんといふ
十五 エホバの使者再 天よりアブラハムを呼て 十六 言けるゝエホバ諭したまふ我 己を指て誓ふ汝是事
を爲し汝の子即ち汝の獨子を惜まざりしに因て 十七 我大に汝を祝み又大に汝の子孫を增して天の星の
如く濱の沙の如くならしむべし汝の子孫ハ其敵の門を獲ん 十八 又汝の子孫に因て天下の民皆福祉を得
べし汝わが言に遵ひたるによりてなりと 十九 斯てアブラハム其少者の所に歸り皆たちて偕にベエルシバ
にいたりアブラハムハベエルシバに往り 二十 是等の事の後アブラハムに告る者ありて言ふミルカ亦汝の
兄弟ナホルにしたがひて子を生りニ長子ハウヅ其弟ハブズ其次ハケムエル是ハアラムの父なりニ
其次ハケセデ ハゾ ピルダシ エデラフ ベトエルハリベカを生り是八人ハミルカがアブラハム

の兄弟ナホルに生たる者なり二四ナホルの妾名ハルマといふ者も亦テバガハム タハシおよびマアカを生り
二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四

第廿三章 一サラ百二十七歳なりき是即ちサラの齢の年なり二ニンの地のヘブロンなりアブラハム至りてサラのために哀み且哭り三斯てアブラハム死人の前より起ち出てヘテの子孫に語りて言けるハ四我ハ汝等の中の寄旅なり寄居者なり請ふ汝等の中にて我に墓地を與へて吾が所有となし我をして吾が死人を出し葬ることを得せしめよ五ヘテの子孫アブラハムに應て之に言ふ六我主よ我等に聽たまへ我等の中にありて汝ハ神の如き君なり我等の中一人も其墓地を汝にたしみて汝をしてその死人を葬らしめざる者なかるべし七是に於てアブラハム起ち其地の民ヘテの子孫に對て躬を鞠む八而して彼等と語ひて言けるハ若我をしてわが死人を出し葬るを得せしむる事汝等の意ならバ請ふ我に聽て吾ためにゾハルの子エフロンに求めよ九彼をして其野の極端に有るマクペラの洞穴を我に與へしめよ彼其十分の値を取て之を我に與へ汝等の中にてわが所有なる墓地となさば善し十時にエフロンヘテの子孫の中に坐しゐたりヘテ人エフロンヘテの子孫即ち凡て其邑の門に入る者の聽る前にてアブラハムに應て言けるハ十一吾主よ我に聽たまへ其野ハ我汝に與ふ又其中の洞穴も我之を汝に與ふ我吾民なる衆人の前にて之を汝にあたふ汝の死人を葬れ十二是に於てアブラハム其地の民の前に躬を鞠めたり十三而して彼其地の民の聽る前にてエフロンに語りて言けるハ汝若之を肯ハよ請ふ吾に聽け我其野の値を汝に償へん汝之を吾より取れ我わが死人を彼處に葬らん十四エフロンアブラハムに答て曰けるハ十五わが主よ我に聽たまへ彼地ハ銀四百シケルに當る是ハ我と汝の間に豈道に足んや然バ汝の死人を葬れ十六アブラハムエフロンの言に從ひエフロンの聽る前なるマクペラに在るエフロンの野ハの野を秤り商買の中の通用銀四百シケルを之に與へたり十七マムレの前なるヘテの子孫の前即ち凡て其邑に入る者の前にてアブラハムの所有と定りぬ十九厥後アブラハム其妻サラをマムレの前なるマクペラの野の洞穴に葬れり是即ちカナンの地のヘブロンなり二十斯く其野と其中の洞穴ハヘテの子孫之をアブラハムの所有なる墓地と定めたり

第廿四章 一アブラハム年邁て老たりエホバ萬の事に於てアブラハムを祝みたまへり二拔にアブラハム其凡の所有を宰る其家の年邁ある僕に言けるハ請ふ爾の手を吾髀の下に置よ三我爾をして天の神地の神エホバを指て誓へしめん即ち汝わが僕に居むカナン人の女の中より吾子に妻を娶るなかれ四汝わが故國に往き吾親族に到りて吾子イサクのために妻を娶れ五僕彼に言けるハ倘女我に從ひて此地に來ることを好まざる事あらん時ハ我爾の子を彼汝が出來りし地に導き歸るべきか六アブラハム彼にいひけるハ汝愼みて吾子を彼處に携かへるなかれ七天の神エホバ我を導きて吾父の家とわが親族の地を離れしめ我に語り我に誓ひて汝の子孫に此地を與へんと言たまひしエホバ其使を遣して汝に先たしめたまへん汝彼處より我子に妻を娶るべし八若女汝に從ひ來る事を好ざる時ハ汝吾此誓を解るべし唯我子を彼處に携へかへるなかれ九是に於て僕手を其主人アブラハムの髀の下に置て此事について彼に誓へり十斯て僕其主人の諸の佳物を手にとりて起てメソポタミアに往きナホルの邑に至り十一其駱駝を邑の外にて井の水汲にいづる時なりき十二斯して彼言けるハ吾主人アブラハムの神エホバよ願くハ今日我にその者を逢しめわが主人アブラハムに恩惠を施したまへ十三我ここの水井の傍に立ち邑の人の女等水を汲に出づ十四我童女に向ひて請ふ汝の瓶をかたむけて我にのましめよと言んに彼答へて飲め我また汝の駱駝にも飲しめんと言バ彼ハ汝が僕イサクの爲に定め給ひし者なるべし然れバ我汝の吾主人に恩惠を施し給ふを知らん十五彼語ふことを終るまへに視よリベカ瓶を肩にのせて出きたる彼ハアブラハムの兄弟ナホルの妻ミルカの子ベトエルに生れたる者なり十六其童女ハ覩に甚だ美しく且處女にして未だ人に適しことあらず彼井に下り其瓶に水を盈て上りしかバ僕十七はせゆきて之にあひ請ふ我をして汝の瓶より少許の水を飲しめよと

いひけるに 十八 彼主よ飲たまへといひて乃ち急ぎ其瓶を手におろして之にのましめたりしが 十九 飲せをへり
て言ふ汝の駱駝のためにも其飲をへるまで水を汲て飽しめん 二十 急ぎて其瓶を水鉢にあけ又汲んとて井には
せゆき其諸の駱駝のために汲みたり 二一 其人之を見つめエホバが其途に幸福をくだしたまふや否をしら
んとして默し居たり 二二 茲に駱駝飲をへりしかば其人重半シケルの金の鼻環一箇と重十シケルの金の
手釧二箇をとりて 二三 言ひけるへ汝へ誰の女なるや請ふ我に告よ汝の父の家に我等が宿る處地ありや 二四 女
彼にいひけるへ我へミルカがナホルに生みたる子ベトエルの女なり 二五 又彼にいひけるへ家には藁も飼草も
多くあり且宿る處地もあり 二六 是に於て其人伏てエホバを拜み 二七 言けるへ吾主人アブラハムの神エホ
バは讃美べきかなわが主人に慈惠と眞實とを缺きたまへず我途にありしにエホバ我を吾主人の兄弟の家
にみちびきたまへり 二八 茲に童女走行て其母の家に此等の事を告たり 二九 リベカに一人の兄あり其名をラ
バンといふラバンはせいで井にゆきて其人の許につく 三十 すなわち彼鼻環および其 妹の手の手釧を見又
其 妹リベカが其人斯我に語りといふを聞て其人の所に到り見るに井の側らにて駱駝の傍にたちゐたれ
バ 三一 之に言けるへ汝 エホバに祝るゝ者よ請ふ入れ奚ぞ外にたつや我家を備へ且駱駝のために所をそなへ
たり 三二 是に於て其人家にいりぬラバン 乃ち其駱駝の負を釋き藁と飼草を駱駝にあたへ又水をあたへて
其人の足と其從者の足をあらはしめ 三三 斯して彼の前に食をそなへたるに彼言ふ我へわが事をのぶるまで
へ食はじとラバン語れといひければ 三四 彼言ふわれへアブラハムの僕なり 三五 エホバ大にわが主人をめぐ
みたまひて大なる者とならしめ又 羊 牛 金銀 僕 婢 駱駝 驢馬をこれにたまへり 三六 わが主人の妻
サラ年老てのちわが主人に男子をうみければ主人 其所有を悉く之に與ふ 三七 わが主人 我を誓せて言
ふ吾すめるカナンの地の人の女子の中よりわが子に妻を娶るなかれ 三八 汝わが父の家にゆきわが親族にいた
りわが子のために妻をめとれと 三九 我わが主人にいひけるへ倘女 我にしたがひて來ずば如何 四十 彼我に
いひけるへ吾事ふるところのエホバ其使者を汝とともに遣へして汝の途に幸福を降したまへん汝わが親族

わが父の家より吾子に妻をめとるべし 四一 汝わが親族に至れる時へわが誓を解ざるべし 若彼等汝にあたへ
ずば汝へわが誓をゆるさるべしと 四二 我今日井に至りて謂けらくわが主人アブラハムの神エホバよ請
わがゆく途に幸福を降したまへ 四三 我へこの井水の傍に立つ水を汲にいづる處女あらん 時我彼にむかひ
て請ふ汝の瓶より少許の水を我にのましめよと言んに 四四 若我に答へて汝飲め我亦汝の駱駝のためにも汲
んと言ば是エホバがわが主人の子のために定たまひし女なるべし 四五 我心の中に語ふことを終るまへに リ
ベカ其瓶を肩にのせて出來り井にくだりて水を汲みたるにより我彼に請ふ我にのましめよと言ければ 四六 彼
急ぎ其瓶を肩よりおろしていひけるへ飲めまた汝の駱駝にものましめたり 四七 我彼に問て汝へ誰の女なるやといふ是に於て我其鼻に環をつけ其手に手釧をつけたり 四八 而して我伏てエホバを拜み吾主人アブラハム
の神エホバを頌美たり エホバ我を正き途に導きてわが主人の兄弟の女を其子のために娶しめんとしたまへばなり 四九 されば汝等若わが主人にむかひて慈惠と眞誠をもて事をなさんと思へ我に告よ然ざるも亦我に告よ然ざれば我右か左におもむくをえん 五十 ラバンとベトエル答て言けるへ此事へエホバより出づ我等汝に善惡を言ふあたはず 五一 視よリベカ 汝の前にをるゆき彼をして汝の主人の子の妻とならしめよ エホバの言たまひし如くなるべし 五二 アブラハムの僕彼等の言を聞て地に伏てエホバを拜めり 五三 是に於て僕銀の飾品金の飾品および衣服をとりいだしてリベカに與へ亦其兄と母に寶物をあたへたり 五四 是に於て彼およびその從者等食飲して宿りしが朝興たる時彼言我をして吾主人に還らしめよ 五五 リベカの兄と母言けるへ童女を數日の間 少くも十日我等と偕にならしめよしかるのち彼ゆくべし 五六 彼人之に言エホバ吾途に福祉をくだしたまひたるなれば我を阻むるなかれ我を歸してわが主人に往しめよ 五七 彼等いひけるへ童女をよびて其言を問んと 五八 即ちリベカを呼て之に言ふ汝此人と共に往や彼言ふ往ん 五九 是に於て彼等 妹リベカと其乳媼およびアブラハムの僕と其從者を遣り去しめたり 六十 即ち彼等リベカを祝して

これ之にいひけるはわれらの妹よ汝千萬の人の母となれ汝の子孫をして其仇の門を獲しめよ六一是に於てリベカ起て其僕女等とゝもに駱駝にのりて其人にしたがひ往く僕乃ちリベカを導きてさりぬ六二茲にイサクヲハイロイの井の路より來れり南の國に住居たれバなり六三しかしてイサク黄昏に野に出て默想をなしたりしが目を擧て見しに駱駝の來るあり六四リベカ目をあげてイサクを見駱駝をおりて六五僕にいひけるは野をあゆみて我等にむかひ來る者は何人なるぞ僕わが主人なりといひければリベカ覆衣をとりて身をおほへり六六茲に僕其凡てなしたる事をイサクに告ぐ六七イサクリベカを其母サラの天幕に携至りリベカを娶りて其妻となして之を愛したりイサクは母にわかれて後茲に慰藉を得たり

第廿五章　一アブラハム再妻を娶る其名をケトラといふ二彼ジムラン　ヨクシャン　メダン　ミデアン　イシバク　シユアを生り三ヨクシャンシバとデダンの子はアッシユリ　族レトシ　族リウミ族なり四ミデアンの子はエパ　エペル　ヘノク　アビダ　エルダアなり是等は皆ケトラの子孫なり五アブラハム其所有を盡くイサクに與へたり六アブラハムの妾等の子にはアブラハム其生る間に物をあたへて之をして其子イサクを離れて東にさりて東の國に至らしむ七アブラハム其生涯の齡の日は即ち百七十五年なりき八アブラハム遐齡に及び老人となり年滿て氣た久死て其民に加る九其子イサクとイシマエル之をヘテ人ゾハルの子エフロンの野なるマクペラの洞穴に葬れり是はマムレの前にあり十即ちアブラハムがヘテの子孫より買たる野なり彼處にアブラハムと其妻サラ葬らる十一アブラハムの死たる後神其子イサクを祝みたまふイサクはベエルラハイロイの邊に往り十二サラの侍婢なるエジプト人ハガルがアブラハムに生たる子イシマエルの傍へ左のごとし十三イシマエルの子の名はその名氏と其世代に循ひて言ば是のごとしイシマエルの長子はネバヨテなり其次はケダル　アデビエル　ミブサム十四ミシマ　ドマ　マッサ十五ハダデ　テマ　エトル　ナフシ　ケデマ十六是等はイシマエルの子なり是等は其郷黨と其營にしたがひて言る者にして其國に循ひていへバ十二の牧伯なり十七イシマエルの齡は百三十七歳なりき彼いきたえ死て其民にくへまる十八イシマエルの子等はハビラよりエジプトの前なるシユルまでの間に居住てアッスリヤまでにおよべりイシマエルはその兄弟等のまへにすめり十九アブラハムの子イサクの傳はこゝに左のごとしアブラハムイサクを生り二十イサク四十歳にしてリベカを妻に娶れりリベカはパダンアラムのスリア人ベトエルの女にしてスリア人ラバンの妹なり二一イサク其妻の子なきに因てこがためにエホバに祈願をたてけれバエホバ其祈願がひみ聽たまへりゆゑに其妻リベカ孕みしが二二其子胎の内に爭そひけれバ然らバ我いかで斯てあるべきと言て往てエホバに問に二三エホバ彼に言たまひけるは二の國民汝の胎にあり二の民汝の腹よりいで〳〵別れん一の民は一の民よりも強かるべし大は小に事へんと二四かくて臨月みちて見しに胎には孿ありき二五先に出たる者は赤くして皆毛の如し其名をエサウと名げたり二六其後に弟出たるが其手にエサウの踵を持り其名をヤコブとなづけたりリベカが彼等を生し時イサクは六十歳なりき二七茲に童子人となりしがエサウは巧なる獵人にして野の人となりヤコブは質樸なる人にして天幕に居ものとなれり二八イサクは獵を嗜によりてエサウを愛したりしがリベカはヤコブを愛したり二九茲にヤコブ羹を煮たり時にエサウ野より來りて憊れ居り三十エサウヤコブにむかひ我憊れたれバ請ふ其紅羹其處にある紅羹を我にのませよといふ是をもて彼の名はエドム(紅)と稱らる三一ヤコブ言けるは今日汝の家督の權を我に鬻れ三二エサウいふ我は死んさして居る此家督の權我に何の益をなさんや三三ヤコブ言けるは今日我に誓へと彼すなはちヤコブに誓て其家督の權をヤコブに鬻ぬ三四是に於てヤコブはエサウに麪餅と扁豆の羹とをエサウに與へけれバ食且飲て起て去り斯エサウ家督の權を藐視したり

第廿六章　一アブラハムの時にありし最初の饑饉の外に又其國に饑饉ありけれバイサクゲラルに往てペリシテ人の王アビメレクの許にいたれり二時にエホバ彼にあらはれて言たまひけるはエジプトに下るなかれ吾汝に示すところの地にをれ三汝此地にとゞまれ我汝と共にありて汝を祝まん我是等の國を悉く汝および汝の子孫に與へ汝の父アブラハムに誓ひたる誓言を行ふべし四我汝の子孫を增て天の星のごと

なし汝の子孫に凡て是等の國を與へん汝の子孫によりて天下の萬民皆福祉を獲べし五是ヘアブラハムわ
が言に順ひわが職守こわが誡命こわが寫法こわが律法を守りしに因てなり六イサク乃ちゲラルに居しが
七處の人其妻の事をさへべ我妹なりと言ふりべカは覩に美麗かりければ其處の人りべカの故をもて
我を殺さんと謂て彼をわが妻と言をおそれたるあり入イサク久く彼處にをりし後一日ペリシテ人の王アビ
メレク牖より望みてイサクが其妻りべカと嬉戯るを見たり九是に於てアビメレクイサクを召て言けるヘ彼
は必ず汝の妻なり汝あんぞ吾妹といひしやイサク彼に言けるは恐くヘ我彼のために死るあらんと思たれ
ばなり十アビメレクいひけるヘ汝なんぞ此事を我等になすや民の一人もし輕やしく汝の妻と駕ることあらん
その時は汝罪を我等に蒙らしめんと十一アビメレク乃ちすべて民に皆命じて此人と其妻にさわるものも
ヘ必ず死すべしと言り十二イサク彼地に種播て其年に百倍を獲たりエホバ彼を祝みたまふ十三其人大に
なりゆきて進て盛になり遂に甚だ大なる者となれり十四即ち羊と牛と僕從を多く有しかばペリシテ人
彼を嫉みたり十五其父アブラハムの世に其父の僕從が掘たる諸の井はペリシテ人之をふさぎて土を之にみて
たり十六茲にアビメレクイサクに言けるヘ汝ヘ大に我等よりも強大ければ我等をへなれて去れと十七イサ
ク乃ち彼處をさりてゲラルの谷に天幕を張て其處に住り十八其父アブラハムの世に掘たる水井をイサク茲
に復ひらり其ヘアブラハムの死たる後ペリシテ人之をふさぎたれば其父が之に名けたる名をも
て其名となせり十九イサクの僕谷に掘て其處に泉の湧出る井を得たり二十ゲラルの牧者此水ヘ我等の
所屬なりといひてイサクの僕と爭ひければイサク其井の名をエセク(競爭)と名けたり彼等が已さ之を競爭
たるにより二十一是に於て又他の井を鑿しが彼等是をも爭ひければ其名をシテナ(敵)となづけたり二十二イ
サク乃ち其處より遷りて他の井を鑿けるが彼等之をあらそへざりければ其名をレホボテ(廣濶)と名けて言
けるヘ今エホバ我等の處所を廣くしたまへり我等斯地に繁衍んと二十三斯て彼其處よりベエルシバにのぼりしが
二十四其夜エホバ彼にあらはれて言たまひけるヘ我ヘ汝の父アブラハムの神なり懼るるなかれ我汝と偕にあ

りて汝を祝み我僕アブラハムのために汝の子孫を增んと二五是に於て彼處に壇を築きてエホバの名を顯び
天幕を彼處に張り彼處にてイサクの僕井を鑿り二六茲にアビメレク其友アホザテ及び其軍勢の長ピ
コルと共にゲラルよりイサクの許に來りければ二七イサク彼等に言ふ汝等ヘ我を惡み我より逐去しめたるなるに何ぞ我許に來るや二八彼等いひ
けるヘ我等確然にエホバが汝と偕にあるを見たれば我等の間即ち我等と汝の間に誓詞を立て汝と契約を結べんと謂へり二九汝ヘ我等に惡事をなすなかれ其ヘ
我等ヘ汝を害せず只善事のみを汝になし且汝を安然に去しめたれば汝ヘエホバの祝みたまふ者なりと
三十イサク乃ち彼等のために酒宴を設けたれば彼等食ひ且飲り三一斯て朝夙に起て互に相誓へり而してイ
サク彼等を去しめたれば彼等イサクをはなれて安然にかへりぬ三二其日イサクの僕來りて其ほりたる井に
つきて之に告て我等水を得たりといへり三三即ち之をシバと名づく此故に其邑の名ヘ今日までベエルシバ
(誓詞の井)といふ三四エサウ四十歳の時ヘテ人ベエリの女ユデテとベテ人エロンの女バスマテを妻に娶
り三五彼等ヘイサクとリベカの心の愁煩となれり

第廿七章一イサク老て目くもりて見るあたヘざるに及びて其長子エサウを召て之に吾子よといひけ
れば答へて我此にありといふ二イサクいひけるヘ視よ我ヘ今老て何時死るやを知ず三然ば請ふ汝の器汝
の弓矢を執て野に出でわがために盥を獵て四わが好む美味を作り我にもちきたりて食へしめよ我死るまへに
心に汝を祝せん五イサクが其子エサウに語る時にリベカ聞ゐたりエサウ獵て携きたらんとて野にゆ
きたれば六是に於てリベカ其子ヤコブに語りていひけるヘ我聞ゐたるに汝の父汝の兄エサウに語りて言けらく
七吾ために盥をこりきたり美味を製りて我にくへせよ死るまへに我エホバの前にて汝を祝せんと八然ば吾
子よ吾言にしたがひわが汝に命ずることくせよ九汝群畜の所にゆきて彼處より山羊の二箇の善き羔を我に
こりきたれ我之をもて汝の父のために其好む美味を製らん十汝之を父にもちゆきて食しめ其死る前に汝を
祝せしめよ十一ヤコブ其母リベカに言けるヘ兄エサウヘ毛深き人にして我ヘ滑澤なる人なり十二恐くヘ父

十三 我に捕ることあらん然らば我ハ欺く者と父に見えんされば祝詛をえずして反て祝詛をまねかん 十三 其母彼に
十四 いひけるハ我子よ汝の詛ハ己れ汝に帰せん只わが言にしたがひ往て取来れと 十四 是において彼往て取り
十五 母の所にもちきたりければ母すなハち父の好むところの美味を製れり 十五 而してリベカ家の中に己の所にあ
十六 る長子 エサウの美服をとりて之を季子ヤコブに衣せ 十六 又山羊の羔の皮をもて其手と其頸の滑澤なる處と
十七 を掩ひ 十七 其製りたる美味とパンを子ヤコブの手にわたせり 十八 彼乃ち父の許にいたりて我父よといひけ
十八 れば我此にありわが子よ汝ハ誰なると曰ふ 十九 ヤコブ父にいひけるハ我ハ汝の長子エサウなり我汝が我
十九 に命じたるごとくなせり請ふ起て坐しわが獵の肉をくらひて汝の心に我を祝せよ 二十 イサク其子に言ける
二十 ハ吾子よ汝いかにして斯速に獲たるや彼言ふ汝の神エホバ之を我にあハせたまひしが故なり 二一 イサク
二一 ヤコブにいひけるハわが子よ請ふ近くよれ我汝に捫て汝がまことに吾子エサウなるや否やをしらん 二二
二二 ヤコブ父イサクに近よりければ 二一 イサク之にさはりていひけるハ聲はヤコブの聲なれども手はエサウの手な
二三 りと 二三 彼ハ手其兄エサウの手のごとく毛深かりしに因て之を辨別へずして遂に之を祝したり 二四 即ちイ
二四 サクいひけるハ汝ハまことに吾子エサウなるや彼然りといひければ 二五 イサクいひけるハ我に持きたれ吾子
二五 の獵を食ひてわが心に汝を祝せんと是において ヤコブ彼の許にもちきたりければ食へり又酒をもちきたりけ
二六 れば飲り 二六 かくて父イサク彼にいひけるハ吾子よ近くよりて我に接吻せよと 二七 彼すなハち近よりて之に
二七 接吻しければ其衣の香をかぎて彼を祝していひけるハ嗚呼吾子の香ハエホバの祝たまへる野の馨香のごと
二八 しニ八 ねがハくハ神天の露と地の腴および饒多の穀と酒を汝にたまへ 二九 諸の民汝につかへ諸の邦
二九 汝に躬を鞠ん汝兄弟等の主となり汝の母の子等汝に身をかゞめん汝を詛ふ者はのろハれ汝を祝する者
三十 ハ祝せらるべし 三十 イサクヤコブを祝することを終てヤコブ父イサクの前より出さりし時にあたりて兄エ
三一 サウ獵より歸り来り 三一 己も亦美味をつくりて之を其父の許にもちゆき父に謂ひけるハ父起て其子の獵を
三二 食ひて心に我を祝せよ 三二 父イサク彼にいひけるハ汝ハ誰なるや彼いふ我ハ汝の子 汝の 長子 エサウなり

三三 三三 イサク甚大いに戦慄ていひけるハ然ば彼猟て之を我にもちきたりし者ハ誰ぞや我汝がきたる
三四 まへに諸の物を食ひて彼を祝したれば彼まことに祝福をうべし 三四 エサウ父の言を聞て大に哭き痛く泣て
三五 父にいひけるハ父よ我を祝せよ我をも祝せよ 三五 イサク言けるハ汝の弟僞りて来り汝の祝を奪ひた
三六 り 三六 エサウいひけるハ彼をヤコブ（推除者）となづくるハ此故にて二次おしのくるや此にて二次
三七 サク對てエサウにいひけるハ我彼を汝の主となし其兄弟を悉く僕として彼にあたへたり又穀と酒さ
三八 を彼に捜けたり然ば吾子よ我何を汝になすをえん 三八 エサウ父に言けるハ父よ父の祝唯一ならんや父よ
三九 我を祝せよ我をも祝せよとエサウ聲をあげて哭ぬ 三九 父イサク答て彼にいひけるハ汝の住所ハ地の膏腴に
四十 はなれ上よりの天の露にはなるべし 四十 汝ハ劍をもて世をわたり汝の弟に事ん然ど汝繋を離るゝ時
四一 ハ其軛を汝の頸より振ひおとすを得ん 四一 エサウ父のヤコブを祝したる其祝の為にヤコブを悪めり即ち
四二 エサウ心に謂けるハ父の喪の日近ければ其時我弟ヤコブを殺さんと 四二 長子エサウの此言リベカ
四三 に聞えければ季子ヤコブを呼よせて之に言けるハ汝の兄エサウ汝を殺さんとおもひて自ら慰む 四三 され
四四 ば吾子よ我言にしたがひ速てハランにゆきわが兄ラバンの許にのがれ 四四 汝の兄の怒の稍るまで暫く彼さ
四五 もに居れ 四五 汝の兄の憤霽て汝をはなれ汝が彼になしたる事を忘るゝにいたらば我人をやりて汝を
四六 彼處よりむかへん我何ぞ一日のうちに汝等二人を喪ふべけんや 四六 リベカイサクに言けるハ我ハヘテの女
四七 等のために世を厭ふにいたるヤコブ若此地の彼女等の如きヘテの女の中より妻を娶らば我身生るも何の
利益あらんや

第二十八章

一 イサクヤコブを呼て之を祝し之に命じて言けるは汝カナンの女の中より妻を娶るなかれ 二
起てパダンアラムに往き汝の母の父ベトエルの家にいたり彼處にて汝の母の兄ラバンの女の中より妻を娶れ
三 願くハ全能の神汝を祝み汝をして子女を多く得せしめ且汝の子孫を増て汝をして多衆の民さならしめ

四 又アブラハムに賜んと約束せし祝を汝および汝と共に
五 ひし此汝が寄寓る地を持たしめたまへんとをと五斯て
六 パンの所にいたれりラバンはスリア人ベトエルの子にし
はイサクがヤコブを祝して之をパダンアラムにつかはし
七 はカナンの女の中より妻をめとるなかれといひて之に命
パダンアラムに往しを見たりハエサウまたカナンの女の
九 エサウイシマエルの所にゆきて其有る妻の外に又アブラ
十 を妻にめとれり十茲にヤコブベエルシバより出たちてハ
十一 日暮たれば即ち其處に宿り其處の石をとり枕となして
十二 ねて其處の天に達れるを見又神の使者の其にのぼりくだりする
十三 たまへり我はヱホバなり汝が偃臥こころの地を我之を汝と汝の子孫に與
十四 へん十四汝の子孫は地の塵沙のごとくおりて西東北南に蔓るべし又天下の諸の族汝と汝の子孫に
十五 よりて福祉をえん十五また我汝とともにありて凡て汝が往ところにて汝をまもり汝を此地に率返るべし我
十六 はわが汝にかたりし事を行ふまで汝をはなれざるなり十六ヤコブ目をさまして言けるは誠にヱホバ此處に
十七 いますに我しらざりきと十七乃ち惶懼ていひけるは畏るべき哉此處是即ち神の殿の外ならず是天の門
十八 なり十八かくてヤコブ朝夙に興き其枕となしたる石を取り之を立て柱となし其上に沃ぎ十九其處
二十 の名をベテル（神殿）と名けたり其邑の名は初はルズといへり二十ヤコブ乃ち誓をたてていひけるは若神
二一 我とともにいまし此わがゆく途にて我をまもり食ふパンと衣る衣を我にあたへ二一我をしてわが父の家に安
二二 然に歸ることを得せしめたまはゞヱホバをわが神となさん二二又わが柱にたてたる此石を神の家となさん又

一 斯てヤコブ其途にすゝみて東の民の地にいたりて二見るに野に井ありて羊の群三其傍に
二 臥ぬたり此井より群に飲へゞなり大なる石井の口にあり三羊の群皆其處に集る時に井の口より石をまろばし
三 て羊に水飼ひ復故のごとく井の口に石をのせおくなり四ヤコブ人々に言けるは兄弟よ奚よりきたれるや彼
四 等いふ我等はハランより來る五ヤコブ彼等にいひけるは汝等はナホルの子ラバンをしるや彼等識といふ六ヤコ
五 ブ又かれらにいひけるは彼は安きや彼等いふ安し視よ彼の女ラケル羊と偕に來るとき七ヤコブ言ふ視よ日
六 尚高し家畜を聚むべき時にあらず羊に飲ひて往て牧せよ八彼等いふ我しかする能ず群の皆聚るに及て
七 井の口より石をまろばして羊に飲ふべきなりカヤコブ尚彼等と語る時にラケル父の羊ともに來る其之
八 を牧居たればなりヤコブ其母の兄ラバンの女ラケルおよび其母の兄ラバンの羊を見しかばヤコブ進み
九 より井の口より石をまろばし母の兄ラバンの羊に飲ひたり十一而してヤコブラケルに接吻し聲をあげて
十 啼哭ぬ十一即ちヤコブラケルに己がその父の兄弟にしてリベカの子なることを告けれバ彼はしりゆきて父
十一 に告たり十三ラバン其妹の子ヤコブの事を聞しかバ趨ゆきて之を迎へ之を抱きて接吻し之を家に導きい
十二 たれりヤコブすなはち此等の事を悉くラバンに述たり十四ラバンヤコブにいひけるは汝はこれ誠にわが骨肉なり
十三 さヤコブ一月の間彼とともに居る十五茲にラバンヤコブにいひけるは汝はわが兄弟なれバとて空く我に
十四 役事べけんや何の報酬を望むや我に告よ十六ラバン二人の女子を有り姉の名はレアといひ妹の名はラケル
十五 といふ十七レアは目弱かりしがラケルは美くしくして嫵しかりき十八ヤコブラケルを愛したれバ言ふ我汝の季女
十六 ラケルのために七年汝に事ん十九ラバンいひけるは彼を他の人にあたふるよりも汝にあたふるは善し我と
十七 偕に居れ二十ヤコブ七年の間ラケルのために勤たりしが彼を愛するが爲に之を數日の如く見做り二一茲に
十八 ヤコブラバンに言けるは我妻をあたへて我をしてわが期滿たれバわが妻をあたへしめよ二二是
十九 に於てラバン處の人を悉く集めて酒宴を設けたりしが二三晩に及びて其女レアを携へて之をヤコブに
二十 つれ來れりヤコブ即ち彼の處にいりぬ二四ラバンまた其侍婢ジルパを婢レアに與へて侍婢となさしめ

二五 たり 二五 朝にいたりて見ろにレアなりしかバヤコ
二六 ブラバンに言けろハ汝なんぞ此事を我におしたるや我ラケ
二七 ルのために汝に役事しにあらずや汝なんぞ我を欺くや 二六 ラバンいひけるは姉より先に妹を嫁しむる事は
二八 我國にて爲ざるところあり 二七 其七日を過せ我等是をも汝に與へん然バ汝是がために尚七年我に事へて
二九 勤むべし 二八 ヤコプ即ち斯なして其七日をすごせしかバラバン其女ラケルをも之にあたへて妻さるさし
三〇 む 二九 またラバン其侍婢ビルハを女ラケルにあたへて侍婢となさしむ 三〇 ヤコプまたラケルの所にいり
三一 ぬ彼レアよりもラケルを愛し尚七年ラバンに事たり 三一 エホバレアの嫌ろふを見て其胎をひらきたまへり
三二 然ごラケルハ姙なきものなりき 三二 レア孕みて子を生み其名をルベンと名けていひけろハエホバ誠にわが
三三 苦を顧みたまへりされバ今夫我を愛せんと 三三 彼ふたゝび孕みて子を産みエホバわが嫌ろふを聞たまひ
三四 しによりて我に是をもたまへりと言て其名をシメオンと名けたり 三四 彼また孕みて子を生み我三人の子を
三五 生たれバ夫今よりハ我に膠漆んさいへり是によりて其名をレビと名けたり 三五 彼復姙みて子を生み我今エ
ホバを讃美んさいへり是によりて其名をユダと名けたり尚止めり

第三十章

一 ラケル已がヤコプに子を生ざるを見て其姉を妬みヤコプに言けるハ我に子を與へよ然らずバ
二 我死んとニ ヤコプラケルにむかひて怒を發して言ふ汝の胎に子をやどらしめざる者ハ神なり我神に代るをえ
三 んや 三 ラケルいふ吾婢ビルハを視よ彼の處に入れ彼子を生てわが膝に置ん然バ我もまた彼によりて子をう
四 ろにいたらんと 四 其仕女ビルハを彼にあたへて妻となさしめたりヤコプ即ち彼の處にいる 五 ビルハ遂に
五 はらみてヤコプに子を生けれバ 六 ラケルいひけろハ神我を監み亦わが聲を聽いれて吾に子をたまへりと是に
六 よりて其名をダンと名けたり 七 ラケルの仕女ビルハ又はらみてヤコプに第二の子を生けれバ 八 ラケル我神の
爭をもて姉と爭ひて勝ぬさいひて其名をナフタリと名けたり 九 茲にレア產ことの止たるを見しかバ其仕女
ジルパをとりて之をヤコプにあたへて妻となさしむ 十 レアの仕女ジルパヤコプに子を產けれバ 十一 レア 福來
れりさいひて其名をガドと名けたり 十二 レアの仕女ジルパ次子をヤコプに生けれバ 十三 レアいふ我ハ幸な

り女等我を幸なる者さなさんと其名をアセルと名けたり 十四 茲に麥苅の日にルベン出ゆきて野にて
戀茄を獲これを母レアの許にもちきたりければラケルレアにいひけるは請ふ我に汝の子の戀茄をあたへよ
十五 レア彼にいひけるは汝のわが夫を奪しは微き事ならんや然るに汝またわが子の戀茄をも奪んとするやラ
ケルいふ然ば汝の子の戀茄のために夫是夜汝と寢べし 十六 晚におよびてヤコプ野より來りければレア之
をいでむかへて言けるは我誠にわが子の戀茄をもて汝を雇ひたれば汝我の所にいらざるべからずヤコプ
即ほち其夜彼さいれたり 十七 神レアに聽たまひければ彼妊みて第五の子をヤコプに生り 十八 レアいひけるは
我わが仕女を夫に與へたれば神我に其値をたまへりと其名をイツサカルと名けたり 十九 レア復妊みて第六
の子をヤコプに生り 二十 レアいひけるは神我に寶物を賜へり此後彼女子を生み其名をゼブルンとなづけたり 二一
にすまんと其名をゼブルンとなづけたり 二一 其後女子を生み其名をデナと名けたり 二二 茲に神ラケル
を念ひ神彼に聽て其胎を開きたまひければ 二三 彼妊みて男子を生て曰ふ神わが恥辱を洒ぎたまへりと 二四 乃
ち其名をヨセフと名けて言ふエホバ又他の子を我に加へたまはん 二五 茲にラケルのヨセフを生むに及びてヤ
コプラバンに言けるは我を歸して故郷に我國に往しめよ 二六 わが汝に事て得たる所の妻子を我に與へて我を
去しめよわが汝になしたる役事は汝之を知るなり 二七 ラバン彼にいひけるは若なんぢの意にかなはゞわれ
はくは留れ我エホバが汝のために我を祝みしを卜ひ得たり 二八 又言ふ汝の望む値をのべよ我之を與ふべし
二九 ヤコプ彼にいひけるは汝は如何にわが汝に事し、如何に汝の家畜を牧しかを知る 三十 わが來れる前に
汝の有たる者は鮮少なりしが增て遂に群をなすにエホバ汝を祝みたまへり然ども我は何
時吾家を成にいたらんや 三一 亦言ふ我何を汝に與へんかヤコプいひけるは汝何物をも我に與ふるに及ばず
汝若此事を我になさば我復汝の群を牧守ん 三二 卽ち我今日徧く汝の群をゆきめぐりて其中より
凡て斑なる者點なる者を移し綿羊の中の點なる者と斑なる者を移さん是わが
傭なるべし 三三 後に汝來りてわが傭值をしらぶる時わが義我にかはりて應をなすべし若わが所に山羊の斑

ならざる者點ならざる者あり綿羊の黒からざる者あらば皆盜る者となすべし三四ラバンいふ汝の言の如くなさんことを願ふ三五是に於て彼其日牡山羊の條入なる者斑點なる者を移し又綿羊の中の凡て黒き者を移し凡て牝山羊の斑駁ある者斑點なる者都て身に白色ある者を移して其子等の手に付せり三六而して彼己とヤコブの間に三日程の路をたてたりヤコブはラバンの餘の群を牧ふ三七茲にヤコブ楊柳と楓と栗の青枝を執り皮を剝て白紋理を成り枝の白き所をあらはし三八其皮ばぎたる枝を群の來りて飲むところの水槽と水鉢に立て群に向へしめ群をして水のみに來る時に孕ましむ三九群すなはち枝の前に孕みて斑入の者斑駁なる者斑點なる者を產しかば四十ヤコブ其羔羊を區分ちラバンの群の面を其群の斑入なる者と黒き者に對へしめたりしが己の群をば一所に置てラバンの群の中にいれざりき四一又家畜の壯健き者孕みたる時はヤコブ水槽の中にて其家畜の目の前に彼枝を置き枝の傍において孕ましむ四二然ど家畜の羸弱かる時はこれを置ず是によりて羸弱者はラバンのとなり壯健者はヤコブのとなれり四三是に於て其人大に富饒になりて多の家畜と婢僕および駱駝驢馬を有にいたれり

二茲にヤコブラバンの子等がヤコブわが父の所有を盡く奪ひ吾父の所有によりて此凡の榮光を獲たりといふを聞り三亦ヤコブラバンの面を見るに已に對するごとく曙昔の如くならず三時にエホバヤコブに言たまひけるは汝の父の國にかへり汝の親族に至れ我汝と偕にならんと四是に於てヤコブ人をやりてラケルとレアを野に招きて群の所に至らしめ五之にいひけるは我汝等が父の面を見るに其我に對するごとく曙昔の如くならず然どわが父の神は我と偕にいますあり六汝等がしるごとく我力を竭して汝らの父に事へたるに七汝等の父は我を欺きて十次もわが值を易たり然ど神彼の我を害するを容したまはず八彼斑駁ある者は汝の傭值なるべしといへば群の生ところ皆斑駁なり斑入の者は汝の值なるべしといへば群の生ところ皆斑入の者を產り九斯神汝らの父の畜を奪て我に與へたまへり十群の孕む時に當りて我夢に目をあげて見しに群の上に乘る牡羊は皆斑入の者斑駁なる者白點ある者なりき十一時に神の使者夢の中に我に言ふヤコブよと我

者あり我ラバンが凡て汝に爲すところを鑒みるに十三我はベテルの神なり汝彼地にて柱に膏を沃ぎ彼處にて我に誓を立たり今起て斯地を出て汝の親族の國に歸れと十四ラケルとレア對て彼にいひけるは我等の父の家に尙われらの分あらんや我等の產業あらんや十五我等はこれつげ他人のごとくせらるるにあらずや其は父我等を賣り亦我等の金を蝕滅したればあり十六神がわが父より取たまひし財貨は我等とわれらの子女の所屬なり然すべて神の汝に言たまひし事を爲せ十七是に於てヤコブ起て子等と妻等を駱駝に乘せ十八其獲たる凡の家畜と凡の所有物即ちパダンアラムにてみづから獲たるところの家畜を携へ去てカナンの地に居所の其父イサクの所におもむけり十九時にラバン羊の毛を剪んとて往てありラケル其父のもてるテラピムを竊めり二十ヤコブはアラム人ラバンに告ずして潛に忍びいでたり二一即ち彼その凡の所有を挈へて逃去り起て河を渡りギレアデの山にむかふ二二ヤコブの逃去しこと三日におよびてラバンに聞ゑければ二三彼兄弟を率てその後を追ひしが七日路へてギレアデの山にて之に追及ぬ二四神夜の夢にスリア人ラバンに臨みて曰ふ愼みて善も惡もヤコブに道なかれと二五ラバン遂にヤコブに追及しがヤコブは山に天幕をはれり二六而してラバンヤコブに言けるは汝我に知しめずして忍びいで吾女等を劍をもて執たる者のごとくにひき逐けり何ぞかくる事をなすや二七何故に汝潛に逃去り我をはなれて忍いで我につげざりしや我歡喜と歌謠と鼓と琴をもて汝を送りしならんを二八何ぞ我をしてわが孫と女に接吻するを得ざらしめしや汝愚妄なる事をなせり二九汝等に害をくはふるの能わが手にあり然ど汝等の父の神昨夜我に告て汝つつしみて善も惡もヤコブに語べからずといへり三十汝今父の家を甚く戀て歸んと願ふは善れど何ぞわが神を竊みたるや三一ヤコブ答へてラバンにいひけるは恐くは汝強て女を我より奪ならんと思ひて懼れたればあり三二汝の神を持る者を見ば之を生しおくなかれ我等の兄弟等の前にて汝の何物我の許にあるかをみわけて之を汝に取れと其はヤコブラケルが之を竊しを知

三三 されゞあり 三三 是に於てラバンヤコブの天幕に入りまた二人の婢の天幕にいりしが覩いだ
三四 さゝれゞレアの天幕を出てラケルの天幕にいる 三四 ラケル已にテラヒムを執て之を駱駝の鞍の下にいれて其
三五 上に坐しけれゞラバン遍く天幕の中をさぐりたれども見いださゝりき 三五 時にラケル父にいひけるハ嬢女
三六 の經の習例の事わが身にあれゞ父の前に起あたハず願くハ主之を怒り給ふなかれと是をもて彼さがしたれど
三七 もゝにテラヒムを見いださゝりき 三六 是に於てヤコブ怒てラバンに言ける
三八 ハ我何の愆ありてか何の罪ありてか汝火急く我をおふやと 三七 汝わが物を盡く索たるが汝の家の何物を見い
三九 だしたるや此にわが兄弟と汝の兄弟の前に其を置て我等二人の間をさばかしめよ 三八 我この二十年汝
四〇 さゝもにありしが汝の牝綿羊と牝山羊其胎を墮れしことなし又汝の群の牡綿羊ハ我食ハざりき 三九 又噬
四一 裂れたる者ハ我これを汝の所に持きたらずして自ら之を補へり又晝竊ろゝも夜竊ろゝも汝わが手より之
四二 を要めたり 四〇 我ハ是ありつ晝ハ暑に夜ハ寒に犯されて目も睡ろの遑なく 四一 此二十年汝の家にありたり
四三 汝の二人の女の爲に十四年汝の群のために六年汝に事たり然に汝ハ十次もわが俸を易たり 四二 若わが父
四四 の神アブラハムの神イサクの畏む者我ゝゝもにいますにあらざれゞ汝今必ず我を空手にて去しめしあら
四五 ん神わが苦艱とわが手の勞苦をかへりみて昨夜汝を責たまへるなり 四三 ラバン應てヤコブに言ける ハ女
四六 等ハわが所屬なり我今日此わが女等とその生たる子等に何をなすをゑんや 四四 然ゞ來れ我と汝の間の証憑となすべし 四五 是に於てヤ
四七 コブ石を執りこれを建て柱となせり 四六 ヤコブ又その兄弟等に石をあつめよといひければ即ち石をとりて
四八 堆を成れり斯て彼等彼處にて堆の上に食す 四七 ラバン之をエガルサハドタ（証憑の堆）と名けヤコブ之をギ
四九 レアデ（証憑の堆）と名けたり 四八 ラバン此堆今日われと汝の間の証憑となんぢの間の証憑たりといひしによりて其名ハギ
五〇 レアデと稱らる 四九 又ミヅパ（瞭望樓）と稱らる其ハ彼我等が互にわかるゝに及べる時われがわが女ハ我
五一 を虐げ又我ハ汝と間を監みたまへといひたれゞなり 五〇 彼又いふ汝もしわが女をなやまし或はわが女のほかに妻をめ

五二 さらば人の我らと偕なる者なきも神我と汝のあひだに
五三 我われとなんぢの間にたてたる此堆を視よ柱をみよ 五二 此堆證さならん柱證さならん我この堆を越て
五四 汝を害せじ汝ゝこの堆この柱を越て我を害せざれ 五三 アブラハムの神ナホルの神彼等の父の神われらの間を鞫
五五 きたまへとヤコブ乃ちその父イサクの畏む者をさして誓へり 五四 斯てヤコブ山にて犧牲をさゝげその兄弟
五六 を招きてパンを食しむ彼等パンを食て山に宿れり 五五 ラバン朝蚤に起き其孫と女に接吻して之を祝せりし
五七 してラバンゆきて其所にかへりぬ

第三十二章

一 茲にヤコブその途に進みしが神の使者これにあふ 二 ヤコブこれを見て是は神の陣營なりと
二 ひてその處の名をマハナイム（二營）となづけたり 三 かくてヤコブ己より前に使者をつかはしてセイルの地
三 エドムの野にをる其兄エサウの所にいたらしむ 四 即ち之に命じて言ふ汝等かくわが主エサウにいふべし汝の
四 僕ヤコブ斯いふ我ラバンの所に寄寓て今までとゞまれり 五 我牛驢馬羊僕婢あり人をつかはしてわが
五 主に告ぐ汝の前に恩をえんことを願ふなりと 六 使者ヤコブにかへりて言けるは我等汝の兄エサウの許に至
六 きたまへとヤコブ乃ちその父イサクの畏む者をさして誓へり 五四 斯てヤコブ山にて犧牲をさゝげその兄弟
七 を招きてパンを食しむ彼等パンを食て山に宿れり 五五 ラバン朝蚤に起き其孫と女に接吻して之を祝せりし
八 してラバンゆきて其所にかへりぬ

第三十二章

一 茲にヤコブその途に進みしが神の使者これにあふ 二 ヤコブこれを見て是は神の陣營なりと
二 ひてその處の名をマハナイム（二營）となづけたり 三 かくてヤコブ己より前に使者をつかはしてセイルの地
三 エドムの野にをる其兄エサウの所にいたらしむ 四 即ち之に命じて言ふ汝等かくわが主エサウにいふべし汝の
四 僕ヤコブ斯いふ我ラバンの所に寄寓て今までとゞまれり 五 我牛驢馬羊僕婢あり人をつかはしてわが
五 主に告ぐ汝の前に恩をえんことを願ふなりと 六 使者ヤコブにかへりて言けるは我等汝の兄エサウの許に至
六 りぬ彼四百人をしたがへて汝をむかへんとて來ると 七 ヤコブ大におそれ且くるしみ己ゞともにある人衆および羊と牛と駱駝を二隊にわかちて 八 言けるはエサウもし一の隊に來りて之をうたば遺れるところの一隊逃るべしと 九 ヤコブまた言けるはわが父アブラハムの神わが父イサクの神エホバよ汝曾て我につげて汝の國にかへり汝の親族に到れ我なんぢを善せんと 十 我はなんぢが僕にほどこしたまひし恩惠と眞實を一も受るにたらざるなり我わが杖のみを持てこのヨルダンを渡りしが今は二隊とも成にいたれり 十一 願くはわが兄の手よりエサウの手より我をすくひいだしたまへ我彼をおそる恐くは彼きたりて我をうち母と子とに及ばん 十二 汝は嘗て我ならず汝を惠み汝の子孫を海の沙の多して數ふべからざるが如くなさんといひたまへりと 十三 彼その夜彼處に宿りその手にいりし物の中より兄エサウへの禮物を取れり
十四 即ち牝山羊二百牡山羊二十牝羊二百牡羊二十 十五 乳駱駝と其子三十牝牛四十牡牛十牝の驢馬

二十匹の馬の子十六面して其群と群とをわかちて之を僕の手に授し僕にいひけるは吾に先ちて進み群と群との間を隔おくべし十七又その前者に命じて言けるはわが兄エサウ汝に遇ゆくや是汝のまへなる者は誰の所有なるやいはゞ十八汝の僕ヤコブの所有にしてわが主エサウにたてまつる禮物なり視よ彼もわれらの後になるさいふべしと十九群にしたがひゆく者に命じていふ汝等エサウにあふ時はかくのごとく之にいふべし二十且汝等いへ視よなんぢの僕ヤコブわれらの後になるさいふ時はわが前におくる禮物かれに先ちて行く彼は其夜陣營の中に其面を覘ん然ば彼われを接遇ることあらんと二一是によりて禮物かれに先ちて行く彼は其夜陣營の中に宿りしが二二其夜おきいでゝ二人の妻と二人の仕女および十一人の子をとりてヤボクの渡をわたれり二三すなはち彼等をみちびきて川を渉らしめ又その有る物を渡せり二四而してヤコブ一人遺りしが人ありて夜の明るまで之と角力す二五其人己のヤコブに勝ざるを見てヤコブの髀の樞骨に觸しかばヤコブの髀の樞骨其人と角力する時挫離たり二六其人夜明んとすればわれをさらしめよといひければヤコブいふ汝われを祝せずばさらしめずと二七是に於て其人かれにいふ汝の名は何なるや彼いふヤコブなり二八其人いひけるは汝の名は重てヤコブととなふべからずイスラエルととなふべし其は汝神と人とに力をあらそひて勝たればなりと二九ヤコブ問て請ふ汝の名を告よといひければ其人何故にわが名をとふやといひて乃ち其處にて之を祝せり三十是を以てヤコブその處の名をペニエル(神の面)となづけて曰ふ我面と面をあはせて神とあひ見てわが生命なほ存るなりと三一斯て彼日のいづる時にペニエルを過たりしが其髀のために歩行はかどらざりき三二是故にイスラエルの子孫は今日にいたるまで髀の樞の巨筋を食はず是彼人がヤコブの髀の巨筋に觸たるによりてなり

第卅三章

一爰にヤコブ目をあげて視にエサウ四百人をひきゐて來しかば則ち子等を分ちてレアとラケルとニ人の仕女とに付し二仕女とその子等を前におきレアとその子等を次におきラケルとヨセフを後におきて三自彼等の前に進み七度身を地にかゞめて遂に兄に近づきけるに四エサウ趨てこれを迎へ抱きてその頸をかゝへて之に接吻しかして二人ともに啼泣り五エサウ目をあげて婦人と子等を見ていひけるは是等の汝もろもなる者は誰なるやヤコブいひけるは神が僕に授たまひし子なりと六時に仕女等その子ともに近よりて拜し七レアも亦その子ともに近よりて拜す其後にヨセフとラケルちかよりて拜すエサウ又いひけるは我あへる此諸の群の何のためなるやヤコブいふ主の目の前に恩を獲んがためなりと八エサウいひけるは弟よわが有ところの者は足り汝の所有は汝自ら之を有てよ九ヤコブいひけるは否我もし汝の目の前に恩をえたらんには請ふわが手よりこの禮物を受よ我汝の面をみるに神の面をみるがごとくおり汝また我になよろこぶ十一神我をめぐみたまひて我が有ところの者足りされば請ふわが汝にたてまつる禮物を受よと彼に強ければ終に受たり十二エサウいひけるは我等いでたちてゆかん我汝にさきだつべし十三ヤコブ彼にいひけるは主のしりたまふごとく子等は幼弱し又子を持る羊と牛と我にしたがふ若一日これを驅すごさば群みな死ん十四請ふわが主僕にさきだちて進みたまへ我はわが前にゆくさこころの家畜と子女の足にまかせて徐に導きすゝみセイルにてわが主に詣らん十五エサウいひけるはわが主の目のまへに恩を得せしめよ十六是に於てエサウはその日その途にしたがひてセイルに還りぬ十七斯てヤコブスコテに進みて己のために家を建て又家畜のために廬を作れり是によりて其處の名をスコテ(廬)といふ

十八ヤコブパダンアラムより來りて恙なくカナンの地にあるシケムの邑に至り邑の前にその天幕を張り十九遙にその天幕をはりしところの野をシケムの父ハモルの子等の手より金一百枚にて購とり二十彼處に壇をきづきて之をエル、エロヘ、イスラエル(イスラエルの神なる神)となづけたり

第卅四章

一レアのヤコブに生たる女デナその國の婦女を見んとていでゆきしが二その國の君主なるヒビ人ハモルの子シケムこれを見て之をひきいれこれと寢てこれを辱しむ三而してその心ふかくヤコブの女

四 デナを繼ひて彼此女を愛しこの女の心ゐいひなだむ四 斯てシケムその父ハモルに語り此少き女なわが妻に
五 獲よさいへり五 ヤコブ彼がその女子デナを汚したることを聞しかどもその子等家畜を牧て野にをりしによりて其がへるまでヤコブ默しぬたり六 シケムの父ハモルヤコブの許にいできたりて之と語らふ七 茲にヤコブの
六 子等野より來りしが之を聞しかば其人々憂へかつ甚く怒れり是ハシケムがヤコブの女と寢てイスラエルに
七 愚なる事をなしたるに因り是のごとき事ゐなすべからざる者なればなり八 ハモル彼等に語りていひけるハわ
八 が子シケム心になんぢの女を戀ふれがわくわ彼をシケムにあたへて妻となさしめよ九 汝ら我らと婚姻をな
九 し汝らの女を我らにあたへ我らの女を汝らに娶れ十 かくして汝等われらと偕に居るべし地ハ汝等の前に
十 あり此に住て貿易をなし此にて產業を獲よ十一 シケム又デナの父と兄弟等にいひけるハ我をして汝等の目
十一 のまへに恩を獲せしめよ汝らが我にいふところの者ハ我あたへん十二 いかに大なる聘物と禮物を要るも汝
十二 らがわれに言ふごとくあたへん唯この女を我にあたへて妻となさしめよ十三 ヤコブの子等シケムとその父ハ
十三 モルに詭りて答へたり即ちシケムがその妹デナを汚したるによりて十四 彼等これに語りていひけるハ我等
十四 この事を爲あたへず割禮をうけざる者にわれらの妹をあたふるあたへず是われらの恥辱なれバなり十五 然
十五 ど斯せバ我等汝らに允さん若し汝らの中の男子みな割禮をうけてわれらの如くならバ十六 我等の女子を汝
十六 等にあたへ汝らの女子をわれらに娶り汝らと偕になりて一の民とならん十七 汝等もし我等に聽ずして割禮を
十七 うけずバ我等女子をとりて去べしと十八 彼等の言ハモルとその子シケムの心にかなへり十九 此若き人
十八 ヤコブの女を愛するによりて其事をなすを遲せざりき彼ハその父の家の中にて最貴れたる者なり二十
十九 ハモルとその子シケム乃ちその邑の門にいたり邑の人々に語りていひけるハ二十一 是人々ハ我等と睦し彼
二十 等をして此地に住て此に貿易をなさしめよ地ハ廣くして彼らを容るにたるなり我ら彼らの女を妻にめとり我
二十一 らの女をかれらに與へん二二 若唯われらの中の男子みな彼らが割禮をうくるごとく割禮を受おバ此人々わ
二十二 れらに聽てわれらと偕になり一の民となるべし二三 然バかれらの家畜と財產と其諸の畜ハ我等が所有と
二十三 なるにあらずや只かれらに聽んしからば彼らわれらと偕に住べしと二四 邑の門に出入する者みなハモル
二十四 とその子シケムに聽したがひ邑の門に出入する男子皆割禮を受たり二五 斯て三日におよび彼等その痛をお
二十五 ぼゆる時ヤコブの子二人即ちデナの兄弟なるシメオンとレビ各々劍をとり往て思よらざる時に邑を襲
二十六 ひ男子を悉く殺し二六 利刃をもてハモルとその子シケムをころしシケムの家よりデナを携へいでたり二七
二十七 而してヤコブの子等ゆきて其殺されし者を鹵さ其邑をかすめたり是彼等がその妹を汚したるによりてなり
二十八 二八 またその羊と牛と驢馬およびその邑にある者と野にある者
二十九 三十 等を悉く擄にし家の中の物を悉く掠めたり三十 ヤコブシメオンとレビに言けるは汝等我を累はし我を
三十 して此國の人即ちカナン人とペリジ人の中に避嫌れしむ我は數すくなければ彼ら集りて我をせめ我をころ
三一 さん然ば我とわが家滅さるべし三一 彼等いふ彼豈わ

第三十五章

一 茲に神ヤコブに言たまひけるは起てベテルにのぼりて彼處に居り汝が昔に兄エサウの面をさ
二 けて逃る時に汝にあらはれし神に彼處にて壇をきづけと二 ヤコブ乃ちその家人および凡て己とゝもなる
三 者にいふ汝等の中にある異神をすて身を潔めて衣服を易よ三 我等起てベテルにのぼらん彼處にて我わが
四 苦思の日に我に應へわが往ところの途にて我とゝもに在せし神に壇をきづくべし四 是に於て彼等その手にある異神およびその耳にある耳環を盡くヤコブに與しかばヤコブこれをシケムの邊なる橡樹の下に埋たり
五 斯て彼等いでたちしが神其四圍の邑々をして惧れしめたまひければヤコブの子の後を追ふ者なかりき六 ヤ
六 コブ及び之と共なる諸の人遂にカナンの地にあるルズに至る是即ちベテルなり七 彼かしこに壇をきづき其
七 處をエルベテルと名けたり是は兄の面をさけて逃る時に神此にて己にあらはれ給しによりてなり八 時にリベ
八 カの乳媼デボラ死たれば之をベテルの下にて橡樹の下に葬れり是によりてその樹の名をアロンバクテ（哭
九 の橡）といふ九 ヤコブパダンアラムより歸りし時神復これにあらはれて之を祝したまふ十 神かれに言たまはく汝の名はヤコブといふ汝の名は重てヤコブとよぶべからずイスラエルを汝の名とすべしとその名をイス

十一 ラエルと稱たまふ十一神また彼にいひたまふ我ハ全能の神なり生よ殖よ國民および多の國民汝よりいで又王
十二 等なんぢの腰よりいでん十二わがアブラハムおよびイサクに與し地ハ我これを汝にあたへん我なんぢの後の
十三 子孫にその地をあたふべしと十三神かれと言たまひし處より彼をはなれて昇りたまふ十四是に於てヤコブ
十四 神の己と言いひたまひし處に柱すなわち石の柱を立て其上に酒を灌ぎまたその上に膏を沃げり十五而して
十五 ヤコブ神の己ところのいひたまひし處の名をベテルとおつけたり十六かくてヤコブ等ベテルよりいでたちしが
十六 エフラタに至るまでハ尚路の隔ある處にてラケル產にのぞみその產おもかりき十七彼難產にのぞめる時
十七 產婆之にいひけるハ懼るなかれ汝また此男の子を得たり十八彼死にのぞみてその魂さらんとするの
十八 時その子の名をベノニ（吾苦痛の子）と呼たり然ど其父これをベニヤミン（右手の子）となづけたり十九
十九 ラケル死てエフラタの途に葬らる是即ちベテレヘムなり二十ヤコブその墓に柱を立たり是ハラケルの墓の
二十 柱さいひて今日まで在り二十一イスラエル復いでたちてエダルの塔の外にその天幕を張り二十二イスラエル
二十一 地に住る時にルベン往て父の妾ビルハと寢たりイスラエルこれを聞く夫ヤコブの子ハ十二人なり二十三即ち
二十二 レアの子ハヤコブの長子ルベンおよびシメオン、レビ、ユダ、イッサカルゼブルンなり二十四ラケルの子ハヨ
二十三 セフとベニヤミンなり二十五ラケルの仕女ビルハの子ハダンとナフタリなり二十六レアの仕女ジルパの子ハガド
二十四 とアセルなり是等ハヤコブの子にしてパダンアラムにて彼に生れたる者なり二十七ヤコブキリアテアルバのマ
二十五 ムレにゆきてその父イサクに至れり是すなわちヘブロンなりアブラハムとイサクの寄寓しところなり
二十六 二十八イサクの齡ハ百八十歲なりき二十九イサク老て年滿ち氣息たへ死にて其民にくわゝれりその子エサウとヤ
二十七 コブ之をはうむる

第三十六章

一 エサウの傳ハかくのごとしエサウハすなわちエドムなり二 エサウ カナンの女の中より妻を
二 めとれり即ちヘテ人エロンの女アダおよびヒビ人ザベオンの女なるアナの女アホリバマ是なり三又イシ
三 マエルの女子ネバヨテの妹バスマテを嫁れり四アダハエリパズをエサウに生みバスマテハリウエルを生み
四 五アホリバマハエウシヤラムおよびコラを生り是等ハエサウの子にしてカナンの地に於て彼に生れたる者な
五 り六エサウその妻ゝ子ゝ女およびその家の諸の人並に家畜ゝ諸の畜類およびそのカナンの地にて獲たる
六 諸の物を擧へて弟ヤコブをはなれて他の地にゆけり七其ハ二人の富有多くして俱にをるあたハざれ
七 ばなり彼らが寄寓しところの地ハかれらの家畜のためにかれら容るをえざりき八是に於てエサウセイル山
八 に住りエサウハすなわちエドムなり九セイル山にをりしエドミ人の先祖エサウの傳ハかくのごとし十エサウ
九 の子の名ハ左のごとしエサウの妻アダの子ハエリパズエサウの妻バスマテの子ハリウエル十一エリパズの子
十 ハテマン、オマル、ゼポ、ガタム、およびケナズなり十二テムナハエサウの子エリパズの妾にしてアマレクをエリパ
十一 ズに生り是等ハエサウの妻アダの子孫なり十三リウエルの子ハ左の如しナハテ、ゼラ、シヤンマおよびミザ是等ハ
十二 エサウの妻バスマテの子孫なり十四ザベオンの女なるアナの女にしてエサウの子孫なるアホリバマの子ハ左のごと
十三 し彼エウシヤラムおよびコラをエサウに生り十五エサウの家子エリパズの子孫の侯たる者ハ左のごとしエサウの
十四 長子エリパズの子ハテマン侯、オマル侯、ゼポ侯、ケナズ侯十六コラ侯、ガタム侯、アマレク侯是等ハエリパズよりいで
十五 たる侯にしてエドムの地にありき是等ハアダの子なり十七エサウの子リウエルの子ハナハテ侯ゼラ侯、シヤンマ侯、ミザ侯是等ハリウエルよりいでたる侯にして
十六 エドムの地にありき是等ハアナの女にしてエサウの妻アホリバマの子ハ左のごとしエウシ侯、ヤラム侯、コラ侯是等ハアナの女にしてマテの子なり十八エサウの妻アホリバマの子ハ左のごとしエサウの妻アホリバマよりいでたる侯なり十九是等ハエサウすなわちエドムの子孫にしてその侯たる者なり二十栗より此地に住しホリ人セイルの子ハ左のごとしロタン、シヨバル、ザベオン、アナ二十一デシヨン、エセル、デシヤン是等ハセイルの子ホリ人の中の侯にしてエドムの地にあり二十二ロタンの子ハホリ、ヘマム、およびロタンの妹ハテムナ二十三シヨバルの子ハ左のごとしアルワン、マナハテ、エバル、シホ、オナム二十四ザベオンの子ハ左のごとし即ちアヤとアナ此アナその父ザベオンの驢馬を牧をりし時曠野にて溫泉を發見り二十五アナの子ハ左のごとしデションおよびアホリバマハアナの女なり二十六デションの子ハ左のごとしヘム

エシバシ イテラン ケラン 二七 エゼルの子ハ左のごとし
ビルハン ザワン ヤカン 二八 デシヨンの子ハ左の
ごとしウヅ アラン 二九 ホリ人の侯たる者ハ左のごとしロタン侯 シヨバル侯 ヂベオン侯 アナ侯 三十 デシヨ
ン侯 エゼル侯 デシヤン侯 是等ハホリ人の侯にしてその所領にしたがひてセイルの地にあり 三一 イスラエル
の子孫を治むる王いまだあらざる前に エドムの地を治めたる王ハ左のごとし 三二 ベオルの子ベラ エドムに王
たりその都の名ハデナバといふ 三三 ベラ斃てボヅラのゼラの子ヨバブ之にかハりて王となる 三四 ヨバブ斃て
テマン人の地のホシヤムこれにかハりて王となる 三五 ホシヤム斃てベダデの子ハダデこれに代て王となる彼
モアブの野にてミデアン人を撃しことあり其邑の名ハアビテといふ 三六 ハダデ斃てマスレカのサムラこれに
かハりて王となる 三七 サムラ斃て河の旁なるレホボテのサウル之にかハりて王となる 三八 サウル斃てアクボ
ルの子バアルハナンこれに代りて王となる 三九 アクボルの子バアルハナン斃てハダル之にかハりて王となる
其邑の名ハパウといふその妻の名ハメヘタベルといひてマテレデの女なりマテレデハメザハブの女なり
四十 エサウよりいでたる侯の名はその宗族と居處と名に循ひていへば左のごとしデムナ侯 アルワ侯 エテ、
侯 四一 アホリバマ侯 エラ侯 ピノン侯 四二 ケナズ侯 テマン侯 ミブザル侯 四三 マグデエル侯 イラム侯 是等
はエドムの侯にして其領地の居處によりて言る者なりエドム人の先祖はエサウ是なり

第卅七章

一 ヤコブはカナンの地に住り即ちその父が寄寓し地なり 二 ヤコブの傳は左のごとしヨセフ十
七歳にしてその兄弟と偕に羊を牧ふヨセフは童子にしてその父の妻ビルハの子およびジルパの子と侶たり
しが彼等の悪き事を父につぐ 三 ヨセフはその年子なるが故にイスラエルその諸の兄弟よりも深く愛し
これがために繰る衣を製れり 四 その兄弟等父がその諸の兄弟より深く彼を愛するを見て彼を惡み
穏和に彼にものいふことを得せざりき 五 茲にヨセフ夢をみてその兄弟に告げれば彼等 愈これを惡めり 六
ヨセフ彼等にいひけるは請ふわが夢たる此夢を聽けよ 七 我等 田の中に禾束をむすび居たるにわが禾束おき且
立り而して汝等の禾束環りたちてわが禾束を拝せり 八 その兄弟等之にいひけるは汝眞にわれらの君さ

なるや眞に我等をおさむるにいたるやとその夢とその言のために益これを惡めり 九 ヨセフ又一の夢をみ
て之だその兄弟に述ていひけるは我また夢をみたるに日と月と十一の星われを拝せりと 十 則ちこれをその
父と兄弟に述ければ父かれを戒めて彼にいふ汝が夢しこの夢は何ぞや我と汝の母となんぢの兄弟と寔に
ゆきて地に鞠て汝を拝するにいたらんやと 十一 斯しかばその兄弟かれを嫉めり然ど其父この言をおぼ
えたり 十二 茲にその兄弟等シケムにゆきて父の羊を牧ねたりしかば 十三 イスラエルヨセフにいひけるは汝
の兄弟はシケムにて羊を牧ねるにあらずや來れ汝を彼等につかはさんヨセフ父にいふ我こゝにあり 十四 父
かれにいひけるは請ふ往て汝の兄弟と群の恙なきや否を見てかへりて我につげよと彼をヘブロンの谷より
遣はしければ遂にシケムに至る 十五 或人かれに遇ふに彼野にさまよひたりしかば其人かれに問て汝何をた
づぬるやといひければ 十六 彼いふ我はわが兄弟等をたづぬ請ふかれらが羊をかひたる所をわれに告よ 十七
その人いひけるは彼等ハ此をさられり我かれらがドタンにゆかんといふを聞たりと是に於てヨセフその兄弟
の後をおひゆきドタンにて之に遇ふ 十八 ヨセフの彼等に近かざる前に彼ら之を遠に見てこれを殺さんと謀り
十九 互にいひけるは視よ作夢者きたるこ 二十 去來彼をころして阱に投いれ惡き獣これを食たりと言ん而し
て彼の夢の如何になるかを觀るべし 二一 ルベン聞てヨセフを彼等の手より拯ひいださんとして言けるは我等
これを殺すべからず 二二 ルベンまた彼らにいひけるは血をながすなかれ之を曠野の此阱に投いれて手をこれ
につくるなかれと是は之を彼等の手よりすくひいだして父に歸んとてなりき 二三 茲にヨセフ兄弟の許に到
りければ彼等ヨセフの衣即ちその着たる繰る衣を褫ぎ 二四 彼を執て阱に投いれたり阱は空にしてその中
に水あらざりき 二五 斯して彼等坐てパンを食ひ目をあげて見しに一群のイシマエル人駱駝に香物と乳香さ
汚藥をおはせてエジプトにくだりゆかんとてギレアデより來る 二六 ユダその兄弟にいひけるは我等弟をこ
ろしてその血を匿すも何の益かあらん 二七 去來彼をイシマエル人に賣ん彼は我等の兄弟われらの肉なれば
われらの手をかれにつくべからずと兄弟等これを善とす 二八 時にミデアンの商旅經過ければヨセフを阱よ

二九 りひきあげ銀二十枚にてヨセフをイシマエル人に賣り彼等す
三〇 なはちヨセフをエジプトにたづさへゆきぬ 二九
三一 茲にルベンかへりて阱にいたり見しにヨセフ阱にをらざりし
三二 かばその衣を裂き 三十 兄弟の許にかへりて言
三三 ふ童子はをらず嗚呼我何處にゆくべきや 三一 斯てかれらヨセ
三四 フの衣をとり牡山羊の羔をころしてその衣を血
三五 に濡し 三二 その綵ある衣を父におくり遣していひけるは我等
三六 これを知りていふわが子の衣なり悪き獣彼をくらへり
三七 ヨセフはかならずさかれしならんと 三四 ヤコ
三八 ブその衣を裂き麻布を腰にまとひ久くその子のために
三九 哀みなげけり 三五 その子 女みな起てかれを慰むれどもそ
四〇 の慰藉をうけずして我は哀きつゝ陰府にくだりて我子のもとに
四一 ゆかんといふ斯その父かれのために哭ぬ 三六
四二 偖ミデアン人はエジプトにてパロの侍衛の長ポテパルにヨセフを賣り

第卅八章

四三 一當時ユダ兄弟をはなれて下りアドラム人
四四 某かしこにてカナン人名はシユアといふ者の女子を見これを娶りてその所にいる 三彼はらみて男子を生みけ
四五 れバユダその名をエルとなづく 四彼ふたゝび孕みて男子を生みその名をオナンとなづけ 五またかされて孕み
四六 て男子を生みてその名をシラとなづく此子をうみたる時ユダは
四七 ケジブにありき 六ユダその長子エルのために
四八 妻をむかふその名をタマルといふ 七ユダの長子エルエホバの前に悪をなしたればエホバ これを死しめたまふ
四九 八茲にユダオナンにいひけるは汝の兄の妻の所にいりて之をめとり汝
五〇 の子の已のものとならざるを知たれば兄の妻の所にいりし時兄に子をえせしめざらんために地に洩したり 九
五一 斯なせし事エホバの目に悪かりければエホバ彼をも死しめたまふ 十一 ユダその媳タマルにいひけるは嫠婦さ
五二 なりて汝の父の家にをりわが子シラの人となるを待てさ恐らくはシラも亦その兄弟のごとく死るならんさ
五三 おもひたればなりタマルすなはち往てその父の家にをる 十二 日かさなりて後シユアの女ユダの妻死たりユ
五四 ダ慰められてその友アドラム人ヒラさゝもにテムナにのぼりその羊毛を剪る者の所にいたる 十三 茲にタ
五五 マルにつげて觀よなんぢの舅はその羊の毛を剪んさてテムナにのぼるさいふ者ありしかば 十四 彼その嫠の服

五六 を脱すて被衣をもて身をおほひつゝみテムナの途の側にある
五七 ごも已これが妻にせられざるを見たればなり 十五 彼その面を蔽ひゐたりしかばユダこれを見て娼妓ならんさ
五八 おもひ 十六 途の側にて彼に就き請ふ來りて我をして汝のところにいらしめよさいふ其はその子の婆なるをしらざればなり彼いひけるは汝何を我にあたへてわが所にいらんさするや 十七 ユダいひけるは我群より山羊
五九 の羔をおくらん彼いふ汝其をおくるまで質をあたへんかと 十八 ユダ何の質をなんぢに與ふべきやさいふに彼
六〇 汝の印と綬さ汝の手の杖をさいひければ則ちこれを與へて彼の所にいりぬ彼ユダに由て妊めり 十九 彼起て去
六一 りその被衣をぬぎすて嫠婦の服をまさふ 二十 かくてユダ嫝
六二 に托して山羊の羔をおくりけるが彼婦を見されば 二一 その處
六三 處にをるやさいふに此にハ娼妓なしさいひければ 二二 ユダ
六四 人此には娼妓なしさいへりさ 二三 ユダいひけるハ彼にさら
六五 羔をおくりたるに汝かれを見ざるなりさ 二四 三月ばかりあ
六六 なせり亦その姦淫によりて妊めりさユダいひけるハ彼を
六七 にいひつかはしけるハ是をもてる人によりて我ハ妊りさ彼
六八 辨別よさいふ 二五 ユダこれを見識ていひけるハ彼ハ我よりも正しわれ彼をわが子シラにあたへざりしにより
六九 てなりさ再びこれを知らざりき 二六 かくて産の時にいたりて見るにその胎に孿あり 二七 その産時手出しかバ
七〇 産婆是首にいづさいひて絳き線をとりてその手にしば
七一 たれバ汝なんぞ坼いづるやその坼汝に歸せんさいへり故にその名ハペレヅ(坼)さ稱る 三十 その兄弟手
七二 に絳線のある者後にいづるその名ハゼラとよべる

第卅九章

七三 一ヨセフ攀へられてエジプトにくだりしがエジプト人ポテパルパロの臣侍衛の長なる者彼
七四 を其處にたづさへくだれるイシマエル人の手よりこれを買ふ 二エホバヨセフさゝもに在す彼亨通者さなり

三 てその主人なるエジプト人の家になる三その主人エホバがかれの手の凡
四 てなすところを亨通しめたまふを見たり四是によりてヨセフ
かれの心にかなひて其近侍となる彼ヨセフ
五 にその家を宰どらしめその所有を悉くその手に委たり五彼ヨセフにその家とその有てる凡の物をつかさ
六 らせし時よりしてエホバヨセフのために其エジプト人の家を祝みたまふ即ちエホバの祝福かれが家と田に有
七 すべて凡の物におよぶ六彼その有る物をことごくヨセフの手にゆだぬその食ふパンの外は何をもかへりみざり
八 き夫ヨセフは容貌麗しくして顔美しかりき七これらの事の後その主人の妻ヨセフに目をつけて我と寝よ
九 といふ八ヨセフ拒みて主人の妻にいひけるは視よわが主人家の中の物をかへりみずその有るものことごと
十 くわが手に委ぬ九この家にわれより大なるものなし又主人何をも我に禁ぜず只汝を除くのみ汝はその妻
十一 なればなり然ば我いかで此おほいなる悪をなして神に罪をおかすをえんや十彼日々にヨセフに言よりたれど
十二 もヨセフきかずしてかさいれず亦與にをらざりき十二當時ヨセフその職をなさんとて家にいりしが家の人一
十三 箇もその内にをらざりき十三時に彼婦その衣を執て我と寝おきて逃いでたり十四その家の人々を呼てこ
十四 れにいふ視よヘブル人を我等の所につれ来て我等にたはむれしむ彼我さいれんとて我の所にいり来しかば我
十五 大聲によばゝれり十五彼わが聲をあげて呼はるを聞しかばその衣をわが許にすておきて外に遁いでたりと
十六 其衣を傍に置て主人の家に帰るを待つ十六かくて彼是言のごとく主人につげていふ汝が我らに携
十七 へきたりしヘブルの僕われにたはむれんとて我前にいりきたれり十七主人その妻がわれにつげて汝の僕斯のごとく我になせりといふ言を聞て
十八 我許にすておきて遁いでたり十八主人その妻がわれにつげて汝の僕斯のごとく我になせりといふ言を聞て
十九 怒を發せり二十是に於てヨセフの主人彼を執へて獄にいるゝ其獄へ王の囚徒を繋ぐ所なりヨセフ彼處にて
二十 獄にたりむが二一エホバヨセフとゝもに在して之に仁慈を加へ典獄の恩顧をこれにえさせたまひけれバ
二一 二二典獄獄にある囚人をことごくヨセフの手に付せたり其處になす所の事ハ皆ヨセフこれをなすなり

二三 典獄そのまかせたる所の事ハ何をもかへりみざりき其ハエホバヨセフとゝもにいませバなりエホバ

かれのなすところをさかえしめたまふ

一 これらの事の後エジプト王の酒人と膳夫その主
二 なほち酒人の長と膳夫の長を怒りて三之を侍衛の長の家の中なる獄に幽囚ふヨセフが繋れをる所なり四侍
三 衛の長ヨセフをして彼等の側に侍しめたれバヨセフ之につかふ彼等幽囚れて日を經たり五茲に獄に繋れた
四 るエジプト王の酒人と膳夫の二人さもに一夜の中に各夢を見たりその夢ハおの〳〵その
五 六ヨセフ朝に及びて彼等の所に入て視るに彼等物憂に見ゆ七是に於てヨセフその主人の家に已ごとゝもに幽囚
六 たるパロの臣に問て汝等なにゆゑに今日は顔色あしきやといふに八彼等これにいふ我等夢を見たれど之を解
七 く者なしとヨセフ彼等にいひけるハ解く事ハ神によるにあらずや請ふ我に述よ九酒人の長その夢をヨセフに
八 述で之にいふ我夢の中に見しにわが前に一の葡萄樹ありき十その樹に三の枝あり芽いで花ひらきて葡萄なり
九 十 球をなして熟たるがごとくなりき十一時にパロの爵わが手にあり我葡萄を摘てこれをパロの爵に搾りそ
十一 の爵をパロの手に奉ぐるにいたらん十二ヨセフかれにいひけるはその解明へ是のごとし三の枝ハ三日なり十三今よ
十二 り三日の中にパロなんぢの首を擧げ汝を故の所にかへさん汝は曩に酒人たりし時になせし如くパロの爵を
十三 その手に奉ぐるにいたらん汝善ならん時に我をおもひて我に恩惠をほどこし吾事をパロにの
十四 べてこの家よりわれを出せ十五我ハまことにヘブル人の地より掠れ来しものなればなりまた此にても我ハ牢
十五 にいれらるゝがごとき事はなさゞりしなり十六茲に膳夫の長ヨセフの解明の善りしを見てヨセフにいふ我も夢
十六 を得て見たるに白きパン三筐わが首にありて十七その上の筐には膳夫がパロのために作りたる各種の饌あ
十七 り鳥がわが首の筐の中より之をくらへり十八ヨセフこたへていひけるはその解明はかくのごとし三の筐
十八 は三日なり十九今より三日の中にパロ汝の首を擧はなして汝を木に懸んしかして鳥汝の肉をくらひさる
十九 べしと二十第三日はパロの誕辰なればパロその諸の臣僕に筵席をなし酒人の長と膳夫の長をして首をその

臣僕の中に擧しむ二即ち酒人の長をその職にかへしけれど彼爵をパロの手に奉だり三三されど
膳夫の長は木に懸らるヨセフの彼等に解明せるがごとし三四然ろに酒人の長はヨセフをおぼえずして之を忘
れたり

第四十一章

二年の後パロ夢ろことあり即ち河の濱にたち二視るに七の美しき肥たる牧牛河よりの
ぼりて蓯を食ふ三その後また七の醜き痩たる牛河よりのぼり河の畔にて彼牛の側にたちし四その醜き痩
たる牛かの美き肥たる七の牛を食ひつくせりパロ是にいたりて寤む五彼また寐て再び夢るに一の莖に七
の肥たる佳き穗いできたりし六その七のしなびたる
穗かの七の肥實りたる穗を呑盡せりパロ寤で見に夢なりき八朝におよびてその心安からず人をつか
はしてエジプトの法術士とその博士を皆召し之にその夢を述たり然ど之をパロに解うる者なかり
き九時に酒人の長パロに告ていふ我今日わが過をおもひいづ十昔でパロその僕を怒て我と膳夫の長
を侍衛の長の家に幽囚ひたまひし時十一我と彼ともに一夜のうちに夢みたり各その解明にかなふ夢をみたり
しが十二彼處に侍衛の長の僕なる若きヘブル人我らと偕にあり我等これにのべたれば彼われらの夢を解そ
の夢にしたがひて各人に明解をなせり十三しかして其事かれが解たるごとくなりて我はわが職にかへり彼
は木に懸らる十四是に於てパロ人をやりてヨセフを召しければ急ぎてこれを獄より出せりヨセフすなはち鬚
を雍り衣をかへてパロの許にいり來る十五パロヨセフにいひけるは我夢をみたれど之をさく者なし聞に汝は
夢をきゝて之を解くことをうると云ふ十六ヨセフパロにこたへていひけるは我によるにあらず神パロの平安
を告たまはん十七パロヨセフにいふ我夢に河の岸にたちて見るに十八河より七の肥たる美しき牝牛のぼりて
蒭を食ふ十九後また弱く甚だ醜き痩たる七の牝牛のぼりきたる其惡き事エジプト全國にわが未だ見ざる
ほどなり二十その痩たる醜き牛初の七の肥たる牛を食ひつくしたりしが二一已に腹にいりても其腹にいりし
事しれず尙前のごとく醜かりき我是にいたりて寤めたり二二我また夢に見るに七の實たる佳き穗一の莖にい
できたる二三その後にまたいぢけ萎びて東風にやけたる七の穗かの七
の佳穗を呑つくせり我これを法術士に告たれどもこ
れをしめすものあし二五ヨセフパロにいひけるはパロの夢は一あり神その爲んとする所をパロに示したまへるなり二六七の美牝牛は七年七の佳穗も
七年にして夢は一なり二七其後にのぼりし七の痩たる醜き牛は七年にしてその東風にやけたる七の空穗
は七年の饑饉あり二八是はわがパロに申すところなり神そのなさんとするところをパロにしめしたまふ
二九エジプトの全地に七年の大なる豐年あるべし三十その後に七年の凶年おこらん而してエジプトの地
にありし豐作皆忘るにいたるべし饑饉國を滅さん三一後にいたるその饑饉はあはだはげしきにより前
の豐作國の中に知れざるにいたらん三二パロのふたゝび夢をかされ見たまひしは神がこの事をさだめて
速に之をなさんとしたまふあり三三さればパロ慧く賢き人をえらみて之にエジプトの國を治めしめたま
ふべし三四パロこれをなし國中に官吏を置てその七年の豐年の中にエジプトの國の五分の一を取たまふべ
し三五而して其官吏をして來らんとするその善き年の諸の糧食を斂めてその穀物をパロの手に蓄へ
しめ糧食を邑々にかこはしめたまふべし三六その糧食を國のために蓄藏へおきてエジプトの國に
のぞむ七年の饑饉に備へ國をして饑饉のために滅ざらしむべし三七パロとその諸の臣僕此事を善とす三八
是に於てパロその臣僕にいふ我等神の靈のやどれる是のごとき人を看いだすをえんやと三九しかしてパロ
ヨセフにいひけるは神是を盡く汝にしめしたまひたれば汝のごとく慧く賢き者なかるべし四十汝わが
家を宰るべしわが民みな汝の口にしたがはん唯位において我汝より大なるべし四一パロヨセフ
にいひけるは視よ我汝をエジプト全國の家宰となすと四二パロすなはち指環をその手より脫して之を
ヨセフの手にはめ之に白布を衣せ金の索をその項にかけ四三之をして己のもてる次の輅に乘しめ下にヌよ
と其前に呼しむ是彼をエジプト全國の家宰となせり四四パロヨセフにいひけるは我はパロなりエジプト
全國に汝の允准をえずして手足をあぐる者なかるべしと四五パロヨセフの名をザフナテパ子アと名けま

四六 たオンの祭司ポテパルの女アセナテを之にあたへて妻となさしむヨセフいでゝエジプトの地をめぐる四六
四七 ヨセフはエジプトの王パロのまへに立し時三十歳なりきヨセフパロのまへを出で遍くエジプトの地を巡れ四七
四八 り七年の豊年の中に地山なして物を生ず四八ヨセフすなはちエジプトの地にありしその七年の穐食
四九 を斂てその穐食を邑々に藏む即ち邑の周圍の田圃の食物をおのれ〳〵その邑に置る其は數かぎり無ればなり四九ヨセフ海隅の沙のごく甚だ多く穀物を儲へ遂に數ふることをやむるに至る其は數なければなり五〇ヨセフその家子の前にヨセフに二人の子うまる是はオンの祭司ポテパルの女アセナテの生たる者なり五一ヨセフその家子の名をマナセ（忘）となづけて言ふ神我をしてわが諸の苦難とわが父の家の凡の事をわすれしめたまふことを名をマナセ（忘）となづけて言ふ神我をしてわが艱難の地にて多くの子をえせしめたまふことを五二又次の子の名をエフライム（多く生る）となづけていふ神われをしてわが艱難の地にて多くの子をえせしめたまふことを五三爰にエジプトの國の七年の豊年はをはり五四ヨセフの言しごとく七年の凶年きたりはじむその饑饉は諸の國にあり然ごエジプト全國には食物ありき五五エジプト全國饑し時民さけびてパロに食物を乞ふパロエジプトの諸の人にいひけるはヨセフに往け彼が汝等にいふところをなせと五六饑饉全地の面にありヨセフすなはち諸の倉廩をひらきてエジプト人に賣わたせり饑饉ますゝエジプトの國にはげしくなる五七饑饉諸の國にはげしくなりしかば諸國の人エジプトにきたりヨセフにいたりて穀物を買ふ

第四十二章

一ヤコブエジプトに穀物あるを見しかばその子等にいひけるは汝等あんぞたがひに面を見あはするやニヤコブまたいふ我エジプトに穀物ありと聞り彼處にくだりて彼處より我等のために買きたれ然らばわれら生るを得て死をまぬかれんと三ヨセフの十人の兄弟エジプトにて穀物をかはんとて下りゆけり四ヤコブれどヨセフの弟ベニヤミンはヤコブこれをその兄弟さゝもに遣さざりきおそらくは災難かれの身にのぞむことあらんと思たればなり五イズラエルの子等穀物を買んとて來る者さゝもに來る其はカナンの地に饑饉ありたればなり六時にヨセフは國の總督にして國の凡の人に賣ことをなせりヨセフの兄弟等來りてその前に地に伏て拜すヨセフその兄弟を見てこれを知たれども知ざる者のごとくして荒々しく之にものいふ即ち彼等に汝等は何處より來れるやといへば彼等いふ糧食を買んためにカナンの地より來れりと八ヨセフはその兄弟をしりたれども彼等はヨセフをしらざりき九ヨセフその昔に彼等の事を夢たる夢を憶いだし彼等にいひけるは汝等は間者にして此國の隙を窺んとて來れるなり十彼等之にいひけるはわが主よ然らず唯糧食をかはんとて僕等は來れるなり十一我等はみな一箇の人の子にして篤實なる者なり僕等は間者にあらず十二ヨセフ彼等にいひけるは否汝等は此地の隙を窺んとて來れるなり十三彼等いひけるは僕等は十二人の兄弟にして迦南の地の一箇の人の子なり季子は今日父とゝもにをる又一人はあらずなりぬ十四ヨセフかれらにいひけるはわが汝等につげて汝等は間者なりといひしはこの事なり十五汝等斯してその眞實をあかすべしパロの生命をさして誓ふ汝等の末弟ここに來ろにあらざれば汝等は此をいづるをえじ十六汝等の一人をやりて汝等の弟をつれきたらしめよ汝等をば繋ぎおきて汝等の言をためし汝らの中に眞實あるやをみんパロの生命をさして誓ふ汝等はかならず間者なりと十七彼等を皆ともに三日のあひだ囹圄に繋れしめよ十八三日におよびてヨセフかれらにいひけるは我神を畏る汝等是あしてせ命をえよ十九汝等もし篤實ある者ならば汝らの兄弟の一人をして囹圄に繋れしめ汝等は穀物をたづさへゆきてなんぢらの家〳〵の饑をすくへ二十但し汝らの末弟を我につれきたるべしさすればなんぢらの言の眞實あらはれて汝等死をまぬかるべしと彼等すなはち斯あせり二一茲に彼らたがひに言けるは我等は弟の事によりて信に罰あり我等は彼が我らに只管にれがひし時にその心の苦をみながら之を聽ざりき故にこの苦なり二二ルベンかれらに對ていひけるは我あんぢらにいひて童子に罪をかすなかれといひしにあらずや然ろに汝等きかざりき是故に視よ亦彼の血をながせし罰をたづさるなり二三彼等はヨセフが之を解するをしらざりき其は互に通辨をもちひたればなり二四ヨセフ彼等を離れゆきて哭き復かれらにかへりて之とかたり遂にシメオンを彼らの中より取りその目のまへにて之を縛れり二五而してヨセフ命じてその器に穀物をみたしめ其人々の金を嚢に返さしめ又途の食を之にあたへしむヨセフ斯かれらになせり二六彼等すなはち穀物を

二七 騾馬におはせて其處をさりしが 二七其一人旅邸にて騾馬に糧を與んとて囊をひらき其金を見たり其は囊
二八 の口にありけれバなり 二八彼その兄弟にいひけるは吾金は返してあり視よ囊の中にありと是において彼等
二九 膽を消し慄れてたがひに神の我らになしたまふ此事は何ぞやといへり 二九かくて彼等カナンの地にかへりて
三〇 父ヤコブの所にいたり其身にありし事等を悉く之につげていひけるは 三〇彼國の主荒々しく我等にもの
三一 いひ我らをも國を偵ふ者となせり 三一我ら彼にいふ我等は篤實なる者なり間者にあらず 三二我らは十二人
三二 の兄弟にして同じ父の子なり一人はをらずなり季のは今日父さふもにカナンの地にあり 三三國の主あるひと
三三 その人われらにいひけるは我かくして汝等の篤實なるをしらん汝等の兄弟の一人を吾もとにのこし糧食
三四 をたづさへゆきて汝らの家々の饑をすくへ 三四しかして汝らの季の弟をわが許につれきたれ然れば我なん
三五 ぢらが間者にあらずして篤實なる者たるをしらん我なんぢらの兄弟を汝等に返し汝等をしてこの國にて交
三六 易をなさしむべしと 三五茲に彼等その囊を傾たるに視よ各人の金包その囊のなかにあり彼等とその父金
三七 包を見ておそれたり 三六その父ヤコブ彼等にいひけるは汝等は我をして子を喪はしむヨセフはをらずなりシ
三八 メオンもをらずなりたるにまたベニヤミンを取んとす是みなわが身にかゝれり 三七ルベン父に告ていふ我
四二 もし彼を汝につれかへらずば吾ふたりの子を殺せ彼をわが手にわたせ我之をなんぢにつれかへらん 三八ヤコ
四三 ブいひけるはわが子はなんぢらとともに下るべからず彼の兄は死て彼ひとり遺たれバなり若なんぢらが行と
四四 ころの途にて災難かれの身におよばゞ汝等はわが白髪をして悲みて墓にくだらしむるにいたらん

第四十四章

四五 一饑饉その地にはげしかりき 二茲に彼等エジプトよりもちきたりし穀物を食つくせし時父かれ
四六 らに再びゆきて少許の糧食を買きたれといひけれバ 三ユダ父にかたりていひけるは彼人かたく我等をい
四七 いましめていふ汝らの弟汝らとともにあらざれバ汝らはわが面をみるべからずと 四汝もし弟をわれらとともに遣さバ我等下て汝のために糧食を買ふべし 五されど汝もし彼をつかはさずバ我等くだら
四八 ざるべし其はかの人われらにむかひ汝等の弟なんぢらとともにあらざれバ汝ら吾面をみるべからず

六 すといひたればなりと 六イスラエルいひけるは汝等なにゆゑに汝等に倘
七 を悪くなすやと 七彼等いふ其人われらの模樣とわれらの親族を問たゞして汝らの父は尚生存へなるや汝等は
八 弟をもつやといひしにより其言の條々にしたがひて彼につげたるなり我等いかでか彼が汝等の弟をつ
九 れくだれといふならんとしるをえんや 八ユダ父イスラエルにいひけるは童子をわれとともに遣せ我等たちて
十 往ん然らば我等と汝および我らの子女生ることを得て死をまぬかるべしヵ 九我彼の身を保はん汝わが手にか
十一 れを問へ我もし彼を汝につれかへりて汝のまへに置ずば我永遠に罪をおはん 十我等もし濡滯ことなかりし
十二 ならば必ずすでにゆきて再びかへりしならん 十一父イスラエル彼等にいひけるは然ば斯なせ汝等國の名物
十三 を器にいれ携へくだりて彼人に禮物させよ乳香少許、蜜少許、香物、沒藥、胡桃および巴旦杏 十二又手に一
十四 倍の金を取ゆけ汝等の囊の口に返してありし彼金を再び手にたづさへゆくべし恐くは差謬にてありしな
十五 らん 十三且また汝らの弟をも挈へ起てふたゝびゆけ其人の所にゆけ 十四願がはくは全能の神その人のまへにて
十六 汝等を矜恤みその人をして汝等の他の兄弟とベニヤミンを放ちかへさしめたまはんことを若われ子に別る
十七 べくあらば別れんと 十五是において彼等すなはちヨセフの家宰に進みよりて家の入口
十八 にて之にかたりて 十六ヨセフベニヤミンの彼らと偕なるを見てその家宰にいひけるはこの人
十九 をプトにくだりヨセフの前に立つ 十七人々ヨセフの家に導かれたるによりて懼れいひけるは
二十 ゝを家に導き畜を屠て備へよ此の人々卓午に我とともに食をなすべければなり 十八其人ヨセフのいひし
二一 ごとくなし其人この人々をヨセフの家に導けり 十九人々ヨセフの家宰に語りて之にかたりて二十いひけるは主よ我等實
二二 初めにわれらの嚢にかへりてありし金の事のために我等はひきいれらる是われらを抑留へて我等にせまり執
二三 へて奴隷となし且われらの驢馬を取んとするなりと 二十一ひけるは主よ我等實に最初くだりて糧食を買たり
二四 りて嚢を啓き見るに各人の金その嚢の口にありて其金の量全かりし然ば我等これを手にもちかへれり
二五 又糧食を買ふ他の金をも手にもちくだる我等の金を嚢にいれたる者は誰なるかわれらは知ざるなり

二三 彼いひけるは汝ら安ぜよ懼るなかれ汝らの神汝らの父の神財寶を汝等の嚢におきて汝らに吸ひしな
二四 り汝らの金は我にさゝげりと遂にシメオンを彼等の所にたづさへいだせり二四かくて其人この人々をヨセフ
二五 の家に導き水をあたへてその足を濯はしめ又その驢馬に飼草をあたふ二五彼等其處にて食をなすなりと聞し
二六 かば禮物を調へてヨセフの日午に來るをまつ二六茲にヨセフ家にかへりしかば彼等その手の禮物を家にも
二七 ちきたりてヨセフの許にいたり地に伏てこれを拜す二七ヨセフ目をあげてその母の子なる己の弟ベニヤ
二八 初にかたりしその老人は恙なきや尚いきながらへをるや二八彼等こたへてわれらの父汝の僕は恙なく
二九 してなほ生ながらへをるといひ身をかゞめ禮をなす二九ヨセフ目をあげてその母の子なる己の弟ベニヤ
三〇 ミンを見ていひけるは是は汝らが初に我にかたりし汝らの若き兄弟なるや又いふわが子よ願はくは神汝
三一 をめぐみたまはんことを三十ヨセフその弟のために心焚るがごとくなりしかば急ぎてその泣べきところ
三二 ろを尋れ室にいりて其處に泣り三一而して面をあらひて出で自から抑へて食をそなへよといふ三二すなはち
三三 ヨセフはヨセフ彼等は彼等陪食するエジプト人はエジプト人と別々に之を供ふ是はエジプト人ヘブル人
と共に食することをえざるによる其事エジプト人の穢はしとするところなればなり三三かくて彼等ヨセフ
の前に坐るに長子をばその長たるにしたがひて坐らせ若き者をばその幼少にしたがひてすわらせければその
人々驚きあへり三四ヨセフ己のまへより皿を彼等に供ふべニヤミンの皿は他の人のよりも五倍おほかり
きかれら飲てヨセフこゝろもに樂めり

第四十四章

一 爰にヨセフその家宰に命じていふこの人々の嚢に糧食を充せ各人の
二 金をその嚢の口に置れニまたわが杯すなはち銀の杯を彼の少き者の嚢の口に置てその穀物の金子ごとも
三 におらしめよと彼ヨセフがいひし言のごとくなせり三かくて夜のあくるにおよびてその人々と驢馬をかへし
四 けるが四かれら城邑をいでふなほ程とほからぬにヨセフ家宰にいひけるは起てかの人々の後を追ひおひつ
五 きし時之にいふべし汝らなんぞ惡をもて善にむくゆるや五其はわが主がもちひて飲み又用ひて常にト ふ者に
六 あらずや汝らかくなすは惡しきに六是に於て家宰かれらにおひつきてこの言をかれらにいひければ七かれら
七 之にいふ主なにゆゑに是事をいひたまふや僕等きはめてこの事をなさず八視よ我らの嚢の口にありし金はカ
八 ナンの地より汝の所にもちかへれり然ば我等いかで汝の主の家より金銀をぬすまんや九僕等の中誰の手に
九 見あたるも其者は死べし我等またわが主の奴隷となるべし十彼いひけるはさらば汝らの言のごとくせん其の
十 見あたりし者はわが奴隷となるべし汝等は咎なしと十一是におひて彼等急ぎて各々その嚢を地におろし各
十一 その嚢をひらきしかば十二彼すなはち索し長者よりはじめて少者にをはるに杯はベニヤミンの嚢にありき
十二 十三斯有しかば彼等その衣を裂きおの〳〵その驢馬に荷を負せて邑にかへる十四しかしてユダとその兄弟
十三 等ヨセフの家にいたるにヨセフなほ其處にをりしかばその前に地に伏す十五ヨセフかれらにいひけるは汝等
十四 がなしたるこの事は何ぞや我のごとき人は善くトうる者なるをしらざるや十六ユダいひけるは我等主に何
十五 をいはんや何をのべんや如何にしてわれらの正直をあらはさんや神僕等の罪を摘發したまへり然ば我等お
十六 よびこの杯の見あたりし者倶に主の奴隷となるべしと十七ヨセフいひけるはきはめて然せじ杯の手に見あ
たりし人はわが奴隷となるべし汝等へ安然に父にかへりのぼるべし十八時にユダかれに近よりていひけるは
十七 わが主よ請ふ僕をして主の耳に一言いふをえせしめよ僕にむかひて怒を發したまふなかれ汝はパロのごとく
十八 にいますなり十九昔にわが主僕等に問て汝等は父あるや弟あるやといひたまひしかば二十我等主にいへ
十九 り我等にわが父あり老人なり又その老年子なる少者ありその兄は死てその母の遺せるは只是のみ故に父これ
二十 を愛すと二一汝また僕等にいひたまはく彼を我許につれくだり我をして之に目をつくることをえせしめよと
二一 二二われら主にいへり童子父を離るをえず若父をはなるゝあらば父死べしと二三汝また僕等にいひたまはく
二二 汝らの季の弟汝等とゝもに下るにあらざれば汝等ふたゝびわが面を見るべからずと二四我等すあはちな
二三 んぢの僕わが父の所にかへりのぼりて主の言をこれに告たり二五我らの父再びゆきて小許の糧食を買
二四 きたれといひければ二六我らいふ我らくだりゆくことをえず我らの季の弟われらと共にあらば下りゆく

二七 べし其の季の弟われらと共にあるにあらざれバなりと 二七 ゐんぢの僕わが父わ
二八 れらにいふ汝らのしろごとく吾妻われに二人を生しが 二八 その一人出てわれをはなれたれば必ず裂ころされ
二九 しならんと思へり我今にいたるまで彼を見ず 二九 ゐんぢら是をも我側より取ゆかんに若災害是の身におよ
三〇 ぶあらば遂にわが白髪をして悲みて墓にくだらしむるにいたらんと 三〇 抑 父の生命と童子の生命さば相
三一 結びてあれば我なんぢの僕わが父に歸りいたらん時に童子もしわれらと共に在ずバ如何ぞや 三一 父童子の在
三二 ざるを見バ死るにいたらん然れバ僕等なんぢの僕われらの父の白髪をして悲みて墓にくだらしむるなり 三二
三三 僕わが父に童子の事を保ひて我もし是を汝につれかへらずバ永久に罪を父に負んといへり 三三 さらバ請ふ
三四 僕をして童子にかはりて主の奴隷さならしめ童子をしてその兄弟さゝもに歸りのぼらしめたまへ 三四

第四十五章 一 茲にヨセフその側にたてる人々のまへにて自ら禁ぶあたはざるに至りければ人皆われを離て
二 いでよさ呼はれり是をもてヨセフが己を兄弟にあかしたる時一人もこれさゝもにたつものなかりき 二 ヨセフ
三 聲をあげて泣りエジプト人これを聞きパロの家またこれを聞く 三 ヨセフすなはちその兄弟にいひけるは我
四 はヨセフなりわが父はなほ生ながらへをるやさ兄弟等その前に愕き懼れて之にこたふるをえざりき 四 ヨセ
五 フ兄弟にいひけるは請ふ我にちかよれさかれらすなはち近よりければ言ふ我はなんぢらの弟 ヨセフなん
六 ぢらがエジプトにうりたる者なり 五 されど汝等我をこゝに賣しをもて憂ふるなかれ身を恨るなかれ神生命
七 をすくはしめんさて我を汝等の前につかはしたまへるなり 六 この二年のあひだ饑饉國の中にありしが尚五年
八 の間耕すことも穫ることもなかるべし 七 神 汝等の後を地につたへんため又大なる救をもて汝らの生命を
九 救はんために我を此につかはしたまへり 八 然れば我をなしたまへるは神なり神われを
一〇 もてパロの父さなしその全家の主さなしエジプト全國の宰さなしたまへり 九 汝等いそぎ父の許にのぼりゆ
一一 きて之にいへ汝の子ヨセフかく言ふ神われをエジプト全國の主さなしたまへりわが所にくだれ遲疑なかれ

一〇 十 汝ゴセンの地に住べし斯 汝さ汝の子さ汝の子の子およびゐんぢの羊さ牛 並に汝のすべて有ごころの
一一 者われの近方にあるべし 十一 なほ五年の饑饉あるにより我其處にてゐんぢを養はん恐くハ汝さなんぢの家族
一二 およびなんぢの凡て有ごころの者匱乏ならん 十二 汝等の目さわが弟 ベニヤミンの目の觀るごさく汝等に
一三 これをいふ者はわが口なり 十三 汝等わがエジプトにて享る顯榮さなんぢらが見たる所さを 皆悉く父につ
一四 げよ汝ら急ぎて父を此にみちびき下るべし 十四 而してヨセフその弟 ベニヤミンの頸を抱へて哭にベニヤミ
一五 ンもヨセフの頸をかゝへて哭く 十五 ヨセフ亦その諸の兄弟に接吻し之をいだきて哭く是のち兄弟等ヨセ
一六 フさ言ふ 十六 茲にヨセフの兄弟等きたれりさいふ聲パロの家にきこえければパロさその臣僕これを悦ぶ
一七 パロすなはちヨセフにいひけるは汝の兄弟に言べし汝等かく爲せ汝等の畜に物を負せ往てカナンの地
一八 に至り 十八 なんぢらの父さなんぢらの家族を携へて我にきたれ我なんぢらにエジプトの地の嘉物をあたへん
一九 汝等 國の膏腴を食ふことをうべしさ 十九 今汝命ぜらめんかく爲せ汝等 エジプトの地より車を取ゆき
二〇 てなんぢらの子女さ妻等を載せ汝等の父を導きて來れ 二十 また汝等の器を惜み視るなかれエジプト全國の
二一 嘉物は汝らの所屬なればなり 二一 イスラエルの子等すなはち斯なせりヨセフパロの命にしたがひて彼等に
二二 車をあたへかつ途の餱糧をかれらにあたへたり 二二 又かれらに皆おの〳〵衣一襲を與へたりしがベニヤ
二三 ミンには銀三百さ衣五襲をあたへたり 二三 彼また斯のごさく父に饋れり即ち驢馬十正にエジプトの
二四 嘉物をおはせ牝の驢馬十正に父の途の用に供ふる穀物さ糧さ肉をおはせて餉れり 二四 斯して兄弟をかへし
二五 て去しめ之にいふ汝等途にて相あらそふなかれさ 二五 かれらエジプトより上りてカナンの地にゆきその父
二六 ヤコブにいたり 二六 之につげてヨセフは尚いきてをりエジプト全國の宰さなりをるといふしかるにヤコブ
二七 の心なほ寒冷なりき其はこれを信ぜざればなり 二七 彼等またヨセフの己にいひたる言をことごく之につげ
二八 たりその父ヤコブヨセフがおのれを載んさてをくりし車をみるにおよびて其氣おのれにかへれり 二八 イスラ
エルすなはちいふ足りわが子ヨセフなほ生をるわれ死ざるまへに往て之を覩ん

第四十六章

一 イスラエルその己につける諸の者さふもに出たちベエルシバにいたりてその父イサクの神に
二 犠牲をさゝぐ 二神夜の異象にイスラエルにかたりてヤコブよといひたまふ三ヤコブわれ此にありと
三 いひければ神いひたまふ我は神なり汝の父の神なりエジプトにくだることを懼るなかれわれ彼處にて汝を大
四 なる國民となさん 四我汝とさふもにエジプトに下るべし亦かならず汝を導のぼるべしヨセフ手をなんぢ
五 の目の上におかんと 五かくてヤコブベエルシバをたちいでたりイスラエルの子等すなはちパロの載んとてお
六 くりたる車に父ヤコブと己の子女と妻等を載せ 六その家畜とカナンの地にてえたる貨財をたづさへ斯してヤ
七 コブとその子孫皆ともにエジプトにいたれり 七ヤコブかくその子と子の子およびその女と子の女すなはちそ
八 の子孫を皆ともなひてエジプトにつれゆけり 八イスラエルの子のエジプトにくだれる者の名は左のごとしヤ
九 コブとその子等ヤコブの長子はルベン 九ルベンの子はヘノクパルヘヅロンカルミ 十シメオンの子はエムエ
十 ルヤミンオハデヤキンゾハルおよびカナンの婦のうめる子シヤウル 十一レビの子はゲルシヨンコハテメ
十一 ラリ 十二ユダの子はエルオナンシラペレヅゼラ但しエルとオナンはカナンの地に死たりペレヅの子はヘ
十二 ヅロンおよびハムルなり 十三イツサカルの子はトラプワヨブシムロン 十四ゼブルンの子はセレデエロン
十三 ヤリエルなり 十五是等およびレアがパダンアラムにてヤコブにうみたる者なりその男子女子
十四 あはせて三十三人なりき 十六ガドの子はゼポンハギシユニエツボン エリアロデアレリ 十七アセルの子は
十五 エムナイシワイスイベリアおよびその妹サラ並にベリアの子ヘベルとマルキエルなり 十八是等はラ
十六 バンがその女レアにあたへたるジルパの子なり彼是等をヤコブにうめり都合十六人 十九ヤコブの妻ラケル
十七 の子はヨセフとベニヤミンなり 二十エジプトの國にてヨセフにうまれたり是はオンの祭
十八 司ポテパルの女アセナテが生たる者なり 二一ベニヤミンの子はベラベケルアシベルゲラナアマンエヒ
十九 ロシムツヒムホパムアルデ 二二是等はラケルの子にしてヤコブにうみたる者なり都合十四人 二三ダンの
二十 子はホシム 二四ナフタリの子はヤツエルグニエゼルシレム 二五是等はラバンがその女ラケルにあたへた
二一 るビルハの子なり彼これらをヤコブにうめり都合七人 二六ヤコブとゝもにエジプトにいたりし者はヤコブの
二二 子の妻なのぞきて六十六人なりき 二七エジプトにてヨセフにうまれたる子二人ありヤコブの家の人のエジプトにいたりし者はあはせて七十人なりき 二八ヤコブ預じめユダをヨ
二三 セフにつかはしおのれをゴセンにみちびかしむ而して皆ゴセンの地にいたる 二九ヨセフその車を整へゴセ
二四 ンにのぼりて父イスラエルを迎へ之にまみえてその頸を抱き頸をかゝへて久く啼く 三十イスラエルヨセフに
二五 いふ汝なほ生てあり我汝の面を見ることをえたれば今は死るも可しと 三一ヨセフその兄弟等と父の家族
二六 とにいひけるは我のぼりてパロにつげて之にいふべしわが兄弟等とわが父の家族カナンの地にをりし者我
二七 のところに來れり 三二その人々は牧者にして牧畜の人なり彼等その羊と牛およびその有る諸の物をたづさへ
二八 來れりと 三三パロもし汝等を召て汝等の業は何なるやと問ことあらば 三四僕等は幼少より今にいたるまで
二九 牧畜の人なり我等も先祖等もともにしかりといへしからばなんぢらゴセンの地にすむことをえん牧者は皆エ
三十 ジプト人の穢はしとするものなればなり

第四十七章

一 茲にヨセフゆきてパロにつげていひけるはわが父と兄弟およびその羊と牛と諸の所有物カ
二 ナンの地よりいたれり彼らはゴセンの地にをるこ 二その兄弟等のうち五人をとりてこれをパロにまみえし
三 む 三パロヨセフの兄弟等にいひけるは汝らの業は何なるかと 四かれら又パロにいひけるは此國に寓らんとて
四 ともにしかりさ 四僕等をしてゴセンの地にすましめたまへ 五パロヨセフにいひけるは汝の父と兄弟
五 して僕等の群をやしなふ牧場なければなりされば請ふ僕等をしてゴセンの地にすましめたまへ 五パロヨセフ
六 にかたりていふ汝の父と兄弟 汝の所にきたれり 六エジプトの地はなんぢの前にあり地の善き處に汝の
七 父と兄弟をすましめよすなはちゴセンの地にかれらをすましめよ汝もし彼等の中に才能ある者あるをしら
八 ば其人々をしてわが家畜をつかさどらしめよ 七ヨセフまた父ヤコブを引ていりパロの前にたゝしむヤコブ
九 パロを祝す 八パロヤコブにいひけるはわが旅路の年月は百三

十 十年にいたる我が齢の日は僅少にして且悪かりき
十一 我が先祖等の齢の日ご旅路の日にはおよばざるなり
十一 コプパロを祝しパロのまへよりいでさりぬ
十二 ヨセフパロの命ぜしごとくその父と兄弟に居所を與へエジプトの國の中の善き地即ちラメセスの地をかれらにあたへて所有となさしむ
十三 父の全家にその子の數にしたがひて食物をあたへて養へり
十三 エジプトの國とカナンの國饑饉のために弱れり
十四 ヨセフ穀物を賣あたへてエジプトの地とカナンの地にありし金をことごとく斂む而してヨセフその金をパロの家にもちきたる
十五 エジプト人みなヨセフにいたりていふ我等に食物をあたへよ如何ぞなんぢの前に死べけんや金すでにたえたり
十六 ヨセフいひけるは汝等の家畜をいだせ金もしたえたらば我なんぢらの家畜にかへて與ふべしと
十七 かれら乃ちその家畜をヨセフにひきゐたりければヨセフその馬と羊の群と牛の群および驢馬にかへて食物をかれらにあたへそのすべての家畜のために其年のあひだ食物をあたへてこれをやしなふ
十八 かくてその年暮けるが明年にいたりて人衆またヨセフにきたりて之にいふ我等主に隠すところなしわれらの金は竭たりまたわれらの畜の群は主に皈す主のまへにいだすべき者は何ものこりならず唯われらの身体と田地
十九 あるのみ　十九 われらいかんぞわれらの田地さへともに汝の目のまへに死亡ぶべけんや我等とわれらの田地を食物に易て買されわれ等田地さへともにパロの僕とならん
二十 また種をあたへよ然ばわれら生るをえて死るにいたらず田地も荒蕪にいたらじ
二十 是によりてヨセフエジプトの田地をことごとく購きりてパロに納る其はエジプト人饑饉にせまりて各人その田圃を賣たれば
二一 田地パロの所有となれり
二一 また民にエジプトのこの境の極よりかの境の極の者までヨセフこれを邑々にうつせり
二二 但祭司の田地は購さらざりき祭司はパロより祿をたまはりをれば
二二 パロの與る祿を食たるによりてその田地を賣ざれば
二三 茲にヨセフ民にいひけるは視よ我今日汝等とな
二三 んぢらの田地をかひてパロに納る視よこの種子を汝らに與ふ地に播べし
二四 しかして収獲の五分の一をパロに輸し四分をなんぢらに取て田圃の種となんぢらの食となんぢらの家族

二五 子女の食となせよ
二五 人衆いひけるは汝われらの生命を救ひたまへりわれら主のまへに恩をえんことをねがふ我等パロの僕となるべしと
二六 二六 ヨセフエジプトの田地に法をたてその五分の一をパロにをさめしむその事今日にいたる唯祭司の田地のみパロの有さあらざりき
二七 二七 イスラエルエジプトの國に於てゴセンの地にすみ彼處に産業を獲その數増て大に殖たり
二八 二八 ヤコブエジプトの國に十七年いきながらへたりヤコブの年齢の日は合て百四十七年なりき
二九 二九 イスラエル死る日ちかよりければその子ヨセフをよびて之にいひけるは我もし汝のまへに恩を得るならば請ふなんぢの手をわが髀の下にいれ懇に眞實をもて我をあつかへ我をエジプトに葬るなかれ
三十 三十 我は先祖等とともに偃んことをねがふ汝われをエジプトより舁いだして先祖等の墓場にはうむれヨセフいふ我なんぢが言るごとくなすべしと
三一 三一 ヤコブまた我に誓へといひければすなはち誓へリイスラエル床の頭にて拝をなせり

第四十八章

一 是等の事の後汝の父病にかかるとヨセフに告る者ありければヨセフ二人の子マナセとエフライムをともなひて至る
二 二人ヤコブに告て汝の子ヨセフなんぢの許にきたるといひければイスラエル強て床に坐す
三 三 しかしてヤコブにいひけるは昔カナンの地のルズにて我にあらはれて我を祝し
四 四 我にいひたまひけらく我なんぢをして多く子をえせしめ汝をふやし汝を衆多の民となさん我この地を汝の後の子孫にあたへて永久の所有となさしめんと
五 五 わがエジプトにきたりて汝に就まへにエジプトにて汝に生れたる二人の子エフライムとマナセ是等はわが子となるべしルベンとシメオンのごとく是等はわが子とならん
六 六 是等の後になんぢが得たる子は汝のものとすべし又その産業はその兄弟の名をもて稱らるべし
七 七 我事をいはんに我昔パダンより來れる時ラケルまで尚途の隔あるところなりわれ彼處にてかれをエフラタの途にはうむれり（エフラタはすなはちベテレヘムなり）
八 八 イスラエルヨセフの子等を見てこれは誰なるやといひければ
九 九 ヨセフ父にいふ是は神の此にて我にたまひし子等ありと父すなはちいふ請ふ彼らを我所につれきたれ我これを祝せんと
十 十 イスラエルの

目は年壽のために睹て見るをえざりしがヨセフかれらをその許につれきたりければ之に接吻してこれを抱け
十一 り十一しかしてイスラエルヨセフにいひけるは我あんぢの面を見るあらんとは思はざりしに視よ神なんぢの
十二 子をもわれにしめしたまふと十二ヨセフかれらをその膝の間よりいだし地に俯て拜せり十三しかしてヨセフ
エフライムを右の手に執てヤコブの左の手にむかはしめマナセを左の手に執てヤコブの右の手にむかはしめ
十四 二人をみちびきてかれに就ければ十四イスラエル右の手をのべて季子エフライムの頭に按き左の手をのべて
十五 マナセの頭におけりマナセは長子なれども故にかくその手をおけるなり十五斯して㊟セフを祝していふわ
十六 が父アブラハムイサクの事へし神わが生れてより今日まで我をやしなひたまひし神十六我をして諸の災禍
を贖はしめたまひし天使れがはくは是等の者わが名とわが父アブラハムの名をもて稱られんことをれがはくは是等地の中に繁殖るにいたれ十七㊟セフ父が右の手をエフラ
十七 イサクの名をもて稱られんことをれがはくは是等地の中に繁殖るにいたれ十七㊟セフ父が右の手をエフラ
十八 イムの頭に按るを見てよろこばず父の手をあげてこれをエフライムの頭よりマナセの頭にうつさんとす十八
十九 ヨセフすなはち父にいひけるは然にあらず父よ是長子なれば右の手をその頭に按たまへ十九父こばみていひ
けるは我知るわが子よわれしる彼も一の民となり彼も大なる者ならん然ごもその弟は彼よりも大なる者
二十 さゐりてその子孫ハ多衆の國民となるべしと二十此日彼等を祝していふイスラエル汝を指て人を祝し願
くは神汝をしてエフライムのごとくマナセのごとくならしめたまへといふにいたらんとすなはちエフライ
二一 ムをマナセの先にたてたり二一イスラエルまたヨセフにいひけるは視よわれは死んされど神なんぢらとと
二二 にいまして汝等を先祖等の國にみちびきかへりたまふべし二二且われ一の分をなんぢの兄弟よりもおほく
汝にあたふ是わが刀と弓を以てアモリ人の手より取たる者なり

第四十九章

一 ヤコブその子等を呼ていひけるは汝らあつまれ我後の日に汝らが遇んところの事を汝等に
二 つげん二汝等つどひて聽けヤコブの子等よ汝らの父イスラエルに聽け三ルベン汝はわが家子わが勢わが
三 力の始威光の卓越たる者權威の卓越たる者なり四汝は水の沸あがるがごとき者なれば卓越を得ざるべし汝

五 父の床にのぼりて汚したればなり嗚呼彼はわが腓林にのぼりし
六 の器なり六我わがたましひ魂よかれらの集會につらなるなかれ其は彼等その怒にまかせて人をころしその意にまかせて牛を筋截たればなり
七 れば㊟ふべし我彼らをヤコブの中に分ちイスラエルの中に散さん八ユダよ汝は兄弟の讃る者なり汝の手は
九 あんぢの敵の頸を抑へんなんぢの父の子等なんぢの前に鞠んユダは獅子の子の如しわが子よ汝は所掠物を
十 さきて、かへりのぼる彼は牡獅子のごとく伏し牝獅のごとく蹲まる誰か之をおこすことをせん十杖ユダを離れ
ず法を立る者その足の間をはなるゝことなくしてシロの來る時にまでおよばん彼に諸の民したがふべし
十一 彼その驢馬を葡萄の樹に繋ぎその牝驢馬の子を葡萄の蔓に繋がん又その衣を酒にあらひ其服を葡萄の汁
十二 にあらふべし十二その目は酒によりて紅くその齒は乳によりて白し十三ゼブルンは海邊にすみ舟の泊る海邊
十三 に住はんその界はシドンにおよぶべし十四イッサカルは羊の牢の間に伏す健き驢馬の如し十五彼みて安泰
十四 十五 を善しその國を樂しとしその肩をさげて貢ひ租稅をいだして僕となるべし十六ダンはイスラエルの他の支派の如
十六 く其民を鞫かん十七ダンは路の旁の蛇のごとく途邊にある蝮のごとし馬の蹵を噛てその騎者をして後に落
十七 しむ十八エホバよわれ汝の拯救を待り十九ガドは軍勢これにせまらんされど彼反てその後にせまらん二十
十八 十九 二十 アセルよりいづる食物は美るべし彼王の食ふ美味をいだすなり二一ヨセフは實を結ぶ樹の芽のごとし即ち泉の傍にある實をむすぶ樹の芽のごとしその枝
二一 二二 二二 つひに垣を踰ゆ二三射者彼をなやまし彼を射かれを惡めり二四然ごかれの弓はなほ勁くあり彼の手の腎は
二三 二四 二五 力あり是ヤコブの全能者の手によりてなり其よりイスラエルの磐なる牧者いづ二五汝の父の神によるかれを助けん全能者によるかれなんぢを祝まん上なる天の福、下によこたはる淵の福、乳哺の福、胎の福汝
二五 にきたるべし二六父の汝を祝するこれはわが父祖の祝したる所に勝て恒久の山の限極にまでなよばんこれら
二六 是等の祝福はヨセフの首に歸しその兄弟と別になりたる者の頭頂に歸すべし二七ベニヤミンは物を噛む

狼あり朝にその所掠物を咬ひ夕にその所擄物をわかたん 二八 是等はイスラエルの十二の支派なり斯その父彼らに語り彼等を祝せりすなはちその祝すべき所にしたがひて彼等諸人を祝せり 二九 ヤコブまた彼等に命じて之にいひけるは我はわが民にくはゝらんとすヘテ人エフロンの田にある洞穴にわが先祖等とゝもに我をはうむれ 三十 その洞穴はカナンの地にてマムレのまへなるマクペラの田にあり是はアブラハムがヘテ人エフロンより田とゝもに購て所有の墓所となせし者なり 三一 アブラハムとその妻サラ彼處にはうむられイサクとその妻リベカ彼處に葬られたり我またかしこにレアを葬れり 三二 彼田とその中の洞穴はヘテの子孫より購たる者なり 三三 ヤコブその子に命ずることを終し時足を床に斂めて氣たえてその民にくはゝる

第五十章

一 ヨセフ父の面に俯し之をいだきて哭き之に接吻す 二 而してヨセフその僕なる醫者に命じてその父に香らしむ醫者イスラエルに香れり 三 すなはち之がために四十日を用ふ其は尸に香るにはこの日數を用ふべければなり エジプト人七十日の間之がために哭けり 四 哀哭の日すぎし時ヨセフパロの家にかたりていひけるは我もし汝等の前に恩惠を得るならば請ふパロの耳にまうして言へ 五 わが父我死ばカナンの地にわが塋おきたる墓に我をはうむれといひて我を誓はしめたり然ば請ふわれをして上りて父を葬らしめたまへまた歸りきたらんと 六 パロいひけるは汝の父汝をちかはせしごとくのぼりて之を葬るべし 七 是に於てヨセフ父を葬らんとて上るパロの諸の臣パロの家の長老等エジプトの地の長老等 八 およびヨセフの全家とその兄弟等およびその父の家之とゝもに上る只その子女と羊と牛はゴセンの地にのこせり 九 また車と騎兵ヨセフにしたがひてのぼり其隊はなはだ大なりき 十 彼等ヨルダンの外あるアタデの禾塲に到りかしこにて大に泣き痛く哀しむヨセフすなはち七日父のために哭きぬ 十一 その國の居人なるカナン人等アタデの禾塲の哀哭を見て是はエジプト人の痛くなげくなりといへり是によりて其處の名をアベルミツライム（エジプト人の哀哭）と稱ふヨルダンの外にあり 十二 ヤコブの子等その命ぜられたるごとく之になせり 十三 すなはちヤコブの子等彼をカナンの地に舁ゆきて之をマクペラの田の洞穴にはうむれり是はアブラハムがヘテ人エフロンより田とゝもに購て所有の墓所となせし者なり 十四 ヨセフ父を葬りての

ち其兄弟およびすべて己とゝもにのぼりて父をはうむれる者とゝもにエジプトにかへりぬ 十五 ヨセフの兄弟等その父の死たるを見ていひけるはヨセフあるひはわれらを恨むることあらん又かならずわれらが彼になしたる諸の惡にむくゆるならんと 十六 すなはちヨセフにいひおくりけるはなんぢの父死るまへに命じて言けらく 十七 汝ら斯ヨセフにいふべし汝の兄弟汝に惡をなしたれども冀くはその罪咎をゆるせと然ば請ふ汝の父の神の僕等の咎をゆるせとヨセフその言を聞て啼泣り 十八 兄弟等もまた自らきたりヨセフの面のまへに俯し我等は汝の僕とならんといふ 十九 ヨセフかれらにいひけるは懼るなかれ我あに神にかはらんや 二十 汝等は我を害せんとおもひたれども神はそれを善にかはらんやしめんとおもひたまへり 二一 故に汝らおそるゝなかれ我なんぢらと汝らの子女をやしなはんと彼等をなぐさめ懇に之にかたれり 二二 ヨセフ父の家族とゝもにエジプトにすめりヨセフ百十歳いきながらへたり 二三 ヨセフエフライムの三世の子女をみるにいたれりマナセの子マキルの子女もうまれてヨセフの膝にありき

二四 ヨセフその兄弟等にいひけるは我死ん神かならず汝等を眷顧みなんぢらを此地よりいだしてそのアブラハム イサク ヤコブにちかひし地にいたらしめたまはんと 二五 ヨセフ神かならず汝等をかへりみたまはんとたれば汝らわが骨をこゝよりたづさへのぼるべしといひてイスラエルの子等を誓はしむ 二六 ヨセフ百十歳にして死

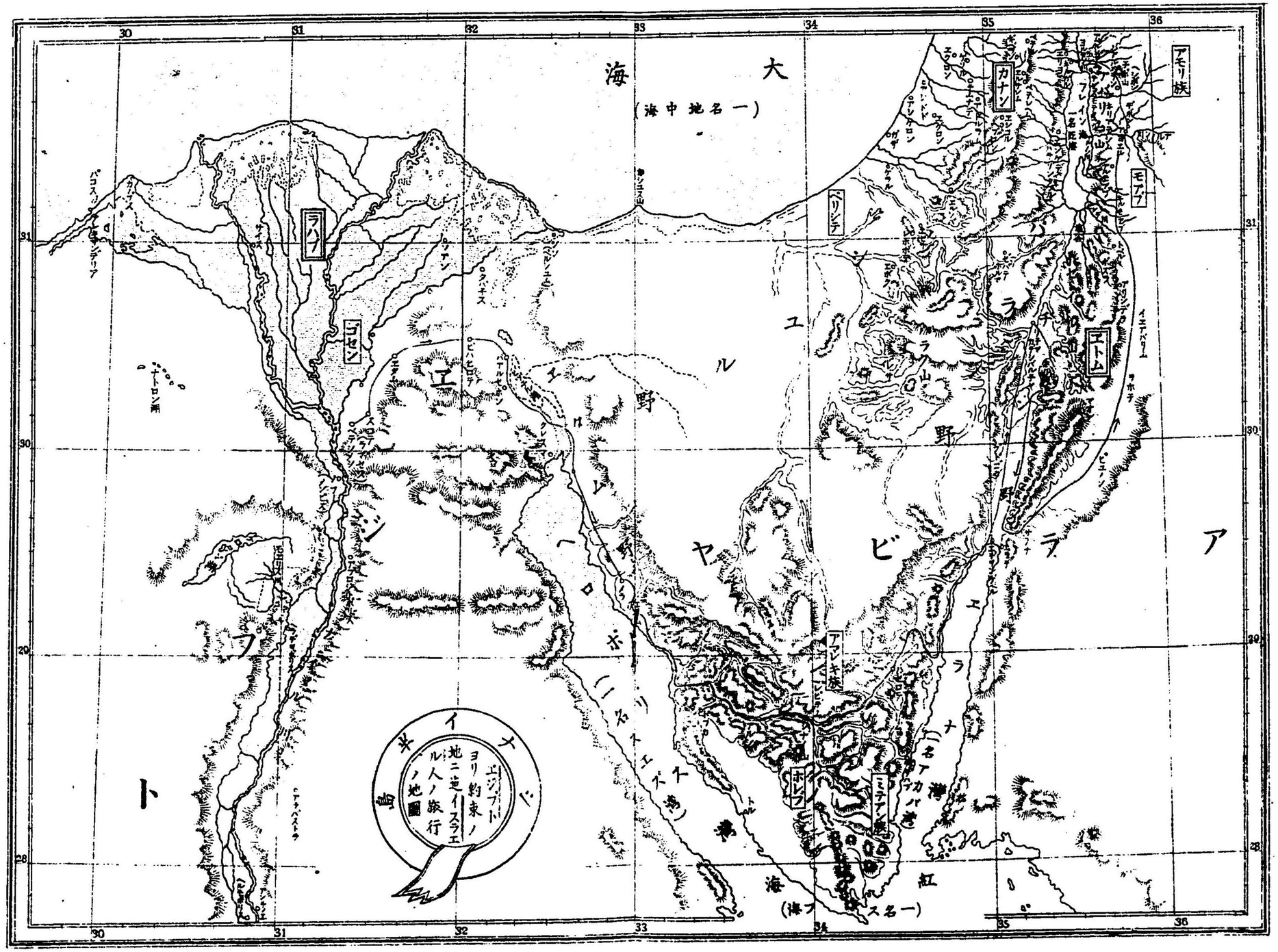
大海
(一名地中海)
ヤビネ
ヘロポリス
ゴセン
ラハブ
ベリシテ
アモリ族
ガナン
モアブ
エトム
アラビア
アカバ湾
紅海
(一名スエズ海)
エジプト
ヨリ約束ノ
地ニ至イスラエ
ル人ノ旅行
ノ地圖

出埃及記

第一章　一イスラエルの子等のエジプトに至りし者の名は左のごとし衆人各その家族をたづさへてヤコ
ブとともに至れり二すなはちルベン、シメオン、レビ、ユダ、三イッサカル、ゼブルン、ベニヤミン四ダン、ナフ
タリ、ガド、アセルなり五ヤコブの腰より出たる者は都合七十人ヨセフはすでにエジプトにありき六ヨセフと
その諸の兄弟および當世の人みな死たりセイスラエルの子孫蕃く子を生み殖増え甚だしく大に強くな
りて國に満るにいたれり八茲にヨセフの事をしらざる新き王エジプトに起りしが九彼その民にいひけるは
視よ此民イスラエルの子孫われらよりも多く且強し十來れわれら機巧く彼等に事をなさん恐くは彼等多な
らん又戰爭の起ることある時は彼等敵にくみして我等と戰ひ遂に國よりいでさらんと十一すなはち督者をお
れらの上に立て彼らに重荷をおはせて之を苦む彼等パロのために府庫の邑ピトムとラメセスを建たり十二然
ろにイスラエルの子孫は苦むるに隨ひて増し殖たればみな
を嚴く動作かしめ十四辛き力役をもて彼等をして苦みて生を度らしむ即ち和泥、作甎、および田圃の諸
の工にはたらかしめけるが其働かしめし工作は皆嚴かりき十五エジプトの王又ヘブルの産婆シフ
ラと名くる者とプアと名くる者の二人に諭して十六いひけるは汝等ヘブルの婦女のために收生をなす時に床
の上を見てその子若男子ならばこれを殺せ女子ならば生しおくべしと十七然に産婆神を畏れエジ
プト王の命ぜしごとく爲ずして男子をも生しおけり十八エジプト王産婆を召て之にいひけるは汝等な
んぞ此事をなし男子を生しおくや十九産婆パロに言けるはヘブルの婦はエジプトの婦のごとくならず
彼等は健して産婆の未れらに至らぬ前に産をはるあり二十是によりて神その産婆等に恩をほど
こしたまへり是におひて民増ゆきて甚だ強くなりぬ二一産婆神を畏れたるによりて神かれらのために
家を成たまへり二二斯在しかばパロその凡の民に命じていふ男子の生るあらば汝等これを悉く河に投い
れよ女子は皆生しおくべし

一 ○第二章 一 爰にレビの家の一箇の人往てレビの女を娶れり二 女妊みて男子を生みその美きを見て三月の
二 あひだこれを匿せしが三すでにこれを匿すあたはざるにいたりければ蒲の箱舟を之がために取て之に瀝青と
三 樹脂を塗り子をその中に納てこれを河邊の葦の中に置り四 その姉遥に立てその如何になるかを覗ふ五 茲に
四 パロの女身を洗んとて河にくだりその婢等河の傍にあゆむ彼葦の中に箱舟あるを見て使女をつかはしこ
五 れを取きたらしめ六これを啓きてその子のをるを見るに嬰兒すあはち啼く彼これを憐みていひけるは是は
六 ヘブル人の子なりと時にその姉パロの女にいひけるは我ゆきて乳母を呼きたらんか八パロの女往よと之にいひ
七 養ふべき乳母を呼きたらんか八パロの女往よと之にいひければ女子すなはち往てその子の母を呼きたるを
八 パロの女かれにいひけるは此子をつれゆきてわがために之を養へ我その値をなんぢにこらせんと婦すなはち
九 その子を取てこれを養ふ十斯てその子の長ずるにおよびて之をパロの女の所にたづさへゆきたればすあはち
十 これが子となる彼その名をモーセ（援出）と名けて言ふ我これを水より援いだせしに因ると十一茲にモーセ
十一 生長におよびて一時いでてその兄弟等の所にいたりその重荷を負ふを見しが會一箇のエジプト人が
十二 一箇のイスラエル人即ちおのれの兄弟を撃つを見たれば十二右左を視まわして人のをらざるを見てそ
十三 のエジプト人を撃ころし之を沙の中に埋め匿せり十三次の日また出て二人のヘブル人の相爭ふを見たれば
十四 その曲き者にむかひ汝なんぞ汝の隣人を撃つやといふに十四彼いひけるは誰が汝を立てわれらの君とし判
官としたるや汝かのエジプト人をころせしごとく我をも殺さんとするやと是においてモーセ慴れてその事か
十五 あらす知れたるならんとおもへり十五パロ此事を聞てモーセを殺さんともとめければモーセすなはちパロの
十六 面をさけて逃げのびミデアンの地に住り彼井の傍に坐せり十六ミデアンの祭司に七人の女子ありしが彼等
十七 來りて水を汲み水鉢に盈て父の羊群に飲はんとしけるに十七牧羊者等きたりて彼らを逐はらひければモーセ
十八 起あがりて彼等をたすけその羊群に飲ふ十八彼等その父リウエルに至れる時父言けるは今日はなんぢら何
十九 ぞかく速にかへりしや十九かれらいひけるは一箇のエジプト人我らを牧羊者等の手より救いたし亦われ
二十 らのために水を多く汲て羊群に飲しめたり二十父女等にいひけるは彼は何處にたるや汝等なんぞその人を
二一 遺てきたりしや彼をよびて物を食しめよと二一モーセこの人とともに居ることを好めり彼すなはちその女子
二二 ナッポラをモーセに與ふ二二彼男子を生みければモーセその名をゲルショム（客）と名けて言ふ我異邦に
二三 客さまりたればなりと二三斯て時をふる程にエジプトの王死りイスラエルの子孫その勞役の故によりて歎き
二四 號ぶにその勞役の故によりて號ぶところの聲神に達りければ二四神その長呻を聞き神そのアブラハム、イサ
二五 ク、ヤコブになしたる契約を憶え二五神イスラエルの子孫を眷み神知しめしたまへり

一 ○第三章 一モーセその妻の父なるミデアンの祭司エテロの群を牧ひたりしがその群を曠野の奥にみちびきて
二 神の山ホレブに至るに二エホバの使者棘の裏の火焔の中にて彼にあらはる彼見るに棘火に燃れごもその棘燬
三 す三モーセいひけるは我ゆきてこの大なる觀た見何故に棘の燃たえざるかを見ん四エホバ彼がきたり觀んと
四 するを見たまふ即ち神棘の中よりモーセよモーセよと彼をよびたまひければ我こゝにありといふに五神いひ
五 たまひけるは此に近よるなかれ汝の足より履を脱ぐべし汝が立つ處は聖き地なればなり六又いひたまひける
六 は我はなんぢの父の神アブラハムの神イサクの神ヤコブの神なりとモーセ神を見ることを畏れてその面を蔽
七 せりセエホバ言たまひけるは我まことにエジプトにをる我民の苦患を視また彼等かその驅使者の故をも
八 て號ぶところの聲を聞り我かれらの憂苦を知るなり八われ降りてかれらをエジプト人の手より救ひいだし之
を彼地より導きのぼりて善き廣き地乳と蜜の流るゝ地すなはちカナン人、ヘテ人、アモリ人、ペリジ人、ヒ
九 ビ人、エブス人のをる處にいたらしめんとす九今イスラエルの子孫の號呼われに達る我またエジプト人が彼
十 らを苦むるその暴虐を見たり十然れば來れ我なんぢをパロにつかはし汝をしてわが民イスラエルの子孫をエジ
十一 プトより導きいだしめん十一モーセ神にいひけるは我は何如なる者ぞや我豈パロの許に往きイスラエルの
十二 子孫をエジプトより導きいだすべき者ならんや十二神いひたまひけるは我かならず汝とともにあるべし是は
わが汝をつかはせる證據なり汝民をエジプトより導きいだしたる時汝等この山にて神に事へん十三モー

七神にいひけるは我イスラエルの子孫の所にゆきて汝らの先祖等の神我をなんぢらに遣はしたまふと言んに彼等もし其名は何と我に言ば何とかれらに言べきや 十四神モーセにいひたまひけるは我は有て在る者なり又いひたまひけるは汝かくイスラエルの子孫にいふべし我有といふ者我をなんぢらに遣したまふと 十五神またモーセにいひたまひけるは汝かくイスラエルの子孫にいふべしなんぢらの先祖等の神アブラハムの神イサクの神ヤコブの神エホバわれを汝らにつかはしたまふ是は永遠にわが名となり世々にわが誌となるべし 十六汝往てイスラエルの長老等をあつめて之にいふべし汝らの先祖等の神アブラハム、イサク、ヤコブの神エホバ我にあらはれて言たまひけらく我誠になんぢらを眷み 十七我すなはち言り我汝らをエジプトの苦患の中より導き出してカナン人、ヒビ人、エブス人の地すなはち乳と蜜の流るゝ地にのぼり至らしめんと 十八彼等なんぢの言に聽したがふべし汝とイスラエルの長老等エジプトの王の許にいたりて之に言へヘブル人の神エホバ我らに臨めり然ば請ふわれらをして三日程ほど曠野に入しめわれらの神エホバに犧牲をさゝぐることを得せしめよと 十九我しるエジプトの王は假令能力ある手をくはふるも汝等の往をゆるさゞるべし 二十我すなはちわが手をのべエジプトの中に諸の奇跡を行ひてエジプトを撃ん其後かれ汝等を去しむべし 二一我エジプト人をして此民をめぐましめん汝ら去る時手を空うして去るべからず 二二婦女皆その隣人とおのれの家に寓る者とに金の飾品、銀の飾品および衣服を乞べし而して汝らこれを汝らの子女に穿戴せよ汝等かくエジプト人の物を取べし

第四章

一モーセ對へていひけるは然あがら彼等我を信ぜず又わが言に聽したがはずして言んエホバ汝にあらはれたまはずと 二エホバかれにいひたまひけるは汝の手にある者は何なるや彼いふ杖なり 三エホバいひたまひけるは其を地に擲よとすなはち之を地になぐるに蛇となりければモーセその前を避たり 四エホバモーセにいひたまひけるは汝の手をのべて其尾を執れとすなはち手をのべて之を執ば手にいりて杖となる 五エホバ

いひたまふ是は彼らの先祖等の神、アブラハムの神、イサクの神、ヤコブの神、エホバの汝にあらはれたることを彼らに信ぜしめんためなり 六エホバまたかれに言たまひけるは汝の懐にいれて之を出し見よとにその手懐に病を生じて雪のごとくになれり 七エホバいひたまふ汝の手を懐にふたゝび懐にいれて之を懐より出し見よとにその手を懐にいれて之を懐より出し見るに變りて他處の肌膚のごとくになれり 八エホバいひたまふ彼等もし汝を信ぜずまたその最初の徴の聲に聽從はざるならば後の徴の聲を信ぜん 九彼らもし是ふたつの徴をも信ぜずまた汝の言に聽從はざるならば汝河の水をとりて之を陸地にそゝげ汝の河より取たる水陸地にて血となるべし 十モーセ、エホバにいひけるはわが主よ我は口重く舌重き者なり 十一エホバかれにいひたまひけるは人の口を造る者は誰なるや啞者、聾者、目明者、瞽者などを造る者は誰なるや我エホバなるにあらずや 十二然ば往けよ我なんぢの口にありて汝の言ふべきことを教へん 十三モーセいひけるはわが主よ願くは遣すべき者をつかはしたまへ 十四是においてエホバモーセにむかひ怒を發していひたまひけるはレビ人アロンは汝の兄弟なるにあらずや我かれが言を善するを知るまた彼なんぢに遇んとていで來る彼汝を見る時心に喜ばん 十五汝かれに語りて言をその口に授くべし我なんぢの口とと彼の口にありて汝らの爲べきことを教へん 十六彼なんぢに代て民に語らん彼は汝のために神に代るべし 十七なんぢこの杖を手に執り之をもて奇蹟をおこなふべし 十八是においてモーセゆきてその妻の父エテロの許にかへりて之にいふ請ふ我をして往てわが兄弟等の所にかへらしめ彼等のなほ生ながらへをるや否を見よとエテロモーセに安然に往くべしといふ 十九爰にエホバミデアンにてモーセにいひたまひけるは往てエジプトにかへれ汝の生命をもとめし人は皆死たりと 二十モーセすなはちその妻と子等をとり之を驢馬に乘てエジプトの地にかへるモーセは神の杖を手に執り 二一エホバモーセにいひたまひけるは汝エジプトにかへりゆけるの時はかならず我がなんぢの手に授けたるところの奇跡を悉くパロのまへにおこなふべし但し我

二二 かれの心を剛愎にすれば彼民を去しめざるべし 二三 汝パロに言べしエホバかく言ふイスラエルはわが子わ
二三 が冢子なり 二三 我なんぢにいふ我が子を去らしめて我に事ふることをえせしめよ汝もし彼をさらしむることを
二四 を拒ば我なんぢの子なんぢの冢子を殺すべしと 二四 モーセ途にある時エホバかれの宿所にて彼に遇てころさ
二五 んとしたまひければ 二五 チッポラ利き石をとりてその男子の陽の皮を割りモーセの足下になげうちて言ふ
二六 汝はまことにわがために血の夫なりと 二六 是においてエホバ、モーセをゆるしたまふ此時チッポラが血
二七 の夫といひしは割禮の故によりてなり 二七 爰にエホバ、アロンにいひたまひけるは曠野にゆきてモーセを
二八 迎へよと彼すなはちゆきて神の山にてモーセに遇ひ之に接吻す 二八 モーセエホバがおのれに言ふくめて遣し
二九 たまへる諸の言とエホバのおのれに命じたまひし諸の奇跡とをアロンにつげたり 二九 斯てモーセとアロン
三〇 往てイスラエルの子孫の長老を聚く集む 三一 而してアロンエホバのモーセにかたりたまひし言を舉くつ
三一 く又彼民の目のまへにて奇蹟をなしければ 三一 民すなはち信ず彼等エホバがイスラエルの民をかへりみそ
三二 の苦患をおもひたまふを聞て身をかがめて拜をなせり

第五章 一その後モーセとアロン入てパロにいふイスラエルの神エホバ斯いひたまふ我民を去しめ彼等をし
二 て曠野に於て我を祭ることをはせしめよと 二 パロいひけるはエホバは誰なれば我その聲にしたがひてイス
三 ラエルを去しむべき我エホバを識ず亦イスラエルを去しめじ 三 彼ら言けるはヘブル人の神我らに顯れたまへ
四 り請ふ我等をして三日程ほど曠野にいりてわれらの神エホバに犧牲をさゝぐることをはせしめよ恐くはエホ
五 バ疫病か又は刀兵をもて我らをなやましたまはん 四 エジプト王かれらに言けるは汝等モーセ、アロンな
六 んぞ民の操作を妨ぐるや往てなんぢらの荷を負へ 五 パロまたいふ土民今は多かり然るに汝等かれらをして荷
七 をおふことを止しめんとす 六 パロ此日民を驅使ふ者等および民の有司等に命じていふ 七 汝等再び前のご
八 さく民に磚瓦を造る禾稭を與ふべからず彼等をして往てみづから禾稭をあつめしめよ 八 また彼等が前に造り
し磚瓦の數のごとくに仍かれらに之をつくらしめよ其を減すなかれ彼等は懶惰が故に我等をして往てわれら

九 の神に犧牲をさゝげしめよと呼はり言ふなり 九 人々の工作を重くして之に勞かしめよ然ば偽の言を聽こと
一〇 あらじと 一〇 民を驅使ふ者等およびその有司等出ゆきて民にいひけるはパロかく言たまふ我なんぢらに禾稭を
一一 あたへじ 一一 汝等往て禾稭のある處にて之をとれ但しなんぢらの工作は分毫も減さゞるべしと 一二 是におい
一二 て民遍くエジプトの地に散て草藁をあつめて禾稭となす 一三 驅使者かれらを促たてゝ言ふ禾稭のありし時のごとく汝らの工作汝らの日々の業をなしをふべしと 一四 パロの驅使者等がイスラエルの子孫の上
一三 に立たるところの有司等撻れなんぢら何ぞ昨日も今日も磚瓦を作るところの汝らの業を前のごとくに爲しを
一四 へざるやと言ろ 一五 是に於てイスラエルの子孫の有司等來りてパロに呼はりて言ふ汝なんぞ斯 僕等になす
一五 や 一六 僕等に禾稭を與へずしてわれらに磚瓦を作れといふ視よ僕等は撻る是なんぢの民の過なりと 一七 然
一六 るにパロいふ汝等は懶惰し懶惰し故に汝らは我らをして往てエホバに犧牲をさゝげしめよと言ふなり 一八 然
一七 ば汝ら往て操作けよ禾稭はなんぢらに與ふることなかるべけれどなんぢら尚數のごとくに磚瓦を交納むべし
一八 と 一九 イスラエルの子孫の有司等汝等その日々につくる磚瓦を減すべからずと言るを聞て災害の身におよ
一九 ぶを知り 二〇 彼らパロをはなれて出たる時モーセとアロンの對面にたてるを見たれば 二一 之にいひけるは願
二〇 くはエホバ汝等を鑒みて鞫きたまへ汝等はわれらの臭をパロの目と彼の僕の目に忌嫌はれしめ刀を彼等の
二一 手にわたして我等を殺さしめんとするなりと 二二 モーセ、エホバに返りて言ふわが主よ何て此民をあしくし
二二 たまふや何のために我をつかはしたまひしや 二三 わがパロの許に來りて汝の名をもて語りしよりして彼この
民をあしくす汝また絶てなんぢの民をすくひたまはざるなり

第六章 一エホバ、モーセに言たまひけるは今汝わがパロに爲んところの事を見るべし能ある手の加はるによりてパロ彼らをさらしめん能ある手の加はるによりてパロ彼らを逐いだすべし 二 神モーセに語りて之にいひたまひけるは我はエホバなり 三 我全能の神とはれわれ
ご我名のエホバの事は彼等しらざりき 四 我また彼らとわが契約を立

六 かれらに與ふ五我またエジプト人が奴隷となせるイスラ
エルの子孫の呻吟を聞き且我が契約を憶ひ出づ六故
にイスラエルの子孫に言へ我はエホバなり我汝らをエ
ジプト人の重負の下より擯出し其使役をまぬかれ
しめ又腕をのべ大なる罰をほどこして汝等を贖はん七我
はわがエジプト人の重擔の下より汝らを擯出したるなん
ぢらの神エホバなることを知ん八我わが手をあげて
アブラハム、イサク、ヤコブに與へんと誓ひし地に汝等を導
はエホバなり九モーセかくイスラエルの子孫に語けれ
ども彼等は心の傷ると役事の苦きとの爲にモーセ
に聽ざりき十エホバモーセに告ていひたまひけるは十一入てエジプトの王パロに語りイスラエルの子孫な
の國より去しめよ十二モーセエホバの前に申していふイスラエルの子孫既に我に聽ず我は口に割禮をうけ
ざる者なればパロいかで我にきかんや十三エホバモーセとアロンに語り彼等に命じてイスラエルの子孫とエ
ジプトの王パロの所に往しめイスラエルの子孫をエジプトの地より導きいださしめたまふ十四かれらの父の
家々の長は左のごとしイスラエルの家子ルベンの子ヘノク、パル、ヘヅロン、カルミ是等はルベンの家族な
り十五シメオンの子エムエル、ヤミン、オハデ、ヤキン、ゾハル、およびカナンの女の生しシヤウル是らはシメ
オンの家族なり十六レビの子の名はその世代にしたがひて言ば左のごとしゲルシヨン、コハテ、メラリ是なり
レビの齢の年は百三十七年なりき十七ゲルシヨンの子はその家族にしたがひて言ばリブニおよびシメイなり
十八コハテの子はアムラム、イヅハル、ヘブロン、ウジエルなり コハテの齢の年は百三十三年なりき十九メラ
リの子はマヘリおよびムシなり是等はレビの家族にしてその世代にしたがひて言る者なり二十アムラムその
伯母ヨケベデを妻にめとれり彼アロンとモーセを生むアムラムの齢の年は百三十七年なりき二一イヅハルの
子はコラ、ネペグ、ジクリなり二二ウジエルの子はミサエル、エルザパン、シテリなり二三アロン、ナシヨンの
姉アミナダブの女エリセバを妻にめとれり彼ナダブ、アビウ、エレアザル、イタマルを生む二四コラの子は
アッシル、エルカナ、アビアサフ、是等はコラ人の族なり二五アロンの子エレアザル、プテエルの女の中よ
り妻をめとれり彼ピネハスを生む是等はレビ人の父の家々の長にしてその家族に循ひて言る者なり二六エホ
バがイスラエルの子孫を其軍隊にしたがひてエジプトの地より導きいだせよといひたまひしは此アロンと
モーセなり二七彼等はイスラエルの子孫をエジプトより導きいださんとしてエジプトの王パロに語りし者に
して即ち此モーセとアロンなり二八エホバエジプトの地にてモーセに語りたまへる日に二九エホバモーセに
語りて言たまひけるは我はエホバなり汝わが汝にいふ所をことごとくエジプトの王パロに語るべし三十モーセエ
ホバの前に言けるは我は口に割禮を受さる者なればパロいかで我に聽んや

第七章

一エホバモーセに言たまひけるは視よ我汝をしてパロにおけること神のごとくならしむ汝の兄
弟アロンは汝の預言者となるべし二汝はわが汝に命ずる所をことごとく宣べし汝の兄弟アロンはパロに告る
ことを爲べし彼イスラエルの子孫をその國より出すに至らん三我パロの心を剛愎にして吾徴と奇跡をエジ
プトの國に多くせん四然ごパロ汝に聽ざるべし我すなはち吾手をエジプトに加へ大なる罰をほどこして吾
軍隊わが民イスラエルの子孫をエジプトの國より出さん五我わが手をエジプトの上に伸てイスラエルの子孫
をエジプト人の中より出す時には彼等我のエホバなることを知ん六モーセとアロン斯おこなひエホバの命じたま
へる如くに然なしぬ七そのパロと談論ける時モーセは八十歳アロンは八十三歳なりき八エホバモーセとアロ
ンに告て言たまひけるは九汝等に語りて汝ら自ら奇蹟を行へと言時には汝アロンに言べし汝杖を
とりてパロの前に擲てよと其は蛇とならん十是に於てモーセとアロンはパロの前にいたりエホバの命じたま
ひしごとくに行へり即ちアロンその杖をパロとその臣下の前に擲しに蛇となりぬ十一斯在しかばパロもま
た博士と覺術士を召よせたるにエジプトの法術士等もその秘術をもて、かくおこなへり十二即ち彼ら各人その
杖を投たれば蛇となりけるがアロンの杖かれらの杖を呑つくせり十三然るにパロの心剛愎になりて彼らに
聽ことをゼざりきエホバの言たまひし如し十四エホバモーセに言たまひしはパロは心頑にして民を去
しむることを拒むなり十五朝におよびて汝パロの許に河の邊にたちて彼を

十六 逆ふべし汝かの蛇に化し杖を手にとりて居り十六彼に言ふべしヘブル人の神エホバ我を汝につかはして言
十七 しむ吾民を去しめて曠野にて我に事ふることを得せしめよ視よ今まで汝は聽入ざりしなり十七エホバかく言
十八 ふ汝これによりて我がエホバなるを知ん視よ我わ
十九 の魚は死に河は臭くならんエジプト人は河の水を飲ことを厭ふにいたるべし十九エホバまたモーセに言たまはく汝アロンに言へ汝の杖をとりて汝の手をエ
二十 水の上に伸て血とならしめよエジプト全國に於て木石の器の中に凡て血あるにいたらん二十モーセ、アロ
ンすなはちエホバの命じたまへるごとくに爲り即ち彼パロとその臣下の前にて杖をあげて河の水を撃しに河
二一 の水みな血に變じたり二一是において河の魚死て河臭くなりエジプト人河の水を飲ことを得ざりき斯エジ
二二 プト全國に血ありき二二エジプトの法術士等もその秘術をもて斯のごとく行へりパロは心頑固にして彼
二三 等に聽ことをせざりきエホバの言たまひし如し二三パロすなはち身をめぐらしてその家に入り此事にも心を
二四 とめざりき二四エジプト人河の水を飲ことを得ざりしかば皆飲水を得んとて河のまはりを掘たりエホバ
河を撃たまひてより後七日たちぬ

第八章

一 一エホバモーセに言たまひけるは汝パロに詣りて彼に言へエホバかく言たまふ吾民を去しめて我
二 に事ふることを得せしめよ二汝もし去しむることを拒まば我蛙をもて汝の四方の境を惱さん三河に蛙む
三 らがり上りきたりて汝の家にいり汝の寢室にいり汝の身にのぼり汝の民と汝の臣下の上にのぼるべし五エホバモーセ
四 の竈におよび汝の搓鉢にいらん四蛙なんぢの身にまた汝の民と汝の臣下の上にのぼるべし五エホバモーセ
五 に言たまはく汝アロンに言へ汝杖をとりて手を流水の上に伸べ河々の上と池塘の上に伸て蛙をエジプトの
六 地に上らしめよ六アロン手をエジプトの水のうへに伸たれば蛙のぼりきたりてエジプトの地を蔽ふ七法術
七 士等もその秘術をもて斯おこなひ蛙をエジプトの地に上らしめたり八パロモーセとアロンを召て言けるはエ
八 ホバに願ひてこの蛙を我とわが民の所より取さらしめよ我この民を去しめてエホバに犧牲をさゝぐることを

九 得せしめん九モーセパロに言けるは我なんぢと汝の臣下と汝の民のために願ひて何時此蛙を汝と汝の家
十 より絶さりて河にのみ止らしむべきや我に示せさ十彼明日といひけれはモーセ言ふ汝の言のごとくに爲し
十一 汝をして我らの神エホバのごときものなきことを知しめん十一蛙汝と汝の家を離れ汝の臣下と汝の民を離
十二 れて河にのみ止るべしと十二モーセとアロンすなはちパロを離れて出でモーセそのパロに至らしめたまひし
十三 蛙のためにエホバに呼はりしに十三エホバモーセの言のごとくなしたまひて蛙家より村より田野より死亡
十四 たり十四茲にこれを攅むるに山をなし地臭くなりぬ十五然ろにパロは噓氣時あるを見てその心を頑固にし
十五 て彼等に聽ことをせざりきエホバの言たまひけるが如し十六エホバモーセに言たまひけるは汝アロンに言へ汝
十六 の杖を伸べ地の塵を打てエジプト全國に蚤さなれと彼等斯なせり即ちアロン杖をとりて手を伸
十七 べ地の塵を擊けるに蚤となりて人と畜につけりエジプト全國において地の塵みな蚤さなりぬ十八法術士等
十八 その秘術をもて斯おこなひて蚤を出さんとしたりしが能はざりき蚤ヘ人と畜に着く十九是において法術士等
十九 パロに言ふ是は神の指なりと然ろにパロの心剛愎にして彼等に聽ざりきエホバの言たまひし如し二十エホ
二十 バ、モーセに言たまへく汝朝早く起てパロの前に立て視よ彼は水に臨む汝彼に言へエホバかく言たまふ
二一 わが民を去しめて我に事ふることを得せしめよ二一汝もしわが民を去しめずば視よ我汝と汝の臣下と汝の
二二 民と汝の家とに蚋をおくらんエジプト人の家々には蚋充べし彼らの居るところの地も然らん二二その日に我
二三 わが民の居るゴセンの地を區別おきて其處に蚋あらしめじ是地の中にありて我のエホバなることを汝が知ん
二四 ためなり二三我わが民と汝の民の間に區別をたてん、明日この徴あるべし二四エホバかく爲たまひたれば蚋おほ
二五 びたゞしく出來りてパロの家にいりその臣下の家にいりエジプト全國にいたり蚋のために地害はる二五是
二六 においてパロ、モーセとアロンを召ていひけるは往て國の中にて汝らの神に犧牲を獻げよ二六モーセ
二七 言ふ然するハ宜からず我等ハエジプト人の崇拜む者を犧牲さしてわれらの神エホバに獻ぐべければなり我等
もしエジプト人の崇拜む者をその目の前にて犧牲に獻げなば彼等石にて我等を擊ざらんや二七我等は三日路

二八 ほど曠野にいりて我らの神エホバに犧牲を献げその命じたまひしごとくせんとす 二八パロ言けるは我汝ら
を去しめて汝らの神エホバに曠野にて犧牲を献ぐることを得せしめん但餘に遠くは行へからず我ために祈
二九 れよ 二九 モーセ言けるは視よ我汝をはなれて出づ我エホバに祈ん明日蚋パロとその臣下とその民を離れん
三〇 第パロ再び偽をおこなひ民を去しめてエホバに犧牲をさゝぐるを得せしめざるが如きことを爲されゝ 三〇
三一 かくてモーセ、パロをはなれて出でエホバに祈りたれば 三一 エホバ、モーセの言のごとく爲したまへり即ち
三二 その蚋をパロとその臣下とその民よりはなれしめたまふ一ものこらざりき 三二 然るにパロ此時にもまたそ
の心を頑固にして民を去しめざりき

第九章 一爰にエホバモーセにいひたまひけるはパロの所にいりてかれに告よヘブル人の神エホバ斯いひ
二 たまふ吾民を去しめて我につかふることをえせしめよ 二汝もし彼等をさらしむることを拒みて尚かれらを拘
三 留へなば 三 エホバの手野にをる汝の家畜馬、驢馬、駱駝、牛および羊に加はらん即ち甚だ悪き疾あるべし 四
四 エホバイスラエルの家畜とエジプトの家畜とを別ちたまへんイスラエルの子孫に屬する者は死る者あらざる
五 べしと 五 エホバまた期をさだめて言たまふ明日エホバこの事を國になさんと 六明日エホバこの事をなしたま
六 ひけれバエジプトの家畜みな死り然どイスラエルの子孫の家畜へ一も死ざりき 七パロ人をつかはして見さし
七 めたるにイスラエルの家畜は一頭だにも死ざりき然どもパロは心剛愎にして民をさらしめざりき 八またエ
八 ホバモーセとアロンにいひたまひけるは汝等竈爐の灰を一握とれ而してモーセパロの目の前にて天にむか
九 ひて之をまきちらすべし 九其灰エジプト全國の人と畜獣につき膿をもちてエジプト全國に塵となりて
一〇 腫るゝ腫物とならんと 一〇彼等すなはち竈爐の灰をとりてパロの前に立ちモーセ天にむかひて之をまきちらし
一一 腫るゝ腫物とならんと 一〇彼等すなはち竈爐の灰をとりてパロの前に立ちモーセ天にむかひて之をまきちらし
一二 ければ人と獣畜につき膿をもちて腫るゝ腫物とあれり 一一法術士等はその腫物のためにモーセの前に立つ
一三 ことを得ざりき腫物は法術士等よりしてすべてエジプト人にまで生じたり 一二然どエホバパロの心を剛愎
一四 にしたまひたれば彼らに聽ざりきエホバのモーセに言給ひし如し 一三爰にエホバモーセにいひたまひけるは

一四 朝早くおきてパロの前にたちて彼に言へヘブル人の神エホバ斯いひたまふ吾民を去しめて我に事ふるをは
一五 せしめよ 一四我此度わが諸の災害を汝の心となんぢの臣下およびなんぢの民に降し全地に我ごとき者
一六 なきことを汝に知しめん 一五我もしわが手を伸べ疫病をもて汝となんぢの民を擊たらば汝は地より絶れし
一七 ならん 一六抑わが汝をたてたるは即ちなんぢをしてわが權能を見さしめわが名を全地に傳へんためなり
一八 十七汝なほ吾民の前に立ふさがりて之をさらしめざるや 一八視よ明日の今頃我はなはだ大なる雹を降すべ
一九 し是はエジプトの開國より今までに嘗てあらざりし者なり 一九然ば人をやりて汝の家畜および凡て汝が野に
二〇 有る物を集めよ人も獣畜も凡て野にありて家に歸らざる者は雹その上にふりくだりて死るにいたらん 二〇パ
二一 ロの臣下の中エホバの言を畏る者はその僕と家畜を家に逃いらしめしが 二一エホバの言を心にとめざ
二二 る者はその僕と家畜を野に置り 二二エホバモーセにいひたまひけるは汝の手を天に舒てエジプト全國に雹
二三 あらしめエジプトの國中の人と獣畜と田圃の諸の蔬にふりくだらしめよと 二三モーセ天にむかひて杖を舒た
二四 ればエホバ雷と雹を遣りたまふ又火いで〻地に馳すエホバ雹をエジプトの地に降せたまふ 二四斯雹ふり又
二五 火の塊雹に雑りて降る甚だ厲しエジプト全國には其國を成てよりこのかた未だ斯る者あらざりしなり
二六 二五雹エジプト全國に於て人と獣畜とをいはず凡て田圃にをる者を擊り雹また田圃の諸の蔬を擊ち野の
二七 諸の樹を折り 二六唯イスラエルの子孫のをるゴセンの地には雹あらざりき 二七是に於てパロ人をつかはし
二八 てモーセとアロンを召てこれに言けるは我此度罪をおかしたりエホバは義くわれと我民は惡し 二八エホバ
二九 に願ひてこの神鳴と雹を最早これにて足しめよ我汝等を去しめん汝等今は留るにおよばず 二九モーセ
三〇 かれにいひけるは我邑より出て我手をエホバに舒ひろげん然ば雷やみて雹かされてあらざるべし斯して地
三一 はエホバの所屬なるを汝にしらしめん 三〇然ど我しるに汝となんぢの臣下等はなほエホバ神を畏れざるならん
三二 と 三一偖麻と大麥は擊れたり大麥は穗いで麻は花さきぬたればなり 三二然ど小麥と裸麥は未だ長ざりしに
三三 より擊れざりき 三三モーセパロをはなれて邑より出でエホバにむかひて手をのべひろげたれば雷と雹や

みて雨地にふらすなりぬ 三四 然ろにパロ雨と雹と雷鳴のやみたるを見て復も罪を犯し其心を剛硬にす彼も
その臣下も然り 三五 即ちパロは心剛愎にしてイスラエルの子孫を去しめざりきエホバのモーセによりて言
たまひしごとし

第十章

一 爰にエホバ、モーセにいひたまひけるはパロの所に入れ我かれの心とその臣下の心を剛硬にせり是
二 はわが此等の徴を彼等の中に示さんため 又なんぢをしてわが此等の徴をなんぢの子と子の子の耳に語らしめんためなり斯して汝等わがエホバなるを知べし 三 モーセとアロン、パロの所にいりて彼にいひけるはヘブル人の神エホバかく言たまふ何時まで汝
四 は我に降ることを拒むや我民をさらしめて我に事ふることをえせしめよ 四 汝もしわが民を去しむることを
五 拒まば明日我蝗をなんぢの境に入しめん 五 蝗地の面を蔽ひて人地を見るあたはざるべし蝗かの免れてな
六 んぢに遺れる者すなはち雹に打のこされたる者を食ひ野に汝らのために生る諸の樹をくらはん 六 又なんぢ
の家となんぢの臣下の家やおよび凡のエジプト人の家に満べし是はなんぢの父なんぢの父が世にいで
七 しより今日にいたるまで未だ嘗て見ざるものなりと斯て彼身をめぐらしてパロの所よりいでたり 七 時にパロ
の臣下パロにいひけるは何時まで此人われらの羂となるや人々をさらしめてその神エホバに事ふることを
九 せしめよ汝なほエジプトの滅ぶるを知ざるやと 八 是をもてモーセとアロンふたゝび召れてパロの許にいたる
にパロかれらにいふ往てなんぢの神エホバに事へよ但し往く者は誰と誰なるや 九 モーセいひけるは我等は幼
者をも老者をも子息をも息女をも携へて往き羊をも牛をもたづさへて往くべし其は我らエホバの祭禮を
十 なさんとすればなり 十 パロかれらにいひけるは我汝等となんぢらの子等を去しむる時ハエホバなんぢらと
偕に在れ愼めよ惡き事なんぢらの面のまへにあり 十一 そは宜からず汝ら男子のみ往てエホバに事よ是なんぢ
十一 らが求むるところなりと彼等つひにパロの前より逐いだされり 十二 爰にエホバ、モーセにいひたまひけるは汝
の手をエジプトの地のうへに舒て蝗をエジプトの國にのぞませて彼の雹が打殘したる地の諸の蔬を悉く食

十三 しめよ 十三 モーセすなはちエジプトの地の上にその杖をのべけれバエホバ東風をおこしてその一日一夜地
十四 にふかしめたまひしが東風朝におよびて蝗を吹きたりて 十四 蝗エジプト全國にのぞみエジプトの四
十五 方の境に居て害をなすこと太甚し是より先には斯のごとき蝗なかりし是より後にもあらざるべし 十五 蝗全
國の上を蔽ひければ國暗くなりぬ而して蝗地の諸の蔬および雹の打殘せし樹の菓を食ひたれバエジプト全
十六 國に於て樹にも田圃の蔬にも青き者とてはのこらざりき 十六 是をもてパロ急ぎモーセとアロンを召て言ふ我
十七 なんぢらの神エホバと汝等とにむかひて罪をおかせり 十七 然バ請ふ今一次のみ吾罪を宥してなんぢらの神
エホバに願ひ唯此死を我より取はなさしめよと 十八 彼すなはちパロの所より出てエホバにれがひければ 十九
エホバはなはだ強き西風を吹めぐらせて蝗を吹はらはしめ之を紅海に驅いれたまひてエジプトの四方の境に
二十 蝗ひとつも遺らざるにいたれり 二十 然れどもエホバ、パロの心を剛愎にしたまひければイスラエルの子孫を
二一 さらしめざりき 二一 エホバ、またモーセにいひたまひけるは天にむかひて汝の手を舒べエジプトの國に黒暗を
二二 起すべし其黒暗は摸るべきなりと 二二 モーセすなはち天にむかひて手を舒ければ稠密黒暗三日のあひだエジ
二三 プト全國にありて 二三 三日の間は人々たがひに相見るあたはず又おのれの處より起ものなかりき然ごイスラ
二四 エルの子孫の居處には皆光ありき 二四 是に於てパロモーセを呼ていひけるは汝等ゆきてエホバに事よ唯なん
二五 ぢらの羊と牛を留めおくべし汝らの子女も亦なんぢらと偕に往べし 二五 モーセいひけるは汝また我等の神
二六 エホバに献ぐべき犠牲と燔祭の物をも我儕に與ふべきなり 二六 われらの家畜もわれらと偕に往べし一蹄
も後にのこすべからず其は我等その中を取てわれらの神エホバに事べきが故なりまたわれら彼處にいたるま
二七 では何をもてエホバに事ふべきかを知ざればなりと 二七 然れどもエホバパロの心を剛愎にしたまひたれバパ
二八 ロかれらをさらしむることを肯ぜざりき 二八 すなはちパロモーセに言ふ我をはなれて去よ自ら愼め重てわ
二九 が面を見るなかれ汝わが面を見る日には死べし 二九 モーセいひけるは汝の言ふところは善し我重て復なん
ぢの面を見ざるべし

第十一章

一 エホバモーセにいひたまひけるは我今一箇の災をパロおよびエジプトに降さん然後かれ汝
二 等を此處より去しむべし彼なんぢらを全く去しむるには必ず汝らを此より逐はらはん二 然ば汝民の耳に
三 かたり男女をしておの〳〵その隣𠀋に銀の飾品、金の飾具を乞しめよと三 エホバつひに民をしてエジ
四 プト人の恩を蒙らしめたまふ又その人モーセはエジプトの國にてパロの臣下の目と民の目に甚だ大なる者と
五 と見えたり四 モーセいひけるはエホバかく言たまふ夜半頃われ出てエジプトの國の
六 中の長子たる者は位に坐するパロの長子より磨の後にをる婢の長子まで悉く死べし又獸畜の首出もしかり
七 六 而してエジプト全國に大なる號哭あるべし是まで是のごとき事はあらずまた再び斯ることあるべし七
八 然ごイスラエルの子孫にむかひては犬もその舌をうごかさじ人にむかひても獸畜にむかひても然り汝等これ
九 によりてエホバがエジプト人とイスラエルのあひだに區別をなしたまふを知べし八 汝の此臣等みなわが許に下り來てわれを拜し汝とその民みな出よと言ん然る後われ出べしと烈しく怒りてパロの所より
十 出たり九 エホバモーセにいひたまひけるはパロ汝に聽ざるべし是をもて吾がエジプトの國に奇蹟をおこな
十一 ふこと增べし十 モーセとアロンこの諸の奇蹟をことごとくパロの前に行ひたれどもエホバパロの心を剛愎
にしたまひければ彼イスラエルの子孫をその國より去しめざりき

十二 一 エホバエジプトの國にてモーセとアロンに告ていひたまひけるは二 此月を汝らの月の首となせ
十三 汝ら是を年の正月となすべし三 汝等イスラエルの全會衆に告て言べし此月の十日に家の父たる者おの〳〵羔羊を取べし即ち家ごとに一箇の羔羊を取べし四 もし家族少くして其羔羊を盡すことあたはずば
十四 その家の隣なる人さゝもに人の數にしたがひて之を取べし各人の食ふ所にしたがひて汝等羔羊を計るべし
十五 五 汝らの羔羊は疵なき當歲の牡なるべし汝等綿羊あるひは山羊の中より之を取べし六 而して此月の十四日
まで之を守りおきイスラエルの會衆みな薄暮に之を屠りじ七 その血をとりて其之を食ふ家の門口の兩旁の橫
十六 と鴨居に塗べし八 而して此夜その肉を火に炙て食ひ又酵いれぬパンに苦菜をそへて食ふべし九 其を生にても
十七 水に煮ても食ふなかれ火に炙べし其頭と脛と臟腑とを皆くらへ十 其を明朝まで殘しおくなかれ其明朝まで
十八 殘れる者は火にて燒つくすべし十一 なんぢら斯之を食ふべし即ち腰をひきからげ足に鞋を穿き手に杖をとり
十九 て急て之を食ふべし是エホバの逾越節なり十二 是夜われエジプトの國を巡りて人と畜との諸の初子を擊殺し又エジプトの諸の神に罰をかうむらせん我はエホバなり十三 その血なんぢらが居るところの家にありて汝等のために記號とならん我血を見る時なんぢらを逾越すべし又わがエジプトを擊つ時災なんぢらに降りて滅ぼすことなかるべし十四 汝ら是日を記念えてエホバの節期となし
二十 世々これを祝ふべし汝等之を常例となして祝ふべし十五 七日の間酵いれぬパンを食ふべしその首の日
二十一 にパン酵を汝らの家より除け凡て首の日より七日までに酵入たるパンを食ふ人はイスラエルより絕るべきなり十六 且首の日に聖會をひらくべし又七日に聖會をひらくべし此二日には何の業をもなすべからず只各人の食ふ者のみ汝等作ることを得べし十七 汝ら酵いれぬパンの節期を守るべし其は此日
二十二 に我なんぢらの軍隊をエジプトの國より導きいだせばなり故に汝ら常例となして世々是日をまもるべし十八
二十三 正月に於てその月の十四日の晚より同月の二十一日の晚まで汝ら酵いれぬパンを食へ十九 七日の間な
二十四 んぢらの家にパン酵をおくべからず凡て酵いれたる物を食ふ人は其異邦人たると本國に生れし者たるとを
二十五 問ず皆イスラエルの聖會より絕るべし二十 汝ら酵いれたる者は何をも食ふべからず凡て汝らの居處に於て
二十六 は酵いれぬパンを食ふべし二一 是に於てモーセ、イスラエルの長老を盡くまねきて之にいふ汝等その家族
二十七 に循ひて一頭の羔羊を撿み取り之を屠りて逾越節のために備へよ二二 又牛膝草一束を取て盆の血に濡し盆の
二十八 血を門口の鴨居および二旁の柱にそゝぐべし明朝にいたるまで汝等一人も家の戶をいづるなかれ二三 其はエ
ホバエジプトを擊に巡りたまふ時鴨居の兩旁の柱の血のあるを見ばエホバ其門を逾越し殺滅者をして汝等
二十九 の家に入て擊ざらしめたまふべければなり二四 汝ら是事を例となして汝となんぢの子孫永くこれを守るべし
三十 二五 汝等エホバがその言たまひしごとくになんぢらに與へたまはんところの地に至る時はこの禮式をまも

二六 るべし 二六 若なんぢらの子女この禮式は何の意なるやと汝らに問ば 二七 汝ら言ふべし是はエホバの
二七 逾越節の祭祀なりエホバ エジプト人を擊たまひし時エジプトにをるイスラエルの子孫の家を逾越てわれら
二八 の家を救ひたまへりと民すなはち鞠て拜せり 二八 イスラエルの子孫去てエホバのモーセとアロンに命じ
二九 たまひしごとくなし斯おこなへり 二九 爰にエホバ夜半にエジプトの國の中の長子たる者を位に坐するパロ
三十 の長子より牢獄にある俘虜の長子まで盡く擊たまふ亦家畜の首生もしかり 三十 斯有しかばパロとその諸
三一 の臣下およびエジプト人みな夜の中に起あがりエジプトに大なる號哭ありき死人あらざる家なかりければ
三二 なり 三一 パロすなはち夜の中にモーセとアロンを召ていひけるは汝らとイスラエルの子孫起てわが民の中
三三 より出さり汝らがいへる如くに往てエホバに事へよ 三二 亦なんぢらが言ごとく汝らの羊と牛をひきて去れ、
三四 汝らまた我を祝せよと 三三 是において エジプト人我等みな死ると言て民を催逼て速かに國を去しめんとせし
三五 かば 三四 民捏粉の未だ酵いれざるを執り捏盤を衣服に包みて肩に負ふ 三五 而してイスラエルの子孫モーセ
三六 の言のごとく爲しエジプト人に銀の飾物、金の飾物および衣服を乞たるに 三六 エホバ エジプト人をして民を
三七 めぐましめ彼等にこれを與へしめたまふ斯かれらエジプト人の物を取り 三七 斯てイスラエルの子孫ラメセ
三八 スよりスコテに進みしが子女の外に徒にて歩める男六十萬人ありき 三八 又衆多の寄集人および羊、牛等
三九 ばなはだ多の家畜彼等とともに上れり 三九 爰に彼等エジプトより携へいでたる捏粉をもて酵いれぬパンを焼
四十 り未だ酵をいれざりければなり是かれらエジプトより逐いだされて濡滯るを得ざりしに由り又何の餱糧をも
四一 備へざりしに因る 四十 偖イスラエルの子孫のエジプトに住居しその住居の間は四百二十年なりき 四一 四百三
四二 十年の終にいたり即ち其日にエホバの軍隊みなエジプトの國より出たり 四二 是はエホバが彼等をエジプトの
四三 國より導きいだしたまひし事のためにエホバの前に守るべき夜なり是はエホバの夜にしてイスラエルの子孫
四四 が皆世々まもるべき者なり 四三 エホバ、モーセとアロンに言たまひけるは逾越節の例は是のごとし異邦人に
四五 は これを食ふべからず 四四 但し各人の金にて買たる僕は割禮を施して然る後是を食しむべし 四五 外國の客お

四六 よび傭人は之を食ふべからず 四六 一の家にて食べし其肉を少も家の外に持いづるなかれ又其骨
四七 を折べからず 四七 イスラエルの會衆みな之を守るべし 四八 異邦人なんぢらとともに寄居てエホバの逾越
四八 節を守らんとせば其男悉く割禮を受て然る後に近りて守るべし即ち彼は國に生れたる者のごとくなるべ
四九 し割禮をうけざる人はこれを食ふべからざるなり 四九 國に生れたる者にもまた汝らの中に寄居る異邦人に
五十 も此法は同一なり 五十 イスラエルの子孫みな斯おこなひエホバのモーセとアロンに命じたまひしごとく
五一 爲たり 五一 その同じ日にエホバ、イスラエルの子孫をその軍隊にしたがいてエジプトの國より導きいだした
まへり

第十三章

一 爰にエホバ、モーセに告ていひたまひけるは 二 人と畜とを論ず凡てイスラエルの子孫の中の始
二 て生れたる首生をば皆聖別て我に歸せしむべし是わが所屬なればなり 三 モーセ民にいひけるは汝等エジプト
三 を出で奴隷たる家を出るこの日を誌えよエホバ能ある手をもて汝等を此より導きいだしたまへばなり酵い
四 れたるパンを食ふべからず 四 アビブの月の此日なんぢら出づ 五 エホバ 汝を導きてカナン人、ヘテ人、アモ
五 リ人、ヒビ人、エブス人の地すなはちその汝にあたへんと 汝の先祖たちに誓ひたまひし 彼乳と蜜の流るる地
六 に至らしめたまはん時なんぢ此月に是禮式を守るべし 六 七日の間なんぢ酵いれぬパンを食ひ第七日にエホ
七 バの節筵をなすべし 七 酵いれぬパンを七日くらふべし酵いれたるパンを汝の所におくなかれ又汝の境の
八 中にて汝の許にパン酵をおくなかれ 八 汝その日に汝の子に示して言べし是は吾がエジプトより出る時にエホ
九 バの我に爲したまひし事のためなり 九 斯是をなんぢの手におきて記號となし汝の目の間におきて記號とな
十 してエホバの法律を汝の口に在しむべし其はエホバ能ある手をもて汝をエジプトより導きいだしたまへば
十一 なり 十 是故に年々その期にいたりてこの例をまもるべし 十一 エホバ 汝をなんぢの先祖等に誓ひたまひしごと
十二 く汝をカナン人の地にみちびきて之を汝に與へたまはば 十二 凡て始て生れたる者および汝の有る畜
十三 の初生を悉く分ちてエホバに歸せしむべし男牡はエホバの所屬なるべし 十三 又驢馬の初子は皆羔羊をも

十四 で贖ふべしもし贖はずばその頭を折るべし汝の子等の中の長子なる人はみな贖ふべし十四後に汝の子汝に問
十五 て是は何なると言ばこれに言べしエホバ能ある手をもて我等をエジプトより出し奴隷たりし家より出したり
まへり十五當時パロ剛愎にして我等を去しめざりしかばエホバ、エジプトの國の中の長子たる者を人の長子
十六 より畜の初生まで盡く殺したまへり是故に始めて生れし牡を盡くエホバに犧牲に献ぐ但しわが子等の中
の長子は之を贖ふなり十六是をなんぢの手におきて號となし汝の目の間におきて誌となすべしエホバ能あ
十七 る手をもて我等をエジプトより導きいだしたまひたればなりと十七偖パロ民をさらしめし時ペリシテ人の地
は近かりけれども神彼等をみちびきて其地を通りたまはざりき其は民戰爭を見ば悔てエジプトに歸るならん
十八 と神おもひたまひたればなり十八神紅海の曠野の道より民を導きたまふイスラエルの子孫行伍をたてエ
十九 ジプトの國より出づ十九其時モーセはヨセフの骨を携ふ是はヨセフ神かならず汝らを眷みたまふべければ汝
二十 らわが骨を此より携へ出づべしさいひてイスラエルの子孫を固く誓せたればなり二十斯てかれらスコテより
二一 進みて曠野の端なるエタムに舂張す二一エホバかれらの前に往たまひ晝は雲の柱をもてかれらを導き夜は火
二二 の柱をもて彼らを照して晝夜往すましめたまふ二二民の前に晝の雲の柱は除きたまはず夜は火の柱をの
できたまはず

第十四章 一茲にエホバ、モーセに告ていひたまひけるは二イスラエルの子孫に言て轉回てミグドルと海の
三 間なるピハヒロテの前にあたりてバアルセポンの前に舂を張しめよ其にむかひて海の傍に舂を張るべし三
四 パロ、イスラエルの子孫の事をかたりて彼等はその地に迷ひをりて曠野に閉こめられたるならんさいふべけ
五 ればなり四我パロの心を剛愎にすべければパロ彼等の後を追はん我パロとその凡の軍勢に由て譽を得エジプ
六 ト人をして吾エホバなるを知しめんと彼等すなはち斯なせり五茲に民の逃さりたることエジプト王に聞えけ
七 ればパロとその臣下等民の事につきて心を變じて言ふ我等何て斯イスラエルを去しめて我に事ざらしむるが
ごとき事をなしたるやと六パロすなはちその車を備へ民を將て己にしたがはしめ七選抜の戰車六百輛に

八 エジプトの諸の戰車およびその諸の軍長等を率ゐたり八エホバ、エジプト王パロの心を剛愎にしたまひ
九 たれば彼イスラエルの子孫の後を追ふイスラエルの子孫は高らかなる手によりて出しなり九エジプト人等パ
ロの馬、車およびその騎兵と軍勢彼等の後を追てそのバアルセポンの前なるピハヒロテの邊にて海の傍に
十 舂を張るに追つけり十パロの近よりし時イスラエルの子孫目をあげて視しにエジプト人己の後に進みきた
十一 りしかば痛く懼れたり是に於てイスラエルの子孫エホバに呼號り十一且モーセに言けるはエジプトに墓のあ
らざるがために汝われらをたづさへいだして曠野に死しむるや何故に汝われらをエジプトより導きいだして
十二 斯われらに爲や十二我等がエジプトにて汝に告て我等を棄おき我らをもてエジプト人に事しめよと言し言へ
十三 是ならずや其は曠野にて死るよりもエジプト人に事るは善ればなり十三モーセ民にいひけるは汝ら懼るるな
かれ立てエホバが今日汝等のために爲たまはんところの救を見よ汝らが今日見たるエジプト人をば汝らかる
十四 れて復これを見ること絶てなかるべきなり十四エホバ汝等のために戰ひたまはん汝等は靜りて居るべし十五
十五 時にエホバ、モーセにいひたまひけるは汝なんぞ我に呼はるやイスラエルの子孫に言て進みゆかしめよ十六
十六 汝杖を擧げ手を海の上に伸て之を分ちイスラエルの子孫をもて海の中の乾ける所を往しめよ十七我エジプ
十七 ト人の心を剛愎にすべければ彼等その後に入るべし我かくしてパロとその諸の軍勢およびその戰
車と騎兵に因て榮譽を得ん十八我がパロとその戰車と騎兵に因て榮譽を得ん時エジプト人は我のエ
十八 ホバなるを知ん十九爰にイスラエルの陣營とイスラエル人の陣營の間に至りけるが彼がためには雲となり暗さ
十九 はなれて後に立ち二十エジプト人の陣營の前に行る神の使者移りてその後に行けり即ち雲の柱その前面を
二十 なり是がためには夜を照せり是をもて彼こと夜の中に相近づかざりき二一モーセ手を海の上に伸ければエ
二一 ホバ終夜強き東風をもて海を退かしめ海を陸地となしたまひて水遂に分れたり二二イスラエルの子孫
二二 海の中の乾ける所を行くに水は彼等の右左に墻となれり二三エジプト人等パロの馬、車、騎兵みなその後に
二三 ふたがひて海の中に入る二四曉にエホバ火と雲との柱の中よりエジプト人の軍勢を望みエジプト人の軍勢

二五 を惱まし二五其車の輪を脱して行に重くなら玉めたまひければエジプト人言ふ我等イスラエルを離れて逃
二六 ん其はエホバかれらのためにエジプト人と戰へばなりと二六時にエホバモーセに言たまひけるは汝の手を海
二七 の上に伸て水をエジプト人とその戰車と騎兵の上に流れ反らしめよと二七モーセすなはち手を海の上に
二八 伸けるに夜明におよびて海本の勢力にかへりたればエジプト人之に逆ひて逃たりしがエホバエジプト人を海
二九 の中に擲ちたまへり二八即ち水流反りて戰車と騎兵を覆ひイスラエルの後にまたがひて海にいりしパロ
三〇 の軍勢を悉く覆へり一人も遺れる者あらざりき二九然ごイスラエルを乾ける所を歩みしが
三一 水はその右左に墻となれり三〇斯エホバこの日イスラエルをエジプト人の手より救ひたまへりイスラエル
三二 はエジプト人が海邊に死をるを見たり三一イスラエルまたエホバがエジプト人に爲たまひし大なる事を見た
三三 り是に於て民エホバを畏れエホバとその僕モーセを信じたり

第十五章一是に於てモーセおよびイスラエルの子孫この歌をエホバに謌ふ云く我エホバを歌ひ頌ん彼は高
二 らかに高くいますなり彼は馬とその乘者を海になげうちたまへり二わが力わが歌はエホバなり彼はわが救拯
三 となりたまへり彼はわが神なり我これを崇めん三エホバは軍人にしてその名はエホバなり四彼パロの戰車とその軍勢を海に投すてたまふパロの勝れたる軍長等は紅海に沈めり
四 五大水かれらを淹ひて彼等石のごとくに淵の底に下る六エホバよ汝の右の手は力をもて榮光をあらはすエホ
五 六 バよ汝の右の手は敵を砕く七汝の大なる榮光をもて汝はその起ち逆ふ者を滅したまふ汝怒を發すれ
六 七 ば彼等は藁のごとくに焚つくさる八汝の鼻の息によりて水積かさなり浪堅く立て岸のごとくに成り大水海
七 八 の中に凝る九敵は言ふ我追て追つき掠取物を分たん我かれらに因てわが心を飽まめん我劍を拔んわが手
八 九 かれらを亡さんと十汝氣を吹たまへば海かれらを蔽ひて彼等は猛烈き水に鉛のごとくに沈めり十一エホバよ
九 十 神の中に誰か汝に如ものあらん誰か汝のごとく聖にして榮あり讃べくして威ありて奇事を行なふ者あらんや
十 十一 十二汝その右の手を伸たまへば地かれらをぶむ十三汝はその贖ひし民を恩惠をもて導き汝の力をもて彼等

十四 を汝の聖き居所に引たまふ十四國々の民聞て慄へペリシテに住む者畏懼を懷く十五エドムの君等駭きモア
十五 ブの剛者戰慄くカナンに住る者みな消うせん十六畏懼と戰慄かれらに及ぶ汝の臂の大なるがために彼らは
十六 石のごとくに默然たりエホバよ汝の民の通り過るまで汝の買たまひし民の通過るまで然るべし十七汝民
十七 を導きてこれを汝の產業の山に植たまはんエホバよ是すなはち汝の居所となせんとて汝の設けたまひし者なり
十八 主よ是汝の手の建たる聖所なり十八エホバは世々限なく王たるべし十九斯パロの馬その車および騎
十九 兵ともに海にいりしにエホバ海の水を彼等の上に流れ還らしめたまひしがイスラエルの子孫は海の中にあ
二十 りて旱地を通れり二十時にアロンの姉なる預言者ミリアム鼓を手にとるに婦等みな彼にしたがひて出
二一 で鼓をとり且踊る二一ミリアムすなはち彼等に和へて言ふ汝等エホバを歌ひ頌よ彼は高らかに高くいます
二二 あり彼は馬とその乘者を海に擲ちたまへりと二二斯てモーセ紅海よりイスラエルを導きてシユルの曠野に
二三 いり曠野に三日歩みたりしが水を得ざりき二三彼ら遂にメラにいたりしがメラの水苦くして飲ことを得ざり
二四 き是をもて其名はメラ(苦)と呼る二四是に於て民モーセにむかひて呟き我等何を飲んかと言ければ二五モー
二五 セエホバに呼はりしにエホバこれに一本の木を示したまひたれば則ちこれを水に投いれしに水甘くなれり彼
二六 處にてエホバ民のために法度と法律をたてたまひ彼處にてこれを試みて二六言たまはく汝もし善く汝の神エ
二七 ホバの聲に聽したがひエホバの目に善と見ることを爲しその誡命に耳を傾けその諸の法度を守ば我わがエジ
プト人に加へしところのその疾病を一も汝に加へざるべし其は我はエホバにして汝を醫す者なればなりと
二七 斯て彼等エリムに至れり其處に水の井十二棕櫚七十本あり彼處にて彼等水の傍に幕張す

第十六章一斯てエリムを出たちてイスラエルの子孫の會衆そのエジプトの地を出しより二個月の十五
二 日に皆エリムとシナイの間なるシンの曠野にいたりけるが二其曠野においてイスラエルの全會衆モーセ
三 とアロンに向ひて呟けり三即ちイスラエルの子孫かれらに言けるは我等エジプトの地に於て肉の鍋の側に坐
り飽までにパンを食ひし時にエホバの手によりて死たらば善りし者を汝等はこの曠野に我等を導きいだして

四 この全會を飢に死しめんとするなり 四 時にエホバ、モーセに言たまひけるは視よ我パンを汝らのために天より降さん民いで其日用の分を毎日斂むべし斯して我かれらが吾の法律にしたがふや否を試みん 五 第六日に
五 は彼等その取いれたる者を調理ふべし其は日々に斂る者の二倍なるべし 六 モーセとアロンイスラエルの全の
六 子孫に言けるは夕にいたらば汝等はエホバが汝らをエジプトの地より導きいだしたまひしなるを知にいたら
七 又朝にいたらば汝等エホバの榮光を見んヱはエホバなんぢらがエホバに向ひて呟くを聞たまへばなり
七 我等を誰となして汝等は我等にむかひて呟くや 八 モーセまた言けるはエホバ夕には汝等に肉を與へて食はし
八 しめ朝にはパンをあたへて飽しめたまはん其はエホバ己にむかひて汝等が呟くところの怨言を聞給へばなり
九 我等を誰と爲や汝等の怨言は我等にむかひてするに非ずエホバにむかひてするなり 九 モーセアロンに言けり
九 ろはイスラエルの子孫の全會衆に言へ汝等エホバの前に近よれエホバなんぢらの怨言を聞給へりと 十 アロ
十 ンすなはちイスラエルの子孫の全會衆に語しかば彼等曠野を望むにエホバの榮光雲の中に顯はる 十一 エホ
十一 バモーセに告て言たまひけるは 十二 我イスラエルの子孫の怨言を聞り彼等に告て言へ汝等夕には肉を食
十二 ひ朝にはパンに飽べし而して我のエホバにして汝等の神なることを知にいたらん と 十三 即ち夕にはよびて
十三 鶉きたりて營を覆ふ又朝にはよびて露營の四圍におきしが 十四 そのおける露乾くにあたりて曠野の表に霜
十四 のごとき小き圓き者地にあり 十五 イスラエルの子孫これを見て此は何ぞやと互に言ふ其はその何たるを知ざ
十五 ればなりモーセかれらに言けるは是はエホバが汝等の食にあたへたまふパンなり 十六 エホバの命じたまふ
十六 ところの事は是なり即ち各その食ふところに循ひて之を斂め汝等の人數にしたがひて一人に一オメルを取れ
十七 各人その天幕になる者等のためにこれを取べし 十七 イスラエルの子孫かくなせしに其斂るところに多きさ
十八 少きさありしが 十八 オメルをもてこれを量るに多く斂し者にも餘ることころ無く少く斂し者にも足ぬこところ
十九 ろ無りき皆その食ふところに循ひてこれを斂めたり 十九 モーセ彼等に誰も朝までこれを殘しおく可らずと言
二十 り 二十 然ろに彼等モーセに聽したがはずして或者はこれを朝まで殘したりしが蟲たかりて臭なりぬモーセこ

二一 れを怒る 二一 人々各その食ふところに循ひて毎朝に之を斂めしが日熱なれば消ゆ 二二 第六日にいたりて
二二 人々各二倍のパンを斂めたり即ち一人に二オメルを斂むるに會衆の長皆きたりて之をモーセに告ぐ 二三 モ
二三 ーセかれらに言ふエホバの言たまふところ是のごとし明日は全き休息なり今日汝等の烤んとする者を烤き煮んとする者を煮よ其殘れる者は皆明朝まで藏めおきしが 二四 モーセの命じたまふごとくに翌朝まで藏めおきしが臭くなることも無く又蟲もその中に生ぜざりき 二五 モーセ言ふ汝等今日其を食へ今日はエホバの安息日なれば今日は汝等これを野に獲ざるべし 二六 六日の間汝等これを斂むべし第七日は安息日なればその日には有ざるべし 二七 然るに民の中に七日に出て斂めんとせし者ありしが得ところ無けき 二八 是においてエホバモーセに言たまひけるは何時まで汝等は吾が誡命とわが律法をまもることをせざるや 二九 汝等視よエホバなんぢらに安息日を賜へり故に第六日に二日の食物を汝等にあたへたまふなり汝等おのく其處に休みをれ第七日にはその處より出る者あるべからず 三十 是民第七日に休息り 三一 イスラエルの家その物の名をマナと稱り是は莞の實のごとくにして白く其味は蜜をいれたる菓子のごとし 三二 モーセ言ふエホバの命じたまふところ是のごとし是を一オメル盛て汝等の代々の子孫のためにたくはへおくべし是はわが汝等をエジプトの地より導きいだせし時に曠野にて汝等を養ひしところのパンを之に見さしめんためなり 三三 而してモーセアロンに言けるは壺を取てその中にマナ一オメルを盛てこれをエホバの前におき汝等の代々の子孫のためにたくはふべし 三四 エホバのモーセに命じたまひし如くにアロンこれを律法の前におきおきてたくはふ 三五 イスラエルの子孫は人の住る地に至るまで四十年が間マナを食へり即ちカナンの地の境にいたるまでマナを食べり 三六 オメルはエパの十分の一なり

第十七章

一 イスラエルの子孫の會衆エホバの命にふたがひて曠野を立出で旅路をかされてレピ
二 チムに幕張せしが民の飲む水あらざりき 二 是をもて民モーセと爭ひて言ふ我等に水をあたへて飲しめよモー
三 セかれらに言けるは汝等何ぞ我と爭ふや何ぞエホバを試むるや 三 彼處にて民水に渇き民モーセにむかひ

て咳き言ふ汝なぜて我等をエジプトより導きいだして我等
四 するや四是に於てモーセ、エホバに呼はりて言ふ我この民に何をなすべきや彼等は殆ど我を石にて撃んとす
五 ろなり五エホバ、モーセに言たまひけるは汝民の前に進み民の中の或長老等を伴ひ汝が河を撃し杖
六 を手に執て往よ六視よ我そこにて汝の前にあたりてホレブの磐の上に立ん汝磐を撃べし然せば其より水出
七 ん民これを飲べしモーセすなはちイスラエルの長老等の前にて斯おこなへりセかくて彼その處の名をマッ
サと呼び又メリバと呼り是はイスラエルの子孫の爭ひしに由り又そのエホバを試みしに由なり八時にアマレクきたりてイスラエルと
九 レヒデムに戰ふ九モーセ、ヨシュアに言けるは我等のために人を擇み出てアマレクと戰へ明日我神の杖を手にさりて岡の巔に立ん十ヨシュアすなは
十 ちモーセの已に言しごとくに爲しアマレクと戰ふモーセ、アロンおよびホルは岡の巔に登りしが十一
十一 モーセの手を擧をればイスラエル勝ち手を垂ればアマレク勝り十二然るにモーセの手重くなりたればアロンとホル
十二 石をさりてモーセの下におきてその上に坐せしめ一人は此方一人は彼方にありてモーセの手を支へたりかく
十三 ばその手日の沒まで垂下ざりき十三是においてヨシュアすなはちアマレクとその民を敗れり十四
十四 ーセに言たまひけるは之を書に筆して記念となしヨシユアの耳にこれをいれよ我必ずアマレクの名を滅抹
十五 て天下にこれを誌ゆること无らしめんと十五斯てモーセ一座の壇を築きその名をエホバニシ（エホバ吾旗）
十六 と稱ふ十六モーセ云けらくエホバの寶位にむかひて手を擧ることありエホバ世々アマレクと戰ひたまはん

第十八章

一 一扨にモーセの外舅あるミデアンの祭司エテロ神が凡てモーセのため又その民イスラエルのために爲したまひし事エホバがイスラエルをエジプトより導き出したまひし事を聞りニ是に於てモーセの外舅エ
二 テロの遺り還されてありしモーセの妻チッポラとその二人の子を携へ來る三その子の一人の名はゲルシヨ
三 ムと云ふ是はモーセ我他國に客となりをると言たればなり四今一人の名はエリエゼルと曰ふ是はかれ吾父の
四 神われを助け我を救ひてパロの劍を免かれしめたまふと言たればなり五斯モーセの子
五

六 等と妻をつれて曠野に來りモーセが神の山に陣を張る處にいたるに六彼すなはちモーセに言けるは汝の外舅な
七 る我エテロ汝の妻およびその二人の子をたづさへて汝に詣るとセモーセ出てその外舅を迎へ禮
八 なして之に接吻し互にその安否を問て共に天幕に入るハ而してモーセエホバがイスラエルのためにパロと
九 エジプト人とに爲したまひし諸の事と途にて遭し諸の艱難およびエホバの己等を拯ひたまひし事をその外
十 舅に語りければ九エテロ、エホバがイスラエルをエジプト人の手より救ひいだして之に諸の恩典をたまひ
十一 し事を喜べり十エテロすおはち言けるはエホバは頌べき哉汝等をエジプト人の手とパロの手より救ひいだ
十二 し民をエジプト人の手より採ひいだせり十一今我知るエホバは諸の神よりも大あり彼等傲慢を逞しう
十三 して事をなせしがエホバかれらに勝りと十二而してモーセの外舅エテロ燔祭と犧牲をエホバに持きたれ
十四 りアロンおよびイスラエルの長老等皆きたりてモーセの外舅とともに神の前に食をなす十三次の日にいた
十五 りてモーセ坐して民を審判きしが民は朝より夕までモーセの傍に立り十四モーセの外舅モーセの凡て民に
十六 爲ところを見て言けるは汝が民になす此事は何なるや何故に汝は一人坐しなりて民朝より夕まで汝の傍に
十七 たつや十五モーセその外舅に言けるは民神に問んとて我に來るなり十六彼等事ある時は我に來れば我此と彼
十八 とを審判きて神の法度と律法を知しむ十七モーセの外舅これに言けるは汝のなすところ善らず十八汝かなら
十九 ず氣力おとろへん汝も汝ところの民も然らん此事汝には實に過ぐ汝一人にては之を爲ことあたはざ
二十 るべし十九今吾言を聽け我おんぢらに策を授けん願くは神おんぢらに在せ汝民のために神の前に居り
二十一 訴訟を神に陳よ二十汝かれらに法度と律法を敎へ彼等の歩むべき道と爲べき事とを彼等に示せ二一又汝全
二十二 躰の民の中より賢して神を畏れ眞實を重んじ利を惡むところの人を選み之を民の上に立て千人の司となし
二十三 百人の司となし五十人の司となし十人の司となすべし二三而して彼等をして常に民を鞫かしめ大事は凡てこ
二十四 れを汝に陳しめ小事は凡て彼等にみづからこれを判かしむべし斯汝の身の煩瑣を省き彼らをして汝とその
二十五 任を共にせしめよ二三汝もし此事を爲し神また斯汝に命じなば汝はこれに勝ん此民もまた安然にその所に

二四 到ることを得べし 二四 モーセその外舅の言にしたがひてその凡て言しごとく成り 二五 モーセすなはちイスラ
二五 エルの中より遍く賢き人を擇みてこれを民の長となし千人の司、百人の司、五十人の司、十
二六 人の司となせり 二六 彼等常に民を鞫き難事はこれをモーセに陳べ小事は凡て自らこれを判けり 二七 斯てモー
セその外舅を還したればその國に往ぬ

第十九章

一 一 イスラエルの子孫エジプトの地を出て後第三月にいたりて其日にシナイの曠野に至る 二 即ちか
れらレヒデムを出たちてシナイの曠野にいたり曠野に幕を張り彼處にてイスラエルは山の前に營を設けたり
三 三 爰にモーセ登りて神に詣るにエホバ山より彼を呼て言たまはく汝かくヤコブの家に言ひイスラエルの子孫
四 に告べし 四 汝らはエジプト人に我がなしたるところの事を見たり 五 然れば汝等もし善く我が言を聽きわが契約を
五 守らば汝等は諸の民に愈りてわが寶さるべし全
六 地はわが所有なればなり 六 汝等は我に對して祭司の國となり聖き民となるべし是等の言語を汝イスラエルの
七 子孫に告べしと 七 是においてモーセ來りて民の長老等を呼びエホバの己に命じたまひし言を盡くその前に
八 陳たれば 八 民皆等く應へて言けるはエホバの言たまひしところは皆われらこれを爲べしとモーセすなはち民の言
九 をエホバに告ぐ 九 エホバ、モーセに言たまひけるは視よ我密雲の中にをりて汝に臨む是民をして我が汝ざ
十 語るを聞しめて汝を永く信ぜしめんがためなりとモーセ民の言をエホバに告たり 十 エホバ、モーセに言たま
十一 ひけるは汝民の所に往て今日明日これを聖め之にその衣服を滌せ 十一 備をなして三日を待て其は第三日に
十二 エホバ全体の民の目の前にてシナイ山に降ればなり 十二 汝民のために四周に境界を設けて言べし汝等愼
十三 んで山に登るなかれその境界に捫るべからず山に捫る者はかならず殺さるべし 十三 手を之に觸べからず其者
ばかならず石にて撃ころされ或は射ころさるべし獸と人とを言ず生ることを得じ喇叭を長く吹鳴さば人々山
に上るべしと 十四 モーセすなはち山を下り民にいたりて民を聖め民その衣服を濯ふ 十五 モーセ民に言けるは
十四 準備をなして三日を待て婦人に近づくべからず 十六 かくて三日の朝にいたりて雷と電および密雲山

十七 の上にあり又喇叭の聲ありて甚だ高かり營にある民みな震ふ 十七 モーセ神より民を引いでて神に會よむ民山
十八 の麓に立に 十八 シナイ山都て煙を出せりエホバ火の中にありてその煙竈の
十九 煙のごとく立のぼり山すべて震ふ 十九 喇叭の聲彌高くなりゆきてはげしくなりける時モーセ言を出す
二十 に神聲をもて應へたまふ 二十 エホバシナイ山に下りその山の頂上にいまし而してエホバ山の頂上にモーセを
二一 召たまひければモーセ上れり 二一 エホバ、モーセに言たまひけるは下りて民を警めよ恐らくは民拙破りてエ
二二 ホバに來りて見んとし多の者死るにいたらん 二二 又エホバに近くところの祭司等にその身を潔めよ恐らく
二三 はエホバかれらを擊ん 二三 モーセ、エホバに言けるは民はシナイ山に得のぼらじ其は汝われらを誡めて山の四
二四 周に境界をたて山を聖めよと言たまひたればなり 二四 エホバかれに言たまひけるは往け下れ而して汝とアロ
二五 ンともに上り來るべし但祭司等と民には推破りて我にのぼりきたらしめざれ恐らくは我かれらを擊ん 二五 モ
ーセ民にくだりゆきてこれに告たり

第二十章

一 一 神この一切の言を宣て言たまはく 二 我はエジプトの地その奴隷たる家より
二 汝の神エホバ 汝を導き出せし者なり 三 汝我面の前に我の外何物をも
三 四 神とすべからず 四 汝自己のために何の偶像をも彫むべからず又上は天にある者下は地にある者ならびに地
五 の下の水の中にある者の何の形狀をも作るべからず 五 之を拜むべからずこれに事ふべからず我エホバ汝の
六 神は嫉む神なれば我を惡む者にむかひては父の罪を子にむくいて三四代におよぼし 六 我を愛しわが誡命を守る者には恩惠をにごして千代にいたるなり 七 汝の神
七 エホバの名を妄に口にあぐべからずエホバはおのれの名を妄に口にあぐる者を罰せずではおかざるべし 八 安息
八 日を憶えてこれを聖潔すべし 九 六日の間勞きて汝の一切の業務をも爲べし 十 七日は汝の神エホバの安息なれ
九 十 ば何の業務をも爲べからず汝も汝の子息、息女も汝の僕婢も汝の家畜も汝の門の中にをる他國の人も
十一 然り 十一 其はエホバ六日の中に天と地と海と其等の中の一切の物を作りて第七日に息みたればなり是をもて
十二 エホバ安息日を祝ひて聖日としたまふ 十二 汝の父母を敬へ是は汝の神エホバの汝にたまふ所の地に汝の

生命の長からんためなり 十三 汝殺すなかれ 十四 汝姦淫するなかれ 十五 汝盜むなかれ 十六 汝その隣人に對して虛妄の證據をたつるなかれ 十七 汝その隣人の家を貪るなかれ又汝の隣人の妻および其の僕、婢、牛驢馬ならびに凡て汝の隣人の所有を貪るなかれ 十八 民みなこれを見て慴れをのゝきて遠く立ち 十九 モーセにいひけるは汝われらに語れ我等聽ん唯神の我らに語りたまふことあらざらしめよ恐くは我等死ん 二十 モーセ民に言けるは懼るゝなかれ神汝らを試みんため又その畏怖を汝らの面の前におきて汝らに罪を犯さゞらしめんために臨みたまへるなり 二一 是において民は遠くに立ちしがモーセは神の在すところの濃雲に進みいたる 二二 エホバ、モーセに言たまひけるは汝イスラエルの子孫に斯いふべし汝等は天よりわが汝等に語ふを見たり 二三 汝等何をも我にあらべて造るべからず銀の神をも金の神をも汝らのために造るべからず 二四 汝土の壇を我に築きてその上に汝の燔祭と酬恩祭、汝の羊と牛をそなふべし我は凡てわが名を憶ねしむる處にて汝に臨みて汝を祝まん 二五 汝もし石の壇を我につくるならば琢石をもてこれを築くべからず其は汝もし鑿をこれに當なば之を汚すべければなり 二六 汝階よりわが壇に昇るべからず是汝の恥る處のその上に露るゝことなからんためなり

第二十一章

一 是は汝が民の前に立べき律例なり 二 汝ヘブルの僕を買ふ時は六年の間之に職業を爲しめ第七年には贖を索ずしてこれを釋つべし 三 彼もし獨身にて來らば獨身にて去べし若妻あらばその妻これとともに去べし 四 もしその主人これに妻をあたへて男子又は女子これに生れたらば妻とその子等は主人のものにして彼は獨身にて去べし 五 僕もし我わが主人と我が妻子を愛す我釋たるゝを好まずと明白に言ば六 その主人これを士師の所に携ゆき又戸あるひは戸柱の所にてこれが耳を刺ぬきとほすべし彼は何時までもこれに事ふべきなり 七 人若その娘を賣て婢となす時は僕のごとくに去べからず 八 彼もしその約せし主人の心に適ざる時はその主人これを贖はしむることを得べし然ざる時はこれを異邦人に賣ことをなすを得べからず 九 又もし之をこれの子に與へんと約しなばこれを女子のごとくに待ふべし 十 父もしその子のために別に娶ることあるときも彼に食物と衣服を與ふる事とその交接の道とはこれを闕すべからず 十一 其人かれに此三を行はずば彼は金をつくのはずして出さることを得べし 十二 人を擊て死しめたる者は必ず殺さるべし 十三 若人みづから畫策ことなきに神人をその手にかゝらしめたまふことあるときは我汝のために一箇の處を設くればその人其處に逃るべし 十四 人もし故にその隣人を謀りて殺すときはこれを汝わが壇よりも執へゆきて殺すべし 十五 その父あるひは母を擊ものは必ず殺さるべし 十六 人を拐帶したる者はこれを賣たるも尙その手にあるも必ず殺さるべし 十七 その父あるひは母を罵る者は殺さるべし 十八 人相爭ふ時に一人石または拳をもてその對手を擊ちもし若起あがりて杖によりて歩むにいたらば之を擊たる者は赦さるべし但しその業を休める賠償をなして之を全くせしむべきなり 十九 二十 人もし杖をもてその僕あるひは婢を擊んにその手の下に死ば必ず罰せらるべし 二一 然ど彼もし一日二日生のびおば其人は罰せられざるべし彼はその人の金子なればなり 二二 人もし相爭ひて妊める婦を擊ちその子を墮させんに別に害なき時は必ずその婦人の夫の要むる所にしたがひて刑られ法官の定むる所を爲べし 二三 若害ある時は生命にて生命を償ひ 二四 目にて目を償ひ齒にて齒を償ひ手にて手を償ひ足にて足を償ひ 二五 烙にて烙を償ひ傷にて傷を償ひ打傷にて打傷を償ふべし 二六 人もしその僕の一箇の齒かまたは婢のあるひは婢の一の目を擊てこれを喪さばその目のために之を釋つべし 二七 又もしその僕の一箇の齒を打落ばその齒のために之を釋つべし 二八 牛もし男あるひは女を衝て死しめなばその牛を必ず石にて擊殺すべしその肉は食ふべからず但しその牛の主は罪なし 二九 然ど牛もし素より衝くことをなす者にしてその主これがために忠告をうけし事あるに之を守りおかずして遂に男あるひは女を殺すに至らしめなばその牛は石にて擊れその主もまた殺さるべし 三十 若贖罪金を命ぜられなば凡てその命ぜられし者を生命の償に出すべし 三一 男子を衝も女子を衝もこの例にしたがひてなすべし 三二 牛もし僕あるひは婢を衝ばその主人に銀三十シケルを與ふべし又その牛は石にて擊ころすべし 三三 人もし坑を啓くか又は人もし穴を掘こさ

14 ○人若向鄰舍借牲畜、或損傷、或死了、本主不在旁邊、借的人必要賠償。
15 本主若在旁邊、不必賠償。若是雇的、只要賠原雇價。
16 ○人若引誘沒有許配的處女、與她行淫、必要交出聘禮、娶她為妻。
17 她父親若斷不肯將她給他、他仍要按處女的聘禮、給她父親銀子。
18 ○行邪術的女人、不可容她存活。
19 凡與獸交合的、必要治死。
20 ○祭祀別神、不祭祀耶和華的、必將他滅絕。
21 ○不可欺負寄居的、也不可虐待他、因為你們在埃及地也作過寄居的。
22 凡寡婦孤兒、你們不可苦待他。
23 你若苦待他、他一哀求我、我必聽他的哀求。
24 我的怒氣必發作、我要用刀殺你們、使你們的妻成了寡婦、你們的兒女成了孤兒。
25 ○我民中有窮人與你同住、你若借錢給他們、不可學放債的、向他取利。
26 你若將鄰舍的衣服當作抵押、必在日落以前還給他。
27 因為這是他遮身的衣服、是他睡覺的衣裳、他若因此呼求我、我必聽他、因我是有恩典的。
28 ○不可毀謗神、也不可咒詛你民中的官長。
29 ○你的莊稼和你的酒、不可遲延不獻。你的長子、要給我。
30 你的牛羊也要如此、七日要跟著母牛羊、第八日要給我。
31 ○你們要歸我為聖民、田野裏被野獸撕碎的肉、你們不可吃、要丟給狗吃。

23 ○不可隨從人作惡、在爭訟的事上、不可隨眾偏向、以致屈枉正直。
2 不可偏護窮人、在他爭訟的事上、也是如此。
3 ○你遇見仇人的牛或驢走迷了路、必要牽回來交給他。
4 你遇見恨你之人的驢躺臥在重物之下、不可棄而不顧、必要幫助他抬起來。
5 ○你不可在窮人爭訟的事上、屈枉他的公道。
6 你不可誣告人、使他被殺、因為我不以惡人為義。
7 ○你要遠離虛假的事、不可殺害無辜和義人、因為我不以惡人為義。
8 不可受賄賂、因為賄賂能叫明眼人變瞎了眼、能顛倒義人的話。
9 ○不可欺負寄居的、因為你們知道寄居的心懷。你們在埃及地也作過寄居的。
10 ○六年你要撒種、收藏地的出產、
11 但第七年要讓地歇息不耕種、使你民中的貧窮人得吃、所剩下的野獸也可吃。你的葡萄園和橄欖園也要如此。
12 ○六日你要作你的工、第七日要安息、使你的牛和驢得歇息、使你婢女的兒子和寄居的人得以舒暢。
13 我對你們所說的一切話、你們要謹守。別神的名、你們不可題說、也不可從你口中聽出來。
14 ○一年中你要向我守三次節。
15 你要守除酵節、照我所吩咐你的、在亞筆月內的指定時候吃七日無酵餅、因為這月你從埃及出來。誰也不可空手朝見我。
16 你要守收割節、就是你田間所種的頭一次收割的果子。你要守收藏節、就是年終在田間收藏你勞碌所得的果子。
17 你一切的男丁要一年三次朝見主耶和華。
18 ○不可將我祭牲的血和有酵的餅一同獻上。我的節期的祭牲、不可留到早晨。
19 你地裏初熟的土產、要送到耶和華你神的殿裏。
不可用山羊羔母的奶煮他。
20 ○我差遣使者在你前頭行、在路上保護你、領你進入我所預備的地方。
21 你們要謹慎、聽從他的話、不可悖逆他、因為他不赦免你們的過犯、我的名在他裏面。
22 你若真聽從他的話、凡我所說的、你都遵行、我就作你仇敵的仇敵、你敵人的敵人。
23 我的使者要在你前頭行、領你進入亞摩利人、赫人、比利洗人、迦南人、希未人、耶布斯人之地、我要將他們剪除了。
24 你不可在他們的神面前跪拜、也不可事奉他們、不可效法他們的行為、總要將他們全然毀壞、打碎他們的柱像。
25 你們要事奉耶和華你們的神、他就賜福你的糧食和水、我也要使你們中間沒有疾病。
26 在你境內婦人不至流產、也不至不生育、我必使你滿了你的日數。
27 我要使我的驚恐臨到你前頭、使你所到的各國人都潰亂、又使你的一切仇敵都轉背逃跑。
28 我要使黃蜂飛在你前頭、趕出希未人、迦南人、赫人、在你前面。
29 我不在一年內趕出他們、恐怕地荒涼、野獸增多、害你們。
30 我要漸漸的趕出他們、等你生養眾多、承受這地為業。
31 我要定你的境界、從紅海直到非利士海、從曠野直到大河、因為我要將這地的居民交在你們手中、你要把他們從你面前趕出去。
32 你不可與他們和他們的神立約。
33 他們不可住在你的境內、恐怕他們使你得罪我、你若事奉他們的神、那就必以為你的網羅。

24 耶和華對摩西說、你和亞倫、拿答、亞比戶、以及以色列的七十長老、都要上到我這裏來、遠遠的敬拜我。
2 摩西要獨自親近耶和華、他們不可親近、百姓也不可和他上來。
3 ○摩西來將耶和華的一切言語、和眾百姓的一切典章、都告訴了他們。眾百姓齊聲回答說、耶和華所說的一切話、我們都要遵行。
4 摩西就把耶和華的一切言語都記錄下來、清早起來、在山下築一座壇、照以色列十二支派、立十二根柱子。
5 又打發以色列中的少年人、獻燔祭、並將公牛犢為平安祭、宰給耶和華。
6 摩西取了一半的血、盛在盆中、一半的血灑在壇上。
7 又拿約書、念給百姓聽、他們說、耶和華所說的一切話、我們都要遵行、並要聽從。
8 摩西就取血灑在百姓身上、說、這是耶和華照這一切話、與你們所立約的血。
9 ○摩西、亞倫、拿答、亞比戶、以及以色列的七十長老、都上去了。
10 見以色列的神、他腳下彷彿有藍寶石鋪成的地、明淨如天。
11 神雖沒有伸手加害於以色列的尊貴人、他們卻見了神、又吃又喝。
12 ○耶和華對摩西說、你上我這裏來、在山上住著、我要將石版、就是我所寫的律法和誡命、賜給你、使你教訓他們。
13 摩西和他的幫手約書亞起來、摩西上了神的山、
14 對長老們說、你們在這裏等我、直到我們回來。亞倫、戶珥與你們同在、凡有事故的、可以到他們那裏去。
15 ○摩西上了山、雲就遮蓋山。
16 耶和華的榮光停在西奈山上、雲遮蓋山六日、第七日從雲中召摩西。
17 耶和華的榮光在以色列人眼前、如山頂上的烈火。
18 摩西進入雲中、上了山、在山上四十晝夜。

25 耶和華對摩西說、
2 你告訴以色列人、為我舉禮物來、凡甘心樂意的人、你們要為我的禮物來。
3 你們所要收的禮物是金、銀、銅、
4 藍色、紫色、朱紅色線、細麻、山羊毛、
5 染紅的公羊皮、海狗皮、皂莢木、
6 點燈的油、做膏油和香料的香品、
7 紅瑪瑙、並鑲嵌的寶石、都要為以弗得和胸牌收取。
8 ○又要為我造聖所、我好住在他們中間。
9 我將帳幕的樣式、和其中一切器具的樣式、都照我所指示你的樣子做。
10 ○要用皂莢木做一櫃、長二肘半、寬一肘半、高一肘半。
11 裏外要包上精金、四圍做一金牛。
12 要為櫃鑄四個金環、安在櫃的四腳上、這邊兩環、那邊兩環。
13 又用皂莢木做兩根槓、包上金、
14 把槓穿在櫃兩邊的環內、抬櫃的時候用。
15 槓要常在櫃的環內、不可抽出來。
16 我要把我所要給你的法版放在櫃裏。
17 ○要用精金做一施恩座、長二肘半、寬一肘半。
18 又做兩個金基路伯、用錘子做在施恩座兩頭、
19 一基路伯在這頭、一基路伯在那頭、與施恩座連接、做在施恩座兩頭。
20 基路伯兩翅高高張開、遮蓋施恩座、二基路伯的臉要相對、朝著施恩座。
21 要把施恩座安在櫃上面、又要把我所要給你的法版放在櫃裏。
22 我要在施恩座上、從兩基路伯中間、就是法櫃的法版上、將我一切所要吩咐你的、與你會面、為以色列人發命令。
23 ○要用皂莢木做一桌、長二肘、寬一肘、高一肘半。
24 要包上精金、四圍做一金牛。
25 桌的四圍要做一手高的邊子、邊子四圍做一金牛。
26 為桌做四個金環、把環安在桌的四腳上、靠近邊子、
27 環要在邊子那裏、作為穿槓抬桌的地方。
28 槓要用皂莢木做、包上金、桌就可以抬起來。
29 要為桌做盤子、調奠酒的碗、和澆奠酒的瓶、都要用精金做。
30 要把陳設餅常放在桌上、在我面前。
31 ○要用精金做一燈臺、燈臺的座和幹、杯、球、花、都要一體。
32 從燈臺兩旁要伸出六枝來、燈臺三枝在這旁、燈臺三枝在那旁。
33 這旁三枝杯、要作成有球有花、那旁三枝杯、也要作成有球有花、從燈臺伸出的六枝都要如此。
34 燈臺幹上要作成有球有花四杯、
35 在燈臺伸出的六枝下、每兩枝下有一球、
36 球和枝都要一體、全是一精金錘成的。
37 要為燈臺做七盞燈、安放在燈臺上、使燈光照在燈臺前面。
38 燈剪和燈花盤都要精金的。
39 連這些器具、要用一他連得精金做。
40 你要謹慎、照著在山上指示你的樣式做。

26 帳幕要用十幅細麻、藍色、紫色、朱紅色線做成、上面要用巧匠繡出基路伯來。
2 每幅長二十八肘、寬四肘、各幅一樣大小。
3 五幅要彼此相連、另五幅也要彼此相連。
4 在這幅相連的邊上要做藍色鉤子、那幅相連的邊上也要如此做。
5 在這幅上要做五十個鉤子、那幅相連的邊上也要做五十個鉤子、鉤子要彼此相對。
6 又要做五十個金鉤子、把幅與幅相連、使帳幕成為一整個。
7 ○要用山羊毛做幔子、為帳幕上面作棚、共做十一幅。
8 每幅長三十肘、寬四肘、十一幅一樣大小。
9 要把五幅連成一幅、另六幅連成一幅、第六幅要在帳幕前摺疊。
10 在這幅相連的邊上要做五十個鉤子、那幅相連的邊上也要做五十個鉤子。
11 又要做五十個銅鉤子、把鉤子鉤在鉤環裏、使帳幕成為一整個。
12 帳幕幔子所剩下的半幅、就是剩下的一幅、要垂在帳幕後面。
13 帳幕幔子長的一肘、這邊一肘、那邊一肘、要垂在帳幕兩旁遮蓋帳幕。
14 又要為帳幕做兩層遮蓋、一層是染紅公羊皮、一層是海狗皮。
15 ○要為帳幕豎立皂莢木做的板子。
16 每板長十肘、寬一肘半。
17 每板要有兩榫、彼此相對、為帳幕的板子都要如此做。
18 為帳幕做板子、南邊要做二十板、
19 二十板下要做四十個銀座、兩榫下一板兩座、那板也是兩榫下一板兩座。
20 帳幕第二邊、就是北邊、也要做二十板、
21 和四十個銀座、兩榫下一板兩座、那板也是兩榫下一板兩座。
22 帳幕後邊、就是西邊、要做六板。
23 帳幕後邊兩角要做兩板、
24 從下到上、兩角都要成雙、到第一環為止、兩板都要如此做、兩角要成雙。
25 這樣、共有八板、和十六個銀座、兩榫下一板兩座、那板也是兩榫下一板兩座。
26 ○要做皂莢木閂、為帳幕這邊板子用五閂、
27 為帳幕那邊板子用五閂、為帳幕後邊、就是西邊板子用五閂。
28 中間的閂要從這頭通到那頭。
29 板子要包上金、做閂穿閂的環子也要包上金、閂也要包上金。
30 你要照著在山上指示你的樣式、立起帳幕來。
31 ○要用藍色、紫色、朱紅色線、細麻、巧匠繡出基路伯來、做一幔子。
32 要掛在四根包金皂莢木柱子上、柱子有金鉤子、柱子下有四個銀座。
33 要把幔子掛在鉤子下、把法櫃抬進幔子內、幔子要為你們把聖所與至聖所隔開。
34 要把施恩座放在至聖所法櫃上。
35 桌子要擺在幔子外、燈臺對著桌子、在帳幕這邊南方、桌子要放在北方。
36 ○為帳幕門要做繡花的細麻、藍色、紫色、朱紅色線做的門簾。
37 為門簾要做五根皂莢木柱子、包上金、柱子有金鉤子、為柱子要鑄五個銅座。

27 要用皂莢木做一壇、長五肘、寬五肘、壇要四方的、高三肘。
2 要在壇四角上各做一角、與壇連接、要包上銅。
3 要做盛灰的器具、鏟子、盆、叉子、火鼎、都要用銅做。
4 要為壇做銅網、網上要在四角各做一銅環、
5 把網安在壇四圍的邊下、使網達到壇的半腰。
6 為壇做槓、用皂莢木做、包上銅、
7 槓要穿在環內、抬壇的時候槓在壇兩邊上。
8 要用板做壇、壇要空的、照著在山上指示你的樣式做。
9 ○要為帳幕做院子、南邊要有院子的幔子、用細麻做成、長一百肘、
10 要有二十柱、二十銅座、柱上的鉤子和帶子要用銀子做。
11 北邊也要如此、長一百肘、有二十柱、二十銅座、柱上的鉤子和帶子要用銀子做。
12 院子西邊要有寬五十肘的幔子、有十柱、十座。
13 院子東邊、向日出之處、也要寬五十肘。
14 門這邊的幔子要寬十五肘、有三柱、三座。
15 那邊的幔子也要寬十五肘、有三柱、三座。
16 院子門要用藍色、紫色、朱紅色線、細麻、巧匠繡花的門簾做成、長二十肘、有四柱、四座。
17 院子四圍的柱子都要用銀帶子連接、柱上的鉤子要用銀子做、柱座要用銅做。
18 院子要長一百肘、寬五十肘、幔子要高五肘、用細麻做成、柱座要用銅做。
19 帳幕各樣的器具、和一切的橛子、並院子的橛子、都要用銅做。
20 ○你要吩咐以色列人、把搗成的純橄欖油、拿來給你點燈、使燈常點著。
21 亞倫和他的兒子要在會幕內、法櫃的幔子外、從晚上到早晨、在耶和華面前收拾燈臺、使燈常點著。這是以色列人世世代代永遠的定例。

28 你要使你哥哥亞倫、和他的兒子拿答、亞比戶、以利亞撒、以他馬、從以色列人中、親近你、為祭司、事奉我。
2 要為你哥哥亞倫做聖衣、為榮耀、為美觀。
3 你要吩咐一切心中有智慧的人、就是我所充滿智慧心的人、為亞倫做衣服、使他分別為聖、好為我作祭司。
4 所要做的衣服乃是這樣、有胸牌、以弗得、外袍、內袍、細麻冠冕、腰帶、為你哥哥亞倫和他的兒子做聖衣、使他為我作祭司。
5 他們要用金子、藍色、紫色、朱紅色線、細麻、
6 做以弗得、要用巧匠繡的。
7 以弗得要有兩條肩帶、在兩頭連接、使以弗得連為一體。
8 以弗得上面束腰的帶子、要與以弗得一體、用金子、藍色、紫色、朱紅色線、細麻做成。
9 ○要取兩塊紅瑪瑙、在上面刻以色列人的名字、
10 六個名字在一塊上、其餘六個名字在一塊上、都照著他們生的次序。
11 刻寶石的人用刻圖書的手藝、在這兩塊上刻以色列人的名字、要鑲上金槽、
12 把這兩塊寶石安在以弗得的肩帶上、作為紀念石、亞倫要在耶和華面前、兩肩上帶著他們的名字、為紀念。
13 ○要做金槽、
14 和兩條精金鍊子、用繩子的樣式做、把做繩子的鍊子安在槽上。
15 ○為判斷要做胸牌、用巧匠的手藝做、與以弗得一樣、用金子、藍色、紫色、朱紅色線、細麻做成。
16 要四方的、疊為兩層、長一虎口、寬一虎口。
17 要鑲寶石四行、第一行是紅寶石、紅璧璽、紅玉、
18 第二行是綠寶石、藍寶石、金剛石、
19 第三行是紅玉髓、白瑪瑙、紫晶、
20 第四行是水蒼玉、紅瑪瑙、碧玉、都要鑲上金槽。
21 這些寶石要按著以色列人的名字、就是十二個名字、照著他們的名字、刻上圖書、各按一名、為十二支派。
22 ○為胸牌要做繩子的鍊子、用精金編成。
23 為胸牌要做兩個金環、把兩環安在胸牌兩頭、
24 把兩條金鍊子穿在胸牌兩頭的兩環內、
25 兩鍊子的兩頭穿在兩槽上、安在以弗得的肩帶上、正對著前面。
26 要做兩個金環、安在胸牌兩頭、在以弗得裏面的邊上。
27 又要做兩個金環、安在以弗得兩肩帶下面、正對著前面、在連接以弗得束腰帶子的上頭。
28 要用藍帶子把胸牌的環和以弗得的環繫住、使胸牌在以弗得束腰帶子的上頭、不可與以弗得分離。
29 ○亞倫進聖所的時候、要把判斷胸牌上的以色列人名字、常帶在心上、為紀念、在耶和華面前常常如此。
30 要把烏陵和土明放在判斷胸牌裏、亞倫進耶和華面前的時候、要常帶在心上、亞倫要常帶著耶和華面前判斷以色列人的胸牌。
31 ○為以弗得的外袍要做全藍的、
32 當中要有頭可以伸出來、頭伸出來的地方要有領口、周圍要有織成的邊子、好像鎧甲的領口、免得破裂。
33 外袍下邊要做石榴、用藍色、紫色、朱紅色線做成、周圍外袍下邊都要如此、中間要有金鈴鐺、
34 就是金鈴鐺和石榴、金鈴鐺和石榴、周圍外袍下邊都要如此。
35 亞倫要穿上這袍事奉、使他進入聖所在耶和華面前、和出來的時候、聲音可以聽見、免得他死。
36 ○要做精金的牌子、在上面刻圖書的字說、歸耶和華為聖。
37 要用藍帶子繫在冠冕上、使牌在冠冕前面、
38 要在亞倫額上、使亞倫為以色列人所分別為聖的聖物、就是他們一切聖禮物、擔當罪孽、常在亞倫額上、使他們在耶和華面前蒙悅納。
39 ○要用細麻織內袍、用細麻做冠冕、腰帶要用繡花的做。
40 為亞倫的兒子要做內袍、腰帶、冠冕、為榮耀、為美觀。
41 你要給你哥哥亞倫和他的兒子穿上這些衣服、又要膏他們、使他們分別為聖、好為我作祭司。
42 ○要為他們做細麻褲子、遮蓋下體、從腰達到腿、
43 亞倫和他的兒子進會幕的時候、或近前來在聖所事奉的時候、都要穿上、免得擔罪孽而死。這是為亞倫和他後裔永遠的定例。

29 你使他們分別為聖、好為我作祭司、所要行的乃是這樣、要取一隻公牛犢、兩隻無殘疾的公羊、
2 無酵餅、調油的無酵細麻餅、抹油的無酵薄餅、都用細麻做成、
3 盛在一個筐子裏、連筐子一同奉上、又要奉上公牛犢和兩隻公羊。
4 ○要使亞倫和他的兒子到會幕門口、用水洗身、
5 要取衣服給亞倫穿上內袍、和以弗得外袍、以弗得、胸牌、束以弗得的帶子、
6 把冠冕戴在他頭上、把聖冠冕加在冠冕上、
7 取膏油倒在他頭上、膏他。
8 又使他的兒子到前來、給他們穿上內袍、
9 束腰帶、戴冠冕、使亞倫和他的兒子得以為祭司、這是永遠的定例。你要這樣使亞倫和他的兒子分別為聖。
10 ○要使公牛犢到會幕前來、亞倫和他的兒子要按手在公牛犢頭上、
11 你要在耶和華面前、在會幕門口宰這公牛犢、
12 取公牛犢的血、用指頭抹在壇的四角上、把其餘的血都倒在壇腳那裏、
13 把蓋內臟的脂油、和肝上的網子、兩個腰子、與腰子上的脂油、都燒在壇上、
14 但公牛犢的肉、和皮、糞、要用火燒在營外、這是贖罪祭。
15 ○要取一隻公羊、亞倫和他的兒子要按手在公羊頭上、
16 你要宰這公羊、取血灑在壇的四圍、
17 把公羊切成塊子、洗淨內臟和腿、與塊子、並頭、一同擺上、
18 把全公羊燒在壇上、這是為耶和華獻的燔祭、是獻與耶和華為馨香的火祭。
19 ○要取那一隻公羊、亞倫和他的兒子要按手在公羊頭上、
20 你要宰這公羊、取血抹在亞倫的右耳垂上、和他兒子的右耳垂上、並他們的右手大指上、和右腳大指上、把其餘的血灑在壇的四圍、
21 取壇上的血、和膏油、灑在亞倫和他的衣服上、並他兒子和他兒子的衣服上、他和他的衣服、他兒子和他兒子的衣服、就都成為聖了。
22 ○你要取這公羊的脂油、肥尾巴、蓋內臟的脂油、肝上的網子、兩個腰子、與腰子上的脂油、並右腿、
23 又從耶和華面前無酵餅的筐子裏、取一個圓餅、一個油餅、一個薄餅、
24 都放在亞倫手上、和他兒子的手上、為搖祭搖一搖、
25 你要從他們手上接過來、在壇上燒在燔祭上、為馨香的火祭、在耶和華面前、這是獻與耶和華為火祭。
26 ○要取亞倫為祭司的公羊胸上搖祭的胸、為搖祭搖一搖、這要歸你為分。
27 要把為搖祭搖過的胸、和為舉祭舉過的腿、就是為亞倫和他兒子分別為聖的公羊、
28 歸亞倫和他兒子永遠為以色列人的分、因為這是舉祭、以色列人從他們平安祭中、要舉為舉祭、獻與耶和華。
29 ○亞倫的聖衣、要留給他的子孫、使他們穿上受膏、分別為聖、好作祭司。
30 他子孫中接續他作祭司的、進會幕在聖所事奉的時候、要穿這衣服七天。
31 ○要取那公羊為分別為聖的、在聖處煮他的肉、
32 亞倫和他的兒子要在會幕門口吃這公羊的肉、和筐子裏的餅、
33 吃贖罪的祭物、使他們受膏、分別為聖、外人不可吃、因為這是聖物。
34 分別為聖的肉、或是餅、若有剩到早晨的、就要把剩下的用火燒了、不可吃、因為這是聖物。
35 ○我所吩咐你的、你要這樣為亞倫和他的兒子行、要用七天使他們分別為聖。
36 每日要為贖罪獻公牛犢為潔淨壇的贖罪祭、又要膏壇、使壇成為聖。
37 七天要為壇贖罪、使壇成為至聖、凡摸壇的必成為聖。
38 ○你在壇上所要獻的乃是這樣、每日要常獻兩隻一歲的羊羔、
39 一隻羊羔早晨獻、一隻羊羔黃昏獻、
40 一隻羊羔要配細麻調油的十分之一伊法麵、和搗成的油四分之一欣、又配奠酒四分之一欣、
41 一隻羊羔黃昏獻、要照早晨的素祭、和奠酒、獻為馨香的火祭、
42 這是耶和華面前、在會幕門口、你們世世代代常獻的燔祭、我要在那裏與你們會面、對你說話。
43 我要在那裏與以色列人會面、會幕就要因我的榮耀成為聖。
44 我要使會幕和壇成為聖、我也要使亞倫和他的兒子成為聖、好作祭司。
45 我要住在以色列人中間、作他們的神。
46 他們要知道我是耶和華他們的神、是領他們出埃及地的、為要住在他們中間、我是耶和華他們的神。

30 你要為燒香做一壇、用皂莢木做、
2 長一肘、寬一肘、四方的、高二肘、壇的角要與壇連接。
3 要包上精金、就是壇面、四圍、和角、並做一金牛。
4 為壇做兩個金環、在牛下兩邊上、兩邊要做兩個、作為穿槓抬壇的地方。
5 槓要用皂莢木做、包上金。
6 要把壇安在幔子前、就是安在法櫃的施恩座前、我要在那裏與你會面。
7 ○亞倫要在壇上燒香料的香、每早晨收拾燈的時候燒香、
8 黃昏點燈的時候也要燒香、在耶和華面前、你們世世代代要常燒香。
9 不可在壇上燒別的香、或燔祭、或素祭、也不可澆奠酒。
10 ○亞倫一年一次要在壇的角上贖罪、他贖罪的事、一年一次要為你們世世代代在壇上贖罪、這壇在耶和華面前為至聖。
11 ○耶和華對摩西說、
12 你要按以色列人的數目、計算他們的人數、各人贖自己生命的時候、要給耶和華贖罪的銀子、免得他們被數的時候、有災殃臨到他們。
13 凡過去被數的、就是過去二十歲以外的人、要照聖所的平、每人給半舍客勒、一舍客勒是二十季拉、這半舍客勒是獻給耶和華為禮物。
14 凡過去被數的、二十歲以外的人、要把耶和華的禮物獻上。
15 富足的不可多給、貧窮的不可少給半舍客勒、獻耶和華為禮物、為贖你們生命的罪。
16 要從以色列人收贖罪的銀子、為會幕的使用、使這銀子在耶和華面前為以色列人作紀念、為贖你們生命的罪。
17 ○耶和華對摩西說、
18 你要做銅盆、和銅座、為洗濯、要把盆放在會幕和壇中間、盆裏要盛水、
19 亞倫和他的兒子要在盆裏洗手洗腳、
20 他們進會幕的時候、或近壇事奉、要燒耶和華為火祭的時候、必用水洗身、免得死了。
21 他們洗手洗腳、免得死了、這要為他們和他後裔、世世代代永遠的定例。
22 ○耶和華對摩西說、
23 你要取上等香料、淨沒藥五百舍客勒、香桂一半、就是二百五十舍客勒、香菖蒲二百五十舍客勒、
24 肉桂五百舍客勒、都要照聖所的平、又要取橄欖油一欣、
25 做成聖膏油、就是調和香料的香品、做成聖膏油、
26 要用這膏油抹會幕、和法櫃、
27 桌子和桌上的一切器具、燈臺和燈臺的器具、香壇、
28 燔祭壇和壇的一切器具、洗濯盆和盆座、
29 使這些成為聖、好為至聖、凡摸這些的必成為聖。
30 ○你要膏亞倫和他的兒子、使他們分別為聖、好作祭司。
31 你要對以色列人說、這要作我歷代的聖膏油、
32 不可澆在人身上、也不可照這個方子做別的、這是聖的、你們要以為聖。
33 凡調和這樣的、或把這個放在外人身上的、必從民中剪除。
34 ○耶和華對摩西說、你要取香料、就是蘇合香、細辛香、和純乳香、各樣要一樣多、
35 照著調和香品的法子、做成香、用鹽調和、潔淨為聖、
36 要把一些搗成細末、放在我與你會面的會幕中、法櫃的法版前、你們要以為至聖。
37 你為自己不可照這個方子做香、要以為耶和華的聖物。
38 凡做這樣的、要聞這香氣的、必從民中剪除。

31 耶和華對摩西說、
2 我已經選召猶大支派戶珥的孫子、烏利的兒子比撒列、
3 用神的靈、使他有智慧、有聰明、有知識、能做各樣的工、
4 能設計作工、能用金、銀、銅、
5 雕刻寶石、鑲嵌寶石、雕刻木頭、作各樣的工。
6 我又派但支派亞希撒抹的兒子亞何利亞伯與他同工、並將智慧賜給凡心裏有智慧的人、使他們能做我所吩咐你的一切工、
7 就是會幕、法櫃、其上的施恩座、會幕的一切器具、
8 桌子和桌上的器具、精金燈臺和燈臺的一切器具、香壇、
9 燔祭壇和壇的一切器具、洗濯盆和盆座、
10 精工的禮服、祭司亞倫的聖衣、和他兒子供祭司職分的衣服、
11 膏油、和聖所的香料、都照我所吩咐你的做。
12 ○耶和華對摩西說、
13 你要對以色列人說、你們務要守我的安息日、因為這是我與你們和你們後裔之間的記號、使你們知道我是耶和華使你們成為聖的。
14 你們要守安息日、因為這日你們以為聖、凡褻瀆這日的、必要治死、凡在這日做工的、必從民中剪除。
15 六日要做工、第七日是安息日、乃是為耶和華成為聖的安息日、凡在安息日做工的、必要治死。
16 以色列人要守安息日、世世代代守為永遠的約。
17 這是我與以色列人永遠的記號、因為六日之內耶和華造天地、第七日便安息、得以舒暢。
18 ○耶和華在西奈山與摩西說完了話、就把兩塊法版、就是神用指頭寫的版、交給摩西。

32 百姓見摩西遲延不下山、就聚集到亞倫那裏、對他說、起來、為我們做神像、可以在我們前頭行、因為領我們出埃及地的這人摩西、我們不知道他遭遇了甚麼事。
2 亞倫對他們說、你們摘下你們妻子、兒女、耳上的金環來、拿到我這裏來。
3 眾百姓就都摘下耳上的金環來、拿到亞倫那裏、
4 他從他們手裏接過來、用雕刻的器具做成一個牛犢、鑄成一個金像、他們就說、以色列阿、這是領你出埃及地的神。
5 亞倫看見、就在牛犢前築一壇、宣告說、明日要向耶和華守節。
6 次日清早、百姓起來獻燔祭、和平安祭、坐下吃喝、就起來玩耍。
7 ○耶和華對摩西說、你下去吧、因為你從埃及地領上來的百姓、已經敗壞了、
8 快快偏離我所吩咐他們的道、為自己鑄成一個牛犢、向他下拜、獻祭給他、說、以色列阿、這是領你出埃及地的神。
9 耶和華又對摩西說、我看這百姓、實在是硬著頸項的百姓、
10 你且由我、我要向他們發烈怒、將他們滅絕了、我要使你成為大國。
11 ○摩西卻懇求耶和華他神、說、耶和華阿、你為甚麼向你的百姓發烈怒、要從埃及地用大能大力和強手領出來的呢、
12 為甚麼使埃及人說、他領以色列人出去、是要害他們、在山上殺他們、從地上滅絕他們呢、求你轉離你的烈怒、後悔不降這禍與你的百姓、
13 記念你的僕人亞伯拉罕、以撒、以色列、你曾指著自己向他們起誓說、我必使你們的後裔多起來、如天上的星、我所應許你們後裔的這全地、我必賜給他們為永遠的產業。
14 耶和華就後悔不降他所說要加給他百姓的禍。
15 ○摩西轉身下山、手裏拿著兩塊法版、這版兩面寫字、這面那面都寫滿了、
16 這版是神的作為、這字是神的字、刻在版上。
17 ○約書亞聽見百姓呼喊的聲音、就對摩西說、營裏有爭戰的聲音。
18 摩西說、這不是人勝了的聲音、也不是人敗了的聲音、我所聽見的是人唱歌的聲音。
19 ○摩西將近營前、看見牛犢、又看見眾人跳舞、就大發怒氣、把兩塊版從手裏扔下來、在山下摔碎了、
20 又將他們所做的牛犢拿來燒了、磨成粉末、撒在水面上、使以色列人喝。
21 摩西對亞倫說、這百姓向你做了甚麼事、你竟使他們陷在大罪裏呢、
22 亞倫說、我主不要發怒、你知道這百姓是喜歡作惡的、
23 他們對我說、為我們做神像、可以在我們前頭行、因為領我們出埃及地的這人摩西、我們不知道他遭遇了甚麼事。
24 我就對他們說、凡有金子的、都摘下來、他們就給了我、我把金子丟在火裏、這牛犢就出來了。
25 ○摩西見百姓放肆、因為亞倫縱容他們、使他們在敵人中間成為笑柄、
26 就站在營門口、說、凡屬耶和華的、都到我這裏來、於是利未的子孫都聚集到他那裏。
27 他對他們說、耶和華以色列的神如此說、你們各人把刀帶在腰間、在營中從這門到那門、往來殺你們的弟兄、親友、鄰舍、
28 利未的子孫就照摩西的話行了、那日百姓中約有三千人倒斃。
29 摩西說、你們今日要自己分別為聖、歸耶和華、因為你們各人攻擊自己的兒子、弟兄、使耶和華今日賜福與你們。
30 ○次日摩西對百姓說、你們犯了大罪、我如今要上到耶和華那裏去、或者我能為你們的罪贖罪。
31 摩西回到耶和華那裏說、唉、這百姓犯了大罪、為自己做了金像、
32 現在你若肯赦免他們的罪、就赦免罷、若不然、求你從你所寫的冊上把我的名塗抹了。
33 耶和華對摩西說、誰得罪我、我就從誰的冊上把誰的名塗抹了。
34 現在你去領這百姓往我所說的地方去、我的使者必在你前頭行、但我追討他們罪的日子、我必追討他們的罪。
35 耶和華因百姓所做的牛犢、就是亞倫所做的、降瘟疫與他們。

33 耶和華對摩西說、你和你從埃及地領上來的百姓、離開這裏往我向亞伯拉罕、以撒、雅各起誓應許給他們後裔的地去罷、
2 我要差遣使者在你前頭行、我要趕出迦南人、亞摩利人、赫人、比利洗人、希未人、耶布斯人、
3 領你往那流奶與蜜之地去、我卻不親自與你們同上去、恐怕我在路上把你們滅絕了、因為你們是硬著頸項的百姓。
4 ○百姓聽見這凶信、就悲哀起來、沒有人戴上自己的妝飾。
5 耶和華對摩西說、你告訴以色列人說、你們是硬著頸項的百姓、我一時上去在你們中間、就把你們滅絕了、現在你們要把妝飾摘下來、我好知道我要向你們怎樣行。
6 ○以色列人從何烈山以後、就把妝飾摘下來了。
7 摩西常把帳棚拿來、搭在營外、離營遠遠的、稱為會幕、凡求耶和華的、就到營外的會幕那裏去。
8 摩西往帳棚去的時候、眾百姓都起來、站在各人帳棚門口、目送摩西、直到他進了帳棚。
9 摩西進了帳棚、雲柱就降下來、立在帳棚門口、耶和華與摩西說話。
10 眾百姓看見雲柱立在帳棚門口、就都起來、在各人帳棚門口下拜。
11 耶和華與摩西面對面說話、如同人與朋友說話一樣、摩西回營裏去、他的幫手、嫩的兒子約書亞、年輕不離開帳棚。
12 ○摩西對耶和華說、你雖對我說、領這百姓上去、卻沒有讓我知道你要與誰同去、你也曾說、我按名認識你、你在我眼前也蒙了恩、
13 現在我若在你眼前蒙了恩、求你將你的道指教我、使我認識你、好在你眼前蒙恩、也求你看顧這國是你的百姓。
14 耶和華說、我的臉要親自去、使你得安息。
15 摩西說、你若不親自去、就不要領我們從這裏上去、
16 我與你的百姓在你眼前蒙恩、豈不在乎你與我們同去麼、我與你的百姓、就可以分別出來、與地上的萬民不同了。
17 耶和華對摩西說、你所求的這事、我也要行、因為你在我眼前蒙了恩、我按名認識你。
18 摩西說、求你將你的榮耀顯給我看。
19 耶和華說、我要使我一切的良善從你面前經過、我要在你面前宣告我的名、耶和華、我要恩待誰、就恩待誰、我要憐憫誰、就憐憫誰。
20 又說、你不能看我的面、因為人見我的面、不能存活。
21 耶和華又說、我這裏有地方、你可以站在磐石上、
22 我的榮耀經過的時候、我要把你放在磐石穴中、用我的手遮蓋你、等我過去了、
23 我要把我的手收回來、你就看見我的背、我的面卻不可見。

34 耶和華對摩西說、你要鑿出兩塊石版、和先前的一樣、我要把你所打碎、先前那兩塊版上的話、寫在這版上。
2 你要預備好了、早晨上西奈山來、在山頂上站在我面前。
3 這山上不可有人、也不可讓人在山的各處出現、連羊群牛群也不可在這山前吃草。
4 ○摩西鑿出兩塊石版、和先前的一樣、清早起來、遵著耶和華所吩咐的、手裏拿著兩塊石版、上西奈山去了。
5 耶和華在雲中降臨、與他同在那裏、宣告耶和華的名。
6 耶和華在他面前經過、宣告說、耶和華、耶和華、是有憐憫、有恩典、不輕易發怒、並有豐盛的慈愛和誠實、
7 為千萬人存留慈愛、赦免罪孽、過犯、和罪惡、雖然不全然免去刑罰、必追討人的罪孽、自父及子、直到三四代之久。
8 摩西急忙低頭、向地下拜、
9 說、我主阿、我若在你眼前蒙了恩、求你與我們同行、雖然這是硬著頸項的百姓、求你赦免我們的罪孽、我們的過犯、收我們為你的產業。
10 ○耶和華說、我在你眾百姓面前立約、我要行奇事、為全地萬國所未曾行的、你所在的眾民都要看見耶和華的作為、因為我為你所行的是可畏的。
11 我今日所吩咐你的、你要謹守、我要在你面前趕出亞摩利人、迦南人、赫人、比利洗人、希未人、耶布斯人。
12 你要謹慎、不可與你所要進入之地的居民立約、恐怕他們在你中間成為網羅。
13 你們要拆毀他們的壇、打碎他們的柱像、砍下他們的亞舍拉像、
14 因為你不可敬拜別神、耶和華名為忌邪者、他是忌邪的神。
15 恐怕你與那地的居民立約、他們隨從自己的神、祭祀他們的神、有人邀請你、你就吃他的祭物、
16 你為你的兒子娶他們的女兒、他們的女兒隨從自己的神、使你的兒子也隨從他們的神、行邪淫。
17 你不可為自己鑄造神像。
18 ○你要守除酵節、照我所吩咐你的、在亞筆月內的指定時候吃七日無酵餅、因為這月你從埃及出來。
19 凡頭生的都是我的、你牛羊頭生的公牛羊羔、都要歸我。
20 頭生的驢要用羊羔贖回來、若不贖回來、

八 つみなきもの　無辜者と義者とはこれを殺すなかれ我は惡き者を義とせざるなり八 汝賄賂を受べからず
賄賂は人の目を暗まし義者の言を曲しむるなり九 他國の人を虐ぐべからず汝等はエジプトの國にをる時
十 は他國の人にてありだれば他國の人の心を知なり十 汝六年の間汝の地に種播きその實を穫いるべし
十一 但し第七年にはこれを息ませて耕さずにおくべし而して汝の民の貧き者に食ふことを得せしめよ其餘
十二 れる者は野の獸これを食はん汝の葡萄園も橄欖園も斯のごとくなすべし十二 汝六日の間汝の業を
なし七日に息むべし斯汝の牛および驢馬を息ませ汝の婢の子および他國の人をして息をつかしめよ十三
十三 わが汝に言し事に凡て心を用ひよ他の神々の名を稱ふべからずまた之を汝の口より聞ゆしめざれ十四 汝年
十四 に三度わがために節筵を守るべし十五 汝無酵パンの節禮をまもるべし即ちわが汝に命ぜしごとくアビブ
十五 の月の定の時において七日の間酵いれぬパンを食ふべし其はその月に汝エジプトより出たればなり徒手
十六 にてわが前に出る者あるべからず十六 また穡時の節筵を守るべし是すなはち汝の勞苦によりて成る者を年の終に田野より收藏る
初の實を祝ふなり又收藏の節筵を守るべし是すなはち汝の男
十七 者なり十七 汝の男たる者は皆年に三次主エホバの前に出べし十八 汝わが犧牲の血を酵いれしパンさゝるもに
十八 献ぐべからず又わが節筵の脂を翌朝まで殘しおくべからず十九 汝の地に初に結べる實の初を汝の神エホバ
十九 の室に持きたるべし汝山羊羔をその母の乳にて煮べからず二十 視よ我天の使をつかはして汝に先たせ途に
二十 て汝を守らせ汝をわが備へし處に導かしめん二一 汝等その前に謹みをりその言にしたがへ之を怒らするな
二一 かれ彼なんぢらの咎を赦さゞるべしわが名かれの中におればなり二二 汝もし彼が言にしたがひ凡てわが言さ
二二 ころを爲ば我なんぢの敵の敵となり汝の仇の仇となるべし二三 わが使汝にさきだらゆきて汝をアモリ人
二三 ヘテ人ペリジ人カナン人ヒビ人およびエブス人に導きいたらん我かれらを絶べし二四 汝かれらの神を拜
二四 むべからずこれに奉事べからず彼らの作にならふべからず汝其等を悉く毀ちその偶像を打摧くべし二五 汝
二五 等の神エホバに事へよ然ばエホバ汝らのパンと水を祝し汝らの中より疾病を除きたまはん二六 汝の國の

十七 中には流産する者なく姙ざる者なかるべし我汝の日の數を盈さん二七 我わが畏懼をなんぢの前に遣し汝
二七 が至るところの民をことごとく敗り汝の諸の敵をして汝に後を見せしめん二八 我黃蜂を汝の先につか
二八 はさん是ヒビ人カナン人およびヘテ人を汝の前より逐はらふべし二九 我かれらを一年の中には汝の前より
二九 逐はらはじ恐くは土地荒れ野の獸增て汝を害せん三十 我漸々にかれらを汝の前より逐はらはん汝は遂に
三十 增てその地を獲にいたらん三一 我なんぢの境をさだめて紅海よりペリシテ人の海にいたらせ曠野より河にい
三一 たらしめん我この地に住る者を汝らの手に付さん汝かれらを汝の前より逐はらふべし三二 汝およびかれら
三二 らの神と何の契約をもなすべからず三三 彼らは汝の國に住べからず恐くは彼なんぢに我に罪を犯さし
三三 めん汝もし彼等の神に事なばその事かならず汝の機檻となるべきあり

第二十四章

一 又モーセに言たまひけるは汝アロン、ナダブ、アビウおよびイスラエルの七十人の長老さゝ
二 もにエホバの許に上りきたれ而して汝等遙にたちて拜むべし二 モーセ一人エホバに近づくべし彼等は近る
三 べからず又民もかれとゝもに上るべからず三 モーセ來りてエホバの諸の言およびその諸の典例を民に告し
四 に民みな同音に應て云ふエホバの宣ひし言は皆われらこれを爲べし四 モーセエホバの言をことごく書記し
五 朝夙に興いでゝ山の麓に壇を築きイスラエルの十二の支派にしたがひて十二の柱を建て五 而してイスラエル
六 の子孫の中の少き人等を遣はしてエホバに燔祭を献げしめ牛をもて酬恩祭を供へしむ六 モーセ時にその血
七 の半をとりて鉢に盛れ又その血の半を壇の上に灑ぎりセ 而して契約の書をとりて民に誦きかせたるに彼ら應
八 へて言ふエホバの宣ふ所は皆われらこれを爲て遵ふべしと八 モーセすなはちその血をとりて民に灑ぎて言
九 ふ是すなはちエホバが此諸の言につきて汝と結たまへる契約の血なり九 斯てモーセ、アロン、ナダブ、アビ
十 ウおよびイスラエルの七十人の長老のぼりゆきて十 イスラエルの神を見るにその足の下には澄明る青玉を
十一 もて作れるごとき物ありて耀ける天空にさも似たり十一 神はイスラエルの此頭人等にその手をかけたまはざ
十二 りき彼等は神を見又食飲をなせり十二 茲にエホバ、モーセに言たまひけるは山に上りて我に來り其處にを

十三 れ我わが彼等を教へんために書しるせる法律と誡命を載るところの石の板を汝に與へん 十三 モーセその從者
十四 ヨシユアところもに起あがりモーセのぼりて神の山に至る 十四 時に彼長老等に言けるは我等の汝等に歸るまで汝等は此に待ちをれ視よアロンとホル汝等ところもに在り凡て事ある者は彼等にいたるべし 十五 而してモー
十五 セ山にのぼりしが雲山を蔽ひをる 十六 すなはちエホバの榮光シナイ山の上に駐りて雲山を蔽ふこと六日なり
十六 しが七日にいたりてエホバ雲の中よりモーセを呼たまふ 十七 エホバの榮光山の巓に燃る火のごとくイスラエル
十七 の子孫の目に見えたり 十八 モーセ雲の中に入り山に登れりモーセ四十日四十夜山に居る

第二十五章

一 エホバ、モーセに告て言たまひけるは 二 イスラエルの子孫に告て我に獻物を持きたれと言へ 凡てその心に好んで出す者よりは汝等その我に獻ぐべきその
三 獻物は是なり即ち金、銀、銅、 四 青、紫、紅の線、麻、山羊毛、 五 赤染の牡羊の皮、貉の皮、合歡木、 六 燈
四 油、塗膏と馨しき香を調ふるところの香料、 七 縞瑪瑙およびエポデと胸牌に嵌る玉石、 八 彼等わがために聖所
五 を作るべし我かれらの中に住んと 九 凡てわが汝に示すところに循ひ幕屋の式樣およびその器具の式樣にしたがひてこれを作るべし 十 彼等合歡木をもて櫃を作るべしその長は二キユビト半その濶は一キユビト半その高は
六 一キユビト半なるべし 十一 汝純金をもて之を蔽ふべし即ち內外ともにこれを蔽ひその上の周圍に金の緣を
七 造るべし 十二 汝金の環四箇を鑄てその四の足につくべし即ち此傍に二箇の輪彼傍に二箇の輪をつくべし 十三
八 汝また合歡木をもて杠を作りてこれに金を着すべし 十四 而してその杠を櫃の邊旁の環にさしいれてこれをも
九 て櫃を舁べし 十五 杠は櫃の環に差いれおくべし其より脫はなすべからず 十六 汝わが汝に與ふる律法をその櫃
十 に藏むべし 十七 汝純金をもて贖罪所を造るべしその長は二キユビト半なるべし 十八 汝金をもて二箇のケルビムヲ作るべし即ち槌にて打てこれを作り贖罪所の兩傍に置べし 十九 一のケ
十一 ルビムを此旁に一のケルビムを彼旁に造れ即ちケルビムを贖罪所の兩旁に造るべし 二十 ケルビムは翼を高
十二 く展べその翼をもて贖罪所を掩ひその面を互に相向くべしケルビムの面は贖罪所に向ふべし 二
十三 汝贖罪所を櫃の上に置また我が汝に與ふる律法を櫃の中に藏むべし 二二 其處にて我なんぢに會ひ贖
十四 罪所の上より、律法の櫃の上なる二箇のケルビムの間よりして我イスラエルの子孫のためにわが汝に命ぜんと
十五 する 諸の事を汝に語ん 二三 汝また合歡木をもて案を作るべし其長は二キユビト其濶は一キユビト其
十六 の高は一キユビト半なるべし 二四 而して汝純金をもてこれに冠冕を作るべし 二五 汝その
十七 四圍に掌寬の邊をつくりその邊の周圍に金の小緣を作るべし 二六 またそれがために金の環四箇を作りその足
十八 の四隅にその環をつくべし 二七 環は邊の側に附べし是は案を舁ところの杠をいるる處なり 二八 また合歡木を
十九 もてその杠をつくりてこれに金を着すべし案はこれに因て舁るべきなり 二九 汝また其に用ふる皿、匙、灌および酒を灌ぐところの罍を作るべし純金をもてこれを造るべし 三十 汝案の上に供前のパンを置て常にわが前にあらしむべし 三一 汝純金をもて一箇の燈臺を造るべし燈臺は槌をもてうちて之を作るべしその盞座、軸、萼、節、花は其に聯らしむべし 三二 又六の枝その旁より出しむべし即ち燈臺の三の枝は此旁より出で燈臺の三の枝は彼旁より出しむべし 三三 巴旦杏の花の形せる三の萼、節および花ところもに此枝にあり又巴旦杏の花の形せる三の萼、節および花ところもに彼枝にあるべし燈臺より出る六の枝を皆斯のごとくにすべし 三四 巴旦杏の花の形せる四の萼その節および花ところもに燈臺にあるべし 三五 兩箇の枝の下に一箇の節あらしめ又その兩箇の枝の下に一箇の節あらしめ又その兩箇の枝の下に一箇の節あらしむべし燈臺より出る六の枝みな是のごとくなるべし 三六 その節と枝とは其に連ならしめ皆槌にて打て純金をもて造るべし 三七 又それがために七箇の燈盞を造りその燈盞をも純金ならしむべし 三九 燈臺と此の諸の器具を造るには純金一タラントを用ふべし 四十 汝山にて示されし式樣にしたがひて之を作ることに心を用ひよ

第二十六章

一 汝また幕屋のために十の幕を造るべしその幕は即ち麻の撚絲青、紫、および紅の線をもて之を造り精巧にケルビムをその上に織出すべし 二 一の幕の長は二十八キユビト一の幕の濶は四キユビト

三 なるべし幕は皆その寸尺を同うすべし三その幕五箇を互に連れあはせ又その他の幕五箇をも互に連れあはす
四 べし四而してその一聯の幕の邊においてその聯
五 の邊にも斯なすべし五汝一聯の幕に襍五十を
六 の襍をして彼と此と相對せしむべし六而して金の
七 なすべし七汝また山羊の毛をもて幕をつくりて幕屋の上の蓋となすべし即ち幕十一をつくるべし八その一箇
八 の幕の長は三十キユビトその一箇の幕の濶は四キユビトなるべし即ちその十一の幕は尺寸を一にすべし九
九 而してその幕五を一に聯れまたその幕六を一に聯れその第六の幕を幕屋の前に摺むべし十又その一聯の
十 幕の邊すなはちその聯絡處の端に襍五十を付け又他の一聯の幕の聯絡處にも襍五十を付べし十一而し
十一 て銅の鍰五十を作りその鍰を襍にかけてその幕を聯れあはせて一となすべし十二その天幕の幕の餘れる遺
十二 餘すなはちその餘れる半幕をば幕屋の後に垂しむ
十三 べし十三天幕の幕の餘れる者は此旁に一キユビト彼旁に一
十四 キユビトあり之を幕屋の兩傍此方彼方に垂てこれを蓋ふべし十四汝赤く染たる牡山羊の皮をもて幕屋の
十五 蓋をつくりその上に貛の皮の蓋をほどこすべし十五
十六 板の長は十キユビト一枚の板の濶は一キユビト半
十七 なるべし十七板ごとに二の榫をつくりて彼と此と交指しめ
十八 よ幕屋の板には皆斯のごとく爲べし十八汝幕屋の
十九 ろべし十九而してその二十枚の板の下に銀の座四十を造るべし即ち此板の下にもその二の榫のために二の座
二十 あらしめ彼板の下にもその二の榫のために二の座
二一 にも板二十枚を作ろべし二一而してこれに銀の座四十を作り此板の下にも二の座彼板の下にも二の座あらし
二二 むべし二二幕屋の後すなはちその四の方のために板六枚を造るべし二三又幕屋の後の兩の隅のために板二
二三 枚を作るべし二四その二枚は下にて相合せしめその頂まで一に連ならしむべし一箇の鍰に於て然りその二
二四 枚ともに是の如くなろべし其等は二の隅のために設くる者なり二五その板は合て八枚その銀の座は十六座、

二六 此板にも二の座、彼板にも二の座あらしむべし二六汝合歡木をもて横木を作り幕屋の此方の板のために五本
二七 を設くべし二七また幕屋の彼方の板のために横木五本を設くべし二八板の眞中にある中間の横木をば端より端まで通らしむべし二九而してその板に金を着せ
二八 五本を設くべし二八板の眞中にある中間の横木をば端より端まで通らしむべし二九而してその板に金を着せ
二九 金をもて之がために鍰を作りて横木をこれに貫き又その横木に金を着すべし三十汝山にて示されしところ
三十 のその模範にしたがひて幕屋を建べし三一汝また青、紫、紅の線および麻の撚糸をもて幕を作り巧にケル
三一 ビムをその上に織いだすべし三二而して金を着たる四本の合歡木の柱の上に之を掛べしその鉤は金にしその
三二 柱は四の銀の座の上に置べし三三汝その幕を鍰の下に掛け其處にその幕の中に律法の櫃を藏むべしその幕す
三三 なはち汝らのために聖所と至聖所とを分たん三四汝至聖所にある律法の蓋の上に贖罪所を置
三四 べし三五而してその幕の外に案を置え幕屋の南の方に對はしむべし案は北の方に置べし三六
三五 又青、紫、紅の線および麻の撚糸をもて幔を織なして幕屋の入口に掛べし三七又その幔のために合歡木を
三六 もて柱五本を造りてこれに金を着せその鉤を金にすべし又その柱のために銅を鑄べし

第廿七章

一 汝合歡木をもて長五キユビト濶五キユビトの壇を作ろべしその壇は四角その高は三キユビ
二 トなるべし二その四隅の上に其の角を作りてその
三 角は其より出しめその壇には銅を着すべし三又灰を受る
四 盛と火鏟と鉢と肉叉と火鼎を作ろべし皆銅をもて之を作ろべし四汝壇のために銅をもて金
五 網を作りその網の上にその四隅に銅の鍰を四箇作ろべし五而してその網を壇の中程の邊の下に置て之を壇
六 の半に達せしむべし六又壇のために杠を作ろべし即ち合歡木をもて杠を造り銅をこれに着すべしセその杠
七 を鍰に貫きその杠を壇の兩傍にあらしめて之を舁べし八壇は汝が山にて示されしごとくにこれを造ろべし南に向ひては庭のために南の方に長百キユビトの
八 しごとくにこれを造ろべし南に向ひては庭のために南の方に長百キユビトの
九 汝また幕屋の庭をつくるべし南に向ひては庭のために南の方に長百キユビトの
十 細布の幕を設けてその一方に當べし十その二十の柱およびその二十の柱の鉤および桁
十一 は銀にすべし十一又北の方にあたりて長百キユビトの幕をその縦に設くべしその二十の柱とその柱の二十の

十二 座は銅にし柱の鉤とその桁は銀にすべし十二庭の横すなはちその西の方には五十キユビトの幕を設くべし
十三 十四 その柱は十その座も十十三また東に向ひては庭の東の方の濶は五十キユビトにすべし十四而して此一旁に
十五 十五キユビトの幕を設くべしその柱は三その座も三
十六 は三その座も三十六庭の門のために青、紫、紅の線および麻の撚糸をもて織なしたる二十キユビトの幔
十七 を設くべしその柱は四その座も四十七庭の四周の柱は皆銀の桁をもて繞けその鉤を銀にしその座を銅にす
十八 べし十八庭の縦は百キユビトその横は五十キユビト宛その高は五キユビト麻の撚糸をもてつくりなしその座
十九 を銅にすべし十九凡て幕屋に用ふるところの諸の器具並にその釘および庭の釘は銅をもて作るべし
二十 二十汝又イスラエルの子孫に命じ燃燬を掲で取たる清き油を燈火のために汝に持きたらしめて絕ず燈火を
二一 ともすべし二一集會の幕屋に於て律法の前なる幕の外にアロンとその子等晩より朝までエホバの前にその
燈火を整ふべし是はイスラエルの子孫が世々たえず守るべき定例なり

第二十八章

一 一汝イスラエルの子孫の内より汝の兄弟アロンとその子ナダブ、
二 アビウ、エレアザル、イタマルを汝に至らしめて彼を
三 兄弟アロンのために聖衣を製りて彼の身に顯榮と榮光あらしむべし三汝凡て心に智慧ある者すなは
四 ち我が智慧の靈を充しおきたる者等に語りてアロンの衣服を製しめ之を用てアロンを聖別て我に祭司の職を
なさしむべし四彼等が製るべき衣服は是なり即ち胸牌、エポデ、明衣、間格の裏衣、頭帕および帶、彼
五 等汝の兄弟アロンとその子等のために聖衣をつくりて彼をして祭司の職を我にむかひてなすことを
六 えせしむべし五即ち彼等金、青、紫、紅の糸および麻糸をとり
七 および麻の撚糸をもて巧にエポデを織なすべし七エ
八 すべし八エポデの上にありてこれを束ぬるところの帶はその物同うしてエポデの製のごとくにすべし即ち
金、青、紫、紅の糸および麻の撚糸をもてこれを作るべし九汝二の縞瑪瑙を取てその上にイスラエ

ルの子等の名を鎸つくべし十即ち彼等の誕生にしたがひてその名六を一の玉に鎸りその遺餘の名六を外の玉
十一 に鎸べし十一玉に彫刻する人の印を刻がごとくに汝イスラエルの子等の名をその二の玉に鎸つけその玉を
十二 金の槽に嵌べし十二この二の玉をエポデの肩帶の上
十三 ちアロン、エホバの前において彼等の名をその兩の肩に負て記念とならしむべし十三汝金の槽を作るべし
十四 而して純金を紐て紐のごとき二箇の鏈を作りその組る鏈をかの槽につくべし十五汝また審判の胸牌を
十五 巧に織なしエポデの製のごとくに之をつくるべし即ち金、青、紫、紅の線および麻の撚糸をもてこれを
十六 製るべし十六是は四角にして二重なるべく其長は半キユビトその濶も半キユビトなるべし十七汝またその
十七 中に玉を嵌て玉を四行にすべし即ち赤玉、黄玉、瑪瑙の一行を第一行とすべし十八第二行は紅玉、
十八 青玉、金剛石十九第三行は深紅玉、白瑪瑙、紫玉、二十第四行は黄線玉、懲玢、碧玉凡
十九 て金の槽の中にこれを嵌べし二一その玉はイスラエル
二十 の子等の名に循ひその名のごとくにこれを十二にすべ
二一 し而してその十二の支派の各々の名は印を刻ごとく
二二 る鏈を胸牌の上につくべし二三また胸牌の上に金
二三 の金の紐二條を胸牌の端の二箇の環につくべし即ち
二四 の肩帶の上につけてその前にあらしむべし二六又二箇の金の環をつくりて之を胸牌の兩の端につくべし
二五 汝純金を紐のごとくにこれを鏈つくべし二四かし而してその十二の支派の名は印を刻ごとく
二六 汝また金の環二箇を作り胸牌の兩の端にその二箇の環をつけ二四か
二七 そのエポデに對ふところの内の邊にこれをつくべし二七汝また金の環二箇を造りてこれをエポデの兩傍の
二八 下の方につけその前の方にてその聯接る處に對ひてエポデの帶の上にあらしむべし二八胸牌は奇紐をもてそ
二九 の環によりて之をエポデの環に結ひつけエポデの帶の上にあらしむべし然せば胸牌エポデを離ること無ろ
三十 べし二九アロン聖所に入る時はその胸にある審判の胸牌にイスラエルの子等の名を帶てこれをその心の
上に置きエホバの前に恒に記念さならしむべし三十汝審判の胸牌にウリムとトンミムをいれアロンをして
その心の上に置しむべしアロンはエホバの前に常にイスラエルの子孫の審

三一 刺を帶てその心の上に置べし　三一 エポデに屬する明衣は凡てこれを青く作るべし　三二 頭をいる〳〵孔はその眞
三二 中に設くべし又その孔の周圍には織物の緣をつけて鎧の領盤のごとくになして之を綻びざらしむべし　三三
三三 その裾には青、紫、紅の糸をもて石榴をつくりてその裾の周圍につけ又四周に金の鈴をその間々につ
三四 くべし　三四 即ち明衣の裾には金の鈴に石榴又金の鈴に石榴とその周圍につくべし　三五 アロン恭事をなす時
三五 にこれを着べし彼が聖處にいりてエホバの前に至る時また出きたる時にはその鈴の音聞ゆべし斯せば彼
三六 死ることあらじ　三六 汝純金をもて一枚の前板を作り印を刻がごとくにその上にエホバに聖さ鐫つけ
三七 之を青紐につけて頭帕の上にあらしむべし即ち頭帕の前の方にこれをつくべし　三七 是はアロンの額
三八 にあるべしアロンはイスラエルの子孫が獻ぐるところの聖物すなはちその獻ぐる諸の聖き供物の上に
三九 あるところの罪を負べしこの板をば常にアロンの額にありて永くエホバの前に其等の受納られんためな
四〇 り　三九 汝麻糸をもて裏衣を間格に織り麻糸をもて頭帕を作りまた帶を繡工に織おすべし　四十 汝またア
四一 ロンの子等のために裏衣を作り彼らのために帶を作りてその身に顯榮と榮光あらしむべし　四一 而して汝これを汝の兄弟アロンおよび彼と偕にいる二人の子等にも著せ膏を彼等に灌ぎこれを立て
四二 これを聖別てこれをして祭司の職を我になさしむべし　四二 又かれらのためにその陰所を蔽ふ腰の褌を
四三 製り腰より髀に達らしむべし　四三 アロンとその子等は集會の幕屋に入る時又は祭壇に近づきて聖所に
四四 職事をおす時はこれを着べし斯せば愆をかうむりて死ることなからん是は彼およびその後の子孫の永く守る
四五 べき例なり

第廿九章

一 汝かれらを聖別て彼らをして我にむかひて祭司の職をなさしむるには斯これに爲べし即ち
二 若き牡牛と二の全き牡山羊を取り二 無酵パン、油を和たる無酵菓子および油を塗たる無酵煎餅を
三 取べし是等は麥粉をもて製るべし　三 而してこれを一箇の筐にいれ牡牛および二の牡山羊とともにこれをその
四 筐のまゝに持きたるべし　四 汝またアロンとその子等を集會の幕屋の口に携きたりて水をもて洗ひ
五 清め　五 衣服をとりて裏衣、エポデに屬する明衣エポデおよび胸牌をアロンに著せエポデの帶を之に帶しむ
六 べし　六 而してかれの首に頭帕をかむらせその頭帕の上にかの聖金板を戴しめ　七 澆油を取
七 てこれを彼の首に傾け澆ぐべし　八 又かれの子等を携來りて之に裏衣を著せ　九 之に帶を帶しめ頭巾をこれにか
八 むらすべし即ちアロンとその子等に斯なすべし祭司の職はかれらに歸す永くこれを例となすべし汝斯アロ
九 ンとその子等を立べし　十 汝集會の幕屋の前に牡牛をひき來らしむべし而してアロンとその子等その牡牛
十 の頭に手を按べし　十一 かくして汝集會の幕屋の口にてエホバの前にその牡牛を宰すべし　十二 汝その牡牛
十一 の血をとり汝の指をもてこれを壇の角に塗りその血をばことごく壇の下に灌ぐべし　十三 汝またその臟腑を
十二 裹むところの諸の脂、肝の上の網膜および二の腎とその上の脂を取てこれを壇の上に燔べし　十四 但しその牡
十三 牛の肉とその皮および糞は營の外にて火に燒べし是は罪祭なり　十五 汝かの牡山羊一頭を取るべし而してアロ
十四 ンとその子等その牡山羊の上に手を按べし　十六 汝その牡山羊を宰しその血をとりてそれを壇の上の周圍に灌
十五 ぐべし　十七 汝その牡山羊を切割きその臟腑とその足を洗ひて之をその肉の塊とその頭の上におくべし　十八 汝
十六 その牡山羊を壇の上に悉く燒べし是エホバにたてまつる燔祭なり是は馨しき香にしてエホバにたてまつる
十七 火祭なり　十九 汝また今一の牡山羊をとるべし而してアロンとその子等その牡山羊の頭の上に手を按べし
十八 二十 汝すなはちその牡山羊を殺しその血をとりてこれをアロンとその衣服およびその子等とその
十九 衣服清淨なるべし　二一 汝その牡山羊の血をとりてこれをアロンとその衣服およびその子等とその
二十 衣服の上に灌ぐべし二一 又壇の上の血をとり灌油をとりてこれをアロンの衣服およびその子等とその
二一 衣服の上に灌ぐべし斯彼とその衣服およびその子等とその衣服清淨なるべし　二二 汝その牡山羊の脂と脂の尾およびその臟腑を裹る脂、肝の上の網膜、二
二二 箇の腎とその上の脂および右の腿を取べし是は任職の牡山羊なり　二三 汝またエホバの前にある無酵パン
二三 の籠の中よりパン一個と油入りたる菓子一個と煎餅一個を取べし　二四 汝これらを悉くアロンの手とその子
二四 等の手に授けこれを搖てエホバに搖祭となすべし　二五 而して汝これらを彼等の手より取て壇の上にて燔祭に

二六 くはへて焼くべし是すなはちエホバの前に馨しき香となるべし
二七 ロンの任職の牡山羊の胸を取てこれをエホバの前に揺て揺祭となすべし是汝の受るところの分なり
二八 汝その揺ところの揺祭の物の胸および挙るところの挙祭の物の腿すなはちアロンとその子等の任職の
牡山羊の胸と腿を聖別つべし二八是はアロンとその子等に帰すべしイスラエルの子孫永くこの例を守るべ
きなり是はイスラエルの子孫が酬恩祭の犠牲の中よりさゝぐところの挙祭にしてエホバになすところの挙祭
二九 なり二九アロンの聖衣は其後の子孫に帰すべし子孫これを着て膏をそゝがれ職に任ぜらるべきなり三十
三十 アロンの子孫の中彼にかはりて祭司となり集会の幕屋にいりて聖所に職をなす者は先七日の間これを
三一 着べし三一汝任職の牡山羊を取り聖所にてその肉を煮べし三二アロンとその子等は集会の幕屋の戸
三二 口においてその牡山羊の肉と籠の中のパンを食ふべし三三卽ち贖ふ物すなはち彼らを立て彼らを聖別るに用
三三 るところの物を彼らは食ふべし餘の人は食ふべからず三四もし任職の肉あるひはパ
三四 ン旦まで遺りをらばその遺者は火をもてこれを焼べし是は聖ければ食ふべからず三五汝わが凡て汝に命ずる
三五 ごとくにアロンとその子等に斯なすべし即ち彼らのために七日のあひだ任職の禮をおこなふべし三六汝
三六 日々に罪祭の牡牛一頭をさゝげて贖罪をなし壇のために贖をなして之を聖別めまた壇を聖ならしむべし
三七 を聖別べし三七汝七日のあひだ壇のために贖をなして之を聖別め至聖き壇とならしむべし凡て壇に摂る者
三八 は聖なるべし三八汝が壇の上にさゝぐべき者は是なり即ち一歳の羔二を日々絶ず献ぐべし三九一の羔
三九 は朝にこれを献げ一の羔は夕にこれを献ぐべし四十一の羔
四十 を和たるを添へ又灌祭として酒一ヒンの四分の一を
四一 き素祭と灌祭をこれと共にさゝげ馨しき香とならしめエホバに火祭たらしむべし四二是すなはち汝らが代
四二 代絶ず集会の幕屋の門口にてエホバの前に献ぐべき燔祭なり我其處にて汝等に会ひ汝と語ふべし四三其處
四三 にて我イスラエルの子孫に会ん幕屋はわが榮光によりて聖ろるべし四四我集会の幕屋と祭壇を聖めん亦ア
四四 ロンとその子孫を聖めて我に祭司の職をなさしむべし
四五 我イスラエルの子孫の中に居て彼らの神さならん
四六 彼等は我が彼らの神エホバにして彼等の中に住んさて彼等をエジプトの地より導き出せし者なるここを
四六 知ん我はかれらの神エホバなり

第三十七章

一 汝香を焚く壇を造るべし即ち合歓木をもてこれを造るべし二その長は一キユビトその寛も一
二 キユビトにして四角ならしめ其高は三キユビトにしてその上その四傍その
三 角ともに純金を着せその周圍に金の縁を作るべし四汝また其角は其より出しむべし三而してその上その四傍その
四 めに作るべし即ちその兩傍にこれを作るべし是すなはちこれを律法の櫃の傍なる轅の前に置て律法の上なる贖罪
五 歓木をもてこれを作りて之に金を着すべし六汝これを
六 所に對はしむべし其處はわが汝に會ふ處なりセアロン朝ごとにその上に馨しき香を焚べし彼燈火を整ふる
七 時はその上に香を焚べきなり八アロン夕に燈火を燃す時はその上に香を焚べし是香はエホバの前に汝等が
八 代々絶すべからざる者なり九汝等その上に異る香を焚べからず燔祭をも素祭をも献ぐべからず又その上に灌
九 祭の酒を灌ぐべからず十アロン年に一回贖罪の罪
十 の祭の血をもてその壇の角のために贖をなすべし汝等
十一 代々年に一度是がために贖をなすべし是はエホバに最も聖き者たるなり十一エホバ、モーセに告て言た
十二 まはく十二汝がイスラエルの子孫の數を數へしらぶるにあたりて彼等は各人その數へらるゝ時にその生命の
十三 贖をエホバにたてまつるべし是はその數ふる時にあたりて彼等の中に災害のあらざらんためなり十三凡て
十四 數へらるゝ者の中に入る者は聖所のシケルに遵ひて半シケルを出すべし一シケルは二十ゲラなり即ち半
十五 シケルをエホバにたてまつるべし十四凡て數へらるゝ者の中に入る者即ち二十歳以上の者はエホバに献
十六 納物をなすべし十五汝らの生命を贖ふためにエホバに献納物をあすにあたりては富者も半シケルより多く
十七 出すべからず貧者も其より少く出すべからず十六汝イスラエルの子孫より贖の金を取てこれを幕屋
十七 の用に供ふべし是はエホバの前にイスラエルの子孫の記念となりて汝らの生命を贖ふべし十七エホバ、モー

セに告て言たまはく 十八 汝また 銅 をもて洗盤をつくりその趾をも 銅 になして洗ふことのために供へ之を
十九 集 會の幕屋と壇との間に置てその中に水をいれおくべし 十九 アロンとその子等はそれに就て手と足を洗ふ
二十 べし 二十 彼等は 集 會の幕屋に入る時に水をもて洗ふことを爲て死をまぬかるべし亦壇にちかづきてその職
二一 をなし火祭をエホバの前に焚く時も然すべし 二一 即ち斯その手足を洗ひて死を免かるべし是は彼とその子孫
二二 の代々常に守るべき例なり 二二 エホバまたモーセに言たまひけるは 二三 汝また重立たる香物を取れ即ち淨
二三 沒藥五百シケル香しき肉桂その半二百五十シケル香しき菖蒲二百五十シケル 二四 桂枝五百シケルを 聖 所
二四 のシケルに遵ひて取り又橄欖の油一ヒンを取べし 二五 汝これをもて 聖 灌 膏 を製べしすなはち薫 物
二五 を製る法にしたがひて 香 膏 を製るべし是は 聖 灌 膏 たるなり 二六 汝これを 集 會の幕屋と律法の櫃
二六 に塗り 二七 案とそのもろ〳〵の器具、燈臺とそのもろ〳〵の器具、香壇 二八 並に燔祭の壇とそのもろ
二七 もろの器具および洗盤とその墓に塗べし 二九 汝是等を聖めて至 聖 らしむべし凡てこれに捫る者は 聖
二八 ならん 三十 汝アロンとその子等に膏をそゝぎて之を立て彼らをして我に祭司の職をなさしむべし 三一 汝
二九 イスラエルの子孫に告ていふべし是は汝らが代々我のために用ふべき 聖 灌 膏 なり 三二 是は人の身に濫
三十 ぐべからず汝等また此 膏 をもて是に等き物を製るべからず是は 聖 し汝等これを 聖 物 となすべし 三三 凡て
三一 之に等き物を製る者凡てこれを餘 人につくる者は 民の中より絕るべし 三四 エホバ、モーセに言たまは
三二 く汝ナタフ、シケレデ、ヘルベナの香物を取りその香物を淨き乳香に和あはすべしその量は 各 等からし
三三 むべきなり 三五 汝これを以て香を製るべし即ち薫 物を製り鹽をこれにくはへ潔く且 聖 らしむべし 三六 汝またその
三四 中にある律法の前にこれを供ふべし是は汝等においてその幾分を細に搗て我が汝に會ふところなる 集 會の幕屋の
三五 中にある律法の前にこれを供ふべし是は汝等においてその幾分を細に搗て我が汝に會ふところなる 集 會の幕屋の
三六 をもてこれを自己のために製るべからず是は汝にとりて 聖 き者なり 三七 汝が製るところの香は汝等その量
三七 を製りてこれを嗅ぐ者はその民の中より絕るべし 三八 凡て是に均き者

第三十一章

一 エホバ、モーセに告て言たまひけるは 二 我ユダの支派のホルの子なるウリの子ベザレルを
名指て召し 三 神の靈をこれに充して智慧と了知と 四 奇巧を露して金、銀および
銅の作をなすことを得せしめ 五 玉を切り嵌め木に彫刻みて 諸 の類の工をなすことを得せしむ 六 視よ我ま
たダンの支派のアヒサマクの子アホリアブを與へて彼とゝもならしむ凡て心に智ある者に我智慧を授け彼
等をして我が汝に命ずる所の事を盡くなさしむべし 七 即ち 集 會の幕屋、律法の櫃、その上の贖罪所、
幕屋の 諸 の器具、洗盤とその臺、 八 供職の衣服、祭司
の 諸 の器具、 九 燔祭の壇とその 諸 の器具、および灌 奠 ならびに 聖 所 の 器
の衣服 十 および灌 奠 ならびに 聖 所 の 器 なり 十一 エホバ、イスラエルの子孫に告て言たまひけるは 十二
日を守るべし是は我と汝等の間の代々の徴にして汝等に我の汝等を 聖 からしむるエホバなるを知しむる爲の
者なればなり 十三 即ち汝等 安 息 日を守るべし是は汝等に 聖 日あればなり凡てこの日を瀆す者は必ず殺さるべし
凡てその日に働作をなす人はその民の中より絕るべし 十四 六日の間 働 をなすべし第七日は 大 安 息 にして
エホバに 聖 なり凡て 安 息 日に働作をなす者は必ず殺さるべし 十五 イスラエルの子孫は 安 息 日を守り代
代 安 息 日を祝ふべし是は永遠の契約なり 十六 是は我とイスラエルの子孫の間の徴たるなり其は
エホバ六日の中に天地をつくりて七日に休みて 安 息 に入たまひたればなり 十七
十八 エホバシナイ山にてモーセに
語ることを終たまひし時律法の板二枚をモーセに賜ふ是は石の板にして神が手をもて書したまひし者なり

第三十二章

一 茲に民モーセが山を下ることの遲きを見民 集 りてアロンの許に至りこれに言けるは起よ汝わ
れらを導く神を我等のために作れ其は我らをエジ
プトの國より導き上りし彼モーセ其人は如何になりしか知
らざればなり 二 アロンかれらに言けるは汝等の妻と
子 息 女等の耳にある金の環をとりはづしてアロンの許に持來りければ 四 アロンこれを彼等の
三 是において民みなその耳にある金の環をとりはづしてアロンの許に持來りければ 四 アロンこれを彼等の

五 手より取り鎖鑿をもて之が形を造りて犢を鑄なしたるに人々言ふイスラエルよ是は汝をエジプトの國より導
六 きのぼりし汝の神ありと五アロンこれを見てその前に壇を築き而してアロン宣告て明日はエホバの祭禮あり
七 と言ふ六是において人衆明朝早く起いで〻燔祭を献げ酬恩祭を供ふ民坐して飲食し起て戯る七エホバ、
八 モーセに言たまひけるは汝往て下れよ汝がエジプトの地より導き出せし汝の民は惡き事を行ふなり八彼等
九 は早くも我が彼等に命ぜし道を離れ已のために犢を鑄なしてそれを拜み其に犠牲を献げて言ふイスラエルよ
十 是は汝をエジプトの地より導きのぼりし汝の神なりと九エホバまたモーセに言たまひけるは我この民を覩た
十一 り視よ是は項の強き民なり十然ば我を阻ろなかれ我かれらに向ひて怒を發して彼等を滅し盡さん而して汝を
十二 して大なる國をなさしむべし十一モーセその神エホバの面を和めて言けるはエホバよ汝おごて彼の大なる權
十三 能と強き手をもてエジプトの國より導きいだしたまひし汝の民にむかひて怒を發したまふや十二何ぞエジプ
ト人をして斯言しむべけんや曰く彼は禍をくだして彼等を山に殺し地の面より滅し盡さんとて彼等を導き
出せしなりと然ば汝の烈き怒を息め汝の民にこの禍を下さんとせしを思ひ直したまへ十三汝の僕アブ
ラハム、イサク、イスラエルを憶ひたまへ汝は自己さして彼等に誓ひて我天の星のごとくに汝等の子孫を增し
又わが言ふところの此地をことごとく汝等の子孫にあたへて永くこれを有たしめんと彼等に言たまへりと
十四 エホバ是においてその民に禍を降んとせしを思ひ直したまへり十五モーセすなはち身を轉して山より
下れりかの律法の二枚の板その手にあり此板はその兩面に文字あり即ち此面にも彼面にも文字あり十六此板
は神の作なりまた文字は神の書にして板に彫つけてあり十七ヨシユア民の呼ばる聲を聞てモーセにむかひ
中に戰爭の聲すと言ければ十八モーセ言ふ是は勝鬨の聲にあらず又敗北の號呼聲にもあらず我が聞ところの
ものは歌唱ふ聲なりと十九斯てモーセ營に近づくに及びて犢と舞跳を見たれば怒を發してその手よりかの板
を擲ちこれを山の下に碎けり二十而して彼等が作りし犢をとりてこれを火に燒き碎きて粉となしてこれを水
に撒きイスラエルの子孫に之をのましむ二一モーセ、アロンに言けるは此民汝に何をなして、汝かれらに大

二二 なる罪を犯させしや二二アロン言けるは吾主よ怒を發したまふ勿れ此民の惡なるは汝の知ところなり二三彼
二三 等われに言けらく我らを導く神をわれらのために作れ其は我らをエジプトの國より導き上りし彼モーセ其人
二四 は如何になりしか知ざればなりと二四是において我凡て金をもつ者はそれをとりにつぜと彼等に言ければ則
二五 ちそれを我に與へたり我これを火に投たれば此犢出きたれりと二五モーセ民を視るに縱肆に事をなす、
二六 アロン彼等をして縱肆に事をなさしめたれば彼等はその敵に笑ひぐさとされるなり二六茲にモーセ營の門
二七 に立ち凡てエホバに歸する者は我に來れと言ければレビの子孫みな集りてかれに至る二七モーセすなはち彼
等に言けるはイスラエルの神エホバ斯言たまふ汝等おの〳〵劍を横たへて門より門と營の中を彼處此處に行
めぐりて各人その兄弟を殺し各人その伴侶を殺し各人その隣人を殺すべしと二八レビの子孫すなはちモ
二八 ーセの言のごとくに爲たればその日民凡三千人殺されたり二九是に於てモーセ言ふ汝等おの〳〵その子を
二九 もその兄弟をも願ずして今日エホバに身を献げ而して今日福祉を得よ三十明日モーセ民に言けるは
三十 汝等は大なる罪を犯せり今我エホバの許に上りゆかんこすれば我なんぢらの罪を贖ふを得ることもあらん三一モ
三一 ーセすなはちエホバに歸りて言けるは嗚呼この民の罪は大なる罪なり彼等は自己のために金の神を作れり
三二 然ざかなはゞ彼等の罪を赦したまへ然ずば願くは汝の書しるしたまへる書の中より吾名を抹さりたまへ
三三 エホバ、モーセに言たまひけるは凡てわれに罪を犯す者をば我これをわが書より抹さらん三四然ば今往て
三四 民を我が汝につげたる所に導けよ吾使者汝に先だちて往ん但しわが罰をおこなふ日には我かれらの罪を
三五 罰せん三五エホバすなはち民を擊たまへり是はかれら犢を造りたるに因る即ちアロンこれを造りしなり

第廿二章

一 茲にエホバ、モーセに言たまひけるは汝と汝がエジプトの國より導き上りし民此を起いで〻
我がアブラハム、イサク、ヤコブに誓ひて之を汝の子孫に與へんと言しその地に上るべし二我一の使を遣し
て汝に先だゝしめん我カナン人アモリ人ヘテ人ペリジ人ヒビ人、エブス人を逐はらひ三なんぢらをして乳
と蜜の流るゝ地にいたらしめん然ど我は汝の中にありては共に上ちし汝は項の強き民なれば恐くは我途にて

汝を滅すにいたらん　四民この悪き告を聞て憂へ一人もその粧飾を身につくる者なし　五エホバ、モーセに言たまひけるはイスラエルの子孫に言へ汝等は項の強き民なり我もし一刻も汝の中にありて往ば汝を滅すにいたらん然ば今汝らの粧飾を身より取すてよ然せば我汝に爲べきことを知んと　六是をもてイスラエルの子孫ホレブ山より以來はその粧飾を取すてゐ居ぬ　七モーセ幕屋をとりてこれを營の外に張て營と遙に離れしめ之を集會の幕屋と名けたり凡てエホバに求むることのある者は出ゆきて營の外なるその集會の幕屋にいたる　八モーセの出て幕屋にいたる時には民みな起あがりてモーセが幕屋にいるまで各〻その天幕の門口に立てかれを見るルモーセ幕屋にいれば雲の柱くだりて幕屋の門口に立つ而してエホバ、モーセと　九モーセふたゝび民みな幕屋の門口に雲の柱の立つを見れば民みな起て各人その天幕の門口にて拜をなす　十一人がその友に言談ごとくにエホバモーセと面をあはせてものいひたまふモーセはその天幕に歸りしがその僕なる少者ヌンの子ヨシユアは幕屋を離れざりき　十二茲にモーセ、エホバに言けるは視たまへ汝はこの民を導き上れとわれに言たまひながら誰を我とゝもに遣したまふかを我にしらしめたまはず汝かつて言たまひけらく我名をもて汝を知る汝はまた我前に恩を得たりと　十三然ば我もし誠に汝の目の前に恩を得たらば願くは汝の道を我に示して我に汝を知しめ我をして汝の目の前に恩を得せしめたまへ又汝この民の汝の有なるを念たまへ　十四エホバ言たまひけるは我　汝と共にゆくべし我汝をして安憩にならしめん　十五モーセエホバに言けるは我　親　汝と共にゆくべし我名をもて言けるは汝もしみづから行たまはずば我等を此より上らしめたまふ勿れ　十六我と汝の民とが汝の目の前に恩を得たればなり我わが　諸〻の善を汝の前に通らしめエホバの名を言たまはく我わが汝と汝の民とが地の諸〻の民に異る者を得ることは如何にして知るべきや是汝が我等とゝもに往たまひて我と汝の民とが地の諸〻の民に異る者さなるによるにあらずや　十七エホバ、モーセに言たまひけるは汝が言ることこの事をも我爲ん汝はわが目の前に恩を得たればなり我名をもて汝を知なり　十八モーセ願くは汝の榮光を我に示したまへと言ければ　十九エホバ言たまはく我わが諸〻の善を汝の前に通らしめエホバの名を汝の前に宣ん我は惠んとする者を惠み憐まんとする者を憐むなり　二十又言たまはく汝はわが面を見ることあたはず我を見て生る人あらざればなり　二一而してエホバ言たまひけるは視よ我が傍に一の處あり汝磐の穴にいれ我が過る時にわが手をもて汝を蔽はん　二二而わが手を除る時に汝わが背後を見るべし

第三段　第廿四章

一茲にエホバ、モーセに言たまひけるは汝彼の前の板にありし言を我その板に書さん　二詰朝までに準備をなし朝の中にシナイ山に上り山の顛に於て吾前に立て　三誰も汝とゝもに上るべからず又誰も山の中に居べからず又その山の前にて羊や牛を牧ふべからず　四モーセすなはち石の板二枚を前のごとくに斫て作れ汝が砕きし

まひしごとくにシナイ山にのぼりゆけり　五エホバ雲の中にのべ宣たまふ　六エホバすなはち彼の前を過て宣たまはくエホバ、エホバ憐憫あり恩惠あり怒ることの遲く恩惠と眞實の大なる神　七恩惠を千代までも施し惡と過と罪とを赦す者　又罰すべき者をば必ず赦すことをせず父の罪を子に報い子の子に報いて三四代におよぼす者　八モーセ急ぎ地に躬を鞠めて拜し　九言けるはエホバよ我もし汝の目の前に恩を得たればなり我等の惡と邪とを赦し我等を汝の所有となしたまへ　十エホバ言たまふ視よ我契約をなす我未だ全地に行はれし事あらざるところの奇跡を汝の總躰の民の前に行ふべし汝が住ところの國の民みなエホバの所行を見ん我が汝をもて爲ところの事は怖るべき者なればなり　十一汝わが今日汝に命ずるところの事を守れ視よ我アモリ人、カンナ人、ヘテ人、ペリジ人、ヒビ人、エブス人を汝の前より逐はらふ　十二汝みづから愼め汝が往ところの國の居民と契約をむすぶべからず恐くは汝の中において機檻となることあらん　十三汝らかへつて彼等の祭壇を崩しその偶像を毀ちそのアシラ像を斫たふすべし　十四汝は他の神を拜むべからず然ば汝その地の居民と契約を結ぶべからず恐くは彼等がその神々を慕ひて其淫をおこないその神々に犧牲をさゝぐる時に汝を招きてその犧牲に就て食はし

十六 むる者あらん 十六又恐くは汝かれらの女子等を汝の息子等に娶すことありて彼等の神々を慕ひ
十七 て姦淫を行ひ汝の息子等をして彼等の神々を慕て姦淫をおこなはしむるにいたらん 十七汝おのれのために
十八 神々を鑄なすべからず○十八汝無酵パンの節筵を守るべし即ち我が汝に命ぜしごとくアビブの月のその
十九 期におよびて七日の間無酵パンを食ふべし其はアビブの月にエジプトより出たればなり 十九首出たる
二十 者は皆吾の所有なり亦汝の家畜の首生の牡なる者も牛羊ともに皆しかり 二十但し驢馬の首生は羔羊をも
二一 て贖ふべし若し贖はずばその頸を折べし汝の息子の中の初子は皆贖ふべし我前に空手にて出るものあるべ
二二 からず 二一六日の間汝働作をなし第七日に休むべし耕耘時にも收穫時にも休むべし 二二汝七週の
二三 節筵すなはち麥秋の初穗の節筵を爲し又年の終に收藏の節筵をなすべし 二三年に三回汝の男子みな主エホ
二四 バ、イスラエルの神の前に出べし 二四我國々の民を汝の前より逐はらひて汝の境を廣くせん汝が年に三回
二五 のぼりて汝の神エホバのまへに出る時には誰も汝の國を取んとする者あらじ 二五汝わが犧牲の血を有酵パ
二六 ンとともに供ふべからず又逾越の節の犧牲は明朝まで存しおくべからざるなり 二六汝の土地の初穗の初
二七 を汝の神エホバの家に携ふべし汝山羊羔をその母の乳にて煮べからず 二七斯てエホバ、モーセに言たまひけ
二八 るは汝是等の言語を書しるせ我是等の言語をもて汝およびイスラエルと契約をむすべばなり 二八彼はエホ
二九 バとともに四十日四十夜其處に居しが食物をも食ず水をも飲ざりきエホバその契約の詞なる十誡をかの板の
三十 上に書したまへり○二九モーセその律法の板二枚を己の手に執てシナイ山より下りしがその山より下りし時
三一 にモーセはその面の己がエホバと言ひしにより光を發つを知ざりき 三十アロンおよびイスラエルの子孫モ
三二 ーセを見てその面の皮の光を發つを視怖れて彼に近づかざりし 三一モーセかれらを呼りアロンおよび會
三三 衆の長等すべてモーセの所に歸りたれば モーセ彼等と言ふ 三二斯ありて後イスラエルの子孫みな近より
三四 ければモーセ、エホバがシナイ山にて己に告たまひし事等をことごとく盡くこれに諭せり 三三モーセかれらと語ふこ
三五 とを終て覆面帕をその面にあてたり 三四但しモーセはエホバの前にいりてともに語るにまで覆面帕を除きてをりまた出きたりてその命ぜられし事をイスラエルの子孫に告ぐ 三五イスラエルの子孫
モーセの面を見るにモーセの面の皮光を發つモーセは入てエホバと言ふまでまたその覆面帕を面にあてを

第二十五章

一 モーセ、イスラエルの子孫の會衆を盡く集てこれに言ふ是はエホバが爲せと命じたまへ
二 る言なり 二即ち六日の間は働作を爲べし第七日は汝等の聖日エホバの大安息日なり凡てこの日に働作をな
三 す者は殺さるべし 三安息日には汝等の一切の住處に火をたく可らず○四モーセ、イスラエルの子孫の會
四 衆に徧く告て言ふ是はエホバの命じたまへることころの事なり 五曰く汝等が有る物の中より汝等エホバに獻
五 ぐる者を取べし凡て心より願ふ者は其を携へきたりてエホバに獻ぐべし即ち金銀、銅、六青、紫、紅の線、
六 麻糸、山羊の毛、七赤染の牡羊の皮、獾の皮、合歡木、八燈油、灌膏と馨しき香をつくる香物、九惣珩、
七 エポデと胸牌に嵌る玉十凡て汝等の中の心に智慧ある者來りてエホバの命じたまひし者を悉く造るべし
八 十一即ち幕屋その天幕その頂蓋その鉤その版その橫木その柱その座 十二その櫃とその杠、贖罪所、隱蔽の
九 幕、十三案子とその杠およびその諸の器具、供前のパン 十四燈明の臺その器具とその盞およびその燈火の油
十 十五香壇とその杠、灌膏、馨しき香、幕屋の入口の幔 十六燔祭の壇およびその銅の網その杠その諸
十一 の器具洗盤とその臺 十七庭の幕その柱その座、庭の口の幔 十八幕屋の釘、庭の針およびその紐 十九聖所
十二 にて職をなすところの供職の衣、即ち祭司の職をなす時に用ふる者なる祭司アロンの聖衣およびその子
十三 等の衣服 二十斯てイスラエルの子孫の會衆みなモーセの前を離れて去しが 二一凡て心に感じたる者凡て心
十四 より願ふ者は來りてエホバへの獻納物を攜へいたり集會の幕屋とその諸の用に供へ又聖衣のために
十五 供へたり 二二即ち凡て心より願ふ者は男女ともに鐲釦、耳鐺、指鐺、頸玉、諸の金の物を攜へいた
十六 れり又凡て金の獻納物をエホバに爲す者も悉せり 二三凡て青、紫、紅の線および麻絲、山羊の毛、赤染の
十七 牡羊の皮獾の皮ある者は是を攜へいたり 二四凡て銀および銅の獻納物をなす者はこれを攜へきたりてエ

ホバに獻げ又物を造るに用ふべき合歡木ある者は其を携へいたれり二五また凡て心に智慧ある婦女等はその手をもて紡ぐことをなしその紡ぎたる者なる青、紫、紅の線および麻絲を携へきたり二六凡て智慧ありて心に感じたる婦人は山羊の毛を紡げり二七又長たる者どもは瑪瑙および嵌入の石エポデと胸牌に嵌べき玉を携へいたり二八燈火と澆奠と薫しき香とに用ふる香物と油を携へいたれり二九斯イスラエルの子孫悦んでエホバに獻納物をなせり即ちエホバがモーセに藉て爲せと命じたまひし諸の工事をなすことを得せしめたまふ即ち彫刻、文織、および青、紫、紅の線と麻絲の刺繍並に機織等凡て諸の類の工をなすことを得せしめたまふなり

第三十五章

一偖ベザレルとアホリアブおよび凡て心の頴敏き人即ちエホバが智慧と了知をあたへて聖所の用に供ふるところの諸の工をなすことを知得せしめたまへる者等はエホバの凡て命じたまひし如くに事をなすべかりしニモーセすなはちベザレルとアホリアブおよび凡て心の頴敏き人々なはちその心にエホバが智慧をさづけたまひし者凡そ來りてその工をなさんと心に望むところの者を召よせたり三彼等は聖所の用にそなふるところの工事をなさしむるためにイスラエルの子孫が携へきたりし諸の献納物をモーセの手より受たりしが民は尚また朝ごとに自意の献納物をモーセに持きたるなすところの智き人等みな各々その爲ところの工をやめて來りて告げていひけるは民餘りに多く持きたれればエホバが爲せと命じたまひし工事をなすに用ふるに餘ありと六モーセすなはち命を傳へて營中に宣布し

めて云く男女ともに今よりは聖所に献納物をなす七其はその有ところの物すでに一切の工をあすに足て且餘あればなり八偖彼等の中心に智慧ありてその工を爲るところの者十の幕をもて幕屋を造れりその幕は麻の撚糸と青、紫、紅の糸をもて巧にケルビムを織ふして作れる者なり九その幕は各々長二十八キユビト一ありて而してその幕五箇を互に連れあはせ又その幕五箇をたがひに連れあはせ十一一聯の幕の邊においてその連絡處の端に青色の襻を造り又他の一聯の幕の聯絡處の邊にも襻五十をつくりまた他の一聯の幕の聯絡處の邊にも襻五十をつくりて金の鈎五十をつくりその鈎をもてその幕を彼と此と相連れたれば一箇の幕屋となせりその造れる幕は十一あり十五その幕は各々長三十キユビト、毛をもて幕をつくりて幕屋の上の天幕となせりその幕はおの〳〵寛四キユビトにして十一の幕は寸尺同一なり十六その幕五を一幅に連れまたその幕六を一幅に連れ十七その幕の邊において連絡處に襻五十をつくり十八又銅の鈎五十をつくりてその天幕をつられあはせて一とならしめ十九赤染の牡羊の皮をもてその天幕の頂蓋をつくりてその上に獾の皮の蓋を設けたり〇二十又合歡木をもて幕屋の竪板をつくれり二一板の長は十キユビト板の寛は一キユビト半二二一の板に二の榫ありて彼と此と交指ふ、幕屋の板には皆かくのごとくに造りあせり二三又幕屋のために板を作れり即ち南に於は南の方に板二十枚二四その二十枚の板の下に銀の座四十をつくれり即ち此板の下にも二の座ありてその二の榫を承け彼板の下にも二の座ありてその二の榫のために板二十枚を作り二六又その銀の座四十をつくれり即ち此板の下にも二の座あり彼板の下にも二の座あり二七又幕屋の後面すなはちその西のために板六枚をつくり二八幕屋の後の兩隅のために板二枚宛をつくれり二九その二枚は下にて相合しその頂まで一に連なれり一箇の環に於て然りその二枚ともに是のごとし是等は二隅のために設けたる者なり三十その板は八枚ありそ

の座は銀の座十六座あり各〻の板の下に二の座あり三一 又合歡木をもて横木を作れり即ち幕屋の此方の板の
ために五本を設け三二幕屋の彼方の板のために横木五
五本を設けたり三三 又中間の横木をつくりて板の眞中において端より端まで通らしめ三四而してその板に金
を着せ金をもて之がために纏をつくりて横木をこれに貫き又その横木に金を着たり三五 又青、紫、紅の糸
および麻の撚糸をもて幕をつくり巧にケルビムをその上に織いだし三六 それがために合歡木をもて四本の柱
をつくりてこれに金を着せたりその鉤は金なり又銀をもてこれが座四を鑄たり三七 又青、紫、紅の
糸および麻の撚糸をもて幕屋の入口に掛る幔を織なし三八 その五本の柱とその鉤とを造りその柱の頭と桁
に金を着せたり但しその五の座は銅なりき

第二十六章

一 ベザレル合歡木をもて櫃をつくれりその長は二キユビト半、その寛は一キユビト半、その高は
一キユビト半、二而して純金をもてその内外を蔽ひてその上の周圍に金の縁をつくれり三 又金の環四個を鑄て
その四の足につけたり即ち此旁に二個の輪、彼旁に二個の輪を付く四 又合歡木をもて杠を作りてこれに金を
着せ五 その杠を櫃の旁の環にさしいれて之をもて櫃をかくべからしむ六 又純金をもて贖罪所を造れ
りその長は二キユビト半、その寛は一キユビト半なり七 又金をもて二箇のケルビムを作れり即ち鎚にて打て
之を贖罪所の兩傍に作り八 一箇のケルビムを此方の末に一箇のケルビムを彼方の末に置り即ち贖罪所
の兩傍にケルビムを作れりケルビムは翼を高く展べ其翼をもて贖罪所を掩ひ其面をたがひに相向く
即ちケルビムの面は贖罪所に向ふ九 又合歡木をもて案を作り其長は二キユビト其寛は一キユビト其高は
一キユビト半十一而て純金を之に着せ其周圍に金の縁をつけ十二 又其四圍に掌寛の邊を作り其邊の周圍に
金の小縁を作り十三 而て之が爲に金の環四箇を鑄其足の四隅に其環を付たり十四 即ち環は邊の側に在て案を
舁く杠を入る處なり十五 而て合歡木をもて案を舁く杠を作て之に金を着せたり十六 又案の上の器具即ち皿、
匙、杓及び酒を濯ぐ罌を純金にて作り十七 又純金をもて一箇の燈臺を造り即ち鎚にて打て其燈臺

を作り其臺座、軸、甍、節、及び花は其に連る十八 六の枝その旁より出づ即ち燈臺の三の枝は此旁より
出で燈臺の三の枝は彼旁より出づ十九 巴旦杏の花の形せる三の甍、節および花さゝもに此枝にあり又巴旦
杏の花の形せる三の甍、節および花さゝもに彼枝にあり燈臺より出る六の枝みな斯のごとし二十 巴旦杏の
形せる四の甍その節および花さゝもに燈臺にあり二一 兩箇の枝の下に一箇の節あり又兩箇の枝の下に一箇
の節あり又兩箇の枝の下に一箇の節あり燈臺より出る六の枝みな是のごとし二二 その節と枝とは其に連れり
皆槌にて打て純金をもて造れり二三 又純金をもて七箇の燈盞と燈鉗と剪燈盤を造れり二四 燈臺とそ
の諸の器具は純金一タラントをもて作れり二五 又合歡木をもて香壇を造れりその長一キユビト、その寛一キ
ユビトにして四角なりその高は二キユビトにしてその角は其より出づ二六 その上その四傍その角ともに純
金を着せその周圍に金の縁を作れり二七 又その兩面に金の縁の下に金の環二箇をこれがために作れり即ち
その兩旁にこれを作る是すなはち之を舁さゝろの杠を貫くさゝろなり二八 又合歡木をもてその杠をつくり
て之に金を着せたり二九 又藥物をつくる法にしたがひて 聖 灌 膏と香物の淨き香さを製れり

第二十七章

一 又合歡木をもて燔祭の壇を築けりその長は五キユビトにして四角その
は三キユビトにしてその四隅の上に其の角を作りてその角は其より出しめその壇には銅を着せたり三 又
その壇の諸〻の器具すなはち盛さ火鼎さ鉢さ肉叉さ火盤さを悉く銅にて造る四 又壇のために
銅の網をつくりこれを壇の中程の邊の下に置て壇の半に達せしめ五 その銅の網の四隅に四個の環を鑄
て杠を貫く處さなし六 合歡木をもてその杠をつくりて之に銅を着せ七 壇の兩傍の環にその杠をつらぬき
て之を舁べからしむその壇は板をもてこれを空につくれり八 また銅をもて洗盤をつくりその盤をも銅に
す即ち集會の幕屋の門にて役事をなすさゝろの婦人等の鏡をもて之を作れり九 又庭を作れり南に於ては庭
の南の方に百キユビトの細布の幕を設く十 その柱は二十その座は二十にして共に銅なりその柱の鉤および
桁は銀なり十一 北の方には百キユビトの幕を設くその柱は二十その座は二十にして共に銅なりその柱の鉤

十二 と桁は銀なり 十二 西の方には五十キユビトの幕を設くその柱は十その座は十その柱の鉤と桁は銀なり 十三 東
十三 においては東の方に五十キユビトの幕を設く 十四 而してこの一旁に十五キユビトの幕を設くその柱は三、そ
十四 の座も三、 十五 又かの一旁にも十五キユビトの幕を設くその柱は三、その座も三、即ち庭の門の此旁彼旁と
十五 もに然り 十六 庭の周圍の幕はみな細布なり 十七 柱の座は銅、柱の鉤と桁は銀、柱の頭の包は銀なり庭の
十六 十七 柱はみな銀の桁にて連る 十八 庭の門の幔は青、紫、紅、の絲および麻の撚絲をもて織なしたる者なりその
十八 長は二十キユビト、その寬における高は五キユビトにして庭の幕と等し 十九 その柱は四、その座は四にして
十九 共に銅その鉤は銀、その頭の包と桁は銀なり 二十 幕屋およびその周圍の庭の釘はみな銅なり 二一 幕屋
二十 二一 につける物すなはち律法の幕屋につける物を量るに左のごとし祭司アロンの子イタマルモーセの命にしたが
二一 ひてレビ人を率ひ用ひてこれを量れるなり 二二 ユダの支派のホルの子なるウリの子ベザレル凡てエホバのモ
二二 二三 セに命じたまひし事等をなせり 二三 ダンの支派のアヒサマクの子アホリアブ彼ざうもにありて雕刻、織文
二三 をなし青、紫、紅、の絲および麻絲をもて文繡をなせり 二四 聖所の諸の工作をなすに用たる金は聖所
二四 二五 のシケルにしたがひて言ば都合二十九タラント七百三十シケルにしたがひて言ば百タラント千七百七十五シケルな
二五 會衆の中の核數られし者の獻げし銀は聖所のシケルにしたがひて言ば百タラント千七百七十五シケルなり
二六 二六 凡て數らるゝ者の中に入し者即ち二十歳以上の者六十萬三千五百五十人ありたれば聖所のシケ
二七 ルにしたがひて言ば一人に一ベカとなる是すなはち半シケルなり 二七 百タラントの銀をもて聖所の座と幕
二八 の座を鑄たり百タラントをもて百座をつくれば一座すなはち一タラントなり 二八 又千七百七十五シケルをも
二九 て柱の鉤をつくり柱の頭を包み又柱を連れわはせたり 二九 又獻納たるところの銅は七十タラント二千
三十 四百シケルなり 三十 是をもちひて集會の幕屋の門の座および幕屋の門の座および幕屋の諸の釘と庭の周圍の諸の釘を作れり
三一 具をつくり 三一 庭の周圍の座と庭の門の座および幕屋の諸の釘と庭の周圍の諸の釘を作れり

第卅九章

一 青、紫、紅、の絲をもて聖所にて職をなすところの供職の衣服を製り亦アコンのために聖衣を製りエホバのモーセに命じたまひしごとくせり 二 エポデを製り金を薄片に打展べ剪て縷となしこれを
二 三 又これがために肩帶をつくりて之を連れその兩の端において之を連れ 三 エポデの上にありて之を束ぬるところ
三 四 の帶はその物同じうして其の製のごとし即ち金、青、紫、紅の絲および麻の撚絲をもて製る者なりエ
四 五 ホバのモーセに命じたまひしごとくなり 六 又瑪瑙を琢て金の槽に嵌め印を刻がごとくにイスラエルの子等
六 の名をこれに鐫つけセこれをエポデの肩帶の上につけてイスラエルの子孫の記念の玉ならしむエホバのモ
七 ーセに命じたまひしごとし 八 また胸牌を巧に織なしエポデの製のごとくに金、青、紫、紅の絲および麻
八 の撚絲をもてこれを製れり 九 胸牌は四角にして之を二重につくりたればこれを二重にしてその長半キユビトその闊
九 半キユビトあり 十 その中に玉四行を嵌む即ち赤玉、黄玉、瑪瑙の一行を第一行とす 十一 第二行は
十 十一 紅玉、青玉、金剛石 十二 第三行は深紅玉、白瑪瑙、紫玉、凡て金の槽の中にこれを嵌たり 十四 その玉はイ
十四 スラエルの子等の名にしたがひ其名のごとくにその十二の支派の各々の名をこれに鐫つけたり 十五 又純金を紐のごと
十五 くに組たる鏈を胸牌の上につけたり 十六 又金をもて二箇の環二箇を造りてこれをエポデの兩の端につけ
十六 十七 かの金の紐二條を胸牌の端の二箇の環につけたり 十八 而してその二條の紐の兩の端をエポデの肩帶の上
十七 十八 の二箇の槽に結ひエポデの肩帶の上につけてその前にあらしむ 十九 又二箇の金の環をつくりて之を胸牌の兩の
十九 端につけたり即ちそのエポデに對ふところの內の邊にこれを付く 二十 また金の環二箇を造りてこれをエポデ
二十 の兩傍の下の方につけてその前の方にてその聯接る處に對てエポデの帶の上にあらしむ 二一 胸牌をしてエポデを離るゝことなからしむエホバのモーセに命じたまひしごとし 二二 又エポデの帶の上にあらしめ胸牌をもてその環によりて之をエポデに屬する明衣は凡てこれを青く織なせり 二三 明衣の孔はその眞中にありて鎧の領盤のごとしその孔の周圍に絲ありて綻びざらしむ 二四 而して明衣の裾に

青、紫、紅の撚絲をもて石榴を作りつけ 二五 又純金をもて鈴をつくりその鈴を明衣の裾の石榴の間に
つけ周圍において石榴の間〻にこれをつけたり 二六 即ち鈴に石榴、鈴に石榴と供職の明衣の裾の周圍につ
けたりエホバのモーセに命じたまひしごとし 二七 又アロンとその子等のために織布をもて裏衣を製り 二八 細
布をもて頭帕を製り細布をもて美しき頭巾をつくり麻の撚絲をもて褌をつくり 二九 麻の撚絲および青、
紫、紅の絲をもて帶を織なせりエホバのモーセに命じたまひしごとし 三十 又純金をもて聖冠の前
板をつくり印を刻がごとくにその上にエホバに聖しいふ文字を書つけ 三一 之に青紐をつけて之を頭帕の上
に結つけたりエホバのモーセに命じたまひし如し ○ 三二 斯集會の天幕なる幕屋の諸の工事成ぬイスラエ
ルの子孫エホバの凡てモーセに命じたまひしごとくに爲て斯おこなへり 三三 人衆幕屋と天幕とその諸の器
具をモーセの許に携へいたる即ちその鈎その板その横木その柱その座 三四 赤染の牡羊の皮の蓋、獏の皮の蓋、
障蔽の幕 三五 律法の櫃とその杠、贖罪所 三六 案とその諸の器具、供前のパン、 三七 純金の燈臺とその諸の器具
すなはち陳列る燈盞とその諸の器具ならびにその燈火の油 三八 金の壇、灌奠、香、幕屋の門の幔子
三九 銅の壇、その銅の網とその杠およびその諸の器具と洗盤とその座、四十 庭の幕、その柱とその座、庭の
門の幔子その紐とその釘ならびに幕屋に用ふる諸の器具、集會の天幕のために用ふる者 四一 聖所にて
つとめ職をなす時に用ふる祭司アロンの聖衣およびその子等の衣服 四二 斯エホバの凡てモーセに命じたまひし
ごとくにイスラエルの子孫その諸の工事をなせり 四三 モーセその一切の工作を見るにエホバの命じたまひ
しごとくに造りてあり即ち是のごとくに作りてあればモーセ人衆を祝せり

第四十章

一 茲にエホバ、モーセに告て言たまひけるは 二 正月の元日に汝集會の天幕の幕屋を建べし 三 而して汝その中に律法の櫃を置、幕をもてその櫃を障蔽し 四 又案を携へいり陳設の物を陳設け且燈臺を携へいりてその燈盞を置うべし 五 汝また金の香壇を律法の櫃の前に置、幔子を幕屋の門に掛け 六 燔祭の壇を集會の天幕の幕屋の門の前に置、七 洗盤を集會の天幕とその壇の間に置、て之に水をいれ 八 庭の周圍に籬籬をたて庭の門に幔子を垂れ 九 而して灌奠をとりて幕屋とその中の一切の物に灌ぎて其とこれきよめものすべ
その諸の器具を聖別べし是聖物とならん 十 又洗盤とその座を聖別べし 十一 壇は至聖物とならん 十二 アロンに聖衣を着せ彼に膏をそゝぎてこれを聖別めつとめ
職をなさしむべし 十三 又アロンの子等をつれきたりて之に明衣を着せ 十四 又かれの父になせるごとくに之に膏を灌ぎて祭司の職を我になさしむべし 十五 その父になせる
きなり 十六 モーセかく行へり即ちエホバの己に命じたまひしごとし 十七 第二年の正月にいたりて
その月の元日に幕屋起ぬ 十八 乃ちモーセ幕屋を建てその臺を置、その板をたてその横木をさしこみその柱
を立て 十九 幕屋の上に天幕を張り天幕の蓋をその上にほどこせりエホバのモーセに命じたまひしごとし 二十 而して
てかれ律法をとりて櫃に藏め杠を櫃につけ贖罪所を櫃の上に置、二一 櫃を幕屋に携へいり障蔽の幕を垂て
律法の櫃を隱せりエホバのモーセに命じたまひしごとし 二二 彼また集會の幕屋において幕屋の北の方にて
かの幕の外に案を置、二三 供前のパンをその上にエホバの前に陳設たりエホバのモーセに命じたまひしごとし 二四 又集會の幕屋において幕屋の南の方に燈臺をおきて案にむかはしめ 二五 燈盞をエホバの前にかゝげたりエホバのモーセに命じたまひしごとし 二六 又集會の幕屋において幕の前に金の壇を居、二七 その上に馨しき香を焚りエホバのモーセに命じたまひしごとし 二八 又幕屋の門に幔子を垂れ 二九 集會の天幕の幕屋の門に燔祭の壇を置、その上に燔祭と素祭をさゝげたりエホバのモーセに命じたまひし如し 三十 又集會の天幕とその壇の間に洗盤をおき其に水をいれて洗ふこゝの爲にす 三一 モーセアロンおよびその子等其につきて手足を洗ふ 三二 即ち集會の幕屋に入る時または壇に近づく時に洗ふこゝをせりエホバのモーセに命じたまひしごとし 三三 また幕屋と壇の周圍の庭に籬籬をたて庭の門に幔子を垂ぬ是モーセその工事を竣

三四 三五 三六 三七 三八

たり 三四 斯て雲集會の天幕を蓋てエホバの榮光幕屋に充たり 三五 モーセは集會の幕屋にいたることを得ざりき是雲その上に止り且エホバの榮光幕屋に盈たればなり 三六 雲幕屋の上より昇る時にはイスラエルの子孫途に進めり 其途々凡て然り 三七 然ど雲の昇らざる時にはその昇る日まで途に進むことをせざりき 三八 即ち晝は幕屋の上にエホバの雲あり夜はその中に火ありイスラエルの家の者皆これを見るその途々すべて然り

出埃及記　終

第一章

一 エホバ集會の幕屋よりモーセを呼びこれに告て言たまはくニ イスラエルの子孫に告てこれに言へ汝等の中の人もし家畜の禮物をエホバに供んとせば牛あるひは羊をさりてその禮物となすべし三 もし牛の燔祭をもてその禮物になさんとせば全き牡牛を供ふべし四 彼その燔祭とする者の首に手を按べし然ば受納られて彼のために贖の前にその受納たまふやうに供ふべし五 彼エホバの前にその犢を宰るべし又アロンの子等なる祭司等はその血を捧へきたりて集會の幕屋の門なる壇の四圍にその血を灌ぐべし六 彼またその燔祭の牲の皮を剝ぎこれを切わかつべしセ 祭司アロンの子等壇の上に火を置きその火の上に薪柴を陳べ八 而してアロンの子等なる祭司等その切わかてる者その首およびその脂を壇の上なる火の上にある薪の上に陳ぶべし九 その臟腑と足はこれを水に洗ふべし斯て祭司は一切を壇の上に燒て燔祭となすべし是すなはち火祭にして香たるなり十 またその禮物もし群の羊あるひは山羊の燔祭たらば全き牡を供ふべし十一 彼壇の北の方においてエホバの前にこれを宰るべしアロンの子等なる祭司等はその血を壇の四圍に灑ぐべし十二 彼また之を切わかちその首とその脂を截さるべし而して祭司これを皆壇の上なる火の上にある薪柴の上に陳ぶべし十三 またその臟腑と足はこれを水に洗ひ祭司一切を捧へきたりて壇の上に燒べし是燔祭となすなり是即ち火祭にしてエホバに嚙しき香たるあり十四 若また禽を燔祭となしてエホバに獻るならば鳩鳩またはは雛き鴿を捧へ來りて禮物となすべし十五 祭司はこれを壇にたづさへゆきてその首を切やぶりこれを壇の上に燒べしまたその血はこれをしぼりいだして壇の一方にぬるべし十六 またその嗉袋とその內の物はこれを除きて壇の東の方なる灰棄處にこれを棄べし十七 またその翼は切はなすことさ无にこれを割べし而して祭司これを壇の上にて火の上なる薪柴の上に燒べし是燔祭となすなはち火祭にしてエホバに嚙しき香たるなり

二 人祭祭の禮物をエホバに供ふる時は麥粉をもてその禮物となしその上に油をそゝぎ又その上

二 に乳香を加へ二これをアロンの子等なる祭司等の許に携へゆくべし斯てまた祭司はその麥粉と油一握をその一切の乳香とともに取り之を記念の分となして壇の上に焼べし是すなはち火祭にしてエホバに嘉しき香たるなり三素祭の餘はアロンとその子等に歸すべし是は

三 エホバに献る火祭の一にして至聖物たるなり四凡そ汝等がエホバに嘉しき香たる物をもて素祭の禮物となさんとせば麥粉に油を和て作れる無酵菓子および油を抹たる無酵

四 し爐に焼たる物ならば麥粉に油を和て酵いれすに作れる者を用ふ五汝これを細に割てその上に油をそゝぐべし是を素祭となす六汝これを細に割てその上に油をそゝぐべし是を

五 煎餅を用ふべし五汝の素祭とする禮物もし鍋に焼たる物ならば麥粉に油を和て酵いれすに作れる者を用ふ

六 べし六汝これを細に割てその上に油をそゝぐべし是を素祭となす七汝の素祭とする禮物もし釜に煮たる物なら

七 ば麥粉と油をもて作れる者を用ふべし八汝これ等の物をもてエホバに携へいたるべし是

八 を祭司に授さば祭司はこれを壇にたづさへ往きその素祭の中より記念の分をとりて壇の上に焚べし是すな

九 はち火祭にしてエホバに嘉しき香たるなり九素祭の餘はアロンとその子等に歸すべし是は

十 火祭の一にして至聖物たるなり十一凡そ汝等がエホバ

十一 汝等はエホバに献る火祭の中に酵または蜜を入て焚べからず十二但し初熟の禮物をそなふる時には汝等これ

十二 れをエホバにそなふべし然ど嘉しき香のためにこれを壇にそなふる事はなすべからず十三汝素祭を献るに

十三 は凡て鹽をもて之に味くべし汝の神の契約の鹽を汝の

十四 ふべし十四汝初穂の素祭をエホバにそなへんとせば穂を火にやきて殻をとりたる者をもて汝の初穂の禮

十五 物にそなふべし十五汝また油をその上にほどこし乳香をその上に加ふべし是を素祭となす十六祭司はその殻

十六 を去たる穀物の中および油の中よりその記念の分を取りその一切の乳香とともにこれを焚べし是すなはちエ

ホバにさゝぐる火祭なり

第二章

一 一人もし酬恩祭の犠牲を献るに當りて牛をとりて之を献るならば牝牡にかゝはらずその全き者をエホバの前に供ふべし二すなはちその禮物の首に手を按き集會の幕屋の門にこれを宰るべし而してアロンの子等なる祭司等その血を壇の周圍に灑ぐべし三彼はまたその酬恩祭の犠牲の中よりして火祭をエホバに献べし即ちその臟腑を裏むところの脂と臟腑の上の一切の脂四および二箇の腎とその上の脂の腰の兩傍にある者ならびに肝の上の網膜の腎とともに取べし五而してアロンの子等壇の上において火の上なる薪の上の燔祭の上にこれを焚べし是すなはち火祭にして香ばしきかをりなり六もしまたエホバに酬恩祭の犠牲を献るにあたりて羊をその禮物となすならば牝牡にかゝはらず其全き者を供ふべし七若また羔羊をその而してアロンの子等その血を壇の四圍にそゝぐべし八彼その酬恩祭の犠牲の中よりして火祭をエホバに献ぐべし即ちその脂をこりその尾を脊骨より全く斷きりまた臟腑を裏むところの脂と臟腑の上の一切の脂十および兩箇の腎とその上の脂の腰の兩傍にある者ならびに肝の上の網膜の腎とともに取べし十一祭司はこれを壇の上に焚べし是は火祭にしてエホバに香ばしきかをりなり十二もし山羊を禮物となすならばこれをエホバの前に牽來り十三其の首に手を按きこれを集會の幕屋の前に宰るべし而してアロンの子等その血を壇の四圍に灑ぐべし十四彼またその中よりして禮物をとりエホバに火祭をさゝぐべしすなはち臟腑を裏むところの脂と臟腑の上の一切の脂十五および兩箇の腎とその上の脂の腰の兩傍にある者ならびに肝の上の網膜の腎とともに取べし十六祭司はこれを壇の上に焚べし是は火祭にして香ばしきかをりなり脂はみなエホバに歸すべし十七汝等は脂と血を食ふべからず是は汝らがその一切の住處

第四章

一 一エホバまたモーセに告て言たまはくニイスラエルの子孫に告ていふべし人もし誤りてエホバの誡命に違ひて罪を犯しその爲べからざる事の一を行ふことあり三また若膏そゝがれし祭司罪を犯して民を罪に陷いるゝごとき事あらばその犯せし罪のために全き犢の若き者を罪祭としてエホバに献べし四即ちその牡犢を集會の幕屋の門に牽きたりてエホバの前にいたりその牡犢の首に手を按きその牡犢をエホバの前に宰るべし五かくて膏そゝがれし祭司その牡犢の血をとりてこれを集會の幕屋にたづさへ入り六而して祭司

指をその血にひたしてエホバの前聖所の障蔽の幕の前にその血を七次そゝぐべし七祭司またその血をとりてエホバの前にて集會の幕屋にある罄香の壇の角にこれを塗べしその牡犢の血は凡てこれを集會の幕屋の門にある燔祭の壇の底下に灌べし八またその牡犢の脂をことゞく取て罪祭に用ふべし即ち臟腑を裹む脂およびこころの脂と臟腑の上の一切の脂九および兩箇の腎とその上の脂の腰の兩旁にある者ならびに肝の上の網膜の腎の上に達る者を取べし十之を取には酬恩祭の犧牲の牛より取がごとくすべし而して祭司これを燔祭の壇の上に焚べし十一その牡犢の皮とその一切の肉および頭と脛と臟腑と糞等十二凡てその牡犢はこれを營の外に携へいだして灰を棄る塲なる清淨處にいたり火をもてこれを薪柴の上に焚べし即ち是は灰塚にて焚べきなり十三またイスラエルの全會衆過失をなしたるにその事會衆の目にあらはれずして彼等處に

つひにエホバの誡命の爲べからざる者を爲し罪を獲ることあらんに十四もしその犯せし罪あらはれなば會衆の者若き犢を罪祭に献ぐべし即ちこれを集會の幕屋の前に牽いたり十五會衆の長老等エホバの前にてその牡犢の首に手を按きその一人牡犢をエホバの前に宰るべし十六而して膏そゝがれし祭司その牡犢の血を集會の幕屋に携へいり十七祭司指をその血にひたしてエホバの前障蔽の幕の前にこれを七次そゝぐべし

十八祭司またその血をとりエホバの前にて集會の幕屋にある壇の角にこれを塗べしその血は凡てこれを集會の幕屋の門にある燔祭の壇の底下に灌べし十九またその脂をことゞく取て壇の上に焚べし二十すなはちその牡犢になしたるごとくにこの牡犢にもなし祭司これをもて彼等のために贖罪をなすべし然せば彼等赦されん二一かくして彼その牡犢を營の外にたづさへ出し初次の牡犢を焚しごとくにこれを焚べし是すなはち會衆の罪祭なり二二また牧伯たる者罪を犯しその神エホバの誡命の爲べからざる者を誤り爲て罪を獲ことあらんに二三若その罪を犯せしことを覺らば牡山羊の全き者を禮物に持きたり二四その山羊の首に手を按きその牲を宰る塲にてエホバの前にこれを宰るべし是すなはち罪祭なり二五祭司は指をもてその罪祭の牲の血をとりて燔祭の壇の角にこれを抹りその血をことゞく壇の底下に灌ぎ二六酬恩祭の犧牲の脂のごとくにその脂を壇の上に焚べし然せば祭司これがために贖罪をなすべし而して彼は赦されん二七また國の民の中に誤りて罪を犯しエホバの誡命の爲べからざる者の一を爲て罪を獲ることあらんに二八若その罪を犯せしことを覺らば牝山羊の全き者を牽きたりその犯せし罪のために二九即ちその罪祭の牲の首に手を按きその牲を燔祭の塲にてその罪祭の牲を宰るべし三十而して祭司その指をもてその血を取り燔祭の壇の角にことゞくその血を灌ぎ三一その脂をことゞく取りこれを壇の上に焚てエホバに馨しき香をたてまつるべし斯祭司かれのために贖罪をなすべし然せば彼は赦されん三二彼もし羔羊を罪祭の禮物に持きたらんとせば牝の全き者を牽きたり三三その罪祭の牲の首に手を按きて燔祭の牲を宰る塲にてこれを宰りて罪祭となすべし三四かくて祭司指をもてその罪祭の牲の血を取り燔祭の壇の角にこれを抹りその血をことゞくその壇の底下に灌ぎ三五羔羊の脂を酬恩祭の犧牲より取るごとくにその脂をことゞく取べし而して祭司はエホバに献ぐる火祭のごとくにこれを壇の上に焚べし斯祭司彼の犯せる罪のために贖罪をなすべし然せば彼は赦されん

一人もし証人として出たる時に諭誉の聲を聽ながらその見たる事またはその知る事を陳ずして罪を犯さばその咎は己の身に歸すべし二人もし汚穢たる獸の死体汚穢たる家畜の死体汚穢たる昆蟲の死体なご凡て汚穢たる物に摂ることあらばその事に心づかざるもその身は汚れて辜ありヨもし又心づかずして人の汚穢にふるゝ事あらばその人の汚穢は如何ある汚穢にもあれその之を知るにいたる時は辜あり四人もし心づかずして誓を發し妄に口をもて惡をなさんと言ひ善をなさんと言ばその人の誓を發して妄に言ふところは如何なる事にもあれそのこれを知るにいたる時は此等の一において辜あり五若これらの一において辜あるときはその愆のためその犯せし罪のために羊の牝ある者すなはち羔羊にまで手のさゝざる時は鳩二羽か雛鴿二羽をその犯せし罪のために贖罪をなすべし六その犯せし罪のために贖罪をなすべし斯て祭司は彼の罪のために羊の牝山羊をエホバにたづさへ來りて罪祭となすべし斯て祭司は彼の罪のために贖罪をなすべしセもし羔羊にまで手のさゝざる時は鳩二羽か雛鴿二羽をエホバに持きたり一を罪

八 祭にもちひ一を燔祭に用ふべし人即ちこれを祭司にたづさへ往べし祭司はその罪祭の者を先にさゝぐべし即
九 ちその首を頸の根より切やぶるべし但しこれを切はなすべからずㇽ而してその罪祭の者の血を壇の一方にそ
十 そぎその餘の血をば壇の底下にしぼり出すべし是は罪祭なり+ またその次のは慣例のごとくに燔祭にさゝ
十一 ぐべし斯祭司彼が犯せし罪のために贖をなすべし然せば彼は赦されん+一 もし二羽の鳩か二羽の雛き鴿
十二 までに手のとゞかざる時はその罪ある者麥粉一エパの十分一を禮物にもちきたりてこれを罪祭となすべし
十三 その上に膏をかくべからず又その上に乳香を加ふべからず是は罪祭なればなり+二 彼祭司の許にこれを携へ
十四 ゆくべし祭司はこれを一握さりて記念の分となし壇の上にてエホバの火祭の上にこれを焚べし是を罪祭とな
十五 す+三 斯祭司は彼が是等の一を犯して獲たる罪のために贖をなすべし然せば彼は赦されんその殘餘は素祭と
十六 ひとしく祭司に歸すべし○+四 エホバモーセに告て言たまはく+五 人もし過失を爲し知ずしてエホバの聖
十七 物を干して罪を獲ことあらば汝の估價に依り聖所のシケルにしたがひて數シケルの銀にあたる全き牡羊
十八 を群の中よりこりその愆のためにこれをエホバに攜へきたりて獲たる罪のために償をなしまた之に五分の一をくはへて祭司に付すべし祭司はその愆祭の牡羊をもて
十九 彼のために贖罪をなすべし然せば彼は赦されん+九 人もし罪を犯しエホバの誡命の爲べからざる者の一を爲
二十 すことあらば假令これを知ざるも尙罪ありその罪を任べきなり+八 即ち汝の估價にしたがひて群の中より全
二十一 き牡羊をこり愆祭となしてこれを祭司にたづさへいたるべし祭司は彼が知ずして誤りし過誤のために贖罪を
二十二 なすべし然せば彼は赦されん+九 是は愆祭となすその人は誠にエホバに罪を獲たり

第六章

二 一 エホバまたモーセに告て言たまはく二人もし
三 人の物をあづかり又は質にこり又は奪ひおきて然る事あらずと言ひ或は人を虐る事を爲し三 或は人の落せ
し物を拾ひおきて然る事なしと言ひ僞りて誓ふことを爲す等凡て人の爲て罪を獲ることころの事を一にても行
四 はゞ四 是罪を犯して身に罪ある者なればその奪し物その虐げて取たる物その預りし物その拾ひとりし物五 お
よび凡てその僞り誓し物を還しその上に五分の一をこれに加ふその愆祭をさゝぐ
六 る日にこれをその本主に付すべし六 彼その愆祭をエホバに
七 のために群の中より全き牡羊をさりて祭司にいたるべし七 祭司はエホバの前において彼のために贖罪をなす
八 べし然せば彼はその中のいづれを行ひて愆を獲るもゆるさるべしエホバまたモーセに告て言たまはく九 ア
九 ロンとその子等に命じて言へ燔祭の例は是のごとし此燔祭は朝までも壇の上にもちゆくべし十二 壇の上の火をたやすべからず
十 し即ち壇の火をしてこれと共に燃つゝあらしむべきなり十 祭司は麻の衣服を着て麻の褌をその肉に纏ひ壇
十一 の上にて火にやけたる燔祭の灰を取て壇の旁に置き十一 而してその衣服を脫ぎ他の衣服をつけてその灰を
十二 營の外に攜へいだし淸淨地にもちゆくべし十二 壇の上の火をばたやすべからず燃しむべし燒しむべからず祭司は朝
十三 ごとに薪柴をその上に燃し燔祭の物をその上に陳べまた酬恩祭の脂をその上に焚べし十三 火はつねに壇の
十四 上にたやすべからず燃しむべし燒しむべからず○十四 素祭の例は是のごとしアロンの子等これを耶和華の前
十五 壇の前にさゝぐべし十五 即ち素祭の麥粉とその膏を一握とりまた素祭の上の乳香をことごとく取て之を壇
十六 の上に焚き馨しき香となし記念の分となしてエホバにたてまつるべし十六 その遺餘はアロンとその子等これ
十七 を食ふべし即ち酵をいれて燒べからずわが火祭の中より我これを彼等にあたへたり之を聖所に食ふべし集會の幕屋の庭にて之を食ふべきなり十七 之を酵
十八 いれて燒べからずわが火祭の中より我これを彼等にあたへたり之を聖所に食ふべし凡アロンの子等の男たる者はみな之を食ふことを得べし是はエホバにたてまつる火祭の例にして汝等
十九 が代々永くまもるべき者なり凡てこれに觸る者は聖あるべし○十九 エホバモーセに告て言たまはく二十 アロ
二十一 ンとその子等が膏そゝがるゝ日にエホバにさゝぐべき禮物は是のごとし麥粉一エパの十分の一を素祭となして恒に献ぐべし即ちその半を朝にその半を夕にさゝぐべし二十一 是は鍋の内に油をもて作りその燒たる
二十二 時に汝これを攜へきたるべし即ちこれを幾個にも劈て素祭となしエホバに献げて馨しき香となしむべし
二十三 アロンの子等の中膏をそゝがれて彼に繼で祭司となる者はこれを献ぐべし斯はエホバに對して永く守

るべき例なり是は全く焚つくすべし 二三 凡て祭司の素祭はみな全く焚つくすべし食ふべからざるなり○ 二四
エホバまたモーセに告て言たまはく 二五 アロンとその子等に告ていふべし罪祭の例は是のごとし燔祭の牲を
宰る場にて罪祭の牲をエホバの前に宰るべし是は至聖物なり 二六 罪のために之を祭る祭司これを食ふべし即ち集會の幕屋の庭において聖所に之を食ふべし
その血もし衣服に灑ぎかゝることあらばその灑ぎかゝれる者を聖所に洗ふべし 二八 また煮たる土
瓦の器皿は砕くべし若これを煮たる者銅の鍋あらば水をもてこれを磨き洗ふべし 二九 祭司等の中に男た
る者は皆これを食ふことを得べし是は至聖 三十 然どその血を集會の幕屋にたづさへいりて聖所にて
贖罪をなしたる罪祭はこれを食ふべからず火をもてこれを焚べし

第七章

一 また愆祭の例は是のごとし是は至聖者なり 二 愆祭を宰る場にて愆祭を宰るべし而して祭司その
血を壇の四周にそゝぎ 三 その脂をことごとく献ぐべし即ちその脂の尾その臓腑を裹むところの諸の脂四 兩個
の腎とその上の脂の腰の兩傍にある者および肝の上の網膜の腎の上の脂の腰の兩傍にある者および肝の上の網膜の腎とを取り 五 祭司これを壇の
上に焚てエホバに火祭とすべし之を愆祭とす 六 祭司等の中の男たる者はみな之を食ふことを得是は聖所
に食ふべし至聖者なり 七 罪祭も愆祭もその例は一にして異らずこれは贖罪をなすところの祭司に歸すべし
八 人の燔祭をさゝぐるところの祭司はその献ぐる燔祭の物の皮を自己に得べし 九 凡て爐に焼たる素
祭の物および凡て釜と鍋にて製へたる者はこれを献るところの祭司に歸すべし 十 凡そ素祭は油を和たる者も
乾たる者もみなアロンの諸の子等に均く歸すべし○ 十一 エホバに献ぐべき酬恩祭の犠牲の例は是のごとし
十二 若これを感謝のために献るならば油を和たる無酵餅および麥粉に油をまぜて焼たる菓子をその感謝の犠牲にあはせて献べし 十三 その菓子の外にまた有酵パンを酬恩祭なる感
謝の犠牲にあはせてその禮物に供ふべし 十四 即ちこれ全体の禮物の中より一箇宛を取りエホバにさゝげ
て擧祭となすべし是は酬恩祭の血を灑ぐところの祭司に歸すべきなり 十五 感謝のために献ぐる酬恩祭

の犠牲の肉はこれを献しその日の中に食ふべし少にても翌朝まで存しおくまじきなり 十六 その犠牲の禮
物もし願還かまたは自意の禮物あらばその犠牲をさゝげし日にこれを食ふべしその殘餘はまた明日
これを食ふことを得るなり 十七 但しその犠牲の肉の殘餘は第三日にいたらば火に焚べし 十八 若その酬恩祭
の犠牲の肉を第三日に少にても食ふことをあさば其は受納られずまた禮物と算らるゝことなくして反て憎
むべき者とならん是を食ふ者その罪を任べし 十九 その肉もし汚穢たる物にふるゝ事あらば食ふべからず火に
焚べしその肉は淨き者みな之を食ふことを得るなり 二十 若その身に汚穢ある人エホバに屬する酬恩祭の犠
牲の肉を食はゞその人はその民の中より絶るべし 二一 また人もし人の汚穢あるひは汚たる獣畜あるひは忌
き汚たる物等都て汚穢に觸ることありながらエホバに屬する酬恩祭の犠牲の肉を食はゞその人はその民
の中より絶るべし○ 二二 エホバまたモーセに告て言たまはく 二三 イスラエルの子孫に告て言べし牛羊山羊
の脂および裂ころされし獣畜の脂は諸般の事に用ふ
るを得れどもこれを食ふことは絶てなすべからず 二五 人のエホバに火祭として献るところの牲畜の脂は誰も
これを食ふべからず之を食ふ人はその民の中より絶るべし 二六 また汝等はその一切の住處においても鳥獣の
血を決して食ふべからず 二七 何の血によらずこれを食ふ人あればその人は皆民の中より絶るべし○ 二八 エホ
バモーセに告て言たまはく 二九 イスラエルの子孫に告て言べし酬恩祭の犠牲をエホバに献ぐる者はその酬
恩祭の犠牲の中よりその禮物を取てエホバにたづさへ來るべし 三十 エホバの火祭はその人手づからこれを
攜へきたるべし即ちその脂と胸とをたづさへ來りその胸をエホバの前に搖て搖祭となすべし 三一 而して祭
司その脂を壇の上に焚べしその胸はアロンとその子等に歸すべし 三二 汝等はその酬恩祭の犠牲の右の腿を
擧祭となして祭司に與ふべし 三三 アロンの子等の中酬恩祭の血と脂とを献る者その右の腿を得て自己の分
となすべし 三四 我イスラエルの子孫の酬恩祭の犠牲の中よりその搖る胸と擧たる腿をとりてこれを祭司アロンとその子等に與ふ是はイスラエルの子孫の中に永く行はるべき例典なり 三五 是はエホバの火祭の中より

アロンに歸する分またその子等に歸する分あり彼等を立てエホバに祭司の職をなさしむる日に斯定めらる
三六 三六 すなはち是は彼等に宥をそゝぐ日にエホバが命をくだしてイスラエルの子孫の中より彼等に歸せしめた
三七 まふ者にて代々永くまもるべき例典たるなり 三七 是すなはち燔祭素祭罪祭愆祭任職祭酬恩祭の獻
三八 牲の法なり 三八 エホバシナイの野においてイスラエルの子孫にその禮物をエホバに供ふることを命じたま
ひし日に是をシナイ山にてモーセに命じたまひしなり

第八章 一 エホバ モーセに告て言たまはく 二 汝アロンとその子等およびその衣服と灌膏と罪祭の牡牛
二 二頭の牡羊と無酵パン一筐を携へきたり 三 またエホバの己に命じたまひし如くなしたれば會衆は集會の幕屋の門に集りゐ 五 モーセ會衆にむ
四 すなはちエホバの己に命じたまひし如くなしたれば會衆は集會の幕屋の門に集りゐ 五 モーセ會衆にむ
五 かひて言ふエホバの爲せと命じたまへる事は斯のごとしと 六 而してモーセアロンとその子等を攜きたり水を
六 もて彼等を洗ひ清め 七 アロンに裏衣を着せ帶をおびしめ エポデを着しめエポデの帶をこれに帶し
七 めこれをもてエポデをその身に結つけ 八 また胸牌をこれに着させその胸牌にウリムとトンミムをつけ 九 その
八 首に頭帕をかむらしめその頭帕の上すなはちその額に金の板の聖前板をつけたり エホバのモーセ
九 に命じたまひし如し 十 モーセまた灌膏をとり幕屋とその中の一切の物に灌ぎてこれを聖別め 十一 且これ
十 を七度壇にそゝぎ壇とその一切の器具および洗盤とその臺に灌ぎてこれを聖別め 十二 また灌膏をア
十一 ロンの首にそゝぎ之に宥そゝぎて聖別たり 十三 モーセまたアロンの子等をつれきたりて裏衣をこれに着せ帶
十二 をこれに帶しめ頭巾をこれに蒙らせたり エホバのモーセに命じたまひし如くなり 十四 また罪祭の牡牛を牽き
十三 たりてアロンとその子等その罪祭の牡牛の頭に手を按り 十五 斯てこれを宰してモーセ
十四 その血を取り指をもてその血を壇の四周の角につけて壇を潔淨しまた壇の底下にその血を灌ぎて之を聖別め之がために贖をな
十五 せり 十六 モーセまたその臟腑の上の一切の脂肝の上の網膜および兩箇の腎とその脂をとりて之を壇の上に
十六 焚り 十七 但しその牡牛その皮その肉およびその糞は營の外にて火に焚りエホバのモーセに命じたまひし如

十七 十八 また牾祭の牡羊を牽きたりてアロンとその子等その牡羊の頭に手を按たり 十九 斯てこれを宰してモーセ
十八 十九 その血を壇の周圍に灑げり 二十 而してモーセその牡羊を切さきその頭と肉塊と脂とを焚り 二一 また水をも
二十 二一 てその臟腑と脛を洗ひてモーセその牡羊をことごく壇の上に焚り是は馨しき香のためにさゝぐる燔祭にし
二一 二二 てエホバにたてまつる火祭たるなりエホバのモーセに命じたまひし如し 二二 また他の牡羊すなはち任職の
二二 二三 牡羊を牽きたりてアロンとその子等その牡羊の頭に手を按り 二三 斯てこれを殺してモーセその血をとり
二三 二四 れをアロンの右の耳の端とその右の手の大指と右の足の拇指につけ 二四 またアロンの子等をつれきたりてそ
二四 の右の耳の端と右の手の大指と右の足の拇指につけ而してモーセその血を壇の周圍に灑げり
二五 二五 彼またその脂と脂の尾およびに臟腑の上の一切の脂と肝の上の網膜ならびに兩箇の腎とその脂とその右の
二六 腿とを取り 二六 またエホバの前なる無酵パンの筐の中より無酵菓子一箇と油ぬりたるパンの菓子一箇と
二七 煎餅一箇を取り是等をその脂の上とその右の腿の上に載せ 二七 是を凡てアロンの手とその子等の手に授け之
二八 をエホバの前に搖て搖祭となさしめたり 二八 而してモーセまた之を彼等の手より取り壇の上にて燔祭の上に
二九 これを焚り是は馨しき香のためにたてまつる任職祭にしてエホバにさゝぐる火祭なり 二九 斯てモーセその
三十 胸をとりエホバの前にこれを搖て搖祭となせり是は任職の牡羊の中是はモーセの分に歸する者なりエホバのモ
三一 ーセに命じたまひし如し 三十 而してモーセ灌膏とを壇の上の血とをとりて之をアロンとその衣服に灑ぎまた
三二 たその子等とその子等の衣服にそゝぐアロンとその衣服およびその子等その子等の衣服を聖別たり 三一 斯
三三 てモーセまたアロンとその子等に言けるは集會の幕屋の門にて汝等その肉を煮よ而して任職祭の筐の内
三四 なるパンと偕にこれを其處に食へ是はアロンとその子等これを食ふべしと我に命ありしにしたがふなり 三二
三五 その肉とパンの餘れる者は汝等これを火に焚べし 三三 汝等はその任職祭の竟る日まで七日が間は集會の
幕屋の門口より出べからず其は汝等の任職は七日にわたればなり 三四 今日行ひて汝等のために罪をあが
なふが如くにエホバ斯せよと命じたまふなり 三五 汝等は集會の幕屋の門口に七日の間日夜居てエホバ

の命令を守れ然せば汝等死ること無からん我かく命ぜられたるおり 三六 すなはちアロンとその子等はエホバ
のモーセによりて命じたまひし事等を盡く爲り

第九章

一 斯て第八日にいたりてモーセアロンとその子等およびイスラエルの長老等を呼ニ而してアロン
に言けるは汝若き牡犢の全き者を罪祭のために取りまた牡羊の全き者を燔祭のために取りてこれをエホバ
の前に獻ぐべし三 汝イスラエルの子孫に告て言べし汝等牡山羊を罪祭のために取りまた犢牛と羔羊の當歲
にして全き者を燔祭のために取きたれ四 また酬恩祭のために犢牛と牡羊を取り且油
を和たる素祭をそりきたるべしエホバ今日汝等に顯れたまふべければなり五 是に於てモーセの命ぜし物を集
會の幕屋の前に立ければ六 モーセ言ふエホバの汝等に爲と命じたまへる者はすなはち是なり斯せばエホバの榮光汝等にあらはれん七 モーセすなはちアロンに言けるは汝壇
に往き汝の罪祭と汝の燔祭を獻げて己のためと民のために贖罪をなし凡てエホバの命じたまひし如くせよ八 是に於てアロン壇に往き自己のためにする罪祭の犢を宰れ
り九 しかしてアロンの子等その血をアロンの許にたづさへ來りければアロン指をその血にひたして之を壇の
角につけその血を壇の底下に灌ぎ十 また罪祭の牲の脂と腎と肝の上の網膜を壇の上に焚り十一 またその肉と皮は營の外にて火に焚
せに命じたまひし如し十二 アロンまた燔祭の牲を宰りしがその子
等これが血を自己の許に捫へきたりければ之を壇の周圍に灌げり十三 彼等また燔祭の牲すなはちその肉塊と
頭をかれに持きたりければ彼壇の上にこれを焚き十四 また
り十五 彼また民の禮物を捫へきたれり卽ち民のためにする罪祭の山羊を取て之を宰り前のごとくに之を獻
げて罪祭となし十六 また燔祭の牲を牽きたりて定例のごとくに之をさゝげたり十七 また素祭を捫へきたりて
その中より一握をとり朝の燔祭にくはへてこれを壇の上に焚り十八 アロンまた民のためにする酬恩祭の犢
牲なる牡牛と牡羊を宰りしがその子等これが血を己にもちきたりければ之を壇の周圍に灑げり十九 彼等また
その牡牛と牡羊の脂およびその脂の尾と臟腑を裏む者と腎と肝の上の網膜とを捫へきたれり二十 卽ち彼等そ
の脂をその胸の上に載きたりけるにアロンその脂を壇の上
の前に搖て搖祭となせり凡てモーセの命じたる如し二一 アロン民にむかひて手を擧てこれを祝し罪祭燔祭
酬恩祭を獻ることを畢て下れり二二 モーセとアロン集會の幕屋にいり出きたりて民を祝せり斯てエホバ
の榮光總體の民に顯れ二四 火エホバの前より出て壇の上の燔祭と脂を燬つくせり民これを見て聲をあげ俯
伏ぬ

第十章

一 茲にアロンの子等なるナダブとアビウさもにその火盤をとりて火をこれにいれ香をその上に盛て
異火をエホバの前に獻げたり是はエホバの命じたまひし者にあらざりしかば二 火エホバより出て彼等を燬ほ
ろぼせりすなはち彼等はエホバの前に死うせぬ三 モーセアロンに言けるはエホバの宣ふところは是のごとし
云く我は我に近づく者等の中に我の聖ことを顯はし又全躰の民の前に榮光を示さんアロンは默然たりき四 モ
ーセかくてアロンの叔父ウジエルの子等なるミサエルとエルザパンを呼び汝等進みよりて聖所の前よ
り汝等の兄弟等を營の外に捫へ出せと之にいひければ五 すなはち進みよりて彼等をその裏衣のまゝに營の
外に捫へ出しモーセの言るごとくせり六 モーセまたアロンおよびその子エレアザルとイタマルにいひけるは
汝らの頭を露すなかれまた汝らの衣を裂かれ恐くは汝等死んまた震怒全躰の民におよぶあらん但汝
等の兄弟たるイスラエルの全家エホバのかく火をもて燬ほろぼしたまひし事を哀くべし七 汝等はまた集會
の幕屋の門より出べからず恐くは汝等死ん其はエホバの灌膏汝らの上にあればなりと彼等モーセの
言のごとくに爲り〇八 茲にエホバアロンに告て言たまはく九 汝も汝の子等も集會の幕屋にいる時には葡萄
酒と濃酒を飲なかれ恐くは汝等死ん是は汝らが代々永く守るべき例たるべし十 斯するは汝等が物の聖と世間
なるとを分ち汚たると潔淨とを分つことを得んがためなり十一 又エホバのモーセによりて告たまひし一切の法度
をイスラエルの子孫に敎ふることを得んがためなり〇十二 モーセまたアロンおよびその遺れる子エレアザル

エイタマルに言けるは汝等エホバの火祭の中より素祭の遺餘を取り酵をいれずして之を壇の側に食へ是は至聖物なり十三是はエホバの火祭の中より汝に歸する者また汝の子等に歸する者なれば汝等これを聖所にて食ふべし我かく命ぜられたるなり十四また搖る胸と擧たる腿は汝および汝の男子と女子これを淨處にて食ふべし是はイスラエルの子孫の酬恩祭の中より汝の分と汝の子等の分に與へらるゝ者なればなり十五彼等その擧るところの腿と搖ところの胸を火祭の脂と共に持きたりこれを擧て搖祭となすべし其は汝と汝の子等に歸すべし是は永く守るべき例にしてエホバの命じたまふ者なり十六斯てモーセ罪祭の山羊を尋ね索めけるに既にこれを燬たりしかばアロンの遺れる子等エレアザルとイタマルにむかひてモーセ怒を發し言けるは十七罪祭の牲は至聖かるに汝等なんぞ之を聖所にて食ざりしや是は汝等をして會衆の罪を任て彼等のためにエホバのまへに贖ふ者たるなり十八視よその血はまた内に携へいることをせざりきかの物は我が命ぜしごとくに汝等これを聖所にて食ふべかりしなり十九アロンモーセに言けるは今日彼等その罪祭と燔祭をエホバの前に献げしが斯る事我身に臨めり今日もし我罪祭の物を食はゞエホバこれを善と覩たまふや二十モーセこれを聽て善させり

第十一章

一エホバモーセとアロンに告てこれに言たまはく二イスラエルの子孫に告て言へ地の諸の獣畜の中汝らが食ふべき四足は是なり三凡て獣蹄の中蹄の分たる者すなはち蹄の全く分たる反芻者は汝らこれを食ふべし四但し反芻者と蹄の分たる者の中汝等の食ふべからざる者は是なり即ち駱駝は反芻者なれども蹄わかれざれば汝等には汚たる者なり五山鼠是は反芻ごも蹄わかれざれば汝等には汚たる者なり六兎是は反芻ごも蹄わかれざれば汝等には汚たる者なり七猪是は蹄あひ分れ蹄まつたく分るれごも反芻ごさず汝等には忌はしき者なり八汝等是等の者の肉を食ふべからず是等はその死躰にさはるべからず是等は汝等には汚たる者なり九水にある諸の族の中汝等の食ふべき者は是なり凡て水の中にあり海河に居る者にして翅と鱗のある者は汝等これを食ふべし十凡て水に動く者凡て水に生る者即ち凡て海河にある者にして翅と鱗なき者は是汝等には忌はしき者なり十一是等は汝等には忌はしき者なり汝等その肉を食ふべからず又その死体をば忌しき者とすべし十二凡て水にありて翅も鱗もなき者は汝等には忌しき者たるべし十三鳥の中に汝等が忌しとすべき者は是なり是をば食ふべからず是は忌しき者なり即ち鵰黄鷹鳶十四鷹の類十五諸の烏の類十六鴕鳥雀鷹の類十七鵂鶹鸕鷀十八白鳥鸛鵜鵝十九鸛鷺蝙蝠〇二十また凡て羽翼のありて四足にあるく諸の昆蟲の中その足に飛ぶものは汝等これを食ふことを得べし二一但し羽翼のありて四足にあるく諸の昆蟲の中その足に飛ぶものは汝等これを食ふことを得べし二二即ちその中蝗蟲の類大蜢の類小蜢の類蝲蛄の類を汝等食ふことを得べし二三凡て羽翼ありて四足にあるくところの昆蟲はみな汝等には忌はしき者たるなり二四これ等はなんぢらを汚すあり凡てこれ等の者の死體を身に攜ふる者はその衣服を洗ふべしその夕まで汚るゝなり二五凡てその死體を攜ふる者は洗ふべし二六凡そ蹄の分れたる獣畜の中その蹄の全く分れざる者あるひは反芻ごさざる者の死體に攜る者は汚るゝなり二七四足にてあるく諸の獣畜の中その掌底にて歩む者は皆汝等には忌はしき者なり凡てこれに攜る者は晩まで汚るゝなり二八その死骸を身に攜ふる者はその衣服を洗ふべしその身は晩まで汚るゝなり是等は汝等には汚たる者なり〇二九地に匍ところの匍行者の中汝等に汚穢となる者は是なり即ち鼬鼠鼠大蜥蜴の類三十蛤蚧龍子守宮蛇醫蜴蝘蜓三一諸の匍者の中是等は汝等には汚穢たるなり凡てその死たるに攜る者は晩まで汚るゝなり三二是等の者の死て上に墜たる物は何にもあれ汚るべし木の器具にもあれ衣服にもあれ皮革にもあれ嚢袋にもあれ凡そ事に用ふる器はみな水にいるべし是は晩まで汚穢ん斯せば是は清まるべし三三また是等の中の者瓦の器におつればその内にある者みな汚るべし汝らその器を毀つべきなり三四また水の入たる食ふべき食物も是等によりて汚るべく諸般の器にある飲べき飲物も是等に由て汚るべし三五是等の者の死體物の上に墮ればその物都て汚るべし爐にもあれ土鍋にもあれ之を毀つべきなり是は汚れて汝等には汚れたる者となればなり三六然ど泉水

あるひは塘池水の滿は汚るゝこと無し唯その死體に觸る者汚るべし三七是等の者の死體は撒くべき種の上にかゝるも其は汚るゝことなし三八然ど種の上に水のかゝれる時にその死體上に墮あば其は汝等には汚たるべし三九汝等が食ふところの獸畜の死たる時はその死體に捫る者は晩まで汚るべし四十その死體を食ふ者はその衣服を濯ふべし其身は晩まで汚るゝなりその死體を擡ふる者もその衣服を洗ふべしその身は晩まで汚るゝ

四一地の上に匍ところの諸の匍行物は忌べき者あり食ふべからず四二即ち地に匍ところの諸の匍行物の中凡て腹ばひ行く者四足にて歩く者ならびに多の足を有つ者是等をば汝等食ふべからず是等は忌べき者たるなり四三汝等は匍ところの匍行物のためにその身を忌しき者にするなかれ是等をもてその身を汚すなかれ又是等に汚さるゝなかれ四四我は汝等の神エホバなればなり汝等その身を聖潔せよ然ば汝等、聖者ならん我聖ければなり汝等は必ず地に匍ところの匍行者をもてその身を汚すことをせざれ四五我は汝等の神とならんとて汝等をエジプトの國より導きいだせしエホバなり我聖ければ汝等聖潔なるべし四六是すなはち獸畜と鳥と水に動く諸の生物と地に匍ふ諸の匍行物にかゝるはろところの例なりへその婦女もし羔羊にまで手の屆かざる時は鳩鳩二羽か又は雛き鴿

第十二章

一エホバまたモーセに告て曰たまはくニイスラエルの子孫に告て言へ婦女もし種をやどして男子を生ば七日汚るべし即ちその月の穢の日數ほど汚るゝなり三また第八日に至らばその嬰の前の皮を割べし四その婦女は尚その成潔の血に三十三日を歴べしその成潔の日滿るまでは聖物にさはるべからず聖所にいるべからず五若女子を生ば二七日汚るべし月の穢におけるがごとくなり六而してその男子あるひは女子につきての成潔の日滿あば燔祭の爲に當歳の羔羊を取り罪祭のために雛き鴿あるひは鴟鳩を取てこれを集會の幕屋の門に擡へきたり祭司にわたせ七祭司はこれをエホバの前にさゝげてその婦女のために贖罪をなすべし然せばその出血の穢潔まるべし是すなはち男子または女子を生る婦女にかゝるはろところの例なりへ

八

第十三章

一エホバまたモーセとアロンに告て言たまはくニ人その身の皮に腫あるひは癬あるひは光る處あらんにもし之がその身の皮にあるところ癩病の患處のごとくならばその人を祭司アロンまたは祭司たるアロンの子等に擡へいたるべし三また祭司は肉の皮のその患處を觀べしその患處の毛もし白くなり且その患處身の皮よりも深く見えなば是癩病の患處なり祭司かれを見て汚たる者とあすべし四もし又その身の皮の光る處白くありて皮よりも深く見えずまたその毛も白くならずば祭司その患處ある人を七日の間禁鎖おき五第七日にまた祭司之を觀べし若その患處變ることなく患處皮に蔓延らずば祭司これを潔者となすべし是は癬なりその人祭司に洗ふべし然せば潔くまたその人を七日の間禁鎖おき六第七日にいたりて祭司ふたゝびその人を觀べしその患處もし滅らざまたその患處皮に蔓延らずば祭司これを潔者となすべし是は癬なりその人は衣服を洗ふべし然せば潔くならん七然どその人祭司に觀られて潔き者となりたる後にまた癬皮に廣く蔓延らば再び祭司にその身を見すべし八祭司これを觀てその癬皮に蔓延るを見ば祭司その人を汚たる者となすべし是は癩病なり〇九人もしその身に癩病の患處あらば祭司にこれを擡ゆくべし十祭司これを觀にその皮の匿白くしてその毛も白くなり且その腫に潮肉の見ゆるあらば十一是舊き癩病のその身の皮にあるなれば祭司これを汚たる者となすべしその人は汚たる者なればこれを禁鎖るにおよばず十二若また癩病大にその皮に發しその患處ある者の皮に遍く滿て首より足まで凡て祭司の見るところにおよばゞ十三祭司これを視若その身に遍く癩病の滿たるを見ばその患處ある者を潔き者となすべし其人は全く白くなりたれば潔きなり十四然どもし潮肉その人に顯れなば汚たる者なり十五祭司潮肉を視ばその人を汚たる者となすべし潮肉は汚たる者なり是すなはち癩病たり十六若またその潮肉變て白くならばその人は祭司に詣るべし十七祭司これを視るにその患處もし白くなりをらば祭司その患處ある者を潔き者となすべしその人は潔

きなり〇十八また肉の皮に瘡瘡ありしに愈て　十九その瘡瘡の地方に白き腫おこり又は白くして微紅き光る處
おこるありて之を祭司に見することあらんに　二十祭司こ
祭司その人を汚たる者となすべし其は瘡瘡より起りし癩
に白き毛あらずまた皮よりも卑からずして却て薄らぎを
てもし大に皮に蔓延ば祭司その人を汚たる者となすべし是その患處なり　二三然ど其の光る處もしその所に
止りて蔓延ずば是は瘡瘡の痕跡あり祭司その人を潔き者となすべし　二四また肉の皮に火傷あらんにその火傷
の跡もし微紅くして白く又は只白くして光る處の毛白くなりて
その處　皮よりも深く見なば是火傷より起りし癩病なれば祭司その人を汚たる者となすべし是は癩病の
患處たるなり　二六然ど祭司これを視にその光る處に白き毛あらずまたその處皮よりも卑からずして却て
薄らぎならば祭司その人を七日の間禁錮おき　二七第七日に祭司これを視べし若その人を汚たる者となすべし是は癩病の患處なり　二八もしその光る處その所に止り皮に蔓延らずし
て却て薄らぎならば是火傷の腫なり祭司その人を潔き者となすべし其は是火傷の痕跡なればなり〇二九男あ
ろひは女もし頭または鬚に患處あらば　三十祭司その患處を視べし若皮よりも深く見えまた其處に黄なる
細き毛あらば祭司その人を汚れたる者となすべし其は癩にして頭または鬚にある癩病なり　三一若また祭司
その瘡の患處を視に皮よりも深からずしてまた其處に黒き毛あることなければ祭司その患處ある者を七
日の間禁錮おき　三二第七日に祭司その患處を視べし若その瘡もし蔓延ずまた其處に黄なる毛あらずして皮
よりもその瘡深く見ずば　三三その人は剃ことをなすべし但しその瘡の上は剃べからず祭司其瘡ある者を尚ま
た七日の間禁錮おき　三四第七日に祭司またその瘡を視べし若その瘡皮に蔓延ずまた皮よりも深く見ずば祭
司その人を潔き者となすべしその人はまたその衣服をあらふべし然せば潔くならん　三五若その潔き者となり
し後にいたりてその瘡大に皮に蔓延らば　三六祭司その人を視べし若その瘡皮に蔓延らば祭司は黄なる毛
を尋るにおよばずその人は汚たる者なり　三七然ど若その瘡止たるごとくに見にて黒き毛の其處に生ずるあ
らばその瘡痊たる者にてその人は潔し祭司その人を潔き者となすべし　三八また男あるひは女その身の皮に
光る處すなはち白き光る處あれば　三九祭司これを視べし若その身の皮の光る處薄白からば是白斑のその
皮に生じたるなればその人は潔し　四十人もしその髪毛頭より脱おつるあるも禿なれば潔し　四一人もしその
面に近き處の頭の毛脱おつるあるも額の禿たるなれば潔し　四二然ども若その禿頭または禿額に白く微紅
き患處あらば是その禿頭または禿額に癩病の發したるなり　四三祭司これを視べし若その
ひは禿額の患處の腫白くして微紅くあり身の肉に癩病のあらはるるごとくならば　四四是癩病人にし
て汚たる者なり祭司その人をもて全く汚たる者となすべしその患處その頭にあるなり　四五癩病の患處
ある者はその衣服を裂きその頭を露しその口に蓋をあてゝ居り汚たる者とみづから稱ふべし　四六
その患處の身にある日の間は恒に汚たる者たるべし即ち營の外に住居をなすべきなり〇四七若また衣服に癩病のあらん時は毛の衣にもあれ麻の衣にもあれ
　四八又麻あるひは毛の經線にあるにもせよ緯線にあるにもあれ　四九若その衣服あるひは皮革あるひは
　にあるにもあれ皮革にあるにもせよ緯線にあるにもせよ皮革にあるにもあれ麻の衣にもあれ
ところの患處青くあるか又は赤くあらば是癩病の患處なり之を祭司に見べし　五十祭司はその患處を
視その患處ある物を七日の間禁錮おき　五一第七日にその患處を視べし若その衣服あるひは經線あるひ
は緯線あるひは毛あるひは皮革あるひは凡て皮革にて造れる物にあるところの患處蔓延をらば是惡き癩
病にしてその物は汚たる者なり　五二彼その患處ある物を火に燒べし是は惡き癩病なりその物を火に燒べし　五三然ど祭司これを視に患處もしその衣
革にて造れる物を燬べし是は惡き癩病なりその物を火に燒べし　五三然ど祭司これを視に患處もしその衣
服あるひは經線あるひは緯線あるひは凡て皮革にて造れる物に蔓延ずば　五四祭司命じてその患處ある物を
濯はせ尚七日の間これを禁錮おき　五五而して祭司その濯はせし後その患處を視べし患處もし色の變ることなくば

くわんしよ　ひろがる　これ　けがれ　もの　なんぢ　ひ　やく　これ　おもて　うら　ふしよく
患處の蔓延ことあらざるも是は汚たる者なり汝これを火に燬べし是は表面にあるも裏面にあるも共に腐蝕
くほみ　なり　五六　然ざ　あらひ　のち　さいし　みそなはし　くわんしよう　ず
の陷なり　五六　然ざ溜たる後に祭司これを視ろにその患處漲らずき
たらばその衣服あるひは經線あるひは緯線あるひは皮革あるひは經線
よこいと　たていと　ころも　くわんしよ　きり　しか　なほ　これさいはつ　なんぢ　ものくわんしよ
あろひは緯線より患處を切ころべし　五七　然ろに尚またその患處
つく　もの　くわんしよ　ひ　やく　なんぢ　くわんしよ　ころも　くわんしよ　ものふたたび
革にて造れる物に患處のあらはろふあらば是再發なり汝その患處ある物を火に燒べし　五八　また汝が溜
たていと　ころも　よこいと　すべ　かは　つく　もの　これ　あらひ　きよ　くわんしよ　しか　きよ
ふところの衣服あろひは經線あろひは緯線あろひは凡て皮革にて造れる物よりして若その患處脫さらば再
あら　ころも　くわんしよ　きよ　ものおこ　らいびやう　くわんしよ　ところ　さだ　のり
びこれを溜ふべし然せば潔し　五九　是すなはち毛または麻の衣服および經線緯線あらびに凡て皮革にて造り
もの　らいびやう　くわんしよ　つげ　いひ　きよ　けがれ　ひ　のり
たる物に起れる癩病の患處をしらべて潔と汚たるところを定むるところの條例なり

第十四章　一　エホバモーセに告て言たまはく二　癩病人の潔
し　もとたづさ　らいびやうにん　きよ
司の許に携へゆくべし　先祭司營より出ゆきて視祭司もし癩病人の身にありし癩病の患處の痊たるを
み　さいし　さいしえい　いで　らいびやう　くわんしよ　いえ
見ば四　祭司その潔めらるゝ者のために命じて生る潔き鳥二羽に香柏と紅の線と牛膝草を取きたらしめ五　祭
さいし　きよ　もの　めい　いけ　きよ　とり　かうはく　くれなゐ　いと　ひざぶ　とり　さい
司また命じてその鳥一羽を瓦の器の内にて活水の上に殺しめ六　而してその生る鳥を取り香柏と紅の
めい　とりいちは　やきもの　うつは　うち　いけみづ　うへ　ころ　しかい　とり　かうはく　くれなゐ
線と牛膝草をも取て之を夫活水の上に殺したる鳥の血の中にその生る鳥とともに濡し七　癩病より潔めら
いと　ヒザブ　これ　かのいけるみづ　うへ　ころ　とり　ち　なか　いけ　とり　はな　ひた　らいびやう　きよ
れんとする者にこれを七回灑ぎてこれを潔き者となしその生る鳥を野に放つべし八　潔めらるゝ者はその
のこ　なゝたびそそ　きよ　もの　しか　のべ　いりえ　きよ
衣服を濯ひその毛髮をことごとく剃おとし水に身を滌ぎて潔くなり然ろ後に營に入きたるべし但し七日が間
ころも　あら　け　そ　てんまく　そと　を　しか　なぬかめ　すなは　なんぢ　ひ　あひだ
は自己の天幕の外に居るべし九　而して第七日にその身の毛髮をことごとく剃おとし即ちその頭の髮と鬚と眉と
おのれ　そと　しか　なぬかめ　そ　み　け　ひげ　まゆ
全き羔羊の牡と當歲なる一匹の全き羔羊の牝を取りまた麥粉十分の三に油を和たる素祭と油一ログを取べ
たつたこひつじ　をす　ひとつ　さい　ひとつ　とり　むぎこ　ぶん　さんぶん　あぶら　あ　もの　さいあぶら　とる
し　十一　潔禮をなす所の祭司その潔めらるべき人と是等の物とを集會の蓆屋の門にてエホバの前に置き十二
しか　きよめ　こと　ところ　さいし　きよ　ひと　これら　もの　あつま　むしろや　かど　まへ　おき
而して祭司かの羔羊の牡一匹を取り一ログの油ところともに之を愆祭に献げ又之をエホバの前に揺て揺祭とな
しか　さいし　こひつじ　をす　ひとつ　とり　いち　あぶら　これ　とも　これ　つみさい　ささげ　また　これ　まへ　ゆすり　えうさい
すべし　十三　この羔羊の牡は罪祭燔祭の物の祭司に
聖　所にてこれを宰るべし罪祭の

踏するごとく愆祭の物も然るなり是は至聖物なり　十四　而し
き者の右の耳の端と右の手の大指と右の足の拇指に祭司これを
て自身の左の手の掌に傾き　十六　而して祭司その右の指をも
ホバの前に灑ぐべし　十七　その手の殘餘の油は祭司その潔らる
拇指においてその愆祭の牲の血の上に之をつくべし　十八　而して
ろべき者の首につけエホバの前にて祭司その人のために贖罪
汚穢を潔めらるべき者のために贖罪を爲べし然せばその人は潔く
に献げその人のために祭司贖罪を爲て然る後に燔祭の牲
かざる時は揺て自己の贖罪をなさしむべき愆祭のために羔羊
油を和たるを取りまた油一ログを取り　二二　且その手のとゞ
二羽を取べし其一は罪祭のための者一は燔祭のための者なり　二三　而してその潔禮の第八日に之を祭司
に携へ集會の幕屋の門にきたりてエホバの前にいたるべし　二四　かくて祭司はその愆祭の牡羊と一ログの油
を取り祭司これをエホバの前に揺て揺祭となすべし　二五　而して愆祭の羔羊を宰りて祭司その愆祭の牲の血を
取りこれをその潔めらるべき者の右の耳の端と右の手の大指と右の足の拇指につけ　二六　また祭司その油の中
た己の左の手の掌に傾き　二七　而して祭司その右の指をもて左の手の掌の油を七回エホバの前に灑ぎ　二八　亦祭
司その潔めらるべき者の右の耳と右の手の大指と右の足の拇指においてその愆祭の牲の血をつけし處にその手の
油をつくべし　二九　またその手に殘れる油をば祭司その潔めらるべき者の首に之をつけエホバの前にてその人
のために贖罪をなすべし　三〇　その人はその手のおよぶところの鳩鳩または雛き鴿一羽を獻ぐべし　三一　即
ちその手のおよぶところの者一羽を罪祭に一羽を燔祭に爲べし祭司はその潔めらるべき者のためにエホバの前
に贖罪をなすべし　三二　癩病の患處ありし人にてその潔禮に用ふべき物に手の屆ざる者は之をその條例

三三 エホバモーセとアロンに告て言たまはく三四我が汝らの産業に與ふるカナンの地に汝等の
三五 中に我汝らの産業の地の或家に癩病の患處を生ぜしむることあらば三五その家の主來り祭司に告て患
三六 處のごとき者家に現はるると言べし三六然る時は祭司命じて祭司のその患處を視に行く前にその家を空しむ
三七 べし是は家にある物の凡て汚れざらんためなり而して後に祭司いりてその家を觀べし三七その患處を觀に
三八 もしその家の壁に青くまたは赤き窪の患處ありて壁よりも卑く見えなば三八祭司その家を出て家の門にい
三九 たり七日の間家を閉おき三九祭司第七日にまた來りて視るべしその患處もし家の壁に蔓延をらば四十祭
四〇 司命じてその患處ある石を取のぞきて邑の外の汚穢所にこれを棄しめ四一またその家の内の四周を刮ら
四一 しむべしその刮りし灰沙は之を邑の外の汚穢所に傾け四二他の石を取てその石の所に入かふべし而して彼
四二 他の灰沙をとりて家を塗べきなり四三斯石を取のぞき家を刮りてこれを塗かへし後にその患處もし再び
四三 こりて家に發しなば四四祭司また來りて視べし患處もし家に蔓延たらば是家にある惡き癩病なれば其は
四四 汚るゝなり四五彼その家を毀ちその石その木およびその家の灰沙をことごく邑の外の汚穢所に搬いだ
四五 すべし四六その家を閉おける日の間にこれに入る者は晩まで汚るべし四七その家に臥す者はその衣服を洗ふ
四六 べしその家に食する者もその衣服を洗ふべし四八然ど祭司いりて視にその患處家を塗やへし後に家に蔓延
四七 ずば是患處の痊たる者なれば祭司その家を潔き者となすべし四九彼すなはちその家を潔むるために鳥二羽
四八 に香柏と紅の線と牛膝草を取り五十その鳥一羽を瓦の器の内にて活る水の上に殺し五一香柏と牛膝草
四九 と紅の線と生鳥を取てこれをその殺せし鳥の血なる活る水に浸し七回家に灑ぐべし五二斯祭司鳥の血
五〇 と活る水と生る鳥と香柏と牛膝草と紅の線をもて家を潔め五三その生る鳥を邑の外の野に縱ちその家のた
五一 めに贖罪をなすべし然せば其は潔くならん五四是すべて癩病の諸患處瘡五五および衣服と家屋の
五二 癩病五六ならびに腫と癬と光る處とに關る條例にして五七何の日潔きか何の日汚たるかを教ふる者なり
五三 癩病の條例は是のごとし

一 エホバ モーセとアロンに告て言たまはく二イスラエルの子孫に告て言へ凡そ人その肉に流 出
二 あらばその流 出のために汚るべし三その流 出に由て汚るゝこと是のごとし即ちその肉の流 出 したゝる
三 もその肉の 流 出 滯ほるも 共にその汚穢となるなり四 流 出ある者の臥したる床は凡て汚るべし五その床に觸る人は衣服をあら
四 坐したる物は凡て汚るべし五その床に觸る人は衣服をあらひ水に身を滌ぐべしその人の
五 流 出ある人の坐したる物の上に坐する人は衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしその
六 出ある者の身に觸る人は衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしその
七 き者にかゝらばその人衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしその
八 凡て汚るべし十またその下になりし物に觸る人は皆晩まで
九 をそゝぐべしその身は晩まで汚るゝなり十一流 出ある
十 洗ひ水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るゝなり十二流
十一 は凡て水に洗ふべし十三 流 出ある者その流 出やみて
十二 洗ひ活る水にその體を滌ぐべし然せば潔くなるべし十四
十三 のために取り集會の幕屋の門にきたりてエホバの前に
十四 一を燔祭に獻げ而して祭司その人の流 出のために
十五 らばその全身を水にあらふべしその身は晩まで汚るゝなり十七凡て綿の粘着たる衣服皮革などは皆水に洗ふ
十六 べし是は晩まで汚るゝなり十八男もし女と寢て精を洩さば二人ともに水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚る
十七 るなり〇十九また婦女流 出あらんにその肉の流 出もし血ならば七日の間 不潔なり凡て彼に捫る者は晩
十八 まで汚るべし二十その不潔の間に彼が臥たるところの物は凡て汚るべし又彼がその上に坐れる物も皆汚れん
十九 二 その床に捫る者は皆衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るゝなり二二彼が凡て坐りし物に捫
二〇 る者は皆衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るゝなり二三彼の床の上またはその凡て坐りし物の

上にある血に捫らばその人は晩まで汚るゝなり　二四人もし婦女と寢てその不潔を身に得ば七日汚るべしその
二五人の臥たる床は凡て汚れん　二五婦女もしその血の流出不潔の期の外にありて多くの日に渉ることめり又は
その流出する事不潔の期に逾るあらばその汚穢の流出する日の間は凡てその不潔の時の如くにしてその
二六身汚る　二六凡てその流出ある日の間彼が臥ところの床は彼におけること不潔の床のごとし凡そ彼が坐れ
二七る物はその汚るゝこと不潔の汚穢のごとし　二七是等の物に捫る人は凡て汚るその衣服を洗ひ水に身を濯ぐべ
二八しその身は晩まで汚るゝなり　二八彼もしその流出やみて淨まらば七日を算ふべし而して後潔くならん　二九
彼第八日に鳩鳩二羽または雛き鴿二羽を自己のために取りこれを祭司に攜さへ來り集會の幕屋の門にい
三〇たるべし　三〇祭司その一を罪祭に一を燔祭に獻げ而して祭司かれが汚穢の流出のために耶和華の前に
三一贖を爲べし　三一斯汝等イスラエルの子孫をその汚穢に離れしむべし是は彼等その中間にある吾が幕屋を
三二汚してその汚穢に死ることなからん爲なり　三二是すなはち流出ある者その精を洩してこれに身を汚せし者
三三その不潔を患ふ婦女或は男あるひは女の流出ある者汚たる婦女と寢たる者等に關ることころの條例
なり

第十六章

一　アロンの子等二人が耶和華の前に獻ぐることを爲て死たる後に耶和華モーセに斯告たまへり　二
即ちエホバモーセに言たまひけるは汝の兄弟アロンに告よ時をわかたずして障蔽の幕の内なる聖所にい
り櫃の上なる贖罪所の前にいたるべからず是死ることなからんためなり其は我雲のうちにありて贖罪所
の上にあらはるべければなり　三アロン聖所にいるには斯すべしすなはち犢の牡を罪祭のために取り牡羊
を燔祭のために取り　四聖き麻の裏衣を着麻のズボンを其の肉にまとひ麻の帶をもて身に帶し麻の頭帽を冠るべし是は聖
衣なりその身を水にあらひてこれを着べし　五またイスラエルの子孫の會衆の中より牡山羊
二匹を罪祭のために取り牡羊一匹を燔祭のために取べし　六アロンは自己のためなるその罪祭の牡牛を密きた
りて自己とその家族のために贖罪をなすべし　七アロンまたその兩隻の山羊を取り集會の幕屋の門にて耶
和華の前にこれを置き　八その兩隻の山羊のために籤を擲べし　即ち一の籤をエホバのために一の籤をアザゼ
ルのためにすべし　九而してアロンそのエホバの籤にあたりし山羊はこれをエホバの前に生しおきこれをもて贖罪
をなしこれをアザゼルのために野におくりてアザゼルにいたらしむべし　十即ちアロン己のためなるその罪祭の牡牛を密きたりて自己とその家族のために贖罪をなし自己
すべし　十一即ちアロン己のためなるその罪祭の牡牛を密きたりて自己とその家族のために贖罪をなし自己
のために燔祭の牡牛を宰り　十二而して火鼎をとりエホバの前の壇より燃る火を之に盈てまた兩
手に細末の馨しき香を盈て之を障蔽の幕の中に携へいり　十三エホバの前に於て香をその火に放べ香の煙の雲
をして律法の上なる贖罪所を蓋はしむべし然せば彼死ることあらじ　十四彼またその牡牛の血をとり指をも
てその上に灑ぎイスラエルの子孫の汚穢をのぞきて其を潔ようし且聖別べし　十斯かれ聖所と集會の幕屋と
壇のために贖罪をなしてかの生る山羊を牽きたるべし　十一然る時アロンその生る山羊の頭に兩手を按きイス
ラエルの子孫の諸の惡事とその諸の愆反る罪をことごとくその山羊の頭に載せ選
びおける人の手をもてこれを野に遣るべし　十二その山羊彼等の諸惡を人なき地に任ゆくべきなり即ちその山
羊を野に遣るべし　十三斯してアロン集會の幕屋にいりしその聖所にいりし時に穿たる麻の衣を脱て其處
に置き　十四聖所においてその身を水にそゝぎ衣服をつけて出で自己の燔祭と民の燔祭とを献げて自己と民

二五 このために贖罪をなすべし 二五 また罪祭の牲の脂を壇の上に焚べきなり 二六 かの山羊をアザゼルに遣りし者
二七 は衣服を濯ひ水に身を滌ぎて然る後營にいるべし 二七 聖所において贖罪をなさんために其の血を携へ入
二八 たる罪祭の牡牛と罪祭の山羊とは之を營の外に携へいだしその皮と肉と糞を火に焼べし 二八 之を焼たる者は
二九 衣服を濯ひ水に身を滌ぎて然る後營にいるべし 二九 汝等永く此例を守るべし即ち七月にいたらばその月の
三〇 十日に汝等その身をなやまし何の工をも爲べからず自己の國の人もまた汝等の中に寄寓る外國の人も共に然
三一 すべし 三〇 其はこの日に祭司汝らのために贖罪をなして汝らを淨むればなり是 汝らがエホバの前にその
三二 諸の罪を清められんためになす者なり 三一 是は汝らの大安息日なり汝ら身をなやますべし是永く守るべ
三三 き例なり 三二 膏をそゝがれて任ぜられその父に代りて祭司の職をなすべし彼は麻の
三四 衣すなはち聖衣を衣べし 三三 彼すなはち至聖所のために贖罪をなしまた集會の幕屋のために贖罪をなすべし 三四 是汝等が永く守るべき例にしたがひてイスラエルの子孫の諸の罪のために年に一度贖罪をなす者なり彼すなはちエホバのモーセに命じたまひしごとく爲ぬ

第十七章 一 エホバモーセに告て言たまはく 二 アロンとその子等およびイスラエルの總の子孫に告てこれに
三 言べしエホバの命ずるところ斯のごとし云く 三 凡そイスラエルの家の人の中牛羊または山羊を營の内に宰
四 りあるひは營の外に宰ることを爲し 四 之を集會の幕屋の門に牽きたりて宰りエホバの幕屋の前において之
五 をエホバに禮物として献ぐることを爲ざる者は血を流したるなればその民の中より絶るべきなり 五 是はイスラエルの子孫をしてその野にて殺したらしめんがためなり即ち彼等は之を牽きたり集會の幕屋の門にいたりて祭司に就きこれを酬恩祭として
六 エホバに献ぐべきなり 六 然る時は祭司その血を集會の幕屋の門なるエホバの壇にそゝぎまたその脂を馨
七 しき香のために焚てエホバに奉つるべし 七 彼等はその最ひて淫せし鯛魅に重て犠牲をさふぐ可らず是は彼等

八 が代々永くまもるべき例なり 八 汝また彼等に言べし凡そイスラエルの家の人または汝らの中に寄寓る他國の
九 人燔祭あるひは犠牲を献ぐることをせんに 九 之を集會の幕屋の門に携へきたりてエホバにこれを献ぐるにあらずばその人はその民の中より絶るべし 十 凡そイスラエルの家の人または汝らの中に寄寓る他國の人の
十 中何の血にによらず血を食ふ者あれば我その血を食ふ人にわが面をむけて攻めその民の中より之を断さるべし
十一 其は肉の生命は血にあればなり我汝等がこれを以て汝等の靈魂のために壇の上にて贖罪をなさんために
十二 是を汝等に與ふ血はその中に生命のある故によりて贖罪をなす者なればなり 十二 是をもて我イスラエルの
十三 子孫にいへり汝らの中何人も血をくらふべからずまた汝らの中に寄寓る他國の人も血を食ふべからずさ
十四 凡そイスラエルの子孫の中または汝らの中に寄寓る他國の人の中もし食はるべき獣あるひは鳥を獲獲たる者
あらばその血を濺ぎいだし土にて之を掩ふべし 十四 凡の肉のいのちはすなはちその魂たるなり故に我イスラエルの子孫にいへりなんぢらは何の肉の生命はその
十五 血なればなり凡て血をくらふものは絶るべし 十五 およそ自ら死たる物または裂ころされし物をくらふ人はなんぢらの國の者にもあれ他國の者にもあれその衣服をあらひ水に身をそゝぐべしその身は晩までけがるゝなりその後は潔し 十六 その人もし洗ふことをせずまたその身を水に濯がずばその罪を任べし

第十八章 一 エホバまたモーセに告て言たまはく 二 イスラエルの子孫に告て之に言へ我は汝らの神エホバなり 三 汝らその住りしエジプトの國に行はるゝ所の事等を做ふべからずまた我が汝等を導きいたるカナンの國におこなはるゝ所の事等を做ひおこなふべからず又その例に歩行べからず 四 汝等は我が法を行ひ我が例をまもりてその中にあゆむべし我は汝等の神エホバなり 五 汝等わが例とわが法をまもるべし人もしこれを行はゞ之によりて生べし我はエホバなり 六 凡てその骨肉の親に近づきて之と淫するなかれ我はエホバなり 七 汝の母と淫するなかれ是汝の父を辱しむるなればなり彼は汝の母なれば汝これと淫するなかれ 八 汝の父の妻と淫するなかれ是汝の父を辱しむるなればなり 九 汝の姉妹すなはち汝の父の女子と汝の母

十 の女子は家に生れたると家外に生れたるとによらず凡てこれと淫するなかれ十 汝の男子の女子または汝の女
十一 子の女子と淫する事なかれ是自己を辱しむるなればなり十一 汝の父の妻が汝の父によりて産たる女子は汝の
十二 姉妹なれば之と淫する勿れ十二 汝の父の骨肉の親なればなり十三 また汝の
十三 母の姉妹と淫する勿れ是は汝の母の骨肉の親なり十四 汝の父の兄弟の妻に親づきて之と淫する勿れ是は汝
十四 の叔伯母なり十五 汝の嫗と淫するなかれ是は汝の息子の妻なれば汝これと淫する勿れ十六 汝の兄弟の妻と
十五 淫する勿れ是は汝の兄弟を辱しむるなればなり十七 汝婦人とその婿の女子とに淫する勿れまたその婿人
十六 の子息の女子またはその女子の女子を取て之に淫する勿れ是等は汝の骨肉の親なれば然するは悪し十八 汝
十七 妻の尚生る間に彼の姉妹を取て彼とおなじく妻となして之に淫する勿れ十九 婦のその行経の汚穢にある間は
十八 これに近づきて淫するなかれ二十 汝の鄰の妻と交合して
十九 火の中を通らしめてこれをモロクにさゝぐるごとくに男と寝るごとくに男と寝るなかれ是は憎むべき事なり二三 汝獣畜と交合して之によりて
二十 汚れ是をもて我その悪のために是を罰すその地も亦自ら
二一 例と法を守りこの諸の憎むべき事を一も為べからず汝らの國の人も汝らの中間に寄寓る他國の人も然るべ
二二 し二七 汝等の先にありし此地の人々はこの諸の憎むべき事を行へりその地もまた汚る二八 汝等は是のごと
二三 くするなかれ恐くはこの地汝らの先にありし國人を吐いだす如くに汝らをも吐いださん二九 凡そこの憎むべ
二四 き事等を一にても行ふ者あれば之を行ふ人はその民の中より絶るべし三十 然ば汝等はわが例規を守り汝等の
二五 先におこなはれし是等の憎むべき習俗を一も行ふなかれまた之によりて汝等身を汚す勿れ我は汝等の神エ
二六 ホバなり

一 エホバまたモーセに告て曰たまはく二 汝イスラエルの子孫の全會衆に告てこれに言へ汝等
二 宜く聖あるべし其は我エホバ汝らの神聖ければなり
三 そ汝等おの〳〵その母とその父を畏れまた吾が安
四 息日を守るべし我は汝らの神エホバなり四 汝等虚き物を恃むなかれまた汝らのために神々を鋳造ることな
五 かれ我は汝らの神エホバなり五 汝等酬恩祭の犠牲をエホバに献ぐべし
六 六 之を食ふことは之を献ぐる日とその翌日に於てすべし若残りて三日にいたらばこれを火に焼べしもし第
七 三日に少にても之を食ふことあらば是は憎むべき物となりて受納られざるべし八 之を食ふ者はエホバの聖
八 物を汚すによりてその罰を蒙むるべし即ちその人は民の中より絶さられん九 汝その地の穀物を獲さきには汝
九 等その田野の隅々までを尽く獲可らず亦汝の穀物の遺穂を拾ふべからず十 また汝の葉樹園の葉を取
十 つくすべからずまた汝の葉樹園に落たる葉を歛むべからず貧者と旅客のためにこれを遺しおくべし
十一 我は汝らの神エホバなり十一 汝等竊むべからず偽べからず互に欺くべからず
十二 我は汝らの神エホバなり十二 汝の隣人を虚ぐべからずまたその物を
十三 掠ふべからず傭人の値を明朝まで汝の許に留めおくべからず十三 汝聾者を詛ふべからず盲者の前
十四 に礙物をおくべからず汝の神を畏るべし我はエホバなり十四 汝審判をなすに方りて不義をおこなふべからず貧窮者を偏り護べからず権ある者を曲て庇くべからず但公義をもて汝の隣を審判べし十五 汝の民
十五 の間に往めぐりて人を謗るべからず汝の鄰人の血をながすべからず我はエホバなり十六 汝心に汝の兄
十六 弟を悪むべからず必ず汝の鄰人を戒むべし彼の故によりて罪を身にうくる勿れ十七 汝仇たかへすべ
十七 からず汝の民の子孫に對ひて怨を懐くべからず己のごとく汝の鄰を愛すべし我はエホバなり十八 汝らわが
十八 條例を守るべし汝の家畜をして異類と交らしむべからず麻と毛をまぜて汝の田野に播べからず麻と毛をまぜ
十九 じへたる衣服を身につくべからず二十 凡そ未だ贖ひ出されず未だ解放れざる奴隷の女にして夫に適く約束な
二十 なせし者あらんに人もしこれと交合しなばその二人を誅責むべし然ども之を殺すに及ばず是その婦いまだ解放

二一 れざるが故なり 二二 その男は慈祭をエホバに捧ぐべきたるべし即ち慈祭の牡羊を集會の幕屋の門に牽きたる
二三 べきなり 二三 而して祭司その人の犯せる罪のために贖罪を
なすべし斯せばその人の犯せし罪赦されん○二三 汝等かの地にいたりて諸の果實の樹を植ん時はその果實
なも未だ割禮を受ざる者と見做べし即ち三年の間汝等これをも聖物となしこれをもてエホバに感謝の祭を爲べし二五
二四 ざるなり 二四 第四年には汝らそのもろ〳〵の果實を聖
二五 第五年に汝等その果實を食ふべし然せば汝らのために多く實を結ばん我は汝らの神エホバなり 二六 汝等何
二六 なも血のまゝに食ふべからず又卜筮をなすべからず 二七 汝等頭の髮を圓く剪べからず
二七 汝顳の兩方を損ずべからず 二八 汝等死ろ人のために己が身に傷くべからずまたその身に刺文をなす
二八 べからず我はエホバなり 二九 汝の女子を汚して娼妓の
二九 國に滿ん 三十 汝等わが安息日を守りわが聖所を敬ふべし我はエホバなり 三一 汝等遇鬼者を恃むなかれ
三十 卜筮師に問ことを爲て之に身を汚さるべからず我は汝らの神エホバなり 三二 白髮の人の前には起あがるべし
三一 また老人の身を敬ひ汝の神を畏るべし我はエホバなり 三三 他國の人汝らの國に寄留て汝さゝるもに在ばこ
三二 れを虐ぐるなかれ 三四 汝等さゝるもに居る他國の人をば汝らの中間に生れたる者のごとくし己のごとくに之を
三三 愛すべし汝等もエジプトの國に客たりし事あり我は汝らの神エホバなり 三五 汝等審判に於ても尺度に於ても
三四 秤子に於ても升斗に於ても不義をなすべからず 三六 汝等公平き秤公平き錘公平きエパ公平きヒンをもち
三五 ふべし我は汝らの神エホバ汝らをエジプトの國より導き出せし者なり 三七 汝等わが一切の條例さわが一切
三六 の律法を守りてこれを行ふべし我はエホバなり

第二十章

一 エホバまたモーセに告て言たまはく 二 汝イスラエルの子孫に言べし凡そイスラエルの子孫の
中またはイスラエルに寄寓る他國の人の中その子をモロクに獻ぐる者は必ず誅さるべし國の民石をもて之を
二 撃べし 三 我またわが面をその人にむけて之を攻めこれをその民の中より絶ん其は彼その子をモロクに獻げて
わが聖所を汚しまたわが聖名を褻せばなり 四 その人がモロクにその子を獻ぐる時に國の民もし目を掩ひ
三 て見ざるがごとくし之を殺すことをせずば 五 我わが面をその人とその家族にむけ彼および凡て彼に倣ひて
四 ロクと淫をおこなふところの者等をその民の中より絶ん 六 憑鬼者または卜筮師を恃みこれに從がふ人あらば
五 我わが面をその人にむけ之をその民の中に絶べし 七 然ば汝等宜く自ら聖潔して聖あるべし我は汝らの神
六 エホバたるなり 八 汝等わが條例を守りこれを行ふべし
七 我は汝らを聖別るエホバなり 九 凡てその父またはその
八 母を詛ふ者はかならず誅さるべし彼その父または母を詛ひたればその血は自身に歸すべきなり 十 人の妻
九 と姦淫する人すなはちその鄰の妻と姦淫する者あればその姦夫淫婦ともにかならず誅さるべし 十一 その父の
十 妻と寢る人は父を辱しむるなり兩人ともにかならず誅さるべしその血は自己に歸せん 十二 人もしその子の妻
十一 と寢る時は二人ともにかならず誅さるべし是憎むべき事を行へばなりその血は自己に歸せん 十三 人もし婦人
十二 と寢るごとく男子と寢ることをせば是その二人憎むべき事をおこなふなり二人ともにかならず誅さるべしそ
十三 の血は自己に歸せん 十四 人妻を娶る時にそれの母をもまた娶らば是惡き事なり彼も彼等もともに火に燒るべ
十四 し是汝らの中に惡きことの無らんためなり 十五 男子もし獸畜と交合しなばかならず誅さるべし汝らまたその
十五 獸畜を殺すべし 十六 婦人もし獸畜に近づきこれと交らばその婦人と獸畜を殺すべし彼等はともに必ず誅さるべ
十六 しその血は自己に歸せん 十七 人もしその姉妹すなはちその父の女子あるひは母の女子を取りて此は彼の陰
十七 所を見彼は此の陰所を見なば是恥べき事をなすなりその民の子孫の前にてその二人を絶べし彼その姉妹
十八 を汚したればその罪を任べきなり 十八 人もし經水ある婦人と寢て彼の陰所を露はすことあり即ち男子そ
十九 の婦人の源を露し婦人また己の血の源を露すあらば二人ともにその民の中より絶るべし 十九 汝の母の姉
二十 妹または汝の父の姉妹の陰所を露はすべからず斯する時はその骨肉の親たる者の陰所をあらはすなれ
二一 ば二人ともにその罪を任べきなり 二十 人もしその伯叔の妻と寢る時は是その伯叔の陰所を露はすなれ
ば二人ともにその罪を任ひ子なくして死ん 二一 人もしその兄弟の妻を取ば是汚はしき事なり彼その兄

弟の陰所を露はしたるなればその一人は子なかるべし
二三 汝等は我が一切の條例と一切の律法を守りて
之を行ふべし然せば我が汝らを住せんとて導き行くところの地汝らを吐いだすことなからん
二四 我が逐はらふところの國人の例に汝ら歩行べからず彼等はこの諸の事をなしたれば我かれらを惡むあり
我さきに汝等に言へり汝等その地を獲ん我これを汝らに與へて獲さすべし是は乳と蜜の流るゝ地なり我は汝
らの神エホバにして汝らを他の民より區別てり 二五 汝等は獸畜の潔と 汚たるとを他の潔と汚たるとを區別
べし汝等は我が汚たる者として汝らのために區別たる獸畜または食または地に匍ふ諸の物をもて汝らの身
を汚すべからず 二六 汝等は我の聖者となるべし其は我エホバ聖ければなり我また汝等をして我の所有とな
らしめんがために汝らを他の民より區別たるなり 二七 男または女の憑鬼者をなし或はト筮をなす者はかなら
ず誅さるべし即ち石をもてこれを擊べし彼等の血は彼らに歸せん

第廿一章

一 エホバモーセに告て言たまはくアロンの子等なる祭司等に告てこれに言へ民の中の死人のた
めに身を汚す者あるべからず 二 但しその骨肉の親のためすなはちその母のため父のため男子のため女子のた
め兄弟のため 三 またその姉妹の處女にして未だ夫あらざる者のためには身を汚すも宜し 四 祭司はその民の
中の長者なれば身を汚して褻たる者となるべからず 五 彼等は髪をそりて頭に毛なき所をつくるべからずそ
の鬚の兩傍を損ずべからず 六 またその身に傷つくべからずその神に對て聖あるべくまたその神の名をけ
がすべからず彼等はエホバの火祭すなはち其神の食物を獻ぐる者なれば聖あるべきなり 七 彼等は妓女また
は汚れたる女を娶るべからずまた夫に出されたる女をも娶るべからず其はその身エホバにむかひて聖けれ
ばなり 八 汝かれをもて聖者とすべし彼は汝の神エホバの食物を獻ぐる者なればなり汝すなはちこれをも
て聖者となすべし其は我エホバ汝らを聖別る者聖ければなり 九 祭司の女たる者淫行をなしてその身を
汚さば是その父を汚すなり火をもてこれを燒べし 十 その兄弟の中淵斉を首にそゝがれ職に任ぜられて
祭司の長となれる者はその頭をあらはすべからず衣服を裂べからず 十一 死人の所に往べからずまたその

十二 その父のためにも母のためにも身を汚すべからず 十三 また聖所より出べからずその神の聖所を褻
十四 寡婦休れたる婦または汚れたる婚妓女等は娶べからず惟自己の民の中の處女を娶べし 十五 そ
の民の中に自己の子孫を汚すべからずエホバなり我は聖別ればなり 十六 エホバモーセに告て言たまはく
アロンに告て言へ凡そ汝の歴代の子孫の中身に疵ある者は進みよりてその神の食物を獻ぐる事を爲
べからず 十七 凡て疵ある人は進みよるべからずすなはち瞽者および鼻の缺たる者成餘ろところ身にあ
る者 十八 脚の折たる者手の折たる者 十九 僂傴者、侏儒、目に雲膜ある者、疥ある者、癬ある者、外
腎の壞れたる者等は進みよるべからず 二十 凡そ祭司アロンの子孫の中身に疵ある者は進みよりてエホバの火
祭を獻ぐべからず彼は身に疵あるなれば進みよりてエホバの食物を獻ぐべからざるなり 二一 神の食物の
至聖者も聖者も彼は食ふことを得 二二 然ど障蔽の幕に至べからずまた祭壇に近よるべからず其は身に疵あ
ればなり斯かれわが聖所を汚すべからず其は我エホバこれを聖別ればなり 二四 モーセすなはちアロンと
その子等およびイスラエルの一切の子孫にこれを告たり

第廿二章

一 エホバモーセに告て言たまはく 二 汝アロンとその子等に告て彼等をしてイスラエルの子孫
の聖物をみだりに享用ざらしめまたその聖別て我にさゝげたる物についてわが名を汚すこと無らしむべし
三 我はエホバなり 四 アロンの子孫の中癩病ある
に汚たる身をもて近く者あればその人はわが前より絶るべし我はエホバなり 四 アロンの子孫の中癩病ある
者または流出ある者は凡てその潔くなるまで聖物を食ふべからずまた死躰に汚れたる物に捫れる者また
は精をもらせる者五 または凡て人を汚すところの匍行物に捫れる者または何の汚穢を論ず人をして汚れし
むるところの人に捫れる者六 此のごとき物に捫る者は晩まで汚るべしまたその身を水にて洗ふにあらざれば
聖物を食ふべからず七 日の入たる時は潔くなるべければその後に聖物を食ふべし是その食物なればな

八 入自ら死たる物または裂ころされし者を食ひて之なもて身を汚すべからず我はエホバなり九 彼等これを褻
十 してこれが爲に罪を獲て死ることにいたらざるやう我が例規をまもるべし我エホバ是等を聖せり十一 外國の人は聖
十一 物を食ふ可らず祭司の客あるひは傭人は聖物を食ふべからざるなり十二 然ど祭司金をもて人を買たる時
十二 はその者はこれを食ふことを得またその家に生れし者も然り彼等は祭司の食物を食ふことを得べし十三 祭司
十三 の女子もし外國の人に嫁ぎなば禮物なる聖物を食ふべからず十三 祭司の女子寡婦となるありまたは出る
ろありて子なくしてその父の家にかへり幼時のごとくにてあらばその父の食物を食ふことを得べし但し
十四 外國の人はこれを食ふべからず十四 人もし誤りて聖物を食はゝその聖物にこれが五分の一を加へて祭司
十五 に付すべし十五 イスラエルの子孫がエホバに献ぐるところの聖物を彼等褻すべからず十六 その聖物を食ふ
十六 者にはその愆の罰をかうむらしむべし其は我エホバこれを聖すればなり〇十七 エホバまたモーセに告て言た
十七 まはく十八 アロンとその子等およびイスラエルの一切の子孫に告てこれに言へ凡そイスラエルにをる外國の
十八 人の中願還の禮物または自意の禮物をエホバに献ぐるときは十九 その受納らるやうに牛羊あるひは山羊の牡の全き者を献ぐべし
十九 二十 凡て疵ある者は汝ら献ぐべからず是はその物あんちらのために受納られざるべければなり二十一 凡て願
二十 ろひは羊をもて酬恩祭の犠牲を献上る者はその受納らるゝやうに全き者を取べし其物には何の疵もあらし
二十一 むべからざるなり二十二 即ち盲なる者折たる所ある者割たる者去勢たる者腫物ある者癬ある者是の如き者は汝等これをエホバに献ぐべからず
二十二 二十三 牛あるひは羊の成餘れる所または成足ざる所ある者は汝らこれを自意の禮物には用ふるも宜し然ど
二十三 願還においては是は受納らるゝことなかるべし二十四 汝等外腎を打壊りまたは壓つぶしまたは割きまたは斬りたる者をエホバに献ぐべからずまた汝らの國の中に斯る事を行ふべからず二十五 汝らまた異邦人の手
二十四 二十五 よりも是等の物を受て神の食に供ふることをなすべからず其は是等は缺あり疵ある者なるに因て汝らのために

二十六 受納らるゝことあらざればなり〇二十六 エホバモーセに告て言たまはく二十七 牛羊または山羊の
二十七 二十八 日その母につけ置べし八日より後は是はエホバに火祭をなすに悦ばるべし二十八 汝らその母と子とを同日に殺すべからず二十九
二十九 三十 汝らが感謝の犠牲をエホバに献ぐべし三十 是はその日の内に食つくすべし明日まで遺しおくべからず我はエホバなり三十一
三十一 三十二 守り且これを行ふべし我はエホバなり三十二 汝等わが名を瀆すべからず我はエホバにして汝らを聖くする者
三十二 聖者これあらはるべきなり我はエホバにして汝らを聖くする者なり我はエホバなり三十三 エホバまたモーセに告て言たまはく三十四 イスラエルの子孫につけて之に言へ汝らが宜告て聖會とな
三十三 三十四 國より導きいだせし者なり我はエホバなり
三十五 すべきエホバの節期は是のごとし我が節期はすなはち是なり三十五 六日の間業務をなすべし第七日は休むべき
三十六 安息日にして聖會なり汝ら何の業をもなすべからず是は汝らがその一切の住所において守るべきエホバ
三十七 の安息日なり〇三十七 その期やに汝らが宣告べきエホバの節期たる聖會は是なり三十八 すなはち正月の十四
三十八 日の晩はエホバの踰越節なり三十九 またその月の十五日はエホバの酵いれぬパンの節なり七日の間汝等
三十九 酵いれぬパンを食ふべし四十 その首の日には汝ら聖會をなすべし何の職業をもなすべからず四十一 汝ら七日のあひだエホバの火祭を献ぐべし第七日にはまた聖會をなすべし何の職業をもなすべからず〇四十二 エホバまたモ
四十 四十一 四十二 ーセに告て言たまはく四十三 イスラエルの子孫につけて之に言へ汝らわが汝らにたまふところの地に至るにおよびて汝らの穀物を穫るときは先なんぢらの穀物の初穂一束を祭司にもちきたるべし四十四 彼その束の受いれ
四十三 四十四 らるゝやうに之をエホバの前に揺べし即ちその安息日の翌日に祭司これを揺べし四十五 また汝らその束を揺
四十五 ろ日に當歳の牡羔の全き者を燔祭となしてエホバに献べし四十六 その素祭には油を和たる麥粉十分の二をもちふ
四十六 四十七 ちひ之をエホバに献げて火祭となし馨しき香たらしむべしまたその灌祭には酒一ヒンの四分の一をもちふ
四十七 べし四十八 汝らはその神エホバに禮物をたづさへ來るその日まではパンをも烘麥をも青穂をも食ふべからず

是は汝らがその一切の住居において代々永く守るべき例なり〇十五汝ら安息日の翌日より即ち汝ら揺祭の束を揺べきたりし日より數へて安息日七をもてその數を盈すべし十六すなはち第七の安息日の翌日まで日數五十を數へをはり新素祭をエホバに献ぐべし十七また汝らの住所より十分の二をもてつくりたるパン二箇を揺べきたりて揺べし是は麥粉にてつくり酵をいれて焼べし是初穂をエホバにさゝぐるものなり十八汝らまた當歳の全き羔羊七匹と少き牡牛一匹と牡羊二匹をその素祭および灌祭とゝもにエホバにたてまつりて燔祭となすべし是は火祭にしてエホバに馨しき香となる者なり十九斯てまた牡山羊一匹を罪祭にさゝげ當歳の羔羊二匹を酬恩祭の犠牲にさゝぐべし二十而して祭司その初穂のパンとゝもにこの二匹の羔羊をエホバの前に揺て揺祭となすべし是等はエホバにたてまつる聖物にして祭司に歸すべし二一汝らその日に汝らの中に聖會を宣告いだすべし何の職業をも爲べからず是は汝らがその一切の住所において永く守るべき條例なり二二汝ら穀つくすべからず又汝の穀物の遺穂を拾ふべからずこれを貧き者と客旅さに遺しおくべし我は汝らの神エホバなり〇二三エホバまたモーセに告て言たまはく二四イスラエルの子孫に告て言へ七月においては汝らその月の一日をもて安息の日となすべし是は喇叭を吹て記念するの日にして即ち聖會たり二五汝ら何の職業をもなすべからず惟エホバに火祭を献ぐべし二六エホバまたモーセに告て言たまはく二七殊にまたその七月の十日は贖罪の日にして汝らにおいて聖會たり汝等身をなやましまた火祭をエホバに献ぐべし二八その日には汝ら何の工をもなすべからず其は汝らのために汝らの神エホバの前に贖罪をなすべき贖罪の日なればなり二九凡てその日に身をなやますことをせざる者はその民の中より絶れん三十またその日に何の工にても爲ものあれば我その人をその民の中より滅しさらん三一汝等何の工をもなすべからず是は汝らがその一切の住所において代々永く守るべき條例なり三二是は汝らの休むべき安息日なり汝らその身をなやますべしまたその月の九日の晩すなはちその晩より翌晩まで汝等

その安息をまもるべし〇三三エホバまたモーセに告て言たまはく三四イスラエルの子孫に告て言へその七月の十五日は結茅節なり七日のあひだエホバの聖會をもなすべからず三六汝等また七日のあひだ火祭をエホバに献ぐべし而して第八日に汝等の中に聖會を開きまた火祭をエホバに献ぐべし是は會の終結なり汝ら何の職業をもなすべからず三七偖是等はエホバの節期にして汝らが宣告て聖會となし火祭をエホバに献ぐべき者なり即ち燔祭、素祭、犠牲、および灌祭等なり三八この外にエホバの諸安息日ありまた外に汝らの献物ありまた外に汝らの諸の願還の禮物ありまた外に汝らの自意の禮物ありまた外に汝らがエホバに献る者なり三九汝らその地の作物を斂めし時は七月の十五日よりして七日の間エホバの節筵をまもるべし即ち初の日にも安息をなし第八日にも安息をなすべし四十その首の日には汝等佳樹の枝を取べし又なつめ椰子の枝と茂れる樹の枝と河柳の條さを取りて七日のあひだ汝らの神エホバの前に樂むべし四一汝ら歳に七日エホバに此節筵をまもるべし汝ら代々ながくこの條例を守り七月にこれを祝ふべし四二汝ら七日のあひだ茅廬に居りイスラエルに生れたる人はみな茅廬に居べし四三斯するは我がイスラエルの子孫をエジプトの地より導き出せし時にこれを茅廬に住しめし事を汝らの代々の子孫に知しめんためなり我は汝らの神エホバなり

四四モーセすなはちエホバの節期をイスラエルの子孫に告たり

第二十四章

一エホバまたモーセに告て言たまはく二イスラエルの子孫に命じ燈檠を掲て取たる清き油を燈火のために汝に持きたらしめて絶ず燈火をともすべし三またアロンは集會の幕屋において律法の前なる幔の外にて絶ずエホバの前にその燈火を整べし是は汝らが代々ながく守るべき定例なり四彼すなはちエホバの前にて純精の燈盞の上にその燈火を絶ず整ふべきなり五汝麥粉を取りこれをもて菓子十二を焼べし菓子一箇には其の十分の二をもちふべし六而してこれを六宛あらしむべし七汝また淨き乳香をその累の上に置きこれをしてそのパンの上にありて記念ならしめ

八 エホバにたてまつりて火祭とあすべし八安息日ごとに絶ずこれをエホバの前に供ふべし是はイスラエルの
九 子孫の献ぐべき者にして永遠の契約たるなり九これはアロンとその子等に歸す彼等これを聖所に食ふべ
十 し是はエホバの火祭の一にして彼に歸する者にて至聖し是をもて永遠の條例となすべし○十並にその父はエ
ジプト人母はイスラエル人なる者ありてイスラエルの子孫の中にいで來れることありしがそのイスラエルの
十一 婦の生たる者イスラエルの人と營の中に爭論をなせり十一時にそのイスラエルの婦の生たる者エホバの名を
濱して詛ふことをなしければ人々これをモーセの許にひき來れり（その母はダンの支派のデブリの女子にし
十二 て名をシロミテと曰ふ）十二人々かれを閉こめおきてエホバの示諭をうむるを俟り十三時にエホバモーセ
十三 につげて言たまはく十四かの詛ふことをなせし者を營の外に曳いだし之を聞たる者に皆その手を彼の首に按
十四 しめ全會衆をして彼を石にて擊しめよ十五汝またイスラエルの子孫に告て言べし凡てその神を詛ふ者はそ
十五 の罰を蒙るべし十六エホバの名を濱す者はかならず誅されん全會衆かならず石をもて之を擊べし外國の人
十六 にても自己の國の人にてもエホバの名を濱すにおいては誅さるべし十七人を殺す者はかならず誅さるべし
十七 十八獸畜を殺す者はまた獸畜をもて獸畜を償ふべし十九人もしその隣人に傷損をつけなばそのなせし如く
十八 自己もせらるべし二十即ち挫は挫目は目齒は齒をもて償ふべし人に傷損をつけしごとく自己も然せらるべ
十九 きなり二一獸畜を殺す者は是を償ふべく人を殺す者は誅さるべきなり二二外國の人にも自己の國の人にもこ
二十 の法は同一なり我はエホバなり二三モーセすなはちイスラエルの子孫につげて之に言ふべし我
二一 ことをなせし者を曳いだして石にて擊てと言けれ
二二 爲ぬ

第廿五章

一 エホバシナイ山にてモーセに告て言たまはくニイスラエルの子孫につげて之に言ふべし我
二 が汝らに與ふる地に汝ら至らん時はその地にもエホバにむかひて安息を守らしむべし三六年のあひだ汝その
三 田野に種播きまた六年のあひだ汝その葡萄園の物を剪伐てその果を斂むべし四然ど第七年には地に安息
四

五 なさしむべし是エホバにむかひてする安息なり汝その田野に種播べからずまたその葡萄園の物を剪伐べ
六 からず五汝の穀物の自然生たる者は獲べからずまた汝の葡萄樹の修理なしに結べる葡萄は斂むべからず是
七 地の安息の年なればなり六安息の年の產物は汝らの食となるべしすなはち汝と汝の僕と汝の婢と汝の
八 傭人と汝の所に寄寓る他國の人ならびに七汝の家畜と汝の國の中の獸みなその產物をもて食となすべし
九 八汝安息の年を七次かぞふべし是すなはち七年を七回かぞふるなり安息の年七次の間はすなはち四十九
十 年なり九七月の十日にあんち喇叭の聲を鳴わたらしむべし即ち贖罪の日になんち國の中にあまねく喇叭
十一 を吹ならさしめ十かくしてその第五十年を聖め國中の一切の人民に自由を宣しめすべしこの年はなんぢらに
十二 はヨベルの年なりなんぢらおのおのその產業に歸りおのおのその家にかへるべし十一その五十年はなんぢら
十三 にはヨベルなりなんぢら種播べからずまた自然生たる物を獲べからず修理なしになりたる葡萄を斂むべ
十四 らず十二この年はヨベルにしてなんぢらに聖ければなりなんぢらは田野の產物をくらふべし十三このヨベル
十五 の年にはなんぢらおのおのその產業にかへるべし十四なんぢの鄰に物を賣りまたは汝の鄰の手より物を買
十六 ふ時はあんぢらたがひに相欺むくべからず十五ヨベルの後の年の數にしたがひてなんぢその鄰より買ことを
十七 なすべし彼もまたその果を得べき年の數にしたがひてあんぢに賣ことをなすべきなり十六年の數多きときは
十八 汝に價ゑるべきなり十七汝らたがひに相欺むくべからず汝の神を畏るべし我はエホバなり十八汝等わ
十九 が法度を行ひまたわが律法を守りてこれを行ふべし然せば汝ら安泰にその地に住ことを得べし二十汝等は我等もし第七年に種まかず
二十 產物を出さん汝等は飽までに食ひて安泰に其處に住ことを得ん十九地はその
二一 またその產物を欲めずば何を食はんやと言か二一我命じて第六年に恩澤を汝等に降し三年だけの果を結ば
二二 しむべし二二汝等第八年には種を播ん然ど等九年までその蓄き果を食ふことを得べし二三地を賣には限りなく賣べからず地は我の有なればなり汝らは
二三 きたるまで汝ら蓄き者を食ふことを得べし二三地を賣には限りなく賣べからず地は我の有なればなり汝らは

旅客また寄寓者にして我ごろもに在るなり　二四 汝らの産業の地に於ては凡てその地を贖ふことを許すべし
二五 汝の兄弟もし零落てその産業を賣しことあらばその贖業人たる親戚きたりてその兄弟の賣たる者
二六 を贖ふべし　二六 若また人の之を贖ふ者あらずして己みずから之を贖ふことを得にいたらば　二七 その賣てより
二七 の年を數へて之が餘の分をその買主に償ふべし然せばその産業にかへることを得ん　二八 然ごもしこれをその
二八 人に償ふことを得ずばその賣たる者は買主の手にヨベルの年まで在てヨベルに及びてもごさるべし彼すなは
二九 ちその産業にかへることを得ん　二九 人石垣ある城邑の内の住宅を賣ことあらんに賣てより全一年の間は
三〇 これを贖ふことを得べし即ち期定の日の内にその贖をなすべきなり　三〇 もし全一年の内に贖ふことなく
三一 ばその石垣ある城邑の内の家は買主の者に確定りて代々ながくこれに屬しヨベルにもごさるべし　三一
三二 然ご周圍に石垣あらざる村落の家はその國の田畝の附屬物と見做べし是は贖はるべくまたヨベルにいたりて
三三 もごさるべきなり　三三 レビ人の邑々すなはちレビ人の産業の邑にありてレビ人より家を贖ふことを
三四 し三三人もしレビ人の邑々の家はイスラエルの子孫の中に是がもてる産業あればなり　三四 但しその邑々の郊地
三五 るべし其はレビ人の邑々の家はイスラエルの子孫の中に是がもてる産業あればなり　三四 但しその邑々の郊地
三六 の田畝は賣べからず是その永久の産業なればなり　三五 汝の兄弟より利
三七 扶助け之をして旅客または寄寓者のごとくに汝ごろもにありて生命を保たしむべし　三六 汝の兄弟より利
三八 をも息をも取べからず神を畏るべしまた汝の兄弟をしてなんぢ　三七 汝かれ
三九 に利をとりて金を貸べからずまた益を得んとて食物を貸べからず　三八 我は汝等の神エホバにしてカナンの
四〇 地を汝らに與へ且なんぢらの神となんぢ　三九 汝の兄弟
四一 零落て汝に身を賣ことあらば汝これを僕使ふべからず　四〇 彼をして傭人または寄寓者のごとくにして汝ごろもに在しめヨベルの年まで汝に仕へしむべし　四一 其時には彼その子女ごろもに汝の所よ
四二 なれば身を贖て奴隷となる可らず　四三 汝嚴く彼を使ふべからず汝の神を畏るべし　四四 汝の有つ奴隷は男
四三 女ともに汝の四周の異邦人の中より取べし男女の奴隷は是る者の中より買べきなり　四五 また汝らの中に寄寓
四四 る異邦人の子女の中よりも汝ら買ことを得また彼等の中
四五 終り彼等は汝らの所有となるべし　四六 汝ら彼らを遺て汝
四六 有となさしむることを得べし彼等は永く汝らの奴
四七 等たがひに嚴しく相使ふべからず　四七 汝の中なる旅客
四八 兄弟零落て汝の中あるその旅客あるひは寄寓者
四九 その身を賣たる後に贖はるることを得その兄弟の
五〇 れを贖ふべくその家の骨肉の親たる者これを贖ふべしまた
五一 を賣たる年よりヨベルの年までをその買主ごろもに數へ
五二 またその人に仕へし日は人を傭ひし日のごとくに數ふべきなり　五一 若なほ遺れる年多からばその數にしたが
五三 ひまたその買れし金に照して贖の金をその人に償ふべし　五二 若またヨベルの年までに遺れる年少からば
五四 その人ごろもに計算をなしその年數にてらして贖の金を之に償ふべし　五三 彼のその人に仕ふる事は歳雇
五五 の傭人のごとくあるべし汝の目の前において彼を嚴く使はしむべからず　五四 彼もし斯く贖はれずばヨベル
五六 の年にいたりてその子等ごろもに出べし　五五 是イスラ
エルの子孫は我の僕なるに因る彼等はわが僕にして我

がエジプトの地より導き出せし者なり我は汝らの神エホバなり

一 汝ら己のために偶像を作り木像を雕刻べからず又柱の像を建べからずまた汝らの地に石像を
二 立て之を拜むべからず其は我は汝らの神エホバなればなり　二 汝等わが安息日を守りわが聖所を敬ふべ
三 し我はエホバなり　三 汝等もしわが法令にあゆみ吾が誡命を守りてこれを行はば　四 我その時候に雨を汝らに與
四 ふべし地はその產物を出し田野の樹木はその實を結ばん　五 是をもて汝らの麥打は葡萄を斂る時にまで及び汝

六 汝らが稠密を欲ろ事は種播時にまでおよばん汝等は飽までに食物を食ひ汝らの地に安泰に住ことを得べし
七 我平和を國に賜ふべければ汝等は安じて寢ることを得ん汝等を懼れしむる者なかるべし我また猛き獸を國
八 の中より除き去ん劍なんぢらの國を行めぐることも有じ七 汝等はその敵を逐ん彼等は汝等の前に劍に殞ろべ
九 し八 汝らの五人は百人を逐ひ汝らの百人は萬人を逐あらん汝らの敵は皆汝らの前に劍に殞れん九 我なんぢ
十 らを眷み汝らに子を生こと多からしめて汝等を增
十一 を食ふ間にまた新しき者を獲てその舊き者を出すに至らん十一 我わが幕屋を汝らの中に立ん我心汝らを
十二 忌きらはじ十二 我なんぢらの中に歩みまた汝らの神とならん汝らはまたわが民となるべし十三 我は汝らの神
十三 エホバ汝らをエジプトの國より導き出してその奴隷たるここを免しめ者あり我は汝らの軛の檣木を碎
十四 き汝らをして眞直に立て歩く事を得せしめたり十四 然こ汝等もし我に聽したがふ事をなさずこの諸の誡命
十五 を守らず十五 わが法度を蔑如にしまた心にわが律法を忌きらひて吾が諸の誡命をおこなはず却てわが契
十六 約を破ることをなさば十六 我もまた汝らになさんすなはち我なんぢらに驚恐を蒙らしむべし勞瘵と熱病あ
十七 りて目を暗し精魂を憊果しめん汝らの種播ことは徒然なり汝らの敵これを食はん十七 我わが面をなんぢら
十八 に向て攻ん汝らはその敵に殺されんまた汝らの惡む者汝らを治めん汝らはまた追ものなきに逃ん十八 汝ら
十九 若かくのごとくなるも我に聽したがはずば我汝らの罪を罰すること七倍重すべし十九 我なんぢらが勢
二十 力さして誇ろところの者をほろぼし汝らの天を銕のごとくに爲し汝らの地を銅のごとくに爲ん二十 汝等が
二一 力を用ふる事は徒然なるべし即ち地はその產物を出さず國の中の樹はその實を結ばざらん二一 汝らもし我に
二二 敵して事をなし我に聽したがふことをせずば我なんぢらの罪にしがひて七倍の災を汝らに降さん二二 我
二三 また野獸を汝らの中に遣べし是等の者汝らの子を子女を攫くらひ汝らの家畜を噬ころしまた汝らの數を寡く
二四 せん汝らの大路は通る人なきに至らん二三 我これらの事をもて懲すも汝ら改めずなほ我に敵して事をなさ
二五 ば二四 我も汝らに敵して事をなし汝らの罪を罰すること七倍おもくすべし二五 我劍を汝らの上にも

二六 ちきたりて汝らの背約の怨を報ことまた汝らがその邑々に集る時は汝らの中に我疫病を遣らん汝らはそ
二七 の敵の手に付されん二六 我なんぢらが杖とするパンを打くだかん時婦人十人一箇の爐にて汝らのパンを燒きこれを稱りて汝らに付さん汝等は食ふも飽ざるべし二七 汝らもし是のごとくなるも猶我に聽したがふことをせ
二八 ず我に敵して事をなさば二八 我も汝らに敵し怒りて汝らを懲すこと七倍おもくせん二九 汝らはその男子の肉を食ふにいたらん三十 我なんぢらの崇邱を毀ち汝らの柱の像を斫たふし汝らの偶像の尸の上に汝らの死體を投すて吾心に汝らを忌きらはん三一
三一 またなんぢらの邑々を滅し汝らの聖所を荒さんまたその女子の肉を食ふにいたらん三十 我なんぢらの崇邱を毀ち汝らの柱の像を斫たふし汝らの偶像の尸の上に汝らの死體を投すて吾心に汝らを忌きらはん三一
三二 すべければ汝らの敵の其處に住る者これを奇しまん三二 我あんぢらを國々に散し劍をぬきて汝らの後を追ん
三三 汝らの地は荒れ汝らの邑々は亡びん三四 斯その地荒はてん汝らが敵の國に居んその間地は安息を樂まん即ち
三四 斯ろ時はその地やすみて安息を樂むべし三五 是はその荒てゐる日の間息まん汝らが其處に住たる間は汝ら
三五 の安息に此休息を得ざりしなり三六 また汝らの中の遺れる者にはその敵の地において我これに恐懼を懷かし
三六 めん彼等は木葉の搖く聲にもおどろきて逃げその逃る事は劍をさけて逃るがごとくまた追ものもなきに顚沛
三七 ばん三七 彼等は追ものも無に劍の前にあるが如くたがひに相つまづきて倒れん汝等はその敵の前に立ことを
三八 得じ三八 あんぢ等はもろ〳〵の國の中にありて滅うせんなんぢらの敵の地なんぢらを呑つくすべし三九 なん
三九 ぢらの中の遺れる者はなんぢらの敵の地においてその罪の中に癆衰へまた己の身につけるその先祖等の罪
四十 の中に癆衰へん四十 かくて後彼らその罪とその先祖等の罪おょび己が我に悖りし咎と我に敵して事をなせ
四一 し事を懺悔せん四一 我も彼等に敵して事をなし彼らをその敵の地に曳いたりしが彼らの割禮を受ざる心をれ
四二 て卑くなり甘んじてその罪の罰を受るに至るべければ四二 我またヤコブとむすびし吾が契約およびイサクと
むすびし吾が契約を追憶しまたアブラハムとむすびし吾が契約を追憶し且その地を眷顧ん四三 彼等そのの
地を離るべければ地は彼等の之に居る者あくして荒てをる間その安息をたのしまん彼等はまた甘じてその罪

四四 の罰を受ん是は彼等わが律法を蔑如にしその心にわが法度を忌きらひたればなり 四四 かれ等斯のごときに
四五 至るもなほ我彼らが敵の國にをる時にこれを棄すまたこれを思きらはじ斯我かれらを滅ぼし悉してわがかれ
四六 らと結びし契約をやぶることを爲ざるべし我は彼らの神エホバなり 四五 我かれらの先祖等さむすびし契約を
四七 かれらのために追憶さん彼らは前に我がその神さならんとて國々の人の目の前にてエジプトの地より導き
四八 出せし者なり我はエホバなり 四六 是等はすなはちエホバがシナイ山において己さイスラエルの子孫の間にモ
四九 ーセによりて立たまひし法度と條例と律法なり

第廿七章

二 一 エホバモーセに告て言たまはく二 イスラエルの子孫につげてこれに言へ人もし誓願をかけ
三 なばなんぢの估價にしたがひてエホバに獻納物をなすべし三 なんぢの估價はかくすべしすなはち二十歳より
四 六十歳までは男には其價を聖所のシケルに循ひて五十シケルに估べし四 女にはその價を三十シケルに估る
五 べし五 また五歳より二十歳までは男にはその價を二十シケルに估るべしセ また六十歳より上
六 より五歳までは男にはその價を銀三シケルに估るべし六 また一箇月
七 は男にはその價を十五シケルに估り女には十シケルに估るべし八 その人もし貧くして汝の估價に勝ざる時は
八 祭司の前にいたり祭司の估價をうくべきなり祭司はその誓願者の力にしたがひて估價をなすべし九 人もし
九 そのエホバに禮物さして獻ることを爲すこころの牲畜の中を取り誓願の物となしてエホバに獻る時は其
十 物は都て聖し十 之を更むべからずまた佳を惡に惡を佳に易べからず若し牲畜をもて牲畜に易ることをせば
十一 其と其に易たる者ともに聖なるべし十一 もし人のエホバに禮物さして獻ぐるこころを爲ざるこころの汚たる
十二 畜の中ならばその畜を祭司の前に率いたるべし十二 祭司はまたその佳惡にしたがひて之が估價をなすべし即
十三 ちその價は祭司の估るこころによりて定むべきあり十三 その人若これを贖はんとせばその估る價にまた之が
十四 五分の一を加ふべし十四 また人もしその家をエホバに聖別さゝげたる時は祭司その佳惡にしたがひて之が估
十五 價を爲べし即ちその價は祭司の估るこころによりて定むべきなり十五 その人もし家を贖はんとせばその估價
十六 の金にまた之が五分の一を加ふべし然せば是は自分の有さならん十六 人もしその遺業の田野の中をエホバに
十七 獻ぐる時は其處に撒る種の多少にしたがひてこれが估價をなすべし即ち大麥の種一ホメルを五十シケルに
十八 算べきなり十七 もしその田野をヨベルの年より獻たる時はその價を定むべし十八 もしまた
十九 又その田野をヨベルの後に獻たる時は祭司その年の數にしたがひてその金を算へこれに准じてその估價を減すべし十九 その田野を獻たる者若これを贖はんとせばその估價の金の五分の一をこ
二十 れに加ふべし然せば是はその人に歸せん二十 然ど若その田野を贖ふことをせず又はこれを他の人に賣ことを
二一 なさば再び贖ふことを得じ二一 その田野はヨベルにおよびて出きたる時は永く奉納たる田野のごとくエホ
二二 バに歸して聖き者さなり祭司の產業さならん二二 若また自己が買たる田野にしてその遺業にあらざる者をエ
二三 ホバに獻たる時は二三 祭司その人のために估價してヨベルの年までの金を推算べし彼は汝の估れる金高をそ
二四 の日エホバにたてまつりて聖物さなすべし二四 ヨベルの年にいたればその田野は賣主なるその本來の所有
二五 主に歸るべし二五 汝の估價はみな聖所のシケルにしたがひて爲べし二十ゲラを一シケルさなす二六 但し
二六 牲畜の初子はエホバに歸すべき初子なれば何人もこれを獻べからず牛にもあれ羊にもあれ是はエホバの所屬
二七 なり二七 若し汚たる畜ならば汝の估價にしたがひこれにその五分の一を加へてその人これを贖ふべし若これ
二八 を贖ふことをせずば汝の估價にしたがひて之を賣べし二八 但し人がその凡て有る物の中より取て永くエホバ
二九 に納めたる奉納物は人にもあれ畜にもあれその遺業の田野にもあれ一切賣べからずまた贖ふべからず奉納
三十 物はみなエホバに至聖物たるなり二九 また人の中永く奉納されて奉納物さなれる者も贖ふべからず必ず殺
三一 すべし三十 地の十分の一け地の產物にもあれ樹の菓にもあれ皆エホバに聖きなり三一 人
三二 もしその獻ぐる十分の一を贖はんとせば之にまたその五分の一を加ふべし三二 牛または羊の十分の一につい
三三 ては凡て杖の下を通る者の第十番にあたる者はエホバに聖き者なるべし三三 その佳惡をたづぬべからずまた
三四 かゝる之を易べからず若これを易る時は其とその易たる者さもに聖き者さなるべしこれを贖ふことを得ず三四 是

等はエホバがシナイ山においてイスラエルの子孫のために
モーセに命じたまひし誡命なり

利未記終

民數紀略

第二章

一 エホバはまたモーセとアロンに告て言たまはく二 汝等イスラエルの子孫の全會衆の惣數をその宗族に依りその父祖の家に循ひて核べその諸の男丁の名の數と頭數とを得よ三 すなはちイスラエルの中凡て二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る者を汝とアロンその軍旅にしたがひて數ふべし四 また諸の支派おのおのその父祖の家の長たる者一人汝らとともにならしむべし五 汝らとともに立べき人々の名は是なり即ちルベンよりはシデウルの子エリツルヽシメオンよりはツリシヤダイの子シルミエル六 ユダよりはアミナダブの子ナション八 イッサカルよりはツアルの子ネタニエル九 ゼブルンよりはヘロンの子エリアブ十 ヨセフの子等の中にてはエフライムよりはアミホデの子エリシヤマ マナセよりはパダツルの子ガマリエル十一 ベニヤミンよりはギデオニの子アビダン十二 ダンよりはアミシヤダイの子アヒエゼル十三 アセルよりはオクランの子パギエル十四 ガドよりはデウエルの子エリアサフ十五 ナフタリよりはエナンの子アヒラ十六 是等は會衆の中より選み出されし者にてその父祖の支派の牧伯またイスラエルの千人の長なり十七 かくてモーセとアロンこれに名を擧たる人々を率れ領て十八 二月の一日に會衆をことごとく集めければ彼等その宗族に循ひその父祖の家にしたがひその名の數にしたがひて自分の出生を述たり斯二十歳以上の者ことごとく核へらる十九 エホバの命じたまひしごとくモーセシナイの野にて彼等を核數たり二十 すなはちイスラエルの長子ルベンの子等より生れたる者をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數に依りその頭數によれば二一 ルベンの支派の中にその核數られし者四萬六千五百人ありき二二 またシメオンの子等より生れたる者等をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數に依りその頭數に依れば二三 シメオンの支派の中にその核數られし者五萬九千三百人ありき二四 またガドの子等より生れたる者をその宗族に依りその父祖の家にしたがひ

て核べ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男子を數へたるにその名の數に依れば 二五 がドの支派の中にその核數られし者四萬五千六百五十人ありき 二六 ユダの子等より生れたる者をその宗族に依りその父祖の家に循ひて核べ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數に依れば 二七 ユダの支派の中にその核數られし者七萬四千六百人ありき 二八 イッサカルの子等より生れたる者をその宗族に依りその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戰爭に出るに勝る男丁を數へたるにその名の數に依れば 二九 イッサカルの支派の中にその核數られし者五萬四千四百人ありき 三十 ゼブルンの子等より生れたる者をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數に依れば 三一 ゼブルンの支派の中にその核數られし者五萬七千四百人ありき 三二 ヨセフの子等の中エフライムの子等より生れたる者をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數に依れば 三三 エフライムの支派の中にその核數られし者四萬五百人ありき 三四 又マナセの子等より生れたる者をその宗族に依りその父祖の家に循ひて核べ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數に依れば 三五 マナセの支派の中にその核數られし者三萬二千二百人ありき 三六 ベニヤミンの子等より生れたる者をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數によれば 三七 ベニヤミンの支派の中にその核數られし者三萬五千四百人ありき 三八 ダンの子等より生れたる者をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數によれば 三九 ダンの支派の中にその核數られし者六萬二千七百人ありき 四十 アセルの子等より生れたる者をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數によれば 四一 アセルの支派の中にその核數られし者四萬一千五百人ありき 四二 ナフタリの子等より生れたる者をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數によれば 四三 ナフタ

リの支派の中にその數へられし者五萬三千四百人ありき 四四 是すなはちその核數られし者にしてモーセとアロンとイスラエルの牧伯等は數ふる所是のごとしその牧伯等は十二人にして各々その父祖の家のために出たるなり 四五 斯イスラエルの子孫をその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁をイスラエルの中に數へたるに 四六 其核數られし者都合六十萬三千五百五十人ありき 四七 但しレビの支派の人はその父祖にしたがひて核數らるゝこと無りき 四八 即ちエホバモーセに告て言たまひけらく 四九 惟レビの支派のみは汝これを核數べからずまたその總數をイスラエルの子孫ごもに計ふべからざるなり 五十 なんぢレビ人をして律法の幕屋とその諸の器具と其に屬する諸の物を管理らしむべし彼等はその幕屋とその諸の器具を運搬ぶことを爲しまたこれが役事を爲し幕屋の四圍にその營を張べし 五一 幕屋を移す時はレビ人これを拆卸し幕屋を立る時はレビ人これを組たつべし外人のこれに近く者は殺さるべし 五二 イスラエルの子孫はその軍旅に循ひて各々自己の營にその天幕を張り各人その隊の旗の下に天幕を張べし 五三 然ごレビ人は律法の幕屋の四圍に營を張べし是イスラエルの子孫の全會衆の上に震怒のおよぶことなからん爲なりレビ人は律法の幕屋をあづかり守るべし 五四 是においてイスラエルの子孫エホバのモーセに命じたまひしごとくに凡て爲し斯おこなへり

一 エホバモーセとアロンに告て言たまはく 二 イスラエルの子孫は各々その隊の纛の下に營を張てその父祖の族號の下に居るべくまた集會の幕屋の四圍に於て之にむかひて營を張べし 三 即ち日の出る方東に於てはユダの營の纛の下につく者その軍旅にしたがひてユダの子孫の牧伯さあるべし 四 その軍旅すなはちその核數られし者は七萬四千六百人 五 その傍に營を張る者はイッサカルの支派なるべし而してツアルの子ナタニエルイッサカルの子孫の牧伯さなるべし 六 その軍旅すなはちその核數られし者は五萬四千四百人七 またゼブルンの支派これと偕にありてヘロンの子エリアブゼブルンの子孫の牧伯さなるべし 八 その軍旅すなはちその核數られし者は五萬七千四百人九 ユダの營の軍旅すなはち核數られ

十一 し者は都合十八萬六千四百人是等の者首先に進むべし十二また南の方に於てはルベンの營の纛の下につく者
十二 その軍旅にしたがひて居りシデウルの子エリヅルルベンの子孫の牧伯となるべし十一その軍旅すなはちその
十三 核數られし者は四萬六千五百人十二その傍に營を張る者はシメオンの支派なるべし而してツリシャダイの
十四 子シルミエルシメオンの子孫の牧伯となるべし十三その軍旅すなはちその核數られし者は五萬九千三百人
十五 ガドの支派これに次ぎデウエルの子エリアサフがかぞへ
十六 核數られし者は四萬五千六百五十人十六ルベンの營の軍旅すなはちその核數られし者は都合十五萬一千四百
十七 五十人是等の者第二番に進むべし十七その次に律法の幕屋レビ人の營さゝもに諸營の眞中にありて進むべし
十八 彼等はその營を張がごとくに各々その隊にしたがひて進むべきなり十八また四の方においてはエフライムの營の纛の下につく者その軍旅にしたがひて居りアミホデの子エリシヤマエフライムの子孫
十九 の牧伯となるべし十九その軍旅すなはちその核數られし者は四萬五百人二十マナセの支派その傍にありて
二十 パダツルの子がマリエルマナセの子孫の牧伯となるべし二一その軍旅すなはちその核數られし者は三萬二千
二一 二百人二二ベニヤミンの支派これに次ぎギデオニの子
二二 軍旅すなはちその數へられし者は三萬五千四百人二三エフライムの營の軍旅すなはちその核數られし者は都合
二三 十萬八千一百人是等の者第三番に進むべし二五また北の方に於はダンの營の纛の下につく者その軍旅に循
二四 ひて居りアミシヤダイの子アヒエゼルダンの子孫の牧伯となるべし二六その軍旅すなはちその核數られし者は
二五 は六萬二千七百人二七その傍に營を張る者はアセルの支派なるべし而してオクランの子パギエルアセルの
二六 子孫の牧伯となるべし二八その軍旅すなはちその核數られし者は四萬一千五百人二九ナノタリの支派これに
二七 次ぎエナンの子アヒラナフタリの子孫の牧伯となるべし三十その軍旅すなはちその核數られし者は五萬三千
二八 四百人三一ダンの營の核數られし者は都合十五萬七千六百人是等の者その旗號にしたがひて最後に進むべ
二九 し三二イスラエルの子孫のその父祖の家にしたがひて核數られし者は是のごとし諸營の軍旅すなはちその核

三三 數へられし者は都合六十萬三千五百五十人なりき三三但しレビ人はイスラエルの子孫さゝもに計へらるゝごとく
三四 無りきすなはちエホバのモーセに命じたまへる如し三四是において イスラエルの子孫エホバの凡てモーセに
命じたまひしごとくに行ひ各々その宗族に依りその父祖の家に依りその隊の纛にしたがひて營を張りまた進
むことを爲せり

第二章

一 エホバシナイ山に於てモーセと語ひたまへる日にはアロンとモーセの一族左のごとくにてありき
二 ニアロンの子等は是のごとし長子はナダブ次はアビウエレアザルイタマル三是すなはちアロンの子等の名
三 なり彼等は皆膏そゝがれ祭司の職に任ぜられて祭司となれり四ナダブとアビウはシナイの野にて異火をエ
四 ホバの前に獻たる時にエホバの前に死り子なしエレアザルとイタマルはその父アロンの目の前にて祭司の職
五 を爲り○五エホバまたモーセに告て言たまはくレビの支派を召よせ祭司アロンの前に侍りてこれに事へし
六 めよ七彼らは集會の幕屋の前にありてアロンの職と全會衆の職に替り幕屋の役事をなすべきなり八すべ
七 なはち彼等は集會の幕屋の諸の器具を看守イスラエルの子孫の職に替りて幕屋の役事をなすべし九汝ん
八 レビ人をアロンとその子等に與ふべしイスラエルの子孫の中より彼等は全くアロンに與へられたる者なり十
九 汝アロンとその子等を立て祭司の職を行はしむべし外人の近づく者は殺されん十一エホバすなはちモ
十 ーセに告て言たまはく十二視よ我イスラエルの子孫の中なる始に生れたる者すなはち首出の代にレビ人をイ
十一 スラエルの子孫の中より取り十三首出はすべて吾が有となるべし我はエホバなり
十二 る時イスラエルの首出を人も畜もことごとく聖別て我に歸せしめたり是はわが有となるべし我はエホバなり
十三 十四エホバシナイの野にてモーセに告て言たまはく十五汝レビの子孫をその父祖の家に依りその宗族にし
十四 たがひて核數よ凡ちその一箇月以上の男子を核數べし十六是においてモーセエホバの言に循ひてその命
十五 ぜられしごとくに之を核數たり十七レビの子等の名はゲルションコハテメラリ十八ゲルションの子等の名はその宗族によれば左のごとしリブニシメイ十九コハテの子等の名はその宗族によれば左のごとしア